給水装置工事施行基準

２０１８

八尾市水道局

目次

Ⅰ　給水装置工事施行基準 1
1　総　　則 1
1.1 趣　旨 1
1.2 適　用 1
1.3 給水装置の定義 1
1.4 給水装置の種類 1
1.5 工事の種類 1
2　給水装置の構造と材料 2
2.1 給水装置の構造 2
2.1.1 構　造 2
2.2 給水装置の材料及び器具 2
2.2.1 材料及び器具 2
2.2.2 構造及び材料の基準 4
2.2.3 基準適合の証明方法 4
2.2.4 特定機器 5
3　給水装置の基本計画 6
3.1 基本計画 6
3.1.1 調　査 6
3.1.2 協　議 6
3.2 給水方式 6
3.3 メーター設置基準 7
3.4 計画使用水量の決定 7
3.4.1 計画使用水量 7
3.4.2 計画使用水量の決定 8
3.5 給水管の口径の決定 14
3.5.1 設計水圧 14
3.5.2 動水勾配及び流速、流量 14
3.5.3 口径の決定 14
3.5.4 口径決定の手順 16
3.5.5 損失水頭 16
3.5.6 使用メーターの種類 22
3.6 設計図書の作成 23
3.6.1 作　図 23
3.6.2 管種別記号色分け及びその他記号 35
3.6.3 管類及び地形等の表示 35
4　給水装置の施工 36
4.1 一般事項 36
4.1.1 一　般 36
4.1.2 現場責任者の常駐 36
4.1.3 断　水 36
4.1.4 事故防止と事故処理 36
4.2 給水管の分岐 36
4.2.1 分岐の制限 36
4.2.2 分岐の方法 36
4.2.3 分岐の撤去 39
4.3 給水管の埋設深さ及び占用位置 39
4.3.1 埋設深さ 39
4.3.2 占用位置 39
4.4 給水管の明示 40

４.５ 止水栓、仕切弁及び消火栓の設置 44
４.６ メーターの設置 47
４.６.１ メーターの設置 47
４.６.２ 地付メーター装置 47
４.７ 増圧給水設備 55
４.７.１ 増圧給水設備 55
４.７.２ 給水圧力 55
４.７.３ 非常用給水栓 56
４.７.４ 増圧給水設備の設置場所等 56
４.８ 高置水槽直結給水 57
４.８.１ 定　義 57
４.８.２ 高置水槽補給装置 57
４.８.３ 高置水槽の高さ 57
４.８.４ 高置水槽の設置位置 57
４.８.５ 高置水槽の大きさ 57
４.８.６ 給水装置及び高置水槽以下装置 57
４.９ 土工事等 57
４.９.１ 掘　削 57
４.９.２ 埋戻しと残土処分 58
４.９.３ 道路復旧工事 58
４.９.４ 現場管理 58
４.１０ 配管工事 59
４.１０.１ 構造及び材質 59
４.１０.２ 配　管 59
４.１０.３ 道路の配管 60
４.１０.４ 宅地の配管 64
４.１０.５ サヤ管ヘッダー工法 64
４.１０.６ 管の切断加工 64
４.１０.７ 管の接合 64
４.１１ 水の安全対策 66
４.１１.１ 汚染防止 66
４.１１.２ 破壊防止 66
４.１１.３ 侵食防止 67
４.１１.４ 逆流防止 67
４.１１.５ 凍結防止 68
４.１１.６ クロスコネクションの防止 69
４.１２ 既設建物の直結改造 69
４.１２.１ 目　的 69
４.１２.２ 工事の適用 69
４.１２.３ 給水方式の選定の目安 69
４.１２.４ 使用材料及び器具 69
４.１２.５ 既設管の水圧テスト 69
４.１２.６ 既設メーター装置等 69
４.１２.７ 配　管 69
４.１２.８ 直結切り替え時の留意事項 70
４.１２.９ 検　査 70
５　審査及び検査 71
５.１ 審　査 71
５.１.１ 設計と審査 71
５.１.２ 給水装置工事申込書等の記載上の注意 72
５.１.３ 給水装置工事申込書の取扱 73

５.２ 検　査 73
５.２.１ 検査の種類 74
５.２.２ 検査の方法 74
５.２.３ 検査手順 74
６ 維持管理 76
６.１ 管理区分 76
６.２ 維持管理 76
７　複式メーターボックスユニット標準仕様 77
８　特定施設水道連結型スプリンクラー設備 81
８．１　趣旨 81
８．２　調査・協議 81
８．３　設計 81
８．４　申請書類 81
Ⅱ　貯水槽以下装置指導基準 84
１　総　　則 84
１.１ 趣　旨 84
１.２ 給水方式 84
２　貯水槽の構造 85
２.１ 種　類 85
２.２ 設置位置 85
２.３ 構　造 85
２.４ 貯水槽の大きさ 88
２.５ 貯水槽の補給水量 88
２.６ 協　議 88
３　付属設備 89
３.１ ボールタップ 89
３.２ 逆流防止 89
３.３ 波立ち防止 89
３.４ 越流管 90
３.５ 水抜き管 90
３.６ 警報装置 90
３.７ ポンプの設置 90
３.８ 非常用給水栓 90
４　貯水槽以下の設計 91
４.１ 配管設備設計 91
４.２ 設計水量 91
４.３ 子メーター装置 91
４.４ 二重計量に係る事項 91
４.５ 貯水槽以下の配管 91
５　高置水槽 94
５.１ 高置水槽の標準構造 94
６　装置の確認 95
６.１ 装置の確認 95
７　その他注意事項 96
７.１ 設計上の注意 96
７.２ 消火用水 96
７.３ 流量調整 96
７.４ 標示板の設置 96
７.５ 貯水槽管理人届・貯水槽点検調査表の提出 96
７.６ 維持管理 97
７.７ 簡易専用水道 97

Ⅲ　３．４階直結直圧給水施行基準.....100
３階直結直圧給水施行基準.....100
１.１ 趣　旨.....100
１.２ 適応範囲.....100
１.３　給水方式.....100
１.４　メーター設置基準.....100
２　３階直結直圧給水装置の構造及び材料.....101
２.１　給水装置の構造.....101
２.２　給水装置の材料.....101
３　３階直結直圧給水装置の設計.....101
３.１　調査と協議.....101
３.１.１　調査.....101
３.１.２　協議.....101
３.２　給水管及びメーターの口径決定.....101
３.２.１　設計水量.....101
３.２.２　給水主管口径及びメーター口径.....102
３.２.３　設計水圧.....103
４階直結直圧給水施行基準.....105
１ 総 則.....105
１.１ 趣 旨.....105
１.２ 目 的.....105
１.３ 直結直圧式の定義.....105
１.４ 給水方式.....105
１.５ 適用範囲.....105
１.５.１　対象地域.....105
１.５.２　対象建物.....105
１.５.３　対象外の建築物.....106
１.５.４　併用式の特例.....106
１.５.５　既存設備に対する処置.....106
２　４階直結直圧給水装置の構造及び材料.....107
２.１　直結直圧給水装置の構造.....107
２.２　直結直圧給水装置の材料.....107
３　４階直結直圧給水装置の設計.....109
３.１　調査と協議.....109
３.１.１　調　査.....109
３.１.２　協　議.....109
３.２　水理計算.....109
３.２.１　設計水圧.....109
３.２.２　設計水量.....110
３.２.３　給水主管口径及びメーター口径.....112
３.２.４　摩擦損失水頭.....113
３.２.５　各種給水器具による損失水頭.....113
３.２.６　使用メーターの種類.....114
３.２.７　器具類の損失水頭の直管換算長、設計動水勾配、流速、流量.....114
Ⅳ　直結増圧給水施行基準.....121
１　総　　則.....121
１.１ 趣　旨.....121
１.２ 目　的.....121
１.３ 直結増圧式の定義.....121
１.４ 給水方式.....121
１.５ 適用範囲.....122

１.５.１　対象地域 122
１.５.２　対象建物 122
１.５.３　対象外の建物 122
１.５.４　併用式の特例(直結直圧に準ずる) 122
１.５.５　既存設備に対する処置(直結直圧に準ずる) 122
１.５.６　増圧給水設備設置の猶予 122
２　直結増圧給水装置の構造及び材料 123
２.１ 直結増圧給水装置の構造 123
２.２ 直結増圧給水装置の材料 123
３　直結増圧給水装置の設計 125
３.１ 調査と協議 125
３.１.１ 調　査 125
３.１.２ 協　議 125
３.２ 水理計算 125
３.２.１ 設計水圧 125
３.２.２ 設計水量 125
３.２.３ 給水管の口径 126
３.２.４ 減圧式逆流防止装置 126
３.２.５ 増圧装置 127
３.２.６ 非常用給水栓の設置 128
３.２.７ 増圧装置の設置場所等 128
３.２.８ 高置水槽直結増圧給水の制御 129
３.２.９ 水道メーターの設置基準 129
３.２.１０ 私設メーターの設置 129
Ｖ　参　考　資　料 144
１　給水装置設計関係 144
１.１ 水量、管径の計算例 144
２　関係法令集 146
２.１　水道法（抄） 146
２.２　水道法施行令（抄） 152
２.３　水道法施行規則（抄） 154
２.４　水質基準に関する省令（抄） 165
２.５　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 168
２.６　建築基準法（抄） 174
２.７　建築基準法施行令（抄） 174
２.８　建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄） 176
２.９　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄） 178
２.１０　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄） 180
２.１１　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄） 181
２.１２　給排水設備技術基準・同解説（抄） 182
２.１３　八尾市水道事業給水条例 192
２.１４　八尾市給水条例施行規程 204
２.１５　八尾市水道事業加入金徴収に関する取扱要綱 212
２.１６　八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程 214
２.１７　八尾市水道局指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱 220
２.１８　八尾市水道事業給水条例の違反処分に関する要綱 229
２.１９　給水工事諸費用徴収に関する取扱要綱 234
２.２０　八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱 243
２.２１　地下水利用型専用水道にかかる指導要綱 248
２.２２　地下水利用型専用水道にかかる指導要綱運用基準 249

２.２３　八尾市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領.....252
２.２４　中高層住宅の各戸計量等に関する取扱基準.....254
２.２５　給水主管の帰属に係る事務処理要綱 266
２.２６　開発事業に係る水道事務処理要綱.....272
２.２７　給水装置工事記録写真撮影箇所 280

Ⅰ　給水装置工事施行基準

１　総　　則

１．１ 趣　旨

この基準は、給水装置工事の施行及び管理を適正かつ合理的に運用するため、水道法（以下「法」という。）、同施行令（以下「政令」という。）八尾市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）並びに八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程（以下「指定工事業者規程」という。）等に基づき、給水装置工事の設計と施行について定めたものである。

１．２ 適　用

1. この基準は、本市の水道より給水する給水装置工事に適用する。ただし、貯水槽以下装置については、別に定める基準によるものとし、そこに明記されていない事柄については、この基準による。
2. この基準の適用に疑義が生じた場合は、八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示による。

１．３ 給水装置の定義

「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第３条第９項）

１．４ 給水装置の種類

給水装置は、次の２種とする。（条例第４条）

- 専用給水装置
  １戸又は１事業がもつぱら使用するもの。
- 私設消火栓
  消防用として使用するもの。

１．５ 工事の種類

工事は、次の工種に区分する。

- 新設工事
  新たに給水装置を設ける工事。
- 一般改良工事
  給水装置の改良及び増設する工事。
- 水洗改良工事
  水洗化に伴う栓数を増加する工事。
- 臨時工事
  一時的に給水し、その目的を終えれば撤去される装置の工事。
- 布設工事
  給水主管を布設する工事。
- 布設先行工事
  舗装工事等に先行して給水管を布設する工事。
- 既得先行工事
  舗装工事等に先行して給水管を布設する工事。（加入金の権利を有する。）
- 撤去工事
  不要となった給水装置を撤去する工事。
- 修繕工事
  給水装置の破損箇所を原形に修復する工事。

２　給水装置の構造と材料

２．１ 給水装置の構造

２.１.１ 構　造

1. 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取り付口から３０センチメートル以上離れていること。（政令第５条第１号）
2. 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しくいち過大でないこと。（政令第５条第２号）
3. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されてないこと。（政令第5条3号）
4. 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。（政令第5条第4号）
5. 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。（政令第５条第５号）
6. 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（政令第５条第６号）
7. 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。（政令第５条第７号）
8. 給水管に空気が停滞するおそれのある箇所には、排気装置を設けること。
9. 別個のメーターで計量されている給水装置は、相互連絡をしてはならない。
10. 家屋の主配管経路は、構造物の下を避けること等により漏水時の修理など維持管理が容易に行えるようにしなければならない。
11. 高水圧地域又は低層階等で給水圧が過大になるおそれがある給水装置については、減圧弁の設置を考慮すること。
12. 給水装置の構造・材質および配管方法は、地震時の変位にも対応できるようにすること。

２．２ 給水装置の材料及び器具

２.２.１ 材料及び器具

給水装置に使用する材料及び器具は、政令第５条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。ただし、配水管の分岐部よりメーター装置までと各戸のメーター装置及び政令に定めのない材料及び器具は別途管理者が指定する。

管理者が指定する材料及び器具等は、（表 2.2.1）～（表 2.2.4）に示す。

表２.２.１ 管　類

	品　　名	適　用　規　格（認証品）
給　水　管	水道用ダクタイル鋳鉄管	ＪＷＷＡ　Ｇ　１１２
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	ＪＷＷＡ　Ｋ　１１８
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	ＪＷＷＡ　Ｋ　１１６
	水道配水用ポリエチレン管(ＰＥ管)	ＪＷＷＡ　Ｋ　１４４
	水道用ポリエチレン管　（二層管）	ＪＩＳ　Ｋ　６７６２
給水管継手類	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	ＪＷＷＡ　Ｇ　１１４
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	ＪＷＷＡ　Ｋ　１１９
	水道用樹脂コーティング管継手	ＪＷＷＡ　Ｋ　１１７
	水道配水用ポリエチレン管継手（ＰＥ管）	ＪＷＷＡ　Ｋ　１４５
	水道用ポリエチレン管継手	ＪＷＷＡ　Ｂ　１１６
	鋳鉄フランジ（ブッシング入合フランジ）	八尾市規格品
	特殊押輪	管理者承認品

表２.２.２ 弁・栓類・割丁字管

	品　　名	適　用　規　格（認証品）
給水用具	水道用ソフトシール仕切弁	ＪＷＷＡ　Ｂ　１２０
	水道用サドル分水栓	ＪＷＷＡ　Ｂ　１１７　（Ａ－Ｓ型）
	割丁字管	管理者承認品
	水道用止水栓	ＪＷＷＡ　Ｂ　１０８
	水道用地下式消火栓	ＪＷＷＡ　Ｂ　１０３
	水道用地上式消火栓	ＪＷＷＡ　Ｂ　１０２
	水道用空気弁	ＪＩＳ　Ｂ　２０６３
	水道用急速空気弁	ＪＷＷＡ　Ｂ　１１８
	青銅バルブ　１０Ｋ	ＪＩＳ
	鋳鉄バルブ　１０Ｋ	ＪＩＳ
	青銅ねじ込み逆止弁　１０Ｋ	ＪＩＳ
	鋳鉄フランジ逆止弁　１０Ｋ	ＪＩＳ
	水道用直結伸縮止水栓	管理者承認品
	逆止付直結伸縮止水栓	管理者承認品
	補修弁	管理者承認品
	ブースターポンプ	ＪＷＷＡ　Ｂ　１３０

表２.２.３ 器 具 類

	品　　名	適　用　規　格（認証品）
給水用具	メーターフランジ　（合フランジ）	管理者承認品
	メーター補足管	管理者承認品
	伸縮止水栓用片落管	管理者承認品
	修理水栓	管理者承認品

表２.２.４ 給水管及び給水用具以外の付属用品

	品　　名	適　用　規　格（認証品）
付属用品	仕切弁鉄蓋	八尾市規格品
	消火栓鉄蓋	八尾市規格品
	止水栓・バルブ鉄蓋	八尾市規格品
	止水栓ボックス	管理者承認品
	鋳鉄製メーターボックス	八尾市規格品
	防錆スリーブ	管理者承認品
	シール剤	ＪＷＷＡ　Ｋ　１３７
	シールテープ	水道用
	切削油	ＪＷＷＡ　Ｋ　１３７
	ビニル接着剤	ＪＷＷＡ　Ｓ　１０１
	ポリエチレンスリーブ	ＪＤＰＡ　Ｚ　２００５
	管識別テープ	管理者承認品
	給水管明示ピン	管理者承認品
	遠隔指示方式メーター用スタンド	八尾市規格品
	樹脂製メーターボックス	管理者承認品
	仕切弁ブロック	管理者承認品
	消火栓ブロック	管理者承認品
	止水・バルブブロック	八尾市規格品
	管端防食コア	管理者承認品

２.２.２ 構造及び材料の基準

政令第５条第２項に基づく、給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生省令第１４号（以下「省令」という。）の主な内容は、下記のとおり。

1. 耐圧に関する基準（省令第 1 条）
   (1) 給水管及び給水装置に一定の静水圧（1.75MPa）を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
   (2) 給水管や継手の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること。
2. 浸出等に関する基準（省令第 2 条）
   (1) 給水管や水栓等からの金属等の浸出が一定値以下であること。
   (2) 水が停滞しない構造となっていること。
3. 水撃限界に関する基準（省令第 3 条）
   (1) 水栓等の急閉止により、１.５MPa を超える著しい水撃圧が発生しないこと。又は、水撃圧を緩和する器具を設置すること。
4. 防食に関する基準（省令第 4 条）
   (1) 酸、アルカリ、漏えい電流により侵食されない材質となっていること。又は、防食材や絶縁材で被覆すること。
5. 逆流防止に関する基準（省令第 5 条）
   (1) 逆止弁等は、低水圧（3kPa）時にも高水圧（1.5MPa）時にも水の逆流を防止できること。
   (2) 給水する箇所には逆止弁等を設置するか、又は、水受け部との間に一定の空間を確保すること。
6. 耐寒に関する基準（省令第 6 条）
   (1) 低温（-20℃）に曝露された後でも、当初の性能が維持されていること。
   (2) 断熱材で被覆すること。
7. 耐久に関する基準（省令第 7 条）
   (1) 弁類は、１０万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること。

２.２.３ 基準適合の証明方法

1. 自己認証

製造業者等が自ら又は製品試験機関に委託して得たデータ、作成した資料等によって証明する方法。自己認証の具体例としては、製造業者等が性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の標示を製品等に行うこと。

又は、製品が設計段階で政令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明書及び製品品質の安定性を示す証明書（一例として、ISO（国際標準化機構）９０００シリーズの規格への適合証明書）を製品の種類ごとに指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）等に提示すること等がある。

2. 第三者認証

製造業者等の契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場検査等を行い基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの標示を認める方法、第三者認証機関としては、現在、下記の５機関がある。

- （公社）日本水道協会

（公社）日本水道協会の認証には基本基準適合品（基本基準７項目）と基本基準７項目に他の性能を付加した規格（JWWA 規格等）に適合した特別基準適合品がある。

- （一財）日本ガス機器検査協会
- （一財）電気安全環境研究所
- （一財）日本燃焼器具検査協会
- アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク

第三者認証機関の認証マークは（図 2.2.1）参照のこと。

3. その他

(1)日本工業規格（JIS）

日本工業技術院が規格制定したもので、ＪＩＳ３２００ シリーズの試験方法に合格したもの。

(2)八尾市規格

八尾市水道局が規格制定したもので（公社）日本水道協会の検査に合格したもの。

(3)管理者承認品

八尾市水道事業管理者が使用承認したもので（公社）日本水道協会の検査に合格したもの。

図２.２.１ 第三者認証機関の認証マーク

基本基準適合品に表示されるマーク

家庭用の水道器具が厚生労働省令で定める構造・材質、７項目の性能基準に適合していることを示します。

水圧に耐えられるかどうか、水に接したときに材料の成分等がどのくらい溶け出るか、必要な逆流防止の措置がされているかなどをチェックしています。

特別基準適合品・技術基準適合品に表示するマーク

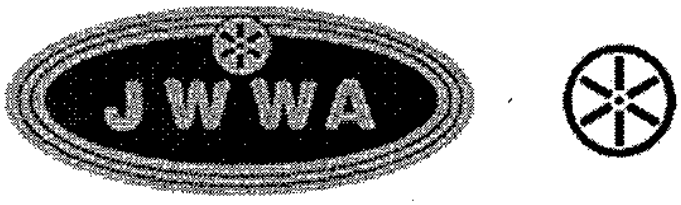

家庭用の水道器具が厚生労働省令で定める基準に加え、他の性能を付加した基準に適合していることを示します。

水道事業用の資機材や薬品が厚生労働省令で定める基準に適合していることを示します。

２.２.４ 特定機器

1. 水道に直結する飲用に供さない機器類は特定機器とし、その取扱は以下の通りとする。
2. 特定機器とは、冷凍機器、洗髪器、歯科用ユニット、加湿器、その他管理者が指定するもの。
3. 特定機器の構造及び材質は、政令第５条の基準に適合していること。
4. 特定機器を設置する場合は、設計書に必ず明記すること。
5. 断水時における機器の使用中止事項について、使用者の誓約書を得ること。
6. 誓約書が得られない場合又は機器を使用する上で断水の困難な場合は、貯水槽給水方式の場合のみ使用を認める。
7. 機器の排水口は、容易に確認でき、ほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。

3　給水装置の基本計画

3．1 基本計画

3.1.1 調　査

調査に当たっては、次に示す調査事項の事前調査及び現場調査を十分に行い、設計に必要な資料を収集すること。

1. 工事場所（住所、住居表示番号、給水区域）
2. 使用水量（使用目的、使用人員、使用期間）
3. 既設給水装置の有無（形態、管種、口径、布設位置、水栓番号）
4. 配水管及び給水主管の布設状況（管種、口径、埋設位置、管路番号、水圧）
5. 道路の状況（道路種別（国道、府道、市道、里道、私道、河川敷等）、路線名、舗装種別、舗装年次）
6. 河川・水路等の状況
7. 各種埋設物の有無（府営水道・下水道・ガス・電気・電話等の口径、布設位置）
8. 現地の施行環境（施行時間、関連工事、公害対策）
9. 既設給水主管等から分岐する場合（所有者、給水能力、既設建物との関連）
10. 工事に関する同意承諾の取得確認（土地承諾、分岐承諾、その他利害関係）
11. 建築配置図と関係図面（建築確認通知書）
12. 新設給水管（管種、口径）
    (1) 屋外配管（止水栓・メーターの位置、布設位置）
    (2) 屋内配管（給水栓の位置(種類と個数)、給水用具、分岐点と給水口の高低差）
13. 貯水槽給水方式の場合（貯水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート）

3.1.2 協　議

1. 道路及び河川占用工事等については、関係官公署その他企業と施行条件等について十分に協議をすること。
2. 関係課との協議
3. 直結給水の事前協議
   (1) 設計者は、設計着手前に水道局給水係と十分協議すること。
   (2) 設計者は、設計完了後に水道局給水係へ「直結給水事前協議書」を提出し、その確認を得ること。
   (3) 確認された「直結給水事前協議書」は、後日指定工事業者が行う工事申請の際、提出すること。ただし、給水工事申込時に提出される給水工事申請書と事前協議の内容が異なる場合は、新たに再協議すること。

3．2 給水方式

給水方式には、直結式、貯水槽式及び直結・貯水槽併用式があり、その方式の決定は以下による。

表３.２.１ 給水方式の分類

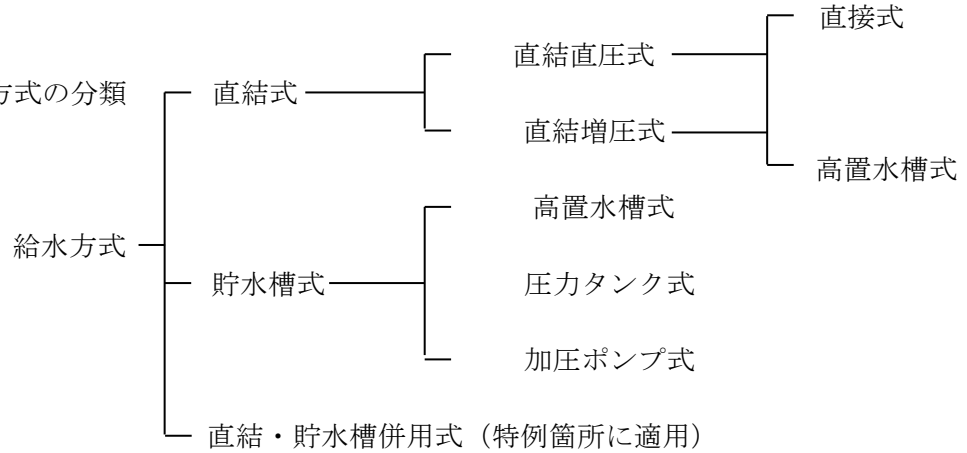

1. ２階建てまでの建築物の給水方式は、直接配水管の水圧で給水する直結直圧給水方式を原則とする。
2. ３～４階建て建築物で、以下の基準に適合するものは、直結直圧給水方式を原則とする。

(1) 貯水槽の設置を必要としない建築物
(2) 配水管の年間最小動水圧が下記区域の建築物
① ３階建て　　０．２５ＭＰａ(2.5kgf/cm²)以上の区域　配水管の口径（75 ㎜～350 ㎜）
② ４階建て　　０．２９ＭＰａ(3.0kgf/cm²)以上の区域　配水管の口径（75 ㎜～350 ㎜）

3. 配水管の年間最小動水圧が上記に満たない３～４階建て及び５階建て以上の貯水槽の設置を必要としない建築物で、使用圧力が０．７３５ＭＰａ(7.5kgf/cm²)以下の増圧給水装置で給水できる建築物は、直結増圧給水方式を原則とする（『直結増圧給水装置の構造』参照）。
4. 直結増圧給水方式と直結直圧給水方式の併用は認めない。
5. 直結直圧・直結増圧が適さない下記の建築物は、高置水槽式直結直圧・高置水槽式直結増圧給水方式とする。
(1) 原則として、概ね２０年程度以上経た既設ビルで、給水管が老朽化しており、直結給水方式にすれば、漏水の危険があるもの
(2) 断水の困難な業種の入居しているビル
(3) 給湯設備を中央式とするもの
6. 下記建築物は、貯水槽給水方式とする。
(1) 災害及び事故等の断水時にも、給水の持続を必要とするもの
（例）病院、ホテル、百貨店、学校、飲食店、生産製造工場等
(2) 一時に多量の水を必要とし、配水管の水圧低下を引き起こす恐れのあるもの
(3) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染する恐れのあるもの
（例）メッキ、写真及び印刷、製版、クリーニング、染色等の業を行う建築物
(4) 指定の増圧給水装置で給水できない高層建築物
7. 原則として、１つの建築物には直結式と貯水槽式の併用は認めない。ただし、特例箇所については併用式とすることができる。
・併用の特例
(1) 集合住宅に併設された店舗等で道路に準ずる部分に面した１階に、それぞれ専用の入口があり、かつ敷地内の屋外にメーターを設置できるもの
(2) 学校施設における給水装置で貯水槽以下の配管と交差又は接近していない箇所で給食室・校務員室等に給水する場合

３．３ メーター設置基準

1. １つの建築物ごとに１個のメーターを設置することを原則とする。
2. 同一敷地内で同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく１個のメーターを設置する。（学校、病院、工場、娯楽場、倉庫、駐車場、独立した運動場等）
3. １つの建築物であっても、構造上、利用上独立して使用される区画（店舗、事務所住宅等）に給水装置を設ける場合は、それぞれに１個のメーターを設置する。
4. 構造上独立していない１棟の建物でも､生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する(少なくても台所・トイレ等の２点）二世帯住宅は２個のメーターを設置することができる。また、三世代同居住宅も同様とする。
5. メーター位置は、配水管及び給水主管の垂直分岐から１ｍ以内に設置する。
6. 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに１個のメーターを設置する。
7. 同一敷地内の住宅又は事務所で既に数個のメーターが設置されているものは、改良工事を行うときにメーターの統合も併せて行うこと。
8. 私設消火栓については
(1) 市場等に設置する消火栓で公共の消防用以外の用途に使用するものについては、メーターを設置すること。
(2) 特定の建物及び事務所に必要な消火栓は、メーターの下流に設置すること。

３．４ 計画使用水量の決定

３.４.１ 計画使用水量

計画使用水量は、給水装置の計画の基礎となるものであり、一般に、直結給水方式の場合は、同時使用水量（ℓ/min）から求められ、貯水槽給水方式の場合は、一日当たりの使用水量（ℓ/day）

から求められる。

3.4.2 計画使用水量の決定

1. 直結給水の計画使用水量

同時使用水量を計画使用水量とし、給水栓の所要水量、使用頻度、同時使用率を考慮して算定する。

(1) 一般住宅１戸の計画使用水量

総給水器具数から同時使用水量を求めること。

表３.４.１ 計画使用水量表

給水器具数	同時使用水栓数	同時使用率を考慮した計画使用水量（ℓ/min）
1	1	12
2～4	2	17
5～10	3	24
11～15	4	32
16～20	5	40
21～25	5.5	44
26～30	6	48

(2) 一般住宅２戸以上の計画使用水量

① １戸の水量を総給水器具数から求めた同時使用水量とし、水量の総計に給水戸数から求めた同時使用戸数率（表 3.4.2）を乗じた水量とすること。なお、簡便的に１戸の水量を１７～２４ ℓ/min とし、水量の総計に給水戸数から求めた同時使用戸数率（表 3.4.2）を乗じた水量とすることができる。

表３.４.２ 同時使用戸数率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用率(%)	１００	９０	８０	７０	６５	６０	５５	５０

② 既設貯水槽以下装置の直結化の場合で、集合住宅における計画使用水量は、使用実績及び給水戸数を考慮し、１戸の水量を１２～１７ ℓ/min とすることができる。

(3) 一定規模以上の給水器具を有する建物(アパート、事務所、学校等)の計画使用水量

多数の人が使用する建物で給水器具の多い場合は、建物内人員、給水器具の使用回数、使用時間等の使用実態又は、同種の建物での実績使用水量を基に決定する。これによりがたい場合は、各種給水器具の給水器具単位（表 3.4.3）に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図表（図 3.4.1～図 3.4.2）を用いて、同時使用水量を求めること。

(4) テナントビル等

テナントビル等で入居者が決まっていない場合の計画使用水量は、メーター口径又は各区画への分岐口径によって

１３ ㎜　　１７ ℓ/min
２０ ㎜　　３８ ℓ/min
２５ ㎜　　５９ ℓ/min とする。

(5) 計画水量が(1)～(4) の基準により難いものは、現状の水量等を考慮し、別途水理計算書の提出を求める。尚、使用者及び設計者並びに給水工事業者に対して誓約書及び確約書の提出を求めるものとする。

表３.４.３ 給水器具単位数

器具名	水栓	給水器具単位数	
		公衆用	個人用
大便器	洗浄弁（ＦＶ）	１０	6
〃	洗浄水槽（ＦＴ）	5	3
小便器	洗浄弁（ＦＶ）	5	－
〃	洗浄水槽（ＦＴ）	3	－
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	〃	1	０.５
医療用洗面器	〃	3	－
事務室用流し	〃	3	－
台所流し	〃	－	3
料理場流し	〃	4	2
〃	混合栓	3	－
食器洗流し	給水栓	5	－
連合流し	〃	－	3
洗面流し (水栓１個につき)	〃	2	－
掃除用流し	〃	4	3
浴槽	〃	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室ユニット	大便器が洗浄弁による場合	－	8
〃	大便器が洗浄水槽による場合	－	6
水飲み器	水飲水栓	2	1
湯沸器	ボールタップ	2	－
散水・車庫	給水栓	5	－

注）１．給湯栓併用の場合は、１個の水栓に対する給水器具単位は数値の 3/4 とする。
２．公衆用とは、事務所、学校、保育所、その他多人数の人が使用する建物に設置した場合に適用する。
３．個人用とは、アパート、独身寮等の集合住宅。

(6) 直結増圧給水の場合の計画使用水量

① 増圧給水設備までの計画使用水量
(1)～(4)によること。

② 増圧給水設備下流の計画使用水量
(ｱ) 集合住宅の場合は、優良住宅部品認定基準により算定する。
Ｑ＝４２×Ｎ＾０．３３（10 戸未満）
Ｑ＝１９×Ｎ＾０．６７（10 戸以上 600 戸未満）
Ｑ：瞬時最大流量(ℓ/min)、Ｎ：戸数

(ｲ) ワンルームマンションの場合は、水道施設設計指針(2000 年版)日本水道協会の基準により算定する。
Ｑ＝２６×ｎ＾０．３６（1～30 人）
Ｑ＝１３×ｎ＾０．５６（31～200 人）
Ｑ：瞬時最大流量(ℓ/min)
ｎ：居住人口(戸数に 2.0 を乗じた人数)

(ｳ) 集合住宅及びワンルームマンション以外の場合は、①増圧給水設備までの計画使用水量に準ずる。

2. 高置水槽直結給水の計画使用水量

(1) 高置水槽上流

① 高置水槽直結直圧給水の場合

直結直圧給水（１(1)～(4)）の計画使用水量に準ずる。

② 高置水槽直結増圧給水の場合

直結増圧給水（１(5)）の計画使用水量に準ずる。

(2) 高置水槽

貯水槽式給水の計画使用水量に準ずる。

3. 貯水槽式給水の計画使用水量

貯水槽式給水における貯水槽への給水量は、貯水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に貯水槽への単位時間あたりの給水量（補給水量）は、１日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。計画１日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員表（第Ⅱ章 表 4.5.1）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画１日使用水量の算定には、

① 使用人員から算出する方法

１日単位当たり給水量（ℓ/day/人）×使用人員（人）

② 使用人員が把握できない場合の方法　その１

１日単位当たり給水量（ℓ/day/人）×有効床面積（m²）×有効人員（人）

有効床面積（m²）とは、延床面積（m²）×延床面積に対する有効面積の割合（%）

③ 使用人員が把握できない場合の方法　その２

１日単位当たり給水量（ℓ/day/m²）×有効床面積（m²）

④ その他

用途別及び使用給水器具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法

使用実態等により積算する方法がある。

以下は，文献資料より得た建物種別による１日単位当たり給水量及び貯水槽有効容量（標準貯水量）の計算例である。

図３.４.１ 同時使用水量図表

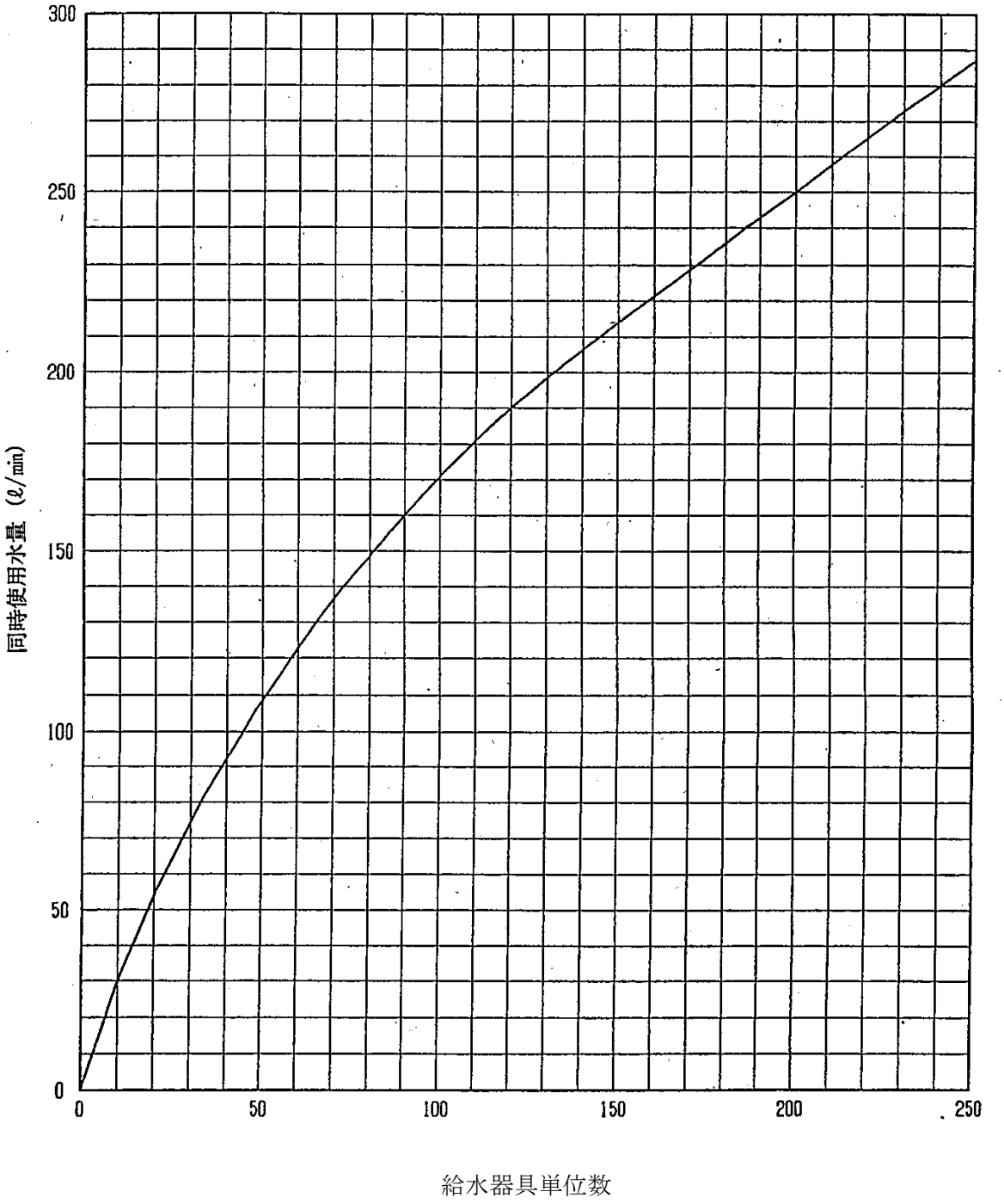

図３.４.２ 同時使用水量図表

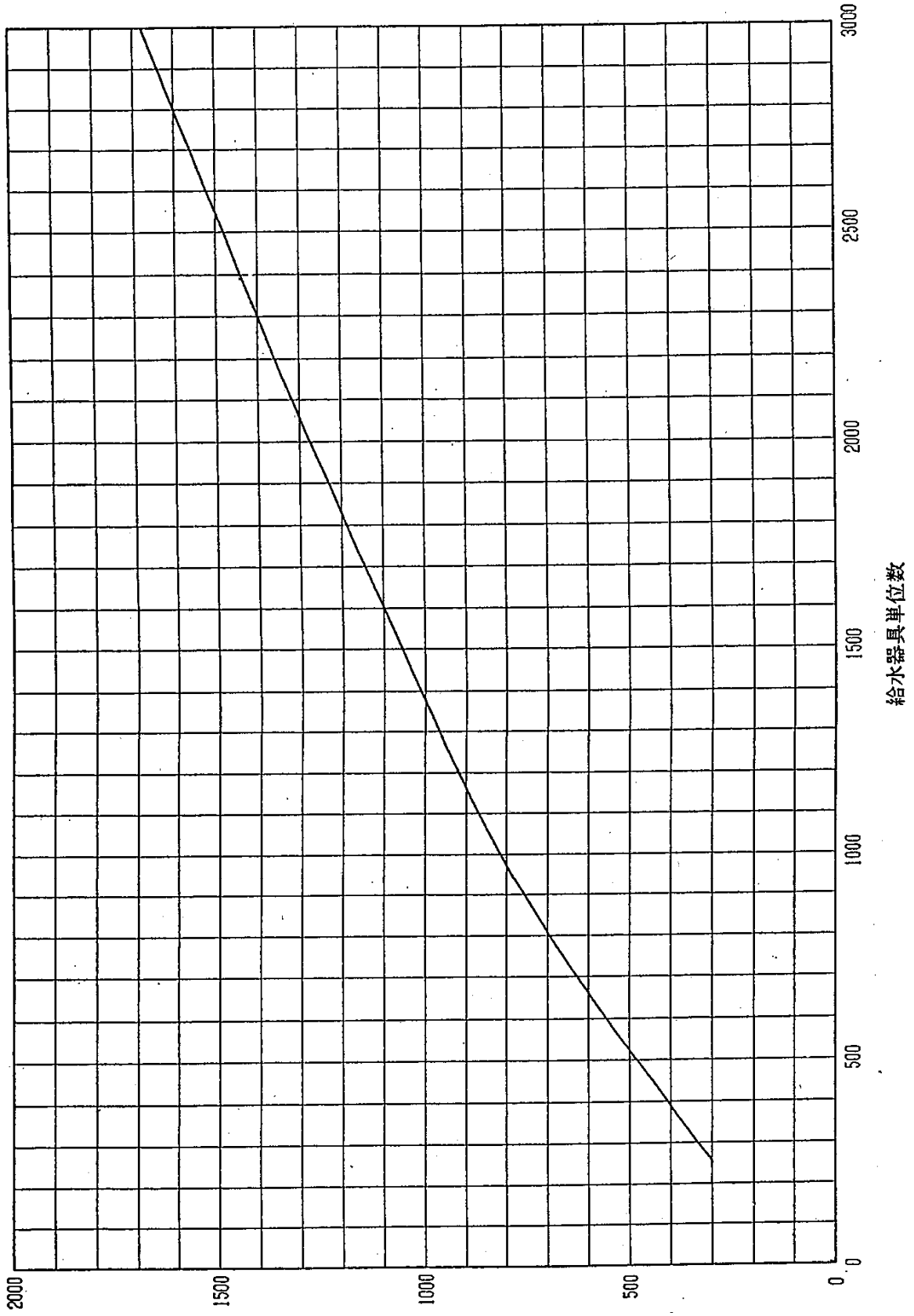

表３.４.４ 建物内居住人員

建　物　種　別	居住人員(人/m^2)
一　般　建　築	0.2　～　0.3
学　　校	0.2　～　0.5
工　　場	0.1　～　0.2

注) 建物の有効床面積当り居住人員を示す。

表３.４.５ 延床面積に対する有効面積の割合

建　物　種　別	有効床面積／延床面積	建　物　種　別	有効床面積／延床面積
会 社 事 務 所	55～57%	劇　　場	53～55%
会館、クラブ、銀行	46～48	病　　院	45～48
学　　校	58～60	ホ　テ　ル	44～46
ア　パ　ー　ト	64～66	住　　宅	42～53

注) 延床面積から廊下、階段、便所、機械室、倉庫等を除いた床面積であって延床面積に対する割合を示したものである。

表３.４.６ 貯水槽有効容量(標準貯水量)の計算例

建物種別	１日単位当り給水量 (ℓ/day)	単位数	１日当り使用水量 (ℓ/day)	１日当り使用時間 (h/day)	貯水量計算時間 (h)	標準貯水量 (ℓ)	貯水ﾀﾝｸ有効容量 (m^3)	備　　考
集合住宅	250/人	80 人	20,000	１５	5	6,667	6.7	0.16/m^2×60m^2×42%≒4 人 4 人×20 戸＝80 人
ワンルーム	500/人	50 人	25,000	１０	4	10,000	10.0	
小・中・高等学校	70/人	1,500 人	105,000	9	4	46,667	46.7	
病院	500/病床	30 病床	15,000	１６	6	5,625	5.7	
官公署、事務所	80/人	1,000 人	80,000	9	4	35,556	35.6	在勤者及び外来者数から計算する。
デパート	20/m^2	10,000 m^2	200,000	１０	4	80,000	80.0	
ホテル	400/床	200 床	80,000	１２	4	26,667	26.7	
飲食店	70/客	300 客	21,000	１０	4	8,400	8.4	

注)〔有効容量（標準貯水量)〕＝〔１日当り使用水量〕×〔貯水量計算時間〕÷〔１日当り使用時間〕
〔１日当り使用水量〕＝〔１日単位当り給水量〕×〔単位数〕

３．５ 給水管の口径の決定

給水管及びメーターの口径は、設計水圧、計画使用水量及び流速を考慮し水理計算により決定する。

３.５.１ 設計水圧

設計水圧は、配水管の最小動水圧を調査し、設計水圧表（表 3.5.1）により設定する。

表３.５.１ 設計水圧表

配水管年間最小動水圧	設　計　水　圧
０.２４５MPa(２.５kgf/cm^2)未満	Ｐ－０.０４９MPa(０.５kgf/cm^2)
０.２４５MPa(２.５kgf/cm^2)以上	０.１９６MPa(２.０kgf/cm^2)
０.２９４MPa(３.０kgf/cm^2)以上	０.２４５MPa(２.５kgf/cm^2)
０.３４３MPa(３.５kgf/cm^2)以上	０.２９４MPa(３.０kgf/cm^2)

ただし、配水管年間最小動水圧については、現地水圧を参考のうえ水道局が決定する。

３.５.２ 動水勾配及び流速、流量

給水管の流速、流量の上限は、動水勾配流量流速表（表 3.5.2）に示すとおりとする。

表３.５.２ 動水勾配流量流速表

口径(mm)	流速(m/sec)	動水勾配(‰)	流量(ℓ/min)
１３	２.０	３９０	１７
２０	２.０	２５０	３８
２５	２.０	１８０	５９
３０	２.０	１５０	８５
４０	２.０	１１０	１５１
５０	２.０	９０	２３６
７５	２.０	７０	５３０
１００	２.０	５０	９４２
１５０	２.０	３０	２,１２１
２００	２.０	２０	３,７７０

注）動水勾配は、口径 50mm 以下はウエストン公式、口径 75mm 以上はヘーゼン・ウイリアムズ公式（Ｃ＝120 とした場合）による。

３.５.３ 口径の決定

1. 直結式給水の口径

(1) メーター口径の決定

① メーター口径は、給水管の口径、計画使用水量等を考慮して決定すること。

② メーター口径は、給水管の口径及び取付給水器具の口径より小さくしてはならない。

③ 一般住宅のメーター口径は、メーター口径表（表 3.5.3）及び JIS 水道メーター使用流量基準表（表 3.5.4）により決定すること

④ 新設工事のメーター口径は、２０mm 以上とすること。

表３.５.３ メーター口径表（２階建までの給水に適用）

水　栓　数	メーター口径
６栓以下	１３
１２栓以下	２０
２５栓以下	２５

表３.５.４　JIS 水道メーター使用流量基準表

口径	型　　式	定格最小流量　Q1（m3/h）	定格最大流量　Q3（m3/h）	適正使用流量範囲（m3/h）	一時使用の許容範囲 10 分/日以内の場合（m3/h）	一日当たりの使用量１日使用時間の合計が 10 時間の場合（m3/ｄ）	月間使用量（m3/月）
13	接線流羽根車式 単箱式	0.025	2.5	0.1～ 1.0	2.5	7	100
20	接線流羽根車式 複箱式	0.040	4.0	0.2～ 1.6	4.0	12	170
25	〃	0.063	6.3	0.23～ 2.5	6.3	18	260
40	〃	0.100	1.0	0.5～ 4.0	10.0	30	420
50	軸流羽根車式 縦型ｳｫﾙﾄﾏﾝ	0.400	40.0	1.25～ 17.0	50.0	140	2,600
75	〃	0.630	63.0	2.5～ 27.5	78.0	218	4,100
100	〃	1.000	100.0	4.0～ 44.0	125.0	345	6,600
150	電磁式液晶	2.500	400.0	2.5～ 500.0	500.0	4,000	234,000
200	〃	3.9375	630.0	3.94～ 787.5	787.5	6,300	410,000

(2) 給水管口径の決定

① 給水管の口径は、設計水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさ（直近上位）にすることが必要である。

② 給水管の口径は、配水管から最高位置の給水器具までの立ち上がり高さと、計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、設計水圧の水頭以下になるように計算により決定する。

③ 給水管の口径は、戸建住宅等で、３階部分への給水器具が３栓以内の場合は、前項のメーター口径決定基準によることができる。

④ 配水管から新たに口径５０mm までの給水管を分岐する場合、メーターまでの口径は、２０，２５，４０，５０㎜の４口径とする。なお、４階直結直圧および直結増圧給水方式の建物の給水管の場合は、止水栓まで２５mm を最小口径とする。

⑤ 直結増圧給水の場合、引込給水管（配水管～メーター）口径、メーター口径、増圧給水設備下流給水管口径は、それぞれ上流側の口径と同等またはそれ以下とする。また、増圧給水設備の呼び径は、メーター口径と同等またはそれ以下とする。

2. 高置水槽直結給水の口径

① 高置水槽直結直圧給水の場合

直結直圧給水のメーター口径・管口径の決定に準じる。

② 高置水槽直結増圧給水の場合

直結直圧給水のメーター口径・管口径の決定に準じる。

3. 貯水槽式給水の口径

(1) メーター口径の決定

① 親メーターの口径は、給水管の口径、計画使用水量（補給水量）等を考慮して決定すること。なお、集合住宅等の親メーターの口径は、２０mm 以上とする。

② 子メーターの口径は、直圧給水に準じる。

(2) 給水管口径の決定

配水管から貯水槽までの口径は、配水管から貯水槽への入水管の最高位置の立ち上がり高さと、補給水量に対する総損失水頭を加えたものが、配水管の設計水圧の水頭以下になるように計算により決定する。

３.５.４ 口径決定の手順

口径決定の手順は、まず給水器具の所要水量を設定し、次に同時に使用する給水器具を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を仮定し、その口径で給水装置全体の所要水頭が、設計水圧以下であるかどうかを確かめ、満たされている場合はそれを求める口径とする。

３.５.５ 損失水頭

1. 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭、水道メーター、給水器具類による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭等がある。

2. 摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径５０mm 以下の場合はウエストン（Weston）公式を用い、口径７５mm 以上の管についてはヘーゼン・ウイリアムズ（Hazen-Williams）公式を使用する。

(1) ウエストン公式

$$h = h(d, v, \ell) = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087d}{\sqrt{v}}\right)\frac{\ell}{d}\frac{v^2}{2g}$$

$$I = I(d, v) = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087d}{\sqrt{v}}\right)\frac{1}{d}\frac{v^2}{2g}$$

$$I = I(d, Q) = \left\{\left(0.01021\frac{\sqrt{Q}}{d} + 0.01249\right)\frac{1}{d} - 0.07808\right\}\frac{Q\sqrt{Q}}{gd^3}$$

$$I = I(v, Q) = \frac{1}{4}\left\{\left(0.02233\sqrt{v} + 0.03082\right)\sqrt{\frac{v}{Q}} - 0.2174\right\}\frac{v\sqrt{v}}{g}$$

$$Q = Q(v, I) = \left(\frac{0.02233\sqrt{v} + 0.03082}{0.2174v\sqrt{v} + 4gI}\right)^2 v^4$$

h ：摩擦損失水頭（m）　　Q:流量(m^3/s)

I ：動水勾配　$I = h/\ell$　　ℓ:管長（m）

d:管径（m）　　g:重力加速度($9.8\,m/s^2$)

v:流速(m/s)

(2) ヘーゼン・ウイリアムズ公式

$$h = h(d, Q, \ell, C) = 10.666 C^{-1.85} d^{-4.87} Q^{1.85} \ell$$

$$I = I(d, Q, C) = 10.666 C^{-1.85} d^{-4.87} Q^{1.85}$$

$$I = I(d, v, C) = 6.822 C^{-1.85} d^{-1.17} v^{1.85}$$

$$I = I(v, Q, C) = 5.923 C^{-1.85} v^{2.435} Q^{-0.585}$$

$$Q = Q(d, I, C) = 0.2782 C d^{2.632} I^{0.541}$$

$$Q = Q(v, I, C) = 20.921 C^{-3.162} v^{4.162} I^{-1.709}$$

h ：摩擦損失水頭（m）　　Q:流量(m^3/s)

I ：動水勾配　$I = h/\ell$　　ℓ:管長（m）

d:管径（m）　　C:流速係数

v:流速(m/s)

表３.５.５ 流速係数Ｃの値

管　　種	Ｃの値
塩化ビニル管	１４０
新しい鋳鉄管	１２０
古い鋳鉄管	１００

図３.５.１ ウエストン公式流量図表

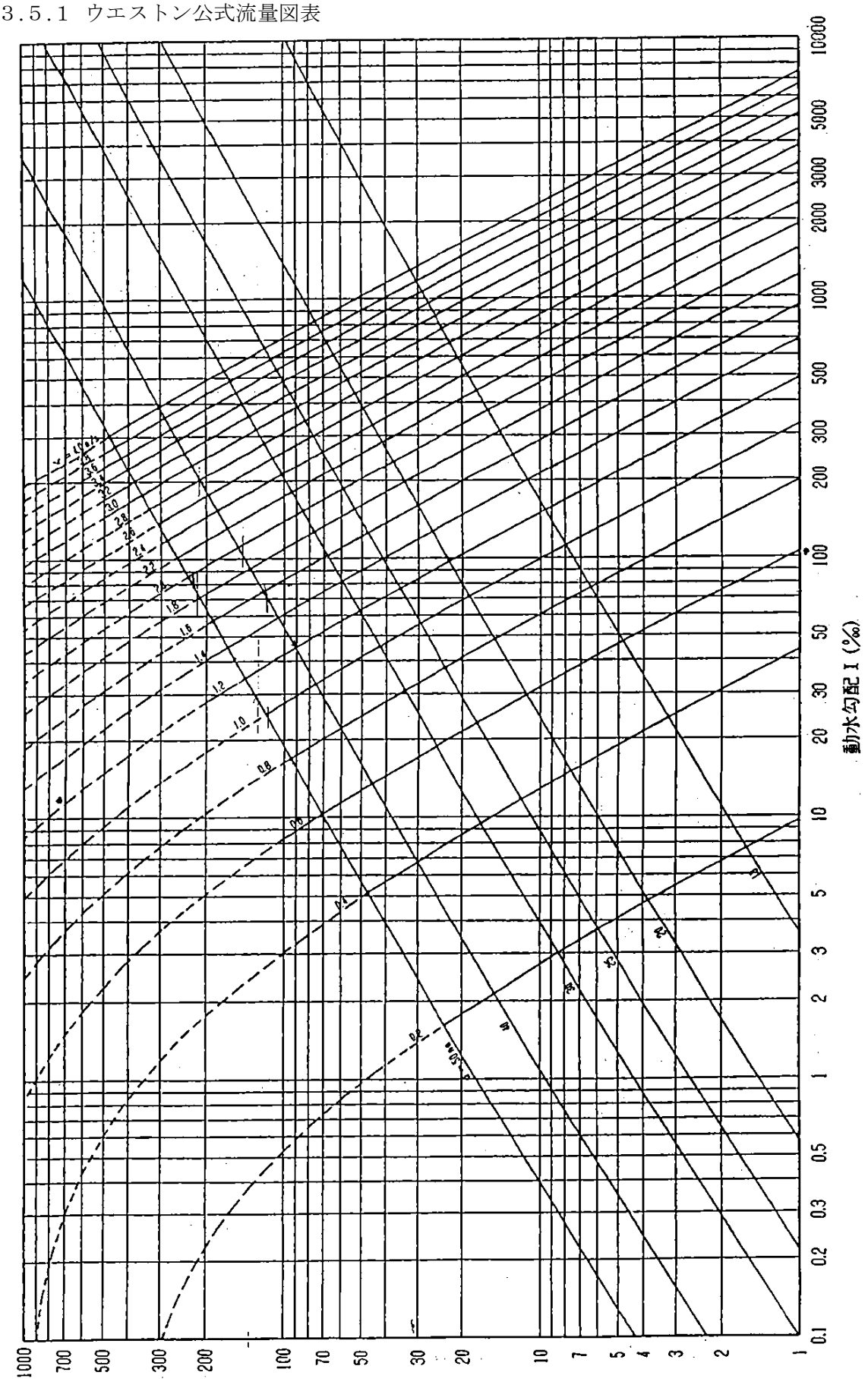

図３.５.２　ヘーゼン・ウイリアムズ公式流量図表（C=100）

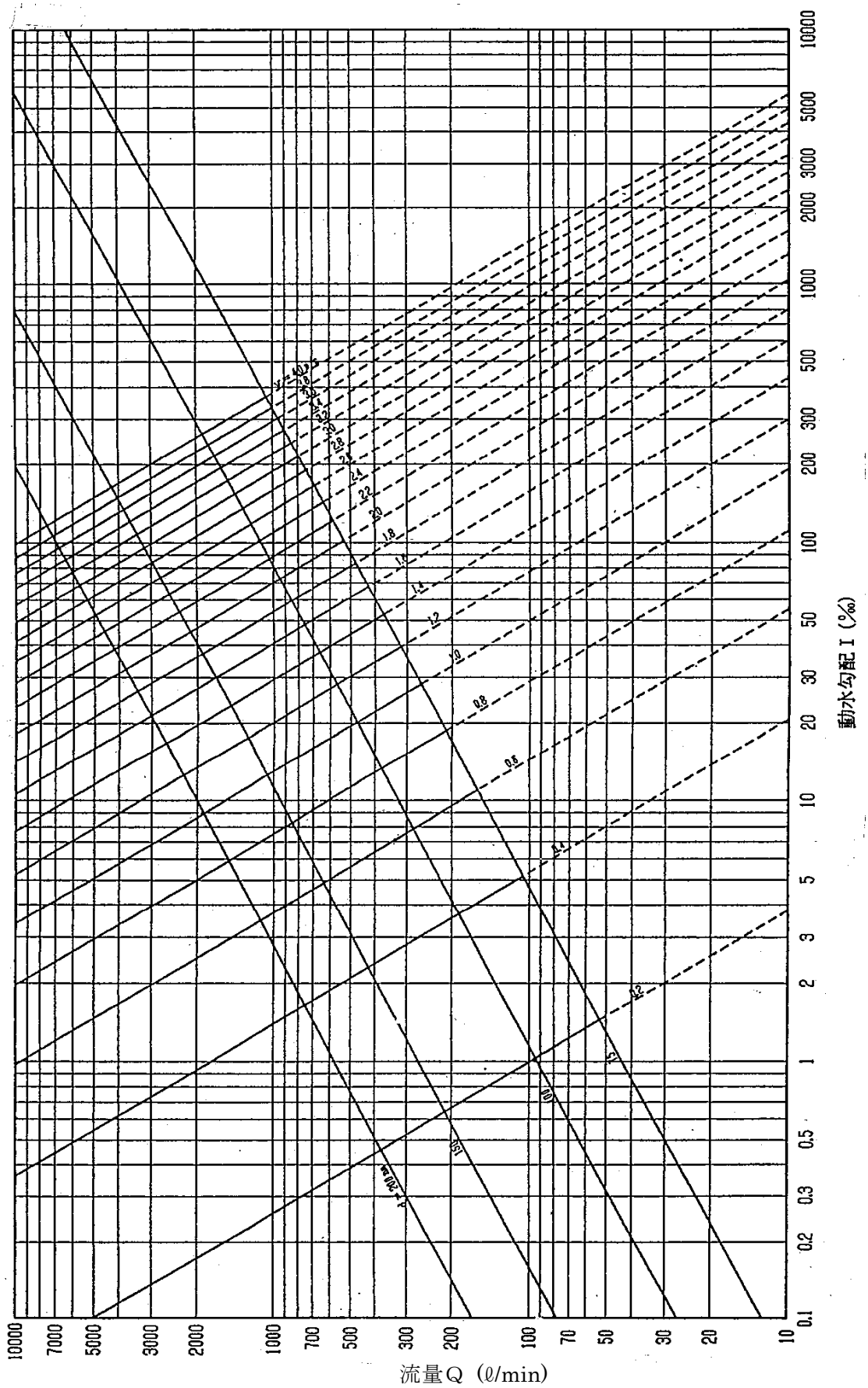

図３.５.３　ヘーゼン・ウイリアムズ公式流量図表（C=120）

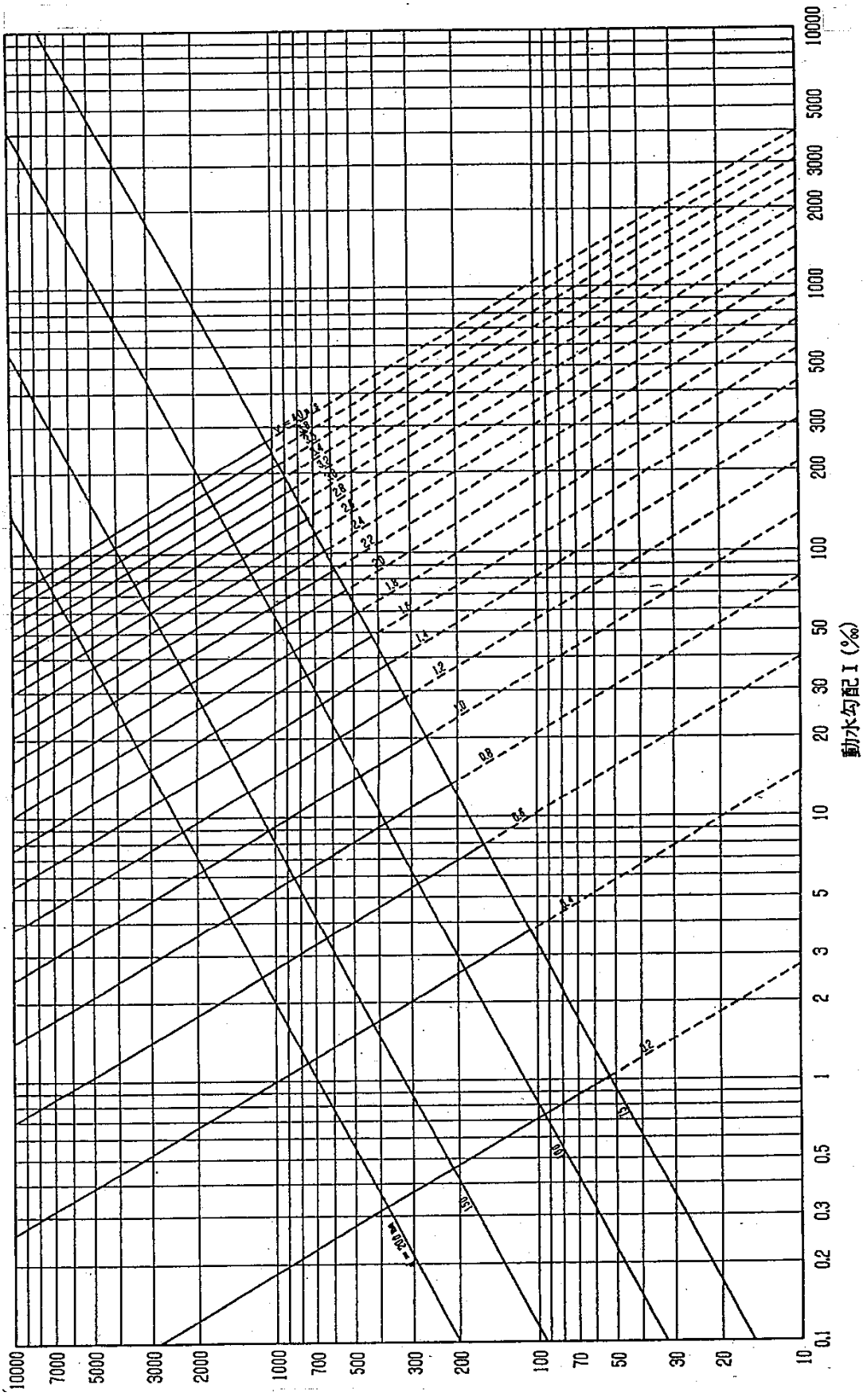

図３.５.４　ヘーゼン・ウイリアムズ公式流量図表（C＝140）

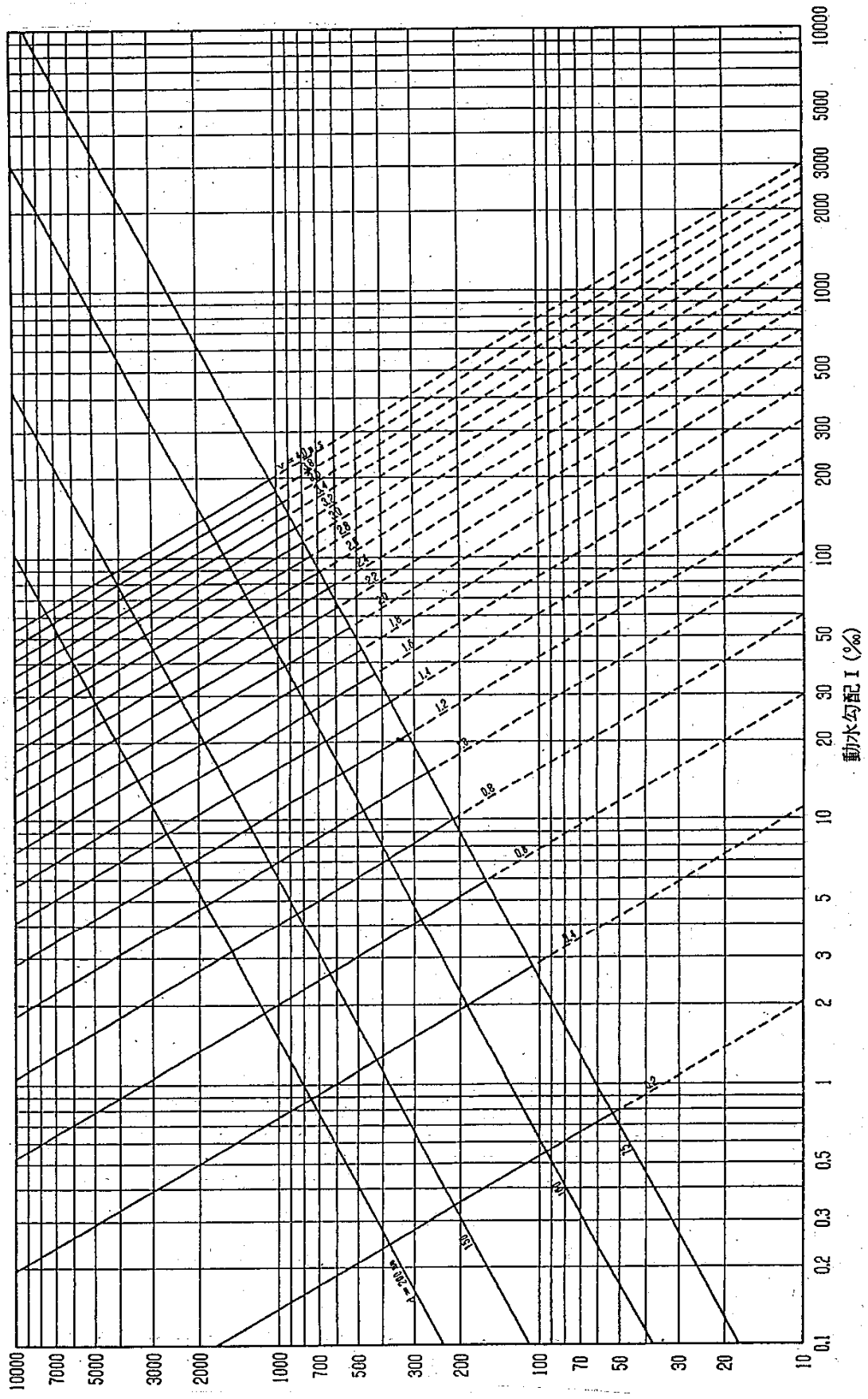

3. 各種給水器具による損失水頭

(1) 水栓類、水道メーター、管継手部等による損失水頭は、これと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表した直管換算表（表 3.5.6）に給水器具数を乗じた総計を、管の摩擦損失水頭を求める式に代入して求める。

(2) その他（表 3.5.6）にない給水器具（減圧式逆流防止器等）の損失水頭については、実数を積み上げること。

表３.５.６ 給水器具損失水頭の直管換算表

種別 ＼ 口径	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
甲 型 止 水 栓	3.0	8.0	8.0	20.0	25.0	30.0	－	－	－	－
逆止弁付止水栓	9.3	20.3	18.6	17.5	21.7	30.1				
給　水　栓	3.0	8.0	8.0	－	－	－	－	－	－	－
分 岐（直 流）	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.8	4.0
分 岐（分 流）	1.0	1.0	1.5	2.0	2.0	3.0	4.5	6.5	9.0	14.0
逆　止　弁	4.5	6.0	7.5	10.0	11.8	13.3				
ス ル ー ス 弁	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.2	1.4
ボールタップ	4.0	8.0								
定 水 位 弁	－	－	9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1	51.7	68.2
エルボ９０°	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.2	6.0	6.5
エルボ４５°	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.8	2.4	3.6	3.7
曲管９０°(曲り大)	－	－	－	－	－	－	1.5	2.0	3.0	4.0
曲管９０°(曲り小)	－	－	－	－	－	－	3.0	4.0	6.0	8.0
曲管４５°(曲り大)	－	－	－	－	－	－	－	1.0	1.5	2.0
曲管４５°(曲り小)	－	－	－	－	－	－	1.5	2.0	3.0	4.0
異 形 接 合	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0				
メ　ー　タ	3.0	8.0	12.0	－	20.0	20.0	30.0	40.0	130.0	
Y型ストレーナ	0.5	2.0	5.0	5.7	9.1	11.0	11.0	26.0	33.0	105.0

注) ソケット等継手部の損失を換算総延長の 10%加えること。

４．その他の損失水頭

配水管の土被り（H=1.2m）、給水栓までの高さなどがある。

５．末端給水栓の残圧

末端給水栓の残圧は、設計水圧で見込んでいるので、特別な場合を除いて考慮する必要はない。

３.５.６ 使用メーターの種類

表３.５.７ 使用メーター種別表

口径(mm)＼メーターの種類	接線流羽根車式	縦型軸流羽根車式	電磁式液晶
１３	○		
２０	○		
２５	○		
４０	○		
５０　※		○	
７５　※		○	
１００　※		○	
１５０　※			○
２００　※			○

注）※印は遠隔指示方式とする。

３．６ 設計図書の作成

３.６.１ 作　図

設計図は、次の項目を備えること。また、図面に使用する表示記号は、表 3.6.1～3.6.3 に示すものを標準とする。

1．図面は、位置図、平面図、立体図、必要により詳細図、断面図、関連図、系統図及び構造図とする。

2．縮尺は、平面図１/３００～１/１００、断面図及び構造図は、１/１００～１/５０を標準とし、図面ごとに縮尺を記入すること。

3．単位は、延長をｍ、口径を mm とする。

4．平面図に記入するものは、次のとおりとする。

(1) 作図にあたっては必ず方位を記入。(原則として北を図面の上方とする)

(2) 公私道等の区分。

(3) 道路（幅、歩車道の区分、舗装種別、側溝)。

(4) 配水管（位置、口径、管種、管路番号)。

(5) 門、塀、出入口、敷地境界線。

(6) 玄関、水栓に関係ある間取り。

(7) 既設管、新設管の口径、管種、延長、布設位置。

(8) メーター及び止水栓の目標位置からの距離。

(9) 立ち上り管の延長。(2 階、石垣等の立ち上り)。

(10) 水栓番号。

5．位置図に記入するものは、次のとおりとする。

(1) 申請地（赤書とする)。

(2) 町丁名。

(3) 目標となる建物の名称等。

6．施工後必ず配水管の埋設深さを記入すること。

7．その他

(1) 貯水槽給水の図面は、直結直圧給水部分（貯水槽まで）と貯水槽以下に分けること。

(2) 井戸水管、雑用水管及び工業用水管がある場合は配管を記入すること。

(3) その他特記事項があれば記入すること。

(4) 工種別の作図例は次のとおり。

図３.６.１　Ａ．新設工事作図例その１
図３.６.１　Ａ．新設工事作図例その２
図３.６.２　Ｂ．改良工事作図例その１
図３.６.２　Ｂ．改良工事作図例その２
図３.６.３　ＢＢ．水洗改良工事作図例
図３.６.４　Ｃ．臨時工事作図例
図３.６.５　Ｄ．布設工事作図例その１
図３.６.５　Ｄ．布設工事作図例その２
図３.６.６　ＤＤ．布設先行工事作図例その１
図３.６.６　ＤＤ．布設先行工事作図例その２
図３.６.７　Ｅ．撤去工事作図例

図３.６.１　Ａ．新設工事作図例その１

様　式　改　定
令 和 3 年 1 月 12 日

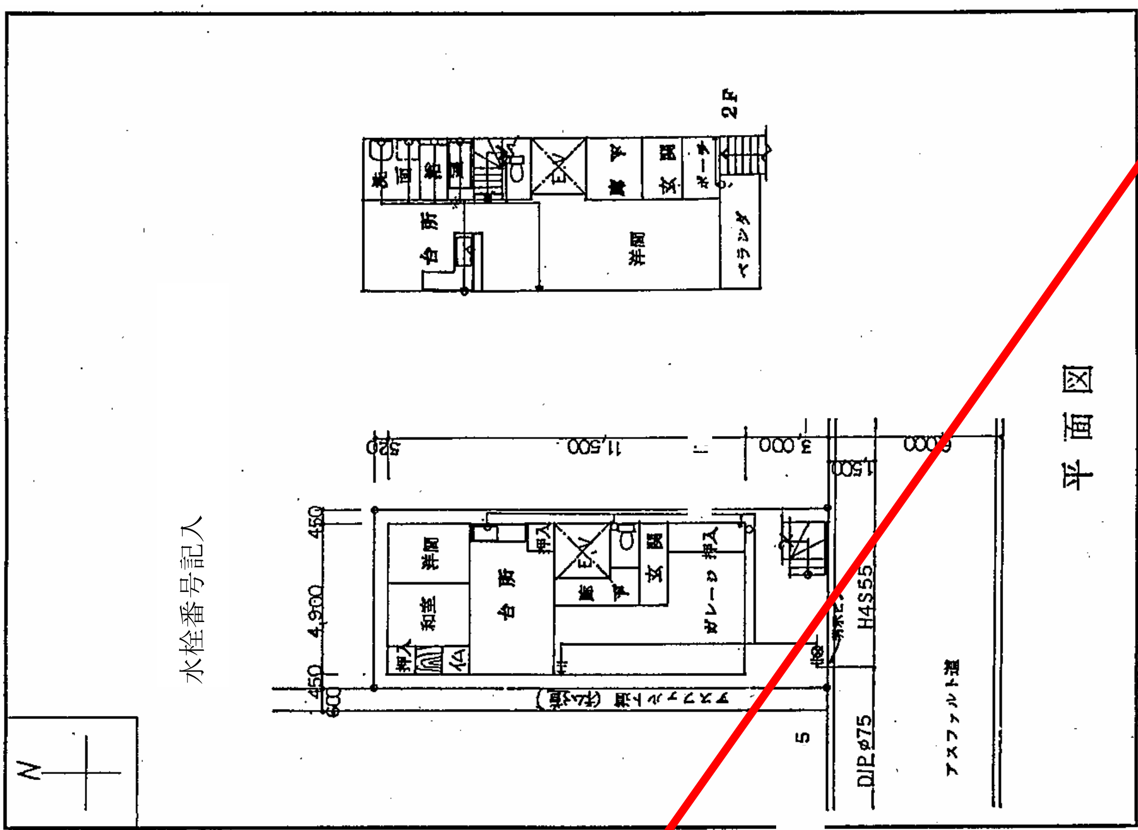

分類	主要使用材料　名称	寸法	数量
分岐	サドル分水栓	75X20	1
	ＨＩチーズ		
弁・栓類	直結止水栓	20	1
	スリースバルブ		
	甲止水栓		
給水管	ＰＰ	20	3m
	ＨＩＶＰ		
	ＶＬＧＰ		
	メーター	20	1

（様式第３号）
給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

当該給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第４条及び厚生省令で定める技術細目に適合しています。

水栓番号	
給水戸番	
工事場所	○○町○丁目○番地○号
施工業者	○○○○○○
主任技術者	○○○○
誓約事項	
竣工検査日	・　・
水圧試験	
縮尺	1/150
図番	1/2

位置図　N

付近見取図を複写のこと。
申請地を明示

市内地図番号（　　　）

特記事項

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

図３.６.１　A．新設工事作図例その

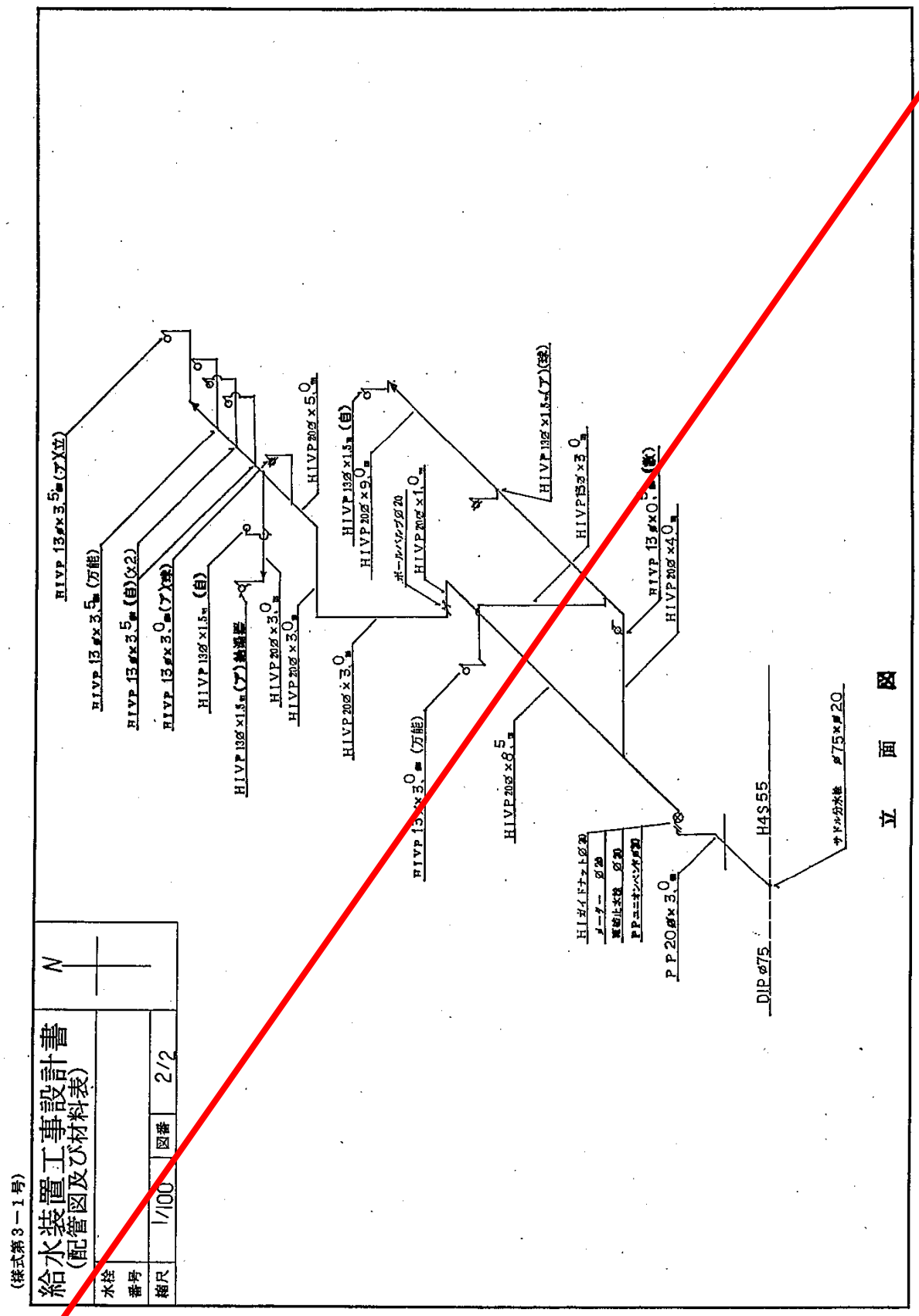

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

図３.６.２　Ｂ．改良工事作図例その１

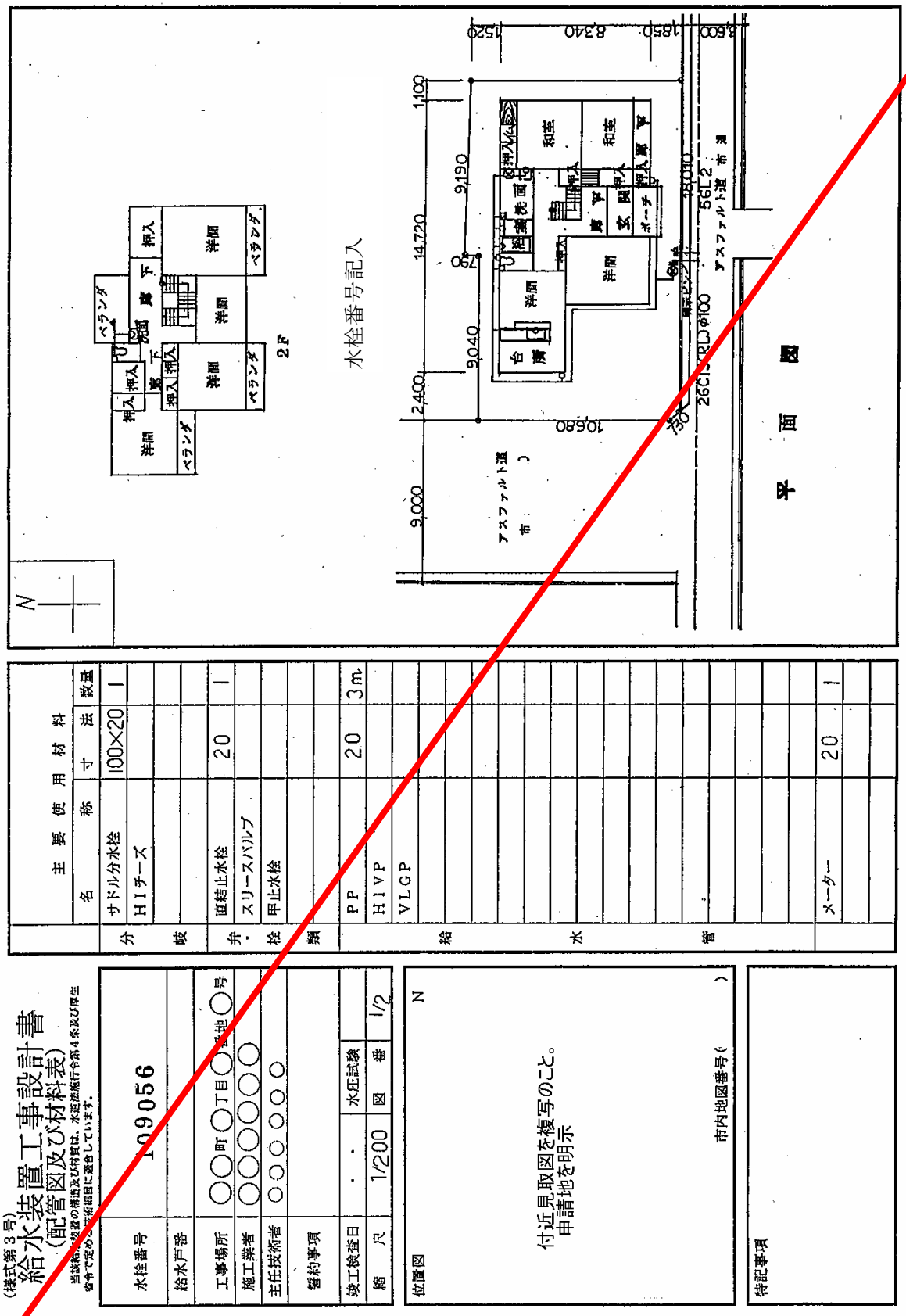

様　　式　　改　　定
令和３年１月 12 日

図３.６.２　Ｂ．改良工事作図例その２

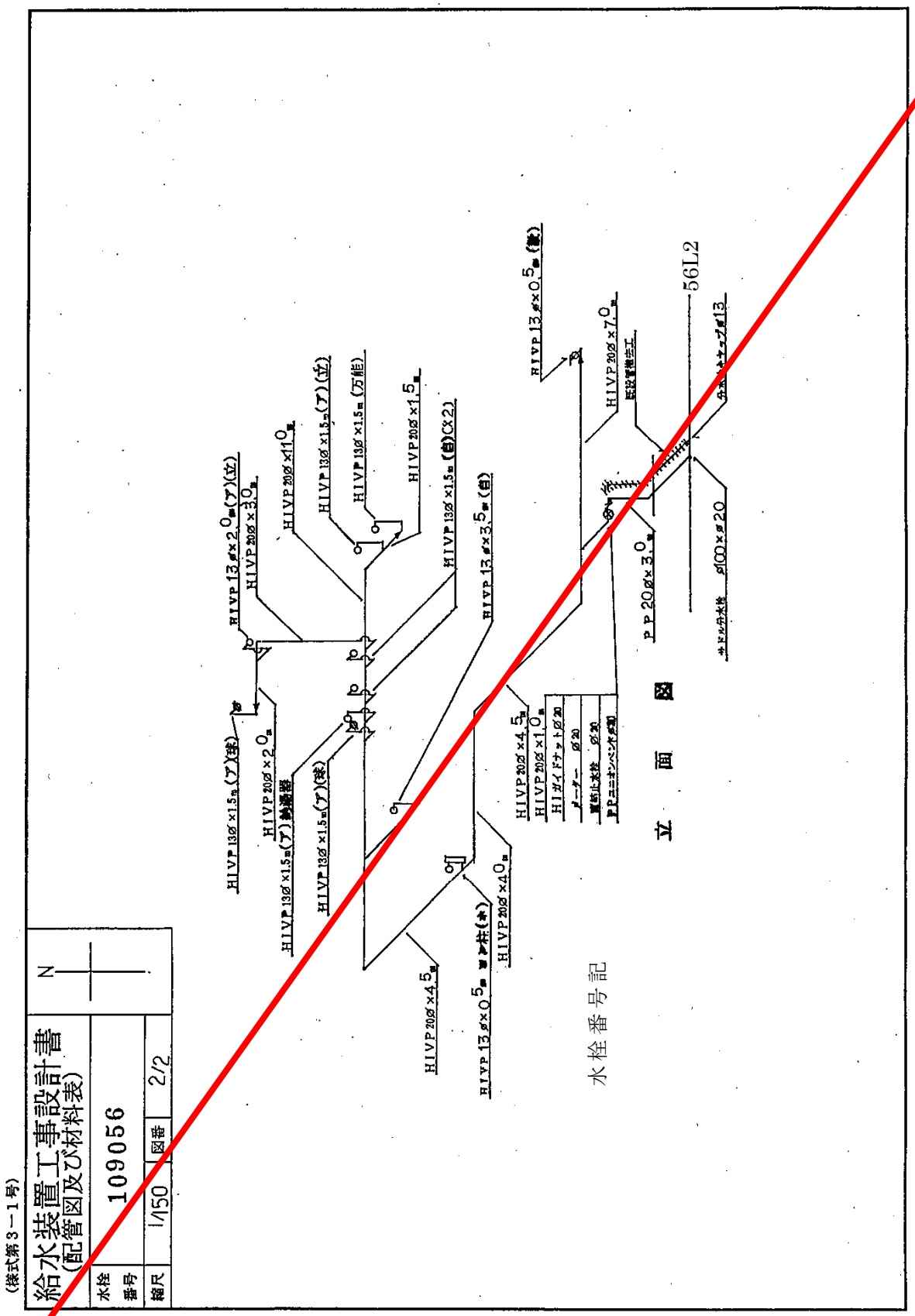

図３.６.３ ＢＢ．水洗改良工事作図

様式改定
令和３年１月12日

（様式第３号）

給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

当該給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第４条及び厚生省令で定める技術基準に適合しています。

水栓番号	109056		
給水戸番			
工事場所	○○町○丁目○番地○号		
施工業者	○○○○○○		
主任技術者	○○○○○○		
誓約事項			
竣工検査日	・・	水圧試験	
縮尺	1/100	図番	1/1

位置図　N

付近見取図を複写のこと。
申請地を明示

市内地図番号（　　）

特記事項

	主要使用材料 名称	寸法	数量
分岐	サドル分水栓	300×13	1
	HIチーズ		
弁・栓類	直結止水栓	13	1
	スリースバルブ		
	甲止水栓		
給水管	PP		
	HIVP		
	VLGP		
	L P	13	1.5m
メーター		13	1

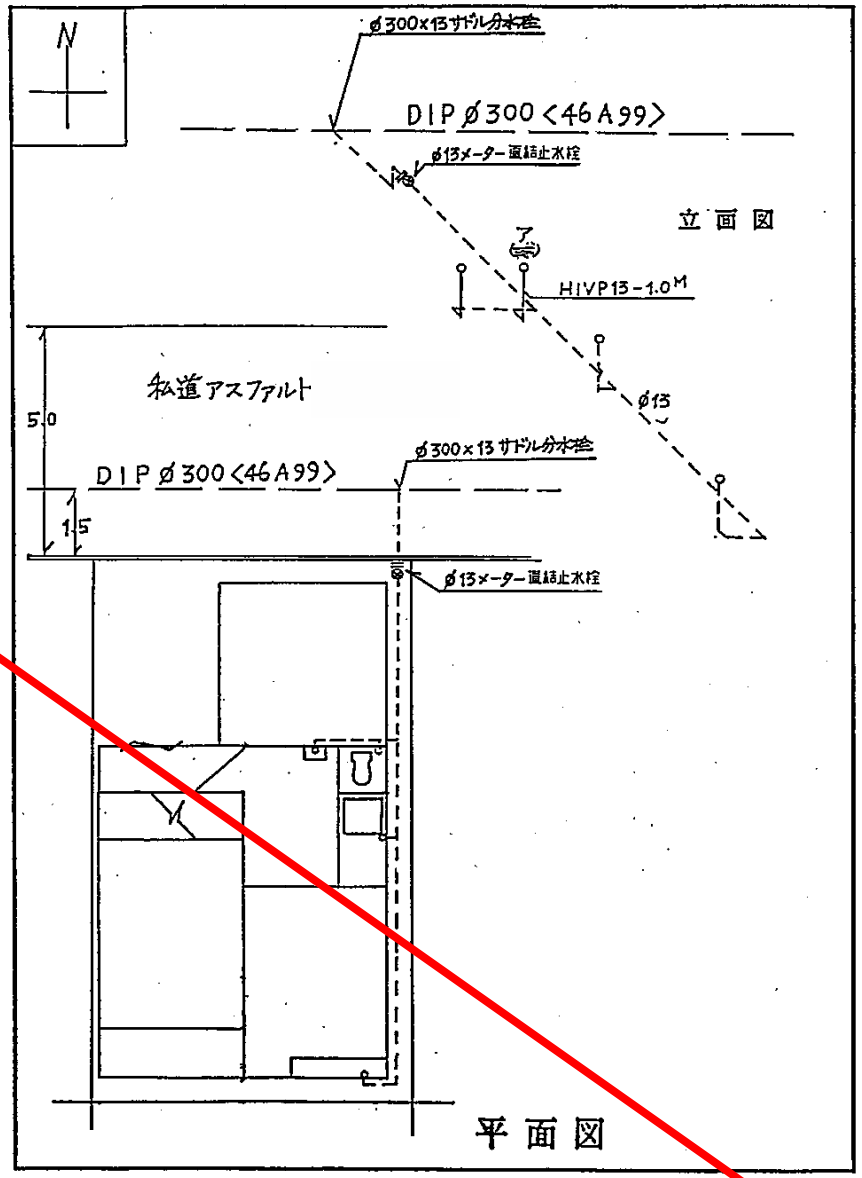

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第３号）

給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

当該給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第４条及び厚生省令で定める技術細目に適合しています。

水栓番号			
給水戸番			
工事場所	○○町○丁目○番地○号		
施工業者	○○○○○		
主任技術者	○○○○○○○		
誓約事項			
竣工検査日	・・	水圧試験	
縮尺	1/100	図番	1/1

位置図　N

付近見取図を複写のこと。
申請地を明示

市内地図番号（　　）

特記事項

主要使用材料

	名称	寸法	数量
分岐	サドル分水栓	200X20	1
	HIチーズ		
弁・栓類	直結止水栓	20	1
	スリースバルブ		
	甲止水栓		
給水管	PP	20	3.6m
	HIVP		
	VLGP		
	メーター	20	1

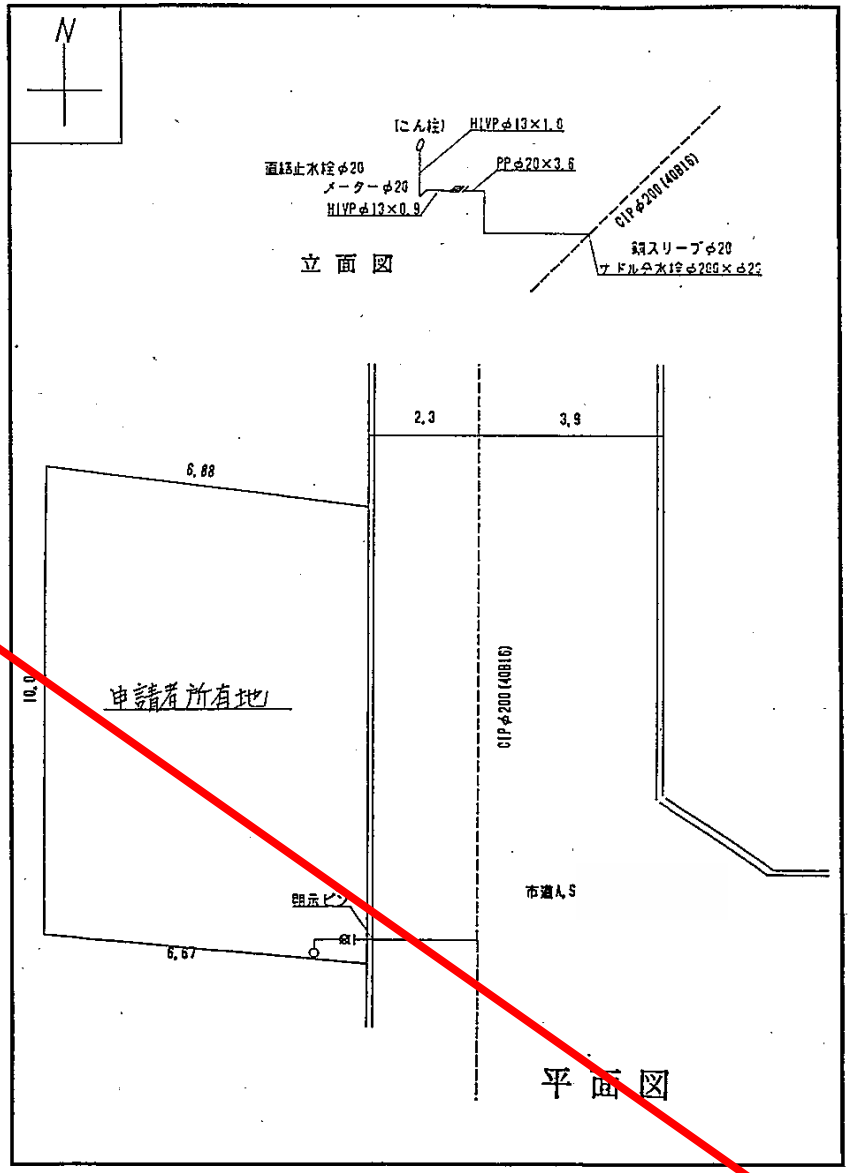

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第３号）

給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

当該給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第４条及び厚生省令で定める技術細目に適合しています。

水栓番号			
給水戸番			
工事場所	○○町○丁目○番地○号		
施工業者	○○○○○○		
主任技術者	○○○○○		
誓約事項			
竣工検査日	・・	水圧試験	
縮尺	1/100	図番	1/2

位置図

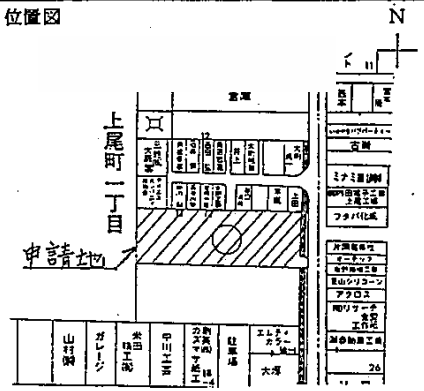

特記事項

	主要使用材料 名称	寸法	数量
分岐	サドル分水栓	150×50	1
	HIチーズ		
弁・栓類	直結止水栓		
	スリースバルブ	50	1
	甲止水栓	50	1
給水管	PP	50	25m
	HIVP	50	427m
	VLGP	50	7.4m
メーター			

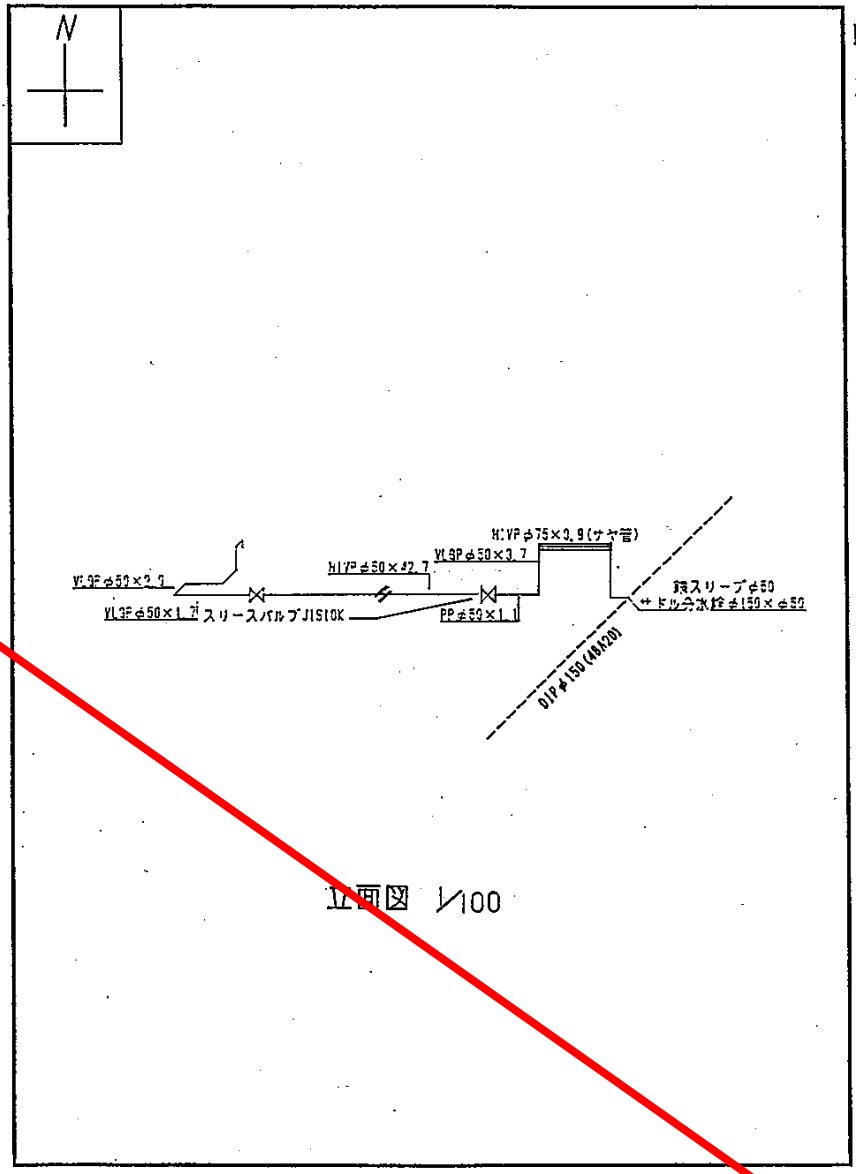

図３.６.５　Ｄ．布設工事作図例その２

様　　式　　改　　定
令和３年１月 12 日

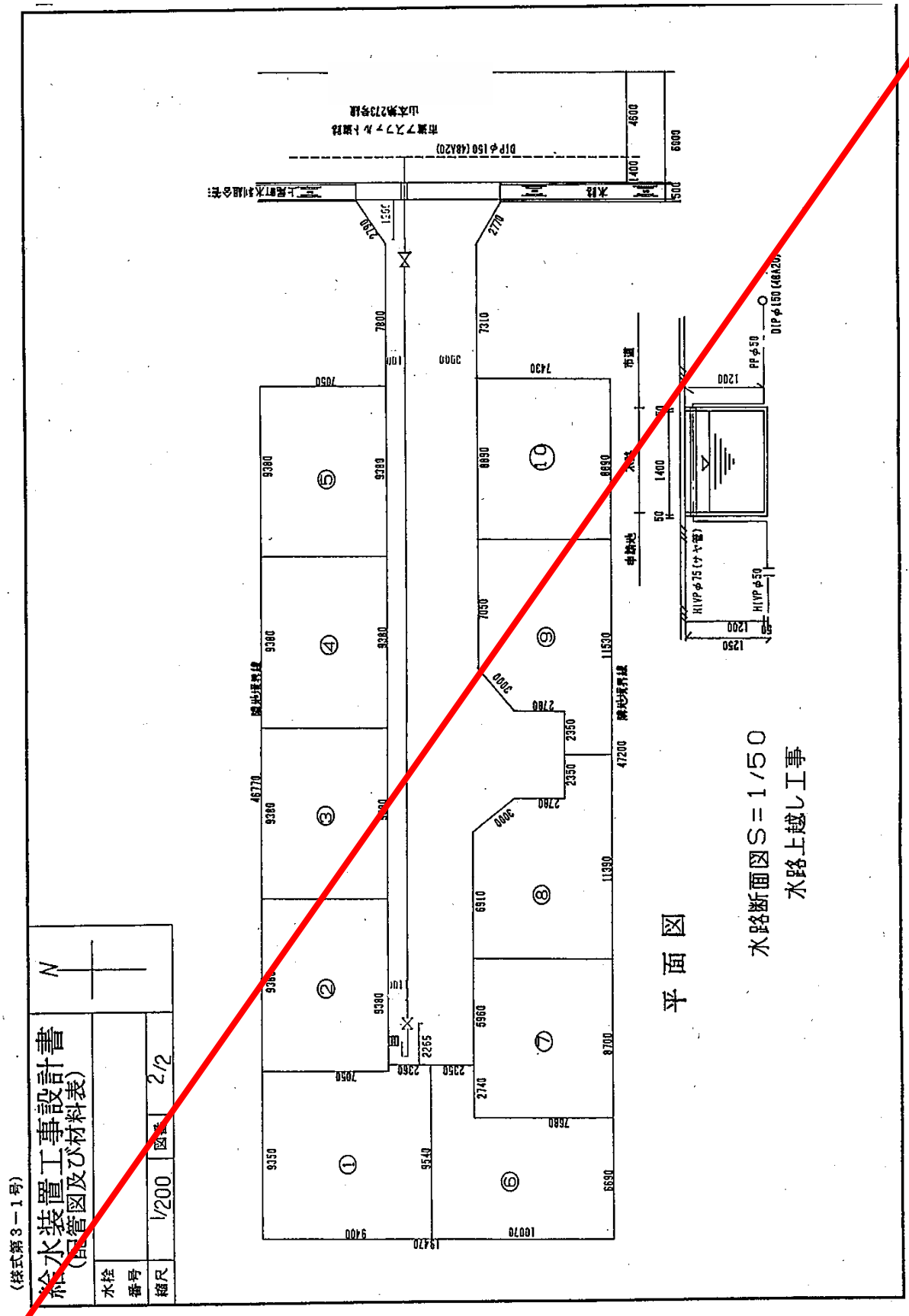

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第３号）

給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

当該給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第４条及び厚生省令で定める技術基準に適合しています。

水栓番号			
給水戸番			
工事場所	○○町○丁目○番地○号		
施工業者	○○○○○○		
主任技術者	○○○○○○		
誓約事項			
竣工検査日	・・	水圧試験	
縮　尺	1/100	図　番	1/2

位置図

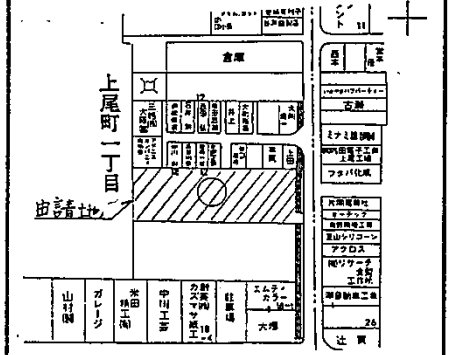

特記事項

	主要使用材料 名称	寸法	数量
分岐	サドル分水栓	50×20	14
	HIチーズ		
弁・栓類	直結止水栓		
	スリースバルブ		
	甲止水栓		
給水管	PP	20	59m
	HIVP		
	VLGP		
	GPプラグ	20	14
	修理止水栓	20	14
メーター			

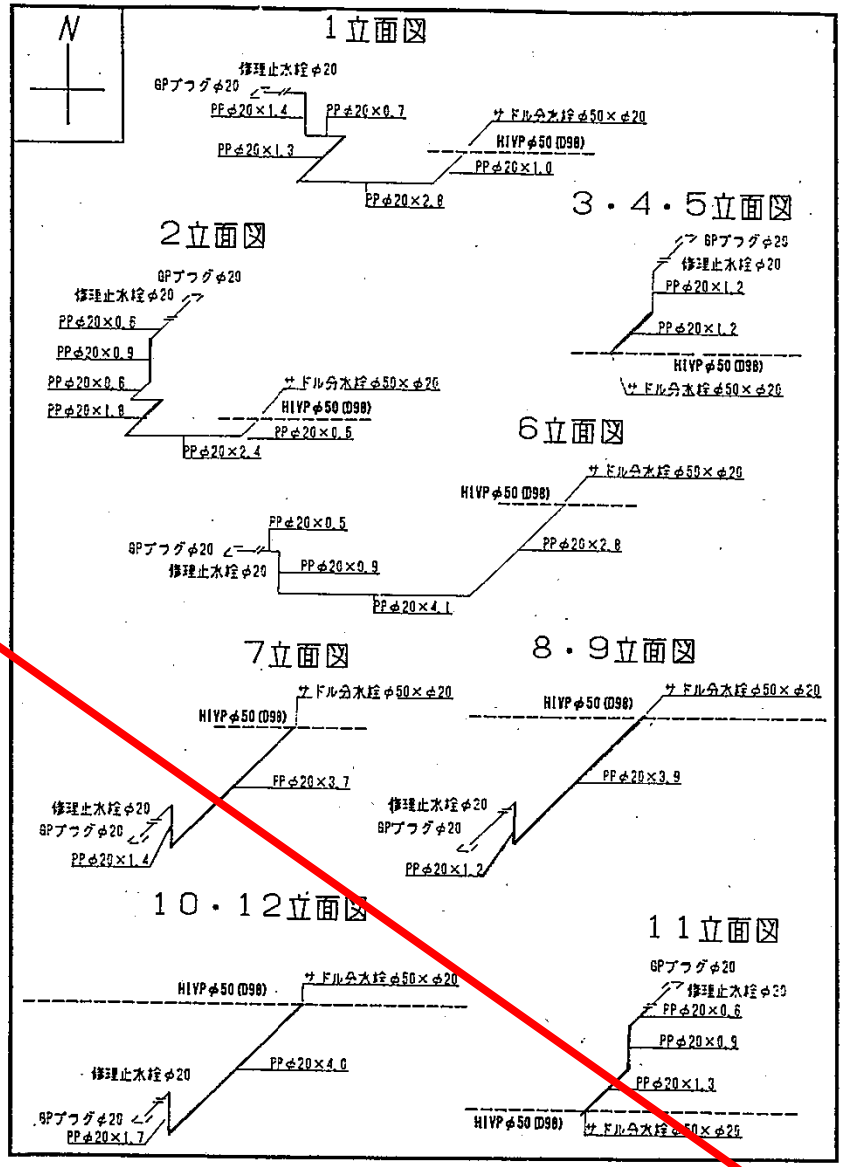

様　　式　　改　　定
令和３年１月 12 日

図３.６.６　ＤＤ．布設先行工事作図例その２

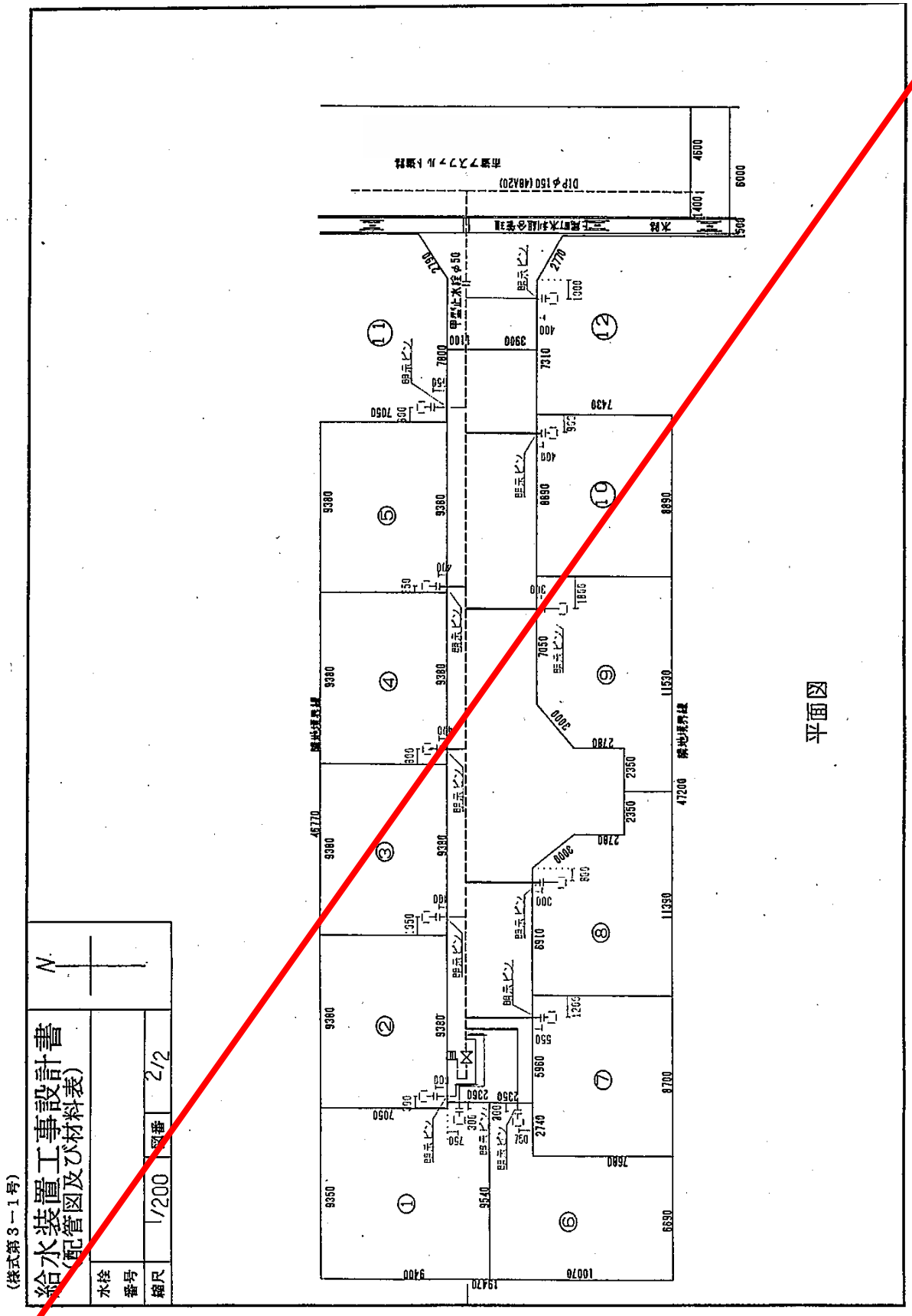

図３.６.７　Ｅ．撤去工事作図例

様　　式　　改　　定
令和３年１月12日

３.６.２ 管種別記号色分け及びその他記号

1. 管種別記号

表３.６.１ 管種別記号

管　　種	記　　号
鉛　　管	ＬＰ
硬質塩化ビニル管	ＶＰ
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	ＨＩＶＰ
水道配水用ポリエチレン管	ＰＥ
ポリエチレン管	ＰＰ
硬質塩化ビニルライニング鋼管	ＶＬＧＰ
ダクタイル鋳鉄管	ＤＩＰ
鋳　　鉄　　管	ＣＩＰ
鋼　　管	ＧＰ
銅　　管	ＣＰ
ステンレス鋼管	ＳＳＰ

2. 管の色分け

表３.６.２ 管の色分け

名　　称	色（線種）	凡　　例
新設給水管	赤（実線）	――――――
既設給水管	黒（破線）	- - - - - - -
撤去給水管	黒（破線の上に赤ハッチ）	≠≠≠≠≠≠
既設配水管	黒（破線）	- - - - - - -
貯水槽以下	緑（実線）	――――――

3. 文字、数字

(1) 文字、数字は、新設は赤、既設は黒で明確に書き、漢字は楷書とする。

(2) 文章は左横書きとする。

３.６.３ 管類及び地形等の表示

管類、栓類、及び地形等の表示は、各種基準付則集(水道管工事編)を参照すること。

４　給水装置の施工

４．１ 一般事項

４.１.１ 一　般

工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようすること。

４.１.２ 現場責任者の常駐

施工現場には、必ず現場責任者が常駐し、関係官公署の許可書を携帯すること。

４.１.３ 断　水

1. 断水は、局が行う。ただし、当局が認めた場合は指定工事業者に行わせることができる。
2. 断水を行うときは、断水広報ビラを作成して当局の担当者と協議し、前日までに使用者へ配付すること。また、所轄の消防署に通行に関する件も合わせて通知すること。
3. 断水に際して、広報車を利用する場合は、２日前に担当係へ連絡すること。

４.１.４ 事故防止と事故処理

事故防止には最善を尽くし、万一事故が発生したときは、臨機応変な処置を行うとともに、速やかに報告し、指示を受けること。

４．２ 給水管の分岐

４.２.１ 分岐の制限

1. 配水管及び給水主管からの分岐口径は、分岐される管の口径より小さいものでなければならない。
2. 導水管、送水管、配水本管（400 ㎜以上）及び異形管から分岐してはならない。
3. 分水栓の穿孔箇所の間隔は、０．３ｍ以下にしてはならない。
4. 割丁字管の穿孔箇所の間隔は、１．０ｍ以下にしてはならない。

４.２.２ 分岐の方法

1. 分岐は、被分岐管であることを十分確認したうえで行うこと。
2. 分岐には、被分岐管の管種及び口径並びに給水管の口径に応じた材料を用いること。
3. 分岐方向は、被分岐管と直角にすること。
4. 分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の給水器具の取り付けボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
5. 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。
6. 穿孔は、切り屑が残らないよう放水しながら施工すること。通水前の管についても、切り屑等の清掃に留意すること。
7. 鋳鉄管からサドル分水栓又は割丁字管を使用して穿孔する場合は、防錆スリーブを取り付けすること。
8. サドル分水栓及び割丁字管は、取り付け後防食フィルムを巻き付けること。また、被分岐管にポリエチレンスリーブが施されている場合は、修復すること。
9. 分岐材料は、表 4.2.1 による。また、分岐工法は、表４.２.２ のとおりとする。

表４.２.１ 分岐材料表

被分岐管		分岐口径（単位：mm）						
口径	管種	２０	２５	４０	５０	７５	１００	１５０
３０mm以下	ビニル管	チーズ	チーズ					
	鋼管	チーズ	チーズ					
４０mm	ビニル管	サドル分水栓 チーズ	サドル分水栓 チーズ					
	鋼管	サドル分水栓 チーズ	サドル分水栓 チーズ					
５０mm	ビニル管	サドル分水栓 チーズ	サドル分水栓 チーズ	チーズ				
	鋼管	サドル分水栓 チーズ	サドル分水栓 チーズ	チーズ				
	ＰＥ管	サドル分水栓	サドル分水栓	チーズ				
７５mm	ビニル管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓			
	鋼管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓			
	ＰＥ管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓 チーズ			
	鋳鉄管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓			
１００mm	ビニル管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割丁字管 丁字管		
	鋼管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割丁字管 チーズ		
	ＰＥ管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓 チーズ	チーズ		
	鋳鉄管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割丁字管 丁字管		
１２５mm～３５０mm	鋼管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割丁字管 丁字管	割丁字管 丁字管	割丁字管 丁字管
	鋳鉄管	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	割丁字管 丁字管	割丁字管 丁字管	割丁字管 丁字管

注）５０㎜以下のチーズの分岐については、φ３０以下及びφ５０×４０以外は宅内配管のみ使用。

表４.２.２　分岐工法

給 水 管 分 岐 工 法 図

分　岐	分　岐　工　法	分　岐	分　岐　工　法
HI チーズ	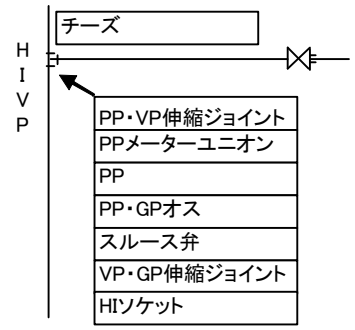	GP チーズ	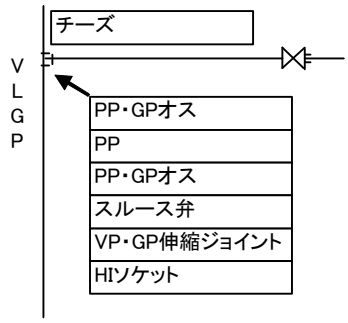
割丁字管 簡易バルブ付	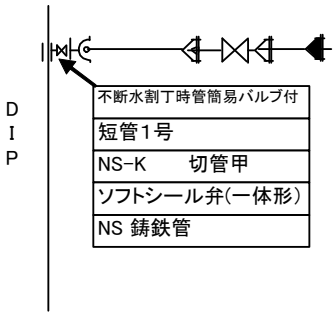	割丁字管簡易バルブ付	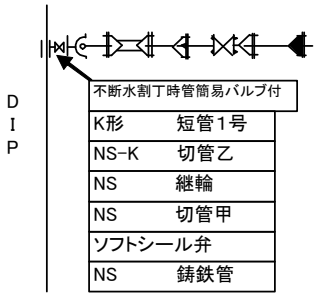
サドル 分水栓	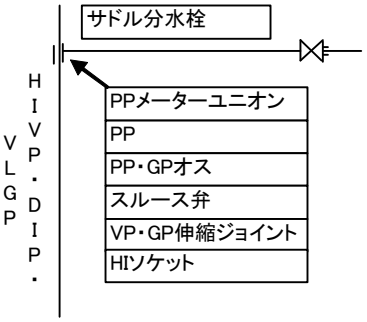	二受 丁字管	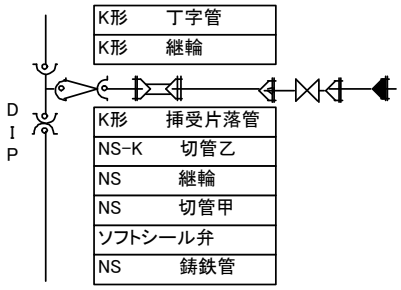
二受 丁字管	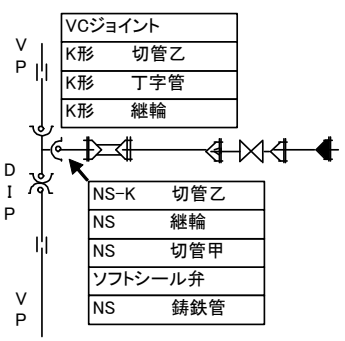	二受 丁字管	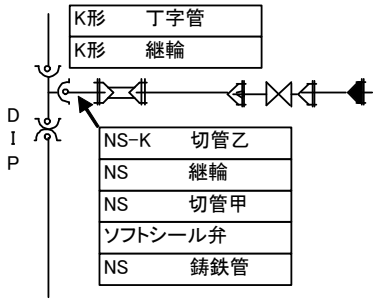

４.２.３ 分岐の撤去

1. 不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因となったり、給水管内の水が腐敗して衛生上問題となる恐れがあるので、分岐部で撤去すること。
2. 撤去するときは、必ず分岐部分を次のとおり完全に閉止するとともに止水栓及び仕切弁も撤去すること。
   (1) 甲型分水栓は、コマ下げしキャップ止めとする。
   (2) サドル分水栓及び割丁字管は、キャップ、プラグ又はフランジ蓋止めとする。
   (3) 丁字管（チーズ）は、撤去して直管に置き換えること。ただし、ダクタイル鋳鉄製の丁字管及びフランジ付丁字管を用いたものは、栓止め、又はフランジ蓋止めとすることができる。

４.３ 給水管の埋設深さ及び占用位置

４.３.１ 埋設深さ

1. 給水管の埋設深さは、道路管理者の指示によること。
2. 給水管の埋設深さは、規定値以上とするが極端に深くならないこと。
3. 障害物のためやむを得ず、道路管理者の指示による埋設深さを確保できない場合は、道路管理者等と協議のうえ、必要な防護工を施すこと。
4. 宅地内の埋設深さは、地質、加重、衝撃等を考慮して標準的に定めたものであって、埋設場所の条件に応じて必要な深度、または防護工を施し、損傷を防止すること。

４.３.２ 占用位置

道路を縦断して給水管を布設する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水管等他の埋設物に十分注意し、道路管理者が定めた占用位置に布設する。

４．４ 給水管の明示

1. 道路に埋設する口径７５mm 以上の給水管には、他の企業管との識別を明確にするため管識別テープを巻き明示すること。
   (1) 明示方法は、図４．４．１ による。
2. 給水管の引き込み位置の明示は、明示ピン（図 4.4.2）を官民境界の側溝等に設置すること。なお、設置位置については（図 4.4.3） による。
3. 道路（公道及び私道）に埋設する給水管には、他の企業管との識別を明確にするため埋設シートで明示すること。
   (1) 明示方法は、図４．４．４ による。
   (2) 埋設 シート規格
   ・印刷表示・・・・水道管注意
   ・シート色・・・・青
   ・クロス折り　（折込率２倍）
   (3) 口径７５㎜以上・・・・埋設シート幅　　１５０㎜
   (4) 口径５０㎜以下・・・・埋設シート幅　　７５㎜
   (5) 埋設位置
   ・給水主管・・・・・管上３０㎝程度
   ・分岐給水管・・・・管上２０㎝程度
   (6) 浅層埋設を問わず、全ての給水装置工事で実施

図４.４.１ 管識別テープ取付標準図

(1) 直管の場合

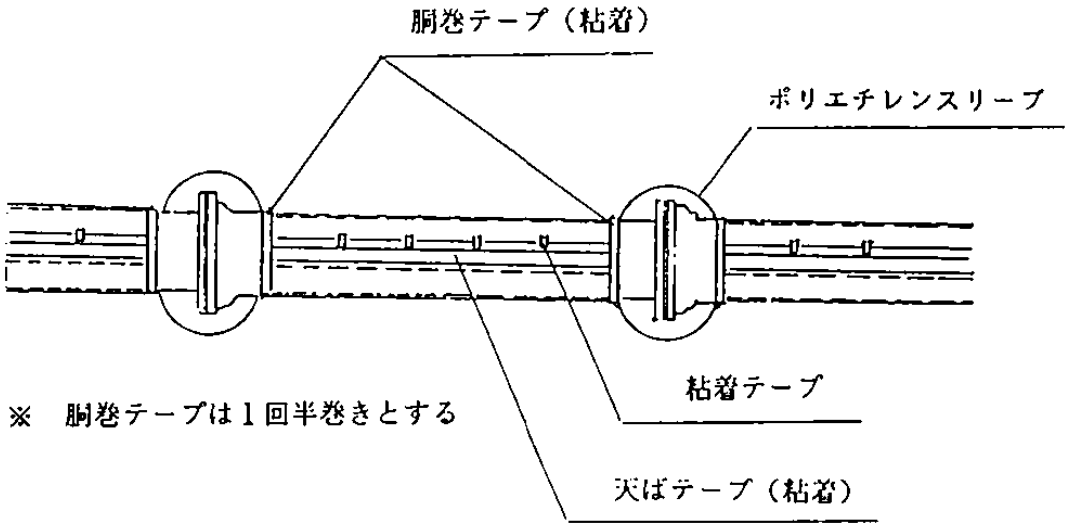

(2) 丁字管の場合

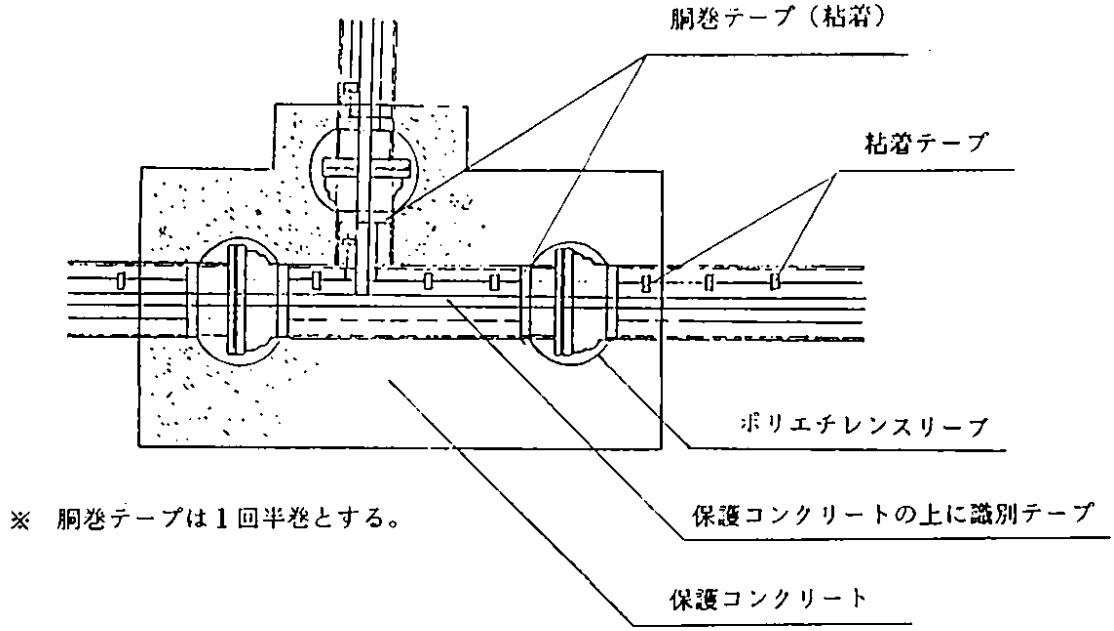

図４.４.２ 明示ピン設置標準図

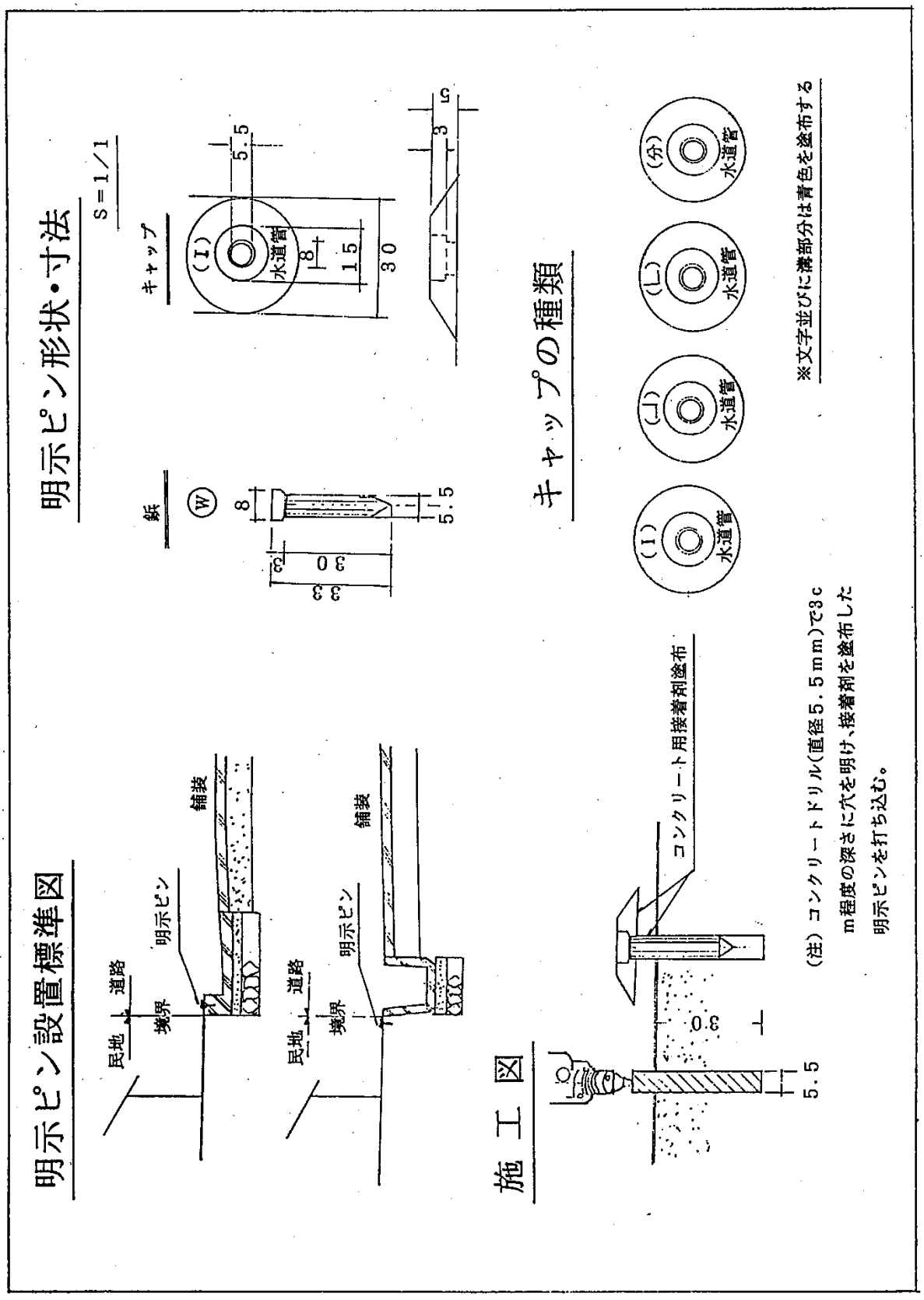

図４.４.３ 明示ピンの設置位置

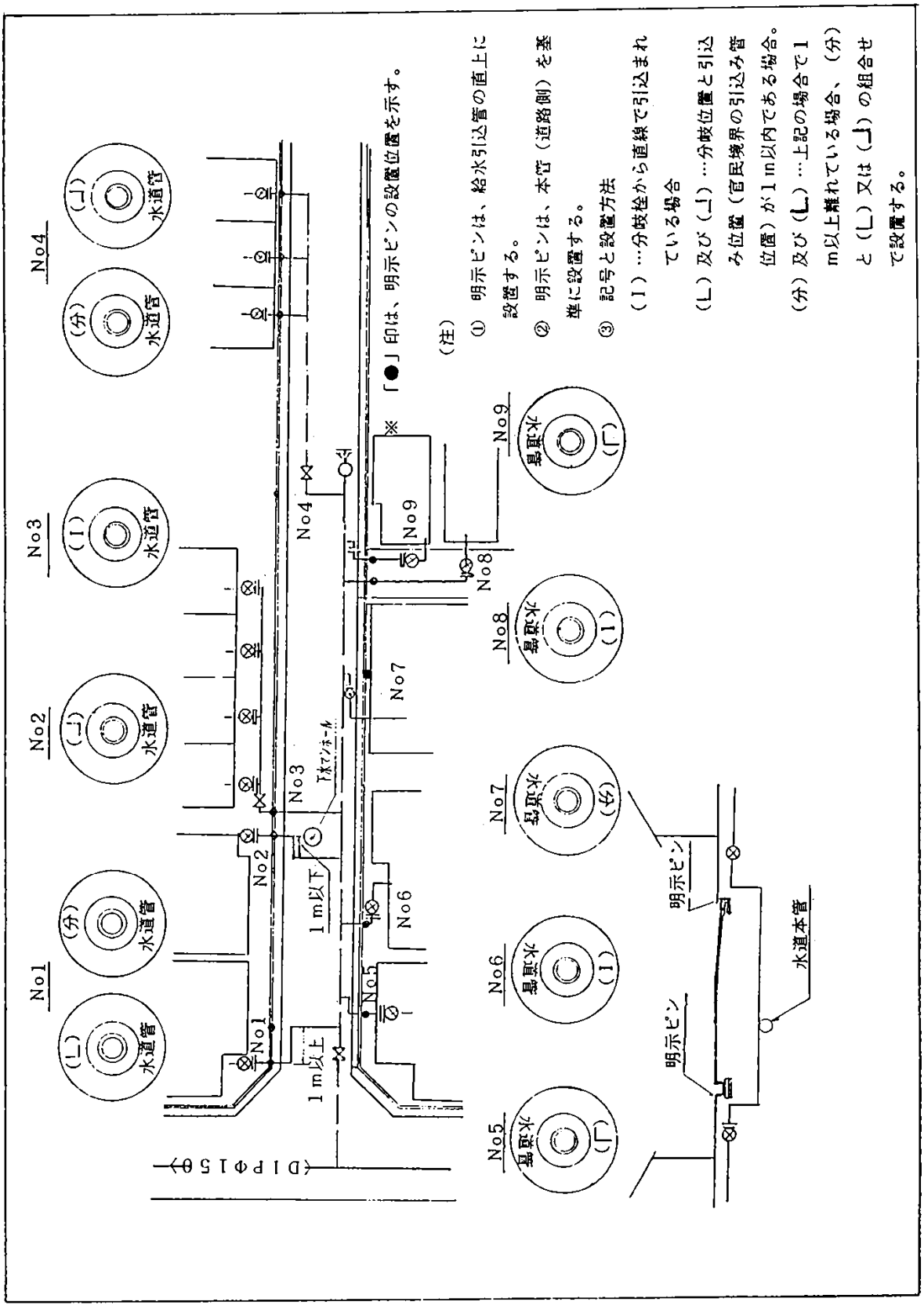

図４.４.４ 埋設シートの敷設位置

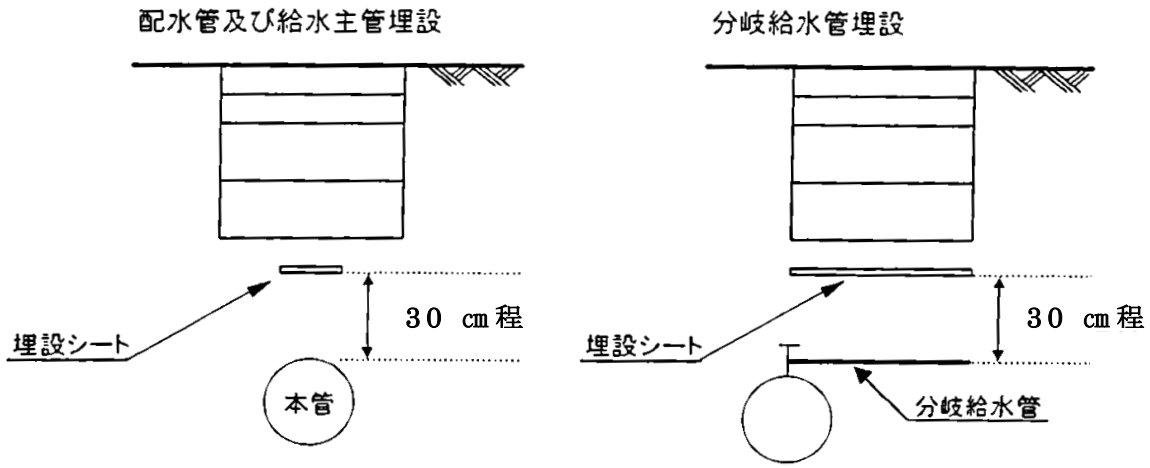

４.５ 止水栓、仕切弁及び消火栓の設置

1. 配水管から分岐して直接宅地内及び公道（私道）に引き込みする場合で止水栓又は仕切弁を設置する位置は、止水栓・仕切弁設置図（図 4.5.1）のとおりとする。
2. 止水栓鉄蓋、仕切弁鉄蓋及び消火栓鉄蓋の設置は、各種基準付則集(水道管工事編)及び八尾市型仕切弁・消火栓・空気弁ボックス仕様書を参照すること。

図４.５.１ 止水栓・仕切弁設置図その１

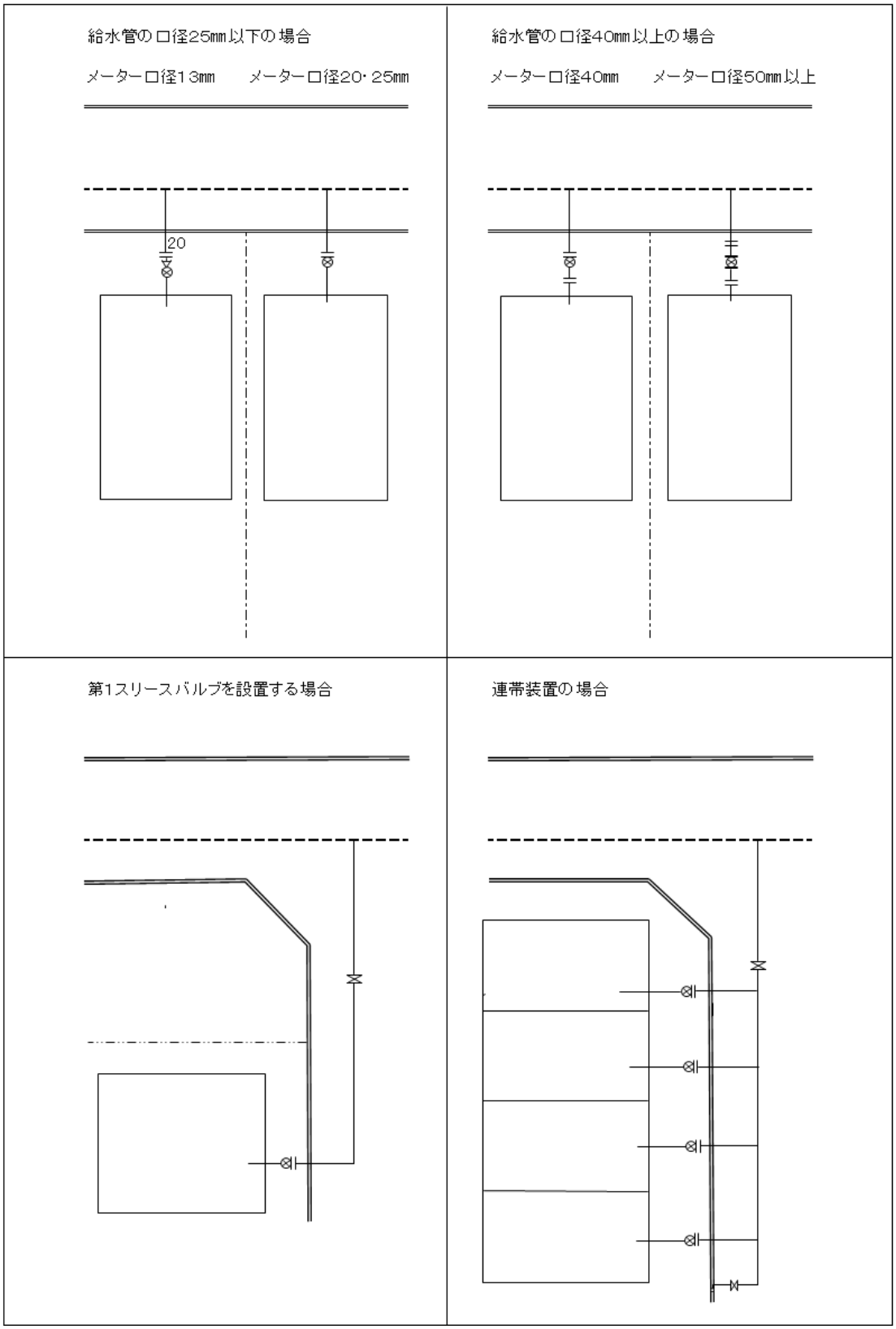

図４.５.１　止水栓・仕切弁設置図その２

給水管が水路を下越する場合

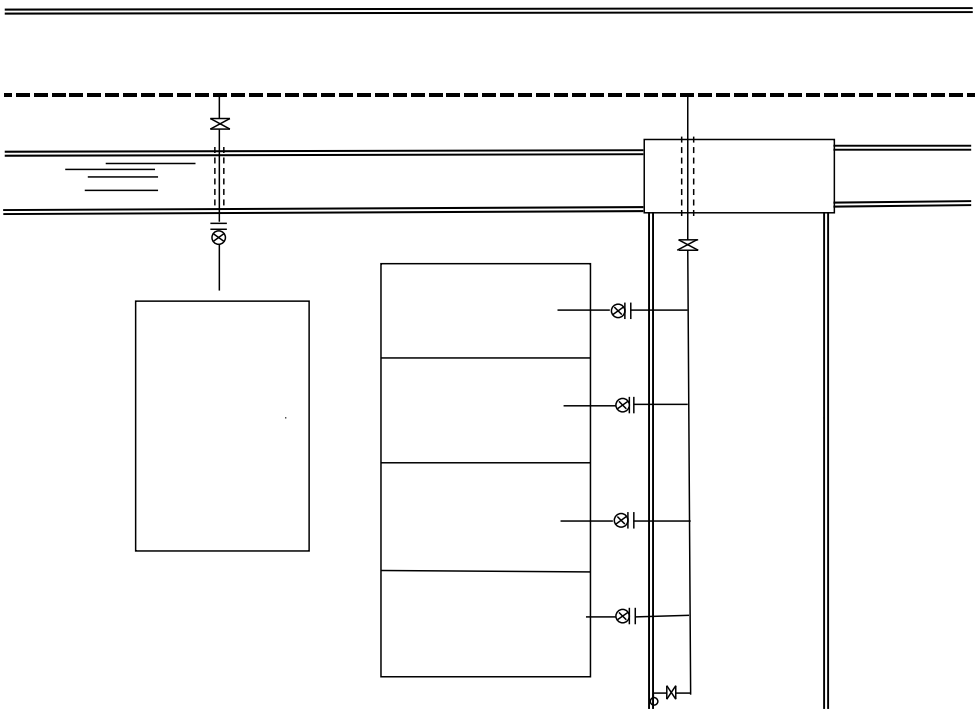

給水管が水路を上越する場合

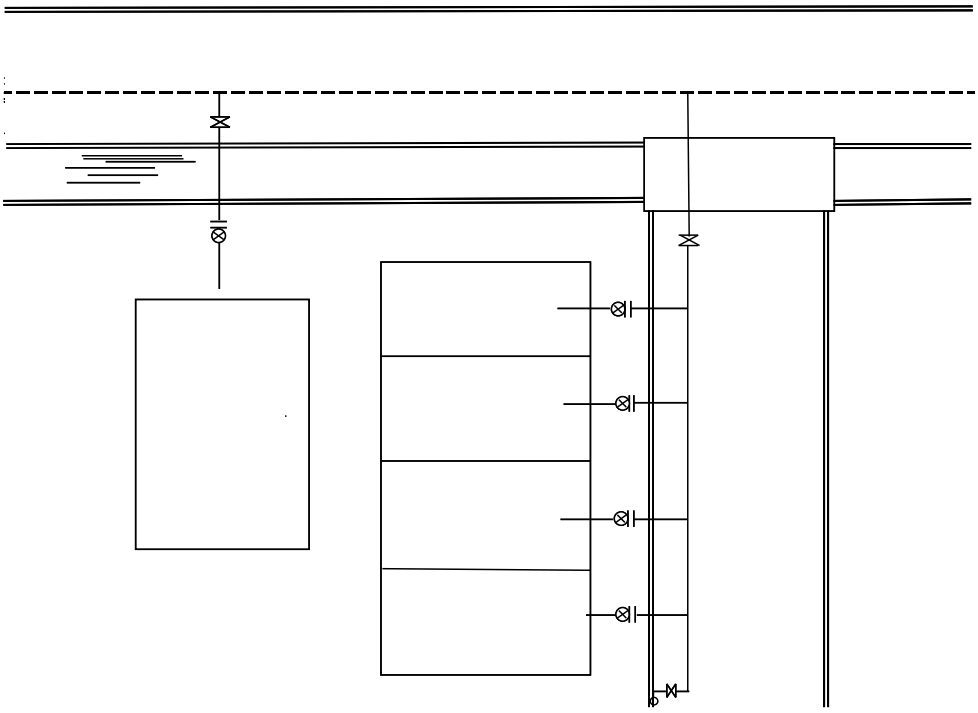

４．６ メーターの設置

４.６.１ メーターの設置

メーターの設置位置は、下記事項を遵守のうえ、局の承認する場所に設けること。

1. 汚染、損傷のおそれがなく、道路に近接した敷地内で、不在でも検針できるところとし、取替作業が容易にできるところを選定すること。
2. メーターは、原則として給水栓より低位置に、かつ水平に設置すること。なお、メーターが建物の構造上給水栓より高位置となる場合は、排気を検討すること。
3. 配管にあたっては、偏心や寸法違いのないよう専用のメーター補足管を使用して施工すること。
4. 地下水位の高い場所でのメーター設置は避けること。
5. メーターボックスからの排水等について、建物の他の区画への浸水防止を考慮すること。
6. 建物全体を１個のメーターで給水するもの及び２階以下の区画へ直結給水するメーター装置は地付を原則とする。ただし、地付が困難なもの及び集合住宅等については壁付又はパイプシャフト内とすることができる。
7. ３階以上の区画へ直結給水するメーター装置は、壁付又はパイプシャフト内を原則とする。
8. 貯水槽以下の子メーター装置は、壁付又はパイプシャフト内とする。
9. メーター位置は、配水管及び給水主管の垂直分岐から１ｍ以内に設置する。

４.６.２ 地付メーター装置

1. 地付メーター装置は、（図 4.6.1～図 4.6.7、表 4.6.1～表 4.6.2 ）による。
2. 口径４０ｍｍ以下のメーターを設置する場合は、メーターボックス内（上流側）に直結止水栓（伸縮式）を設置すること。
3. 口径５０ｍｍ以上のメーターは、遠隔指示方式（図 4.6.7）とする。なお、スタンド位置については、事前に協議すること。
4. 数個のメーターを並べて設置する場合は、メーター下流で交差がないような配管を考慮すること。また、共同住宅のメーターボックス内の直結止水栓にプレート札を針金でつけ、部屋番号等を示すこと。
5. ２階建共同住宅におけるメーターの設置は、原則、各戸玄関等の前に設置するものとする。また、メーターの向きについて、１階各戸は建物に対して水平に、２階各戸は建物に対して垂直に設置するものとする。

図４.６.１ メーター取付配管詳細図

メーター口径	メーター取付工法	備　考
13mm ～ 25mm	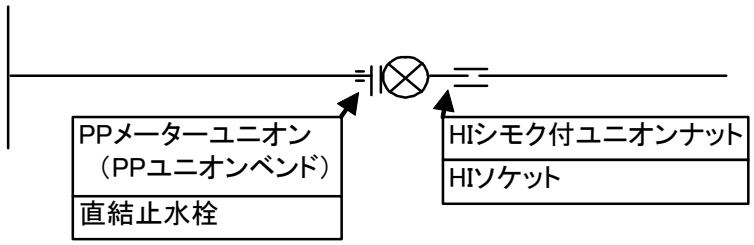	
40mm	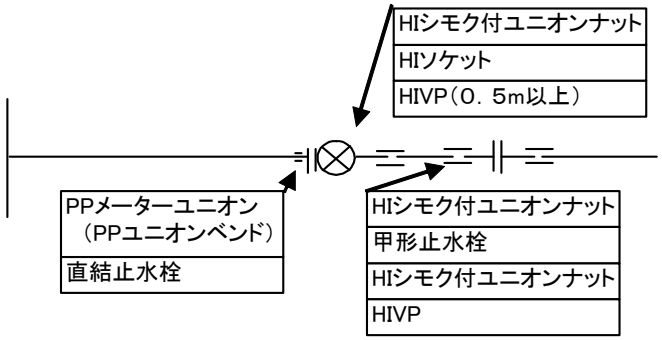	
50mm	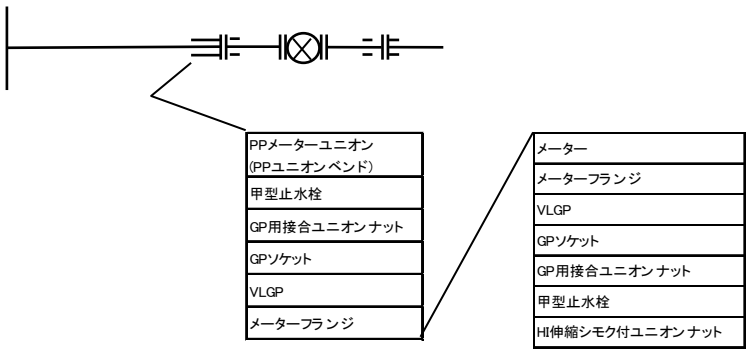 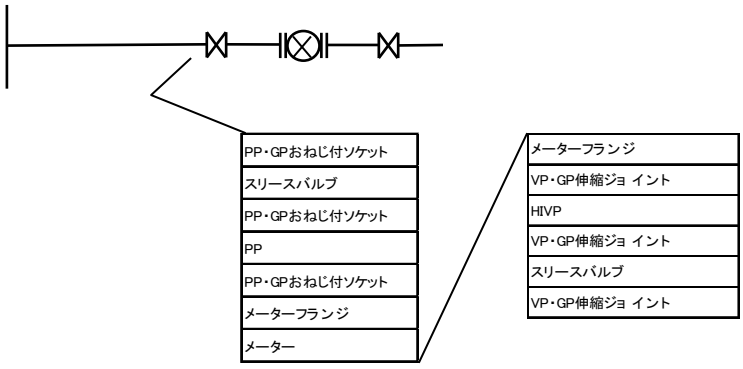	第一止水栓以降の管種はHIVPも可とする。

75mm 以上	DIP 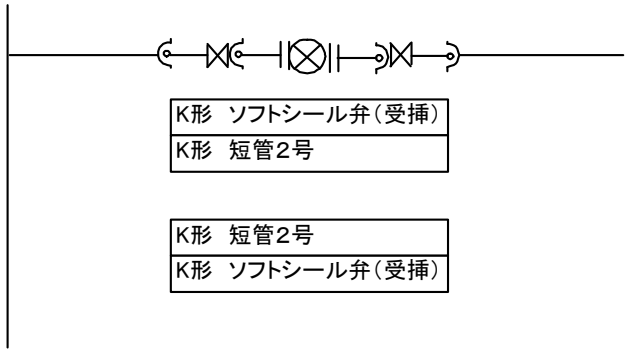 	鋳鉄管の接合箇所は全て特殊押輪を使用すること。

図４.６.２ メーター据付標準図（口径 13mm～40mm）

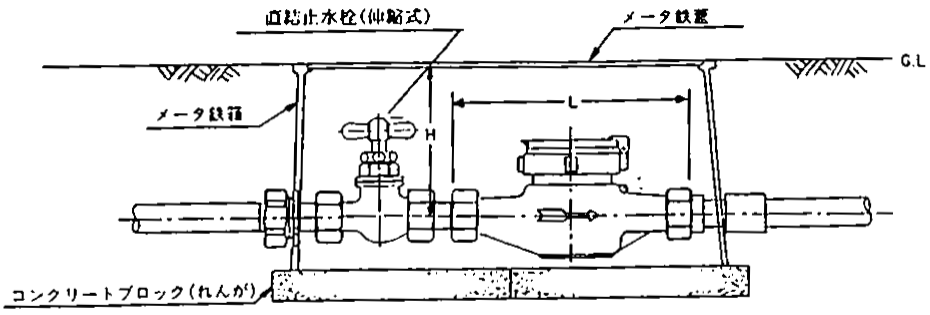

図４.６.３ 量水器ボックス（鋳鉄製）

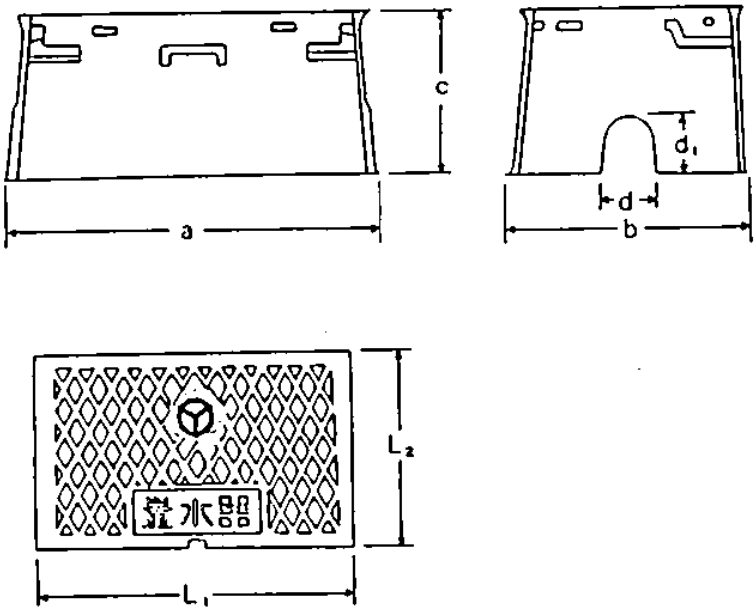

表４.６.１ 小型メーター装置寸法表　　単位：mm

口径	製造者	ﾒｰﾀｰ長さ	ﾒｰﾀｰ深度	メーターボックス寸法					鉄蓋寸法	
		L	H	a	b	c	d	d１	L１	L２
１３	T　社	100	100	380	250	180	－	－	322	185
	D　社			340	230	150	50	60	293	182
	H　社			395	230	150	60	60	350	185
２０	T　社	190	110	440	250	180	－	－	380	190
	D　社			480	255	175	50	70	407	194
	H　社			480	255	175	50	70	407	194
２５	T　社	225	150	500	350	180	－	－	420	270
	D　社			483	278	180	60	80	430	232
	H　社			483	278	180	60	80	430	232
４０	T　社	245	170	610	440	240	－	－	510	345
	D　社			622	352	240	90	100	550	300
	H　社			622	352	240	90	100	550	300

図４.６.４ 量水器ボックス（樹脂製）

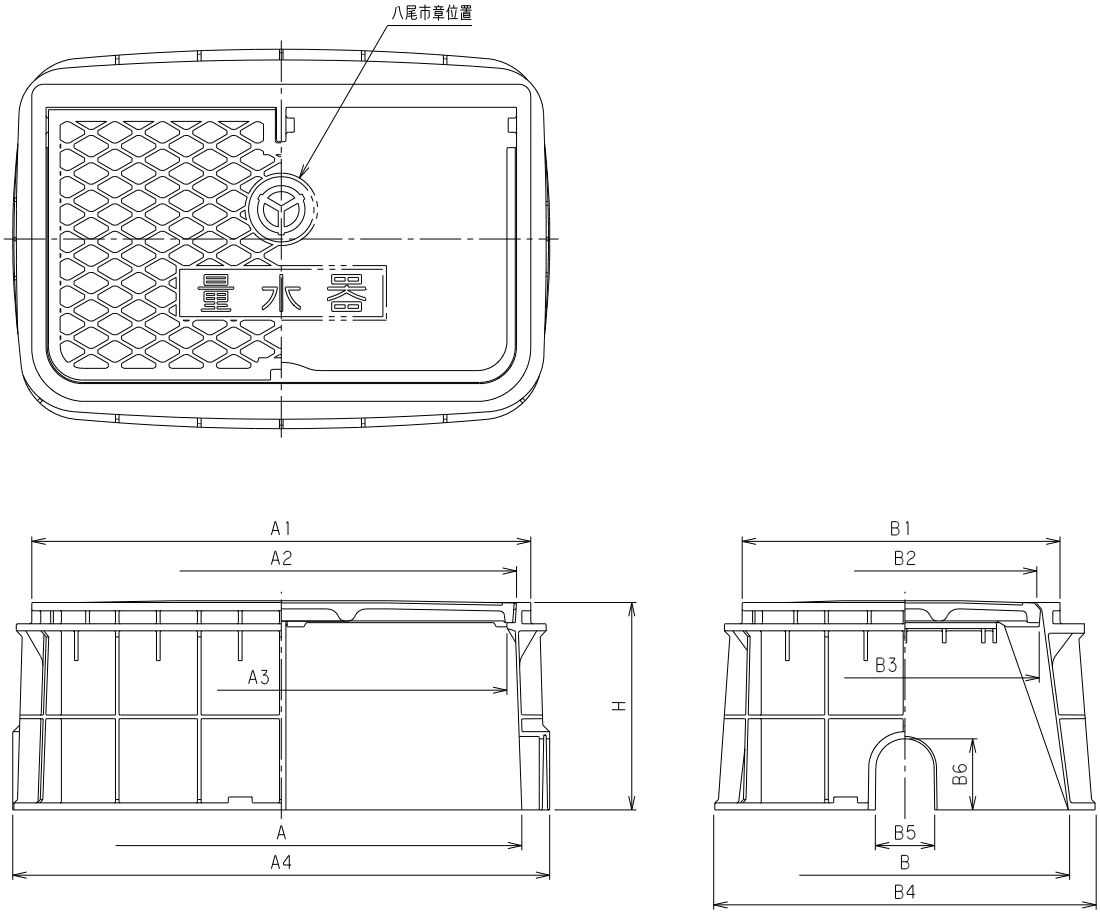

位：mm

口径	製造者	寸法												
		A	A1	A2	A3	A4	B	B1	B2	B3	B4	B5	B6	H
１３	KM社	300	296	266	250	350	220	216	186	170	270	50	55	150
	MK社	325	320	－	260	370	245	230	－	165	285	60	70	180
	HD社	300	287	259	250	350	220	207	183	170	270	45	55	150
	MZ社	342	327	295	275	382	235	225	186	161	275	50	－	165
	DM社	375	345	318	300	425	245	230	198	183	295	50	60	150
２０	KM社	410	395	356	340	460	260	245	206	190	310	60	60	150
	MK社	410	390	358	340	456	270	250	210	181	316	60	70	180
	HD社	430	396	364	350	480	270	256	224	210	320	56	70	180
	MZ社	420	414	370	350	470	282	276	232	212	332	60	－	180
	DM社	410	390	360	340	456	270	250	215	181	316	60	70	180
２５	KM社	510	505	456	440	566	294	285	236	220	350	60	60	180
	MK社	490	470	438	420	536	290	270	230	201	336	60	70	190
	HD社	480	462	421	409	538	290	272	237	219	346	56	70	180
	MZ社	490	484	440	420	545	288	281	233	213	348	60	60	180
	DM社	490	470	442	420	536	290	270	230	201	336	60	70	190

図４.６.５ メーター据付標準図（50mm 以上）

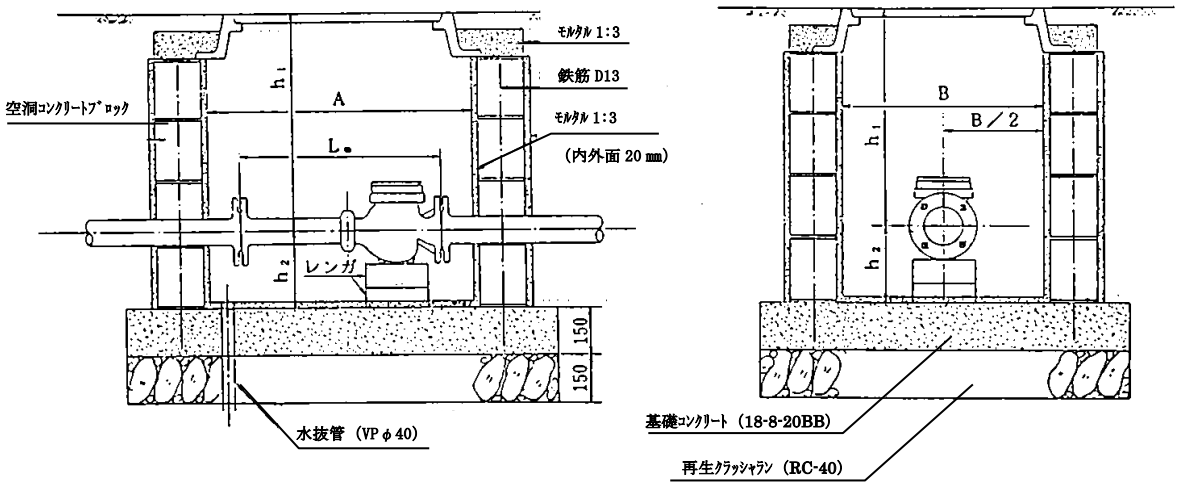

口径	ﾒｰﾀｰ室寸法		ﾒｰﾀｰ長さ	ﾒｰﾀｰ深度	
	A	B	Ｌm	ｈ1	ｈ2
５０	760	550	560	500	200
７５	830	710	630	700	220
１００	950	710	750	700	240
１５０	1400	750	1000	900	320
２００	1600	800	1160	900	350

表４.６.２大型メーター装置寸法表（単位：mm）

＊鉄蓋は八尾市水道局「送・配水管及び給水装置工事指定材料表」に記載されたものを使用すること。

図４.６.７　遠隔指示メーター受信器設置標準図その１

①	受信器ボックス
②	取付ポール（鋼管A80）
③	電線管（HIVEφ22）
④	アンカーボルトM16×250 （L型ボルトキャップ付）
⑤	パイプバンド
⑥	基礎Co（18-8-20BB）
⑦	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ（RC-40）

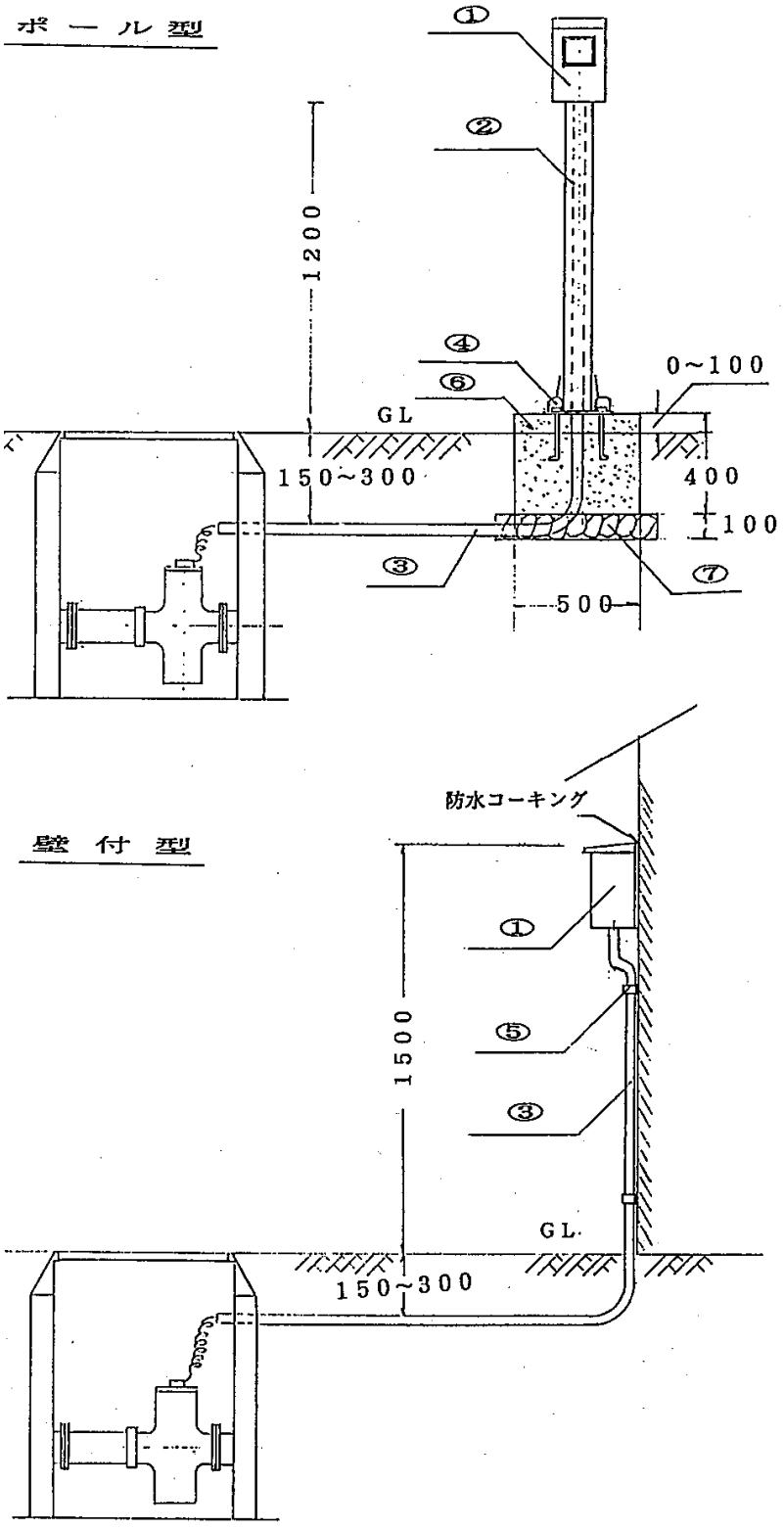

図４.６.７　遠隔指示メーター受信器設置標準図その２

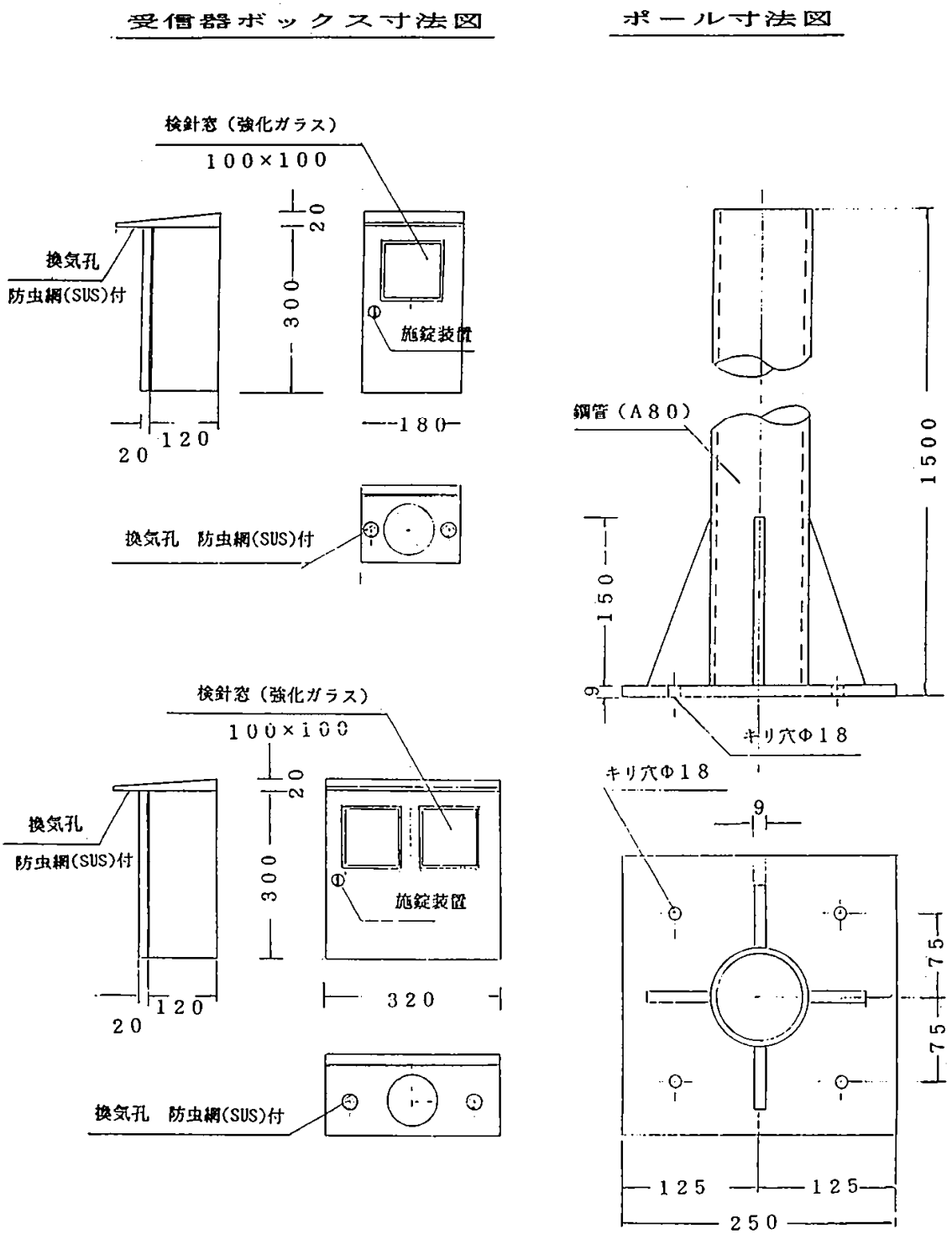

４．７ 増圧給水設備

４.７.１ 増圧給水設備

1. 増圧給水設備は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力を増圧し、給水器具への吐水圧を確保する設備である。
2. 増圧給水設備は、直結加圧型ポンプユニット（制御盤、圧力タンク、内蔵逆止弁含む）と逆流防止装置を組合わせたものとする。
3. 増圧給水設備に使用する直結加圧型ポンプユニットは、
   (1) 使用圧力が０．７３５ＭＰａ（7.5kgf/cm^2）以下で、他の使用者の水利用に支障を与えず、かつ配水管の水圧に影響を及ぼさないものとする。
   (2) 原則として建物１棟に対して１ユニットとする。ただし、配水管に対する影響がない場合はこの限りでない。
   (3) 断水等により、吸込み圧力が低下した場合、圧力検知によりポンプを自動停止させるシステムとすること。また、再起動の設定圧力は下記の通りとする。
   ① 増圧装置の自動停止圧力の設定値は、次により算出する。
   ＰＴ＝Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋0.05MPa（0.5kgf/cm^2））
   ＰＴ：増圧装置自動停止圧力設定値
   Ｐ０：設計水圧
   Ｐ１：配水管と増圧装置との高低差による圧力損失
   Ｐ２：減圧式逆流防止器上流側の給水管及び給水器具の圧力損失
   ただし、減圧式逆流防止器を増圧装置の下流側に設置する場合は、増圧装置」と読み替える。
   ② 増圧装置の自動復帰圧力の設定値は、自動停止圧力設定値に０．０３ＭＰａ(0.3kgf/cm^2)を加えた値とする。
   (4) ポンプの吐出圧力の制御方法は、推定末端圧力一定制御方式とする。
   (5) 直結加圧型ポンプユニットは、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B 130)」の基準を満たすこととし、管理者指定品とする。
4. 増圧給水設備に使用する逆流防止装置は、
   (1) 原則として、減圧式逆流防止器とし、ポンプユニット上流側に設置する。
   (2) 逆流防止装置は、上流からバルブ＋ストレーナ＋減圧式逆流防止器＋バルブとする。
   なお、減圧式逆流防止器の点検取替え時に断水することができない建物については、バイパス管を設置すること。
5. １敷地内に複数の建物がある場合で複数の増圧装置を設置するときは、増圧装置を相互に連絡させてはならない。
6. 増圧装置の上流側及び下流側の接合部には、可とう継手等により防振対策を施すこと。
7. 引込給水管の口径は、配水管の口径(75mm～350mm)より小さく、給水装置の使用水量及び使用状況に適合したメーター口径(25mm～50mm)とし、被分岐管の２ランク以下とする。

４.７.２ 給水圧力

増圧給水設備が必要とする給水（増加）圧力は、次の計算式で算出する。

Ｐ＝Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０

Ｐ　：必要とする給水（増加）圧力
Ｐ１：配水管と増圧給水設備の高低差による圧力損失
Ｐ２：増圧給水設備上流側の給水管の摩擦損失水頭等
Ｐ３：増圧給水設備（逆流防止器含む）の圧力損失
Ｐ４：増圧給水設備下流側の給水管の摩擦損失水頭等
Ｐ５：末端給水栓の残圧
Ｐ６：増圧給水設備と末端給水栓の高低差による圧力損失
Ｐ０：設計水圧

４.７.３ 非常用給水栓

1. 増圧給水設備の故障・停電等による断水に備え、非常用給水栓をメーターと増圧給水設備の間から分岐し設置すること。
2. メーターが各区画に設置される場合は、増圧給水設備上流から分岐し、別途メーターを設けて非常用給水栓を設置すること。

４.７.４ 増圧給水設備の設置場所等

ポンプ等の設置場所及び設置条件は、次のとおりとする。

1. ポンプ等の設置場所は、原則として、１階又は地階部分の屋内とすること。設置場所は、周囲温度 ０℃～４０℃、湿度８５％以下とし、密閉構造とならないよう配慮すること。ただ、やむを得ない事情のある場合にかぎり、使用者の申し出に基づき、屋外型一体ユニットの使用を認める、この場合も建物に近接して設置するなど保安上、維持管理上の配慮を十分に行うこと
2. 配水管より低いところにポンプ等を設置する場合は、給水管を一度地上に上げて空気弁を設置すること。
3. ポンプ等は、設置後も維持管理ができるよう、必要なスペースが確保できる場所に設置すること。
4. ポンプ等は、専用の基礎の上に水平に設置すること。
5. 増圧給水設備を屋内に設置する場合は、逆流防止装置からの浸水の恐れがなく、定期点検保守作業に支障のないよう確保して設置すること。また、逃し弁からの排水が目視できる方法で排水処理を行うこと。

４．８ 高置水槽直結給水

４.８.１ 定　義

高置水槽直結給水とは、既設貯水槽給水方式を直結給水方式に切替える場合の暫定的な給水方式をいう。すなわち直圧又は増圧給水設備により、高置水槽に入水し、自然流下により給水する方法である。

４.８.２ 高置水槽補給装置

1. 高置水槽への給水は、ボールタップ又は電磁弁を用い、故障に備え２組設置すること。
2. ボールタップ装置
   (1) ボールタップの取付位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。
   (2) 呼び径２５㎜以上のボールタップは、定水位弁を用いる。なお、定水位弁の据付位置は、定水位弁の作動圧を考慮して決めること。
3. 電磁弁装置
   (1) 電磁弁装置は、自動交互で運転する。
   (2) 液面スイッチは、水槽からの溢流又は渇水が起こらないようにセットすること。

４.８.３ 高置水槽の高さ

高置水槽は、最上階の給水栓の使用に支障をきたさない高さに設置すること。

４.８.４ 高置水槽の設置位置

高置水槽は、できるだけ屋上中央部の危険のないところに設置すること。

４.８.５ 高置水槽の大きさ

(1) 高置水槽直結給水を行う場合の高置水槽の有効容量は最小１.５時間とし、２時間を標準とする。

有効容量≧（１日当たり使用水量/１日当たり使用時間）×１.５～２.０時間

(2) 消火用水槽と高置水槽との併用は認めない。

４.８.６ 給水装置及び高置水槽以下装置

高置水槽への入水管は給水装置として本施行基準の適用を受ける。高置水槽以下装置の特に記載なき事項については、貯水槽以下装置指導基準に準拠するものとする。

４．９ 土工事等

４.９.１ 掘　削

1. 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とする。
(1) 掘削に先立ち、地上及び地下構造物を調査し、損傷を与えないよう注意しなければならない。
(2) 掘削断面は、標準図に従い直線とし、えぐり掘りを行ってはならない。
(3) 掘削深さが 1.5m を超える場合は、標準図によらず土質に見合った安全な掘削勾配が確保できる場合を除き土留工を施すこと。また、掘削深さが 1.5m 以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、同様の措置を施すこと。
2. 掘削方法（機械、人力）の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で経済性に配慮し決定すること。
(1) 地下埋設物（下水道、ガス、電気、電話等）の輻輳状態、作業環境等及び周辺建築物の状況。
(2) 地形（道路の屈曲、傾斜）及び地質による作業性。工事現場への機械搬入の可否。
(3) 道路管理者及び所轄警察署長の工事許可条件。
3. 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮し、入念に行うこと。
(1) 掘削敷は、凹凸のないようにすること。必要に応じて良質土砂等で敷きならしを行うこと。
(2) 舗装道路は、掘削に先立ち他の部分に影響を及ぼさないよう、丁寧にコンクリートカッターで切断を行うこと。
(3) 軟弱地盤又は湧水のある場合は、土留工を施し、水を排除しながら掘削するとともに、その排水先に注意すること。
(4) 道路を横断して掘削する場合は、片方の工事を完了し、交通の妨げのないよう必要な措置を講じた後、他方を掘削すること。
(5) 道路掘削は、当日中に仮復旧が完了できる範囲とする。ただし、やむを得ず掘置きとなる箇所は、必ず所轄官公署に連絡のうえ、工事標示施設及び覆工等の措置を講じ、事故防止に

万全を期すること。

(6) 他の地下埋設物（下水道、ガス、電気、電話等）付近を掘削する場合は、必要に応じてその管理者の立会いを求めること。

4.9.2 埋戻しと残土処分

道路内の埋戻しに当たっては改良土を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び埋設物にも十分注意すること。

1. 埋戻しは、良質な土砂又は砂に置き換えること。隣接する他企業の埋設物についても同様とする。
2. 締め固めは、タンパー、振動ローラ等の転圧機械により仕上がり厚さ３０㎝ごとに転圧し十分締め固めること。
3. 残土及び埋戻し土砂を現場に堆積してはならない。やむを得ず仮置きする場合でも交通等に支障のないよう留意し、速やかに所定の場所へ運び処分すること。

4.9.3 道路復旧工事

1. 仮復旧は、表層材に加熱又は常温アスファルト混合物を用い、埋戻し後直ちに施工しなければならない。

(1) 仮舗装に先立ち、路床を十分転圧のうえ、混合物を均一に敷きならし、余盛りを行い転圧し既設路面と同一面となるよう仕上げること。

(2) 仮復旧後、直ちに水道マーク及び指定工事業者番号をペイントで明示すること。

(3) 道路標示部分を掘削した場合は、同色ペイントで修復すること。

2. 給水装置工事跡本復旧（以下「本復旧工事」という。）は、道路管理者に従い、指定工事業者の責任範囲で施行すること。

(1) 舗装業者は、建設業法に基づく舗装業の資格を有するものとする。

(2) 本復旧工事の施行は、八尾市水道局「道路復旧工事仕様書」を適用する。

(3) 本復旧の施行業者は、工事許可条件を遵守し地元広報及び関係機関への連絡を密にするとともに事故防止に最大の注意をはらうこと。

(4) 道路表示部分を掘削した場合は、溶着式により原形復旧すること。

3. 指定工事業者は、道路掘削から本復旧までの管理を行い、これにかかる一切の事故の責任を負うものとする。
4. 本復旧、仮復旧とも完成後は、既設舗装路面の汚れを必ず清掃すること。

4.9.4 現場管理

関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。また、工事に伴う騒音、振動等をできるかぎり防止し、生活環境の保全に努めること。

1. 道路工事に当たっては、原則として、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に相談しておくものとする。
2. 建設発生土、廃棄物等の不要物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任をもって適正に処理すること。
3. 工事に際しては、予め所轄警察署及び所管の道路管理者、水道局の連絡先を確認し、周知しておき、万一不測の事故が発生した場合は、直ちにこれらに通報連絡しなければならない。
4. 他の地下埋設物を損傷した場合は、直ちにその管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
5. 掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するための保安設備を設置し必要に応じて保安要員（交通整理人）を配置すること。また、工事作業員の安全についても十分留意すること。
6. 工事施行者は、本復旧工事の施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、不良箇所が生じた場合又は、道路管理者等からの指示を受けたときは、直ちに修復しなければならない。

４．１０ 配管工事

４.１０.１ 構造及び材質

給水管及び給水器具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水器具を除き、耐圧性能を有するものを用いること。(省令第１条第１項)

1. 設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定すること。
2. 給水装置の材料は、当該給水装置の使用実態に応じた必要な耐久性を有するものを選定すること。
3. 地震時の変位に対応できるように、伸縮可撓性に富んだ材質の給水管を使用することとし、高鋼性の材質を使用する場合は伸縮可撓性のある継ぎ手を使用すること。
4. 給水管材料の使用範囲は、使用口径については表 4.10.1、使用区分については表 4.10.2 によること。

表４.１０.１ 給水管材料使用範囲表

管　　種	使 用 口 径 (mm)	備　　考
水道用ダクタイル鋳鉄管（DIP）	75･100･150･200･300	K 型、SⅡ型、NS 型 GX 型(2017.10.1 採用)
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）	13･20･25･30･40･50･75･100･150	
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VLGP）	15A･20A･25A･32A･40A･50A80A･100A･150A	
水道配水用ポリエチレン管（PE）	50･75･100・150	
水道用ポリエチレン管（PP）	13･20･25･30･40･50	二層管

注）新設工事は、３０mm（３２Ａ）管の使用を認めない。

表４.１０.２ 給水管材料使用区分表

使用区分	管　　種
道路面	鋳鉄管・耐衝撃性硬質塩化ビニル管・配水用ポリエチレン管 ポリエチレン管・硬質塩化ビニルライニング鋼管
宅地内	鋳鉄管・耐衝撃性硬質塩化ビニル管・配水用ポリエチレン管・ポリエチレン管 硬質塩化ビニルライニング鋼管
コンクリート埋込み部	鋳鉄管・硬質塩化ビニルライニング鋼管・配水用ポリエチレン管 ポリエチレン管・耐衝撃性硬質塩化ビニル管
河川、水路の横断（上越）	鋳鉄管・塗覆装鋼管・ステンレス鋼管 硬質塩化ビニルライニング鋼管
河川、水路の横断（下越）	鋳鉄管・配水用ポリエチレン管・ポリエチレン管 硬質塩化ビニルライニング鋼管
立上り管（露出）	鋳鉄管・硬質塩化ビニルライニング鋼管
立上り管（隠蔽）	鋳鉄管・硬質塩化ビニルライニング鋼管・配水用ポリエチレン管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管
口径 50mm メーターの前後	硬質塩化ビニルライニング鋼管

４.１０.２ 配　管

1. 配管する前に管内を清掃するとともに、十分管体の検査を行い、亀裂その他欠陥がないことを確認しなければならない。
2. 工事中又は一日の工事終了後には、管端には仮蓋又は栓等をして塵芥、土砂及び汚水等が進入しないようにすること。
3. 現場で材料を仮置きするときは、汚染、破壊及び材質の劣化等のないよう注意すること。
4. 配管にあたっては、他の埋設物に接近して敷設するときは、原則として３０㎝以上の間隔を確保すること。

5. 埋設する鋳鉄管の配管には、ポリエチレンスリーブを施すこと。なお、接合部の施工詳細は、図４.１０.１による。
6. 管を橋梁に添架するときは、適当な間隔をおいてバンド又はブラケット等で固定し、固定金物には防食塗装を施すこと。
7. 水路・側溝等を横断するときは、伏せ越し図（4.10.2）とする。ただし、施工困難でやむを得ず上越しするときは図（4.10.3）を標準とする。なお、道路構造物等にはつりを行って配管したときは、必ず原形に修復すること。
8. やむを得ず法面や石垣等に接近して布設するときは、法肩及び法尻に支障をきたさないよう細心の注意を払って布設し、その保護等をすること。
9. 配管が完了すれば使用前に管内の洗浄を十分に行うこと。なお、給水管の口径が７５mm以上で、かつ延長が５０m以上の場合は、ポリピック洗浄工法で管内洗浄を行うこと。

４.１０.３ 道路の配管

1. 配水管からメーターまでの給水管は、口径５０mm 以下はポリエチレン管、口径７５mm 以上は、原則として鋳鉄管は耐震継手（ＮＳ型）を使用すること。
2. 配水管等から分岐して引込む給水管の最小口径は、止水栓まで２０mm とする。
3. 配水管等から分岐して引込む給水管は、道路に対して直角に布設する。また、縦断に布設する場合には、官民境界あるいは側溝と平行に蛇行せず直線配管とする。
4. 給水主管を布設する場合は、道路部分に布設し管末には排水設備（表 4.10.3）を、また、必要に応じて排気設備（表 4.10.4）を設けなければならない。

表４.１０.３ 排水設備（泥吐管、泥吐弁）

給水主管の口径	泥吐管（弁）の口径
２５mm ～　５０mm	給水主管と同口径
７５mm ～１００mm	７５mm
１５０mm ～２５０mm	１００mm

表４.１０.４ 排気設備（空気弁）

給水主管の口径	単口空気弁の口径	急速空気弁の口径
１００mm 以下	１３mm	１３mm
１５０mm～２００mm	２０mm	２５mm
２５０mm 以上	２５mm	２５mm 以上

5. 排水バルブの設置場所は、排水する汚水ます等の近くに設けること。また、排水バルブ以降の給水管は、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用し汚水ます端に排水口をできるだけ露出しないよう設けること。

図４.１０.１ ポリエチレンスリーブ取付図

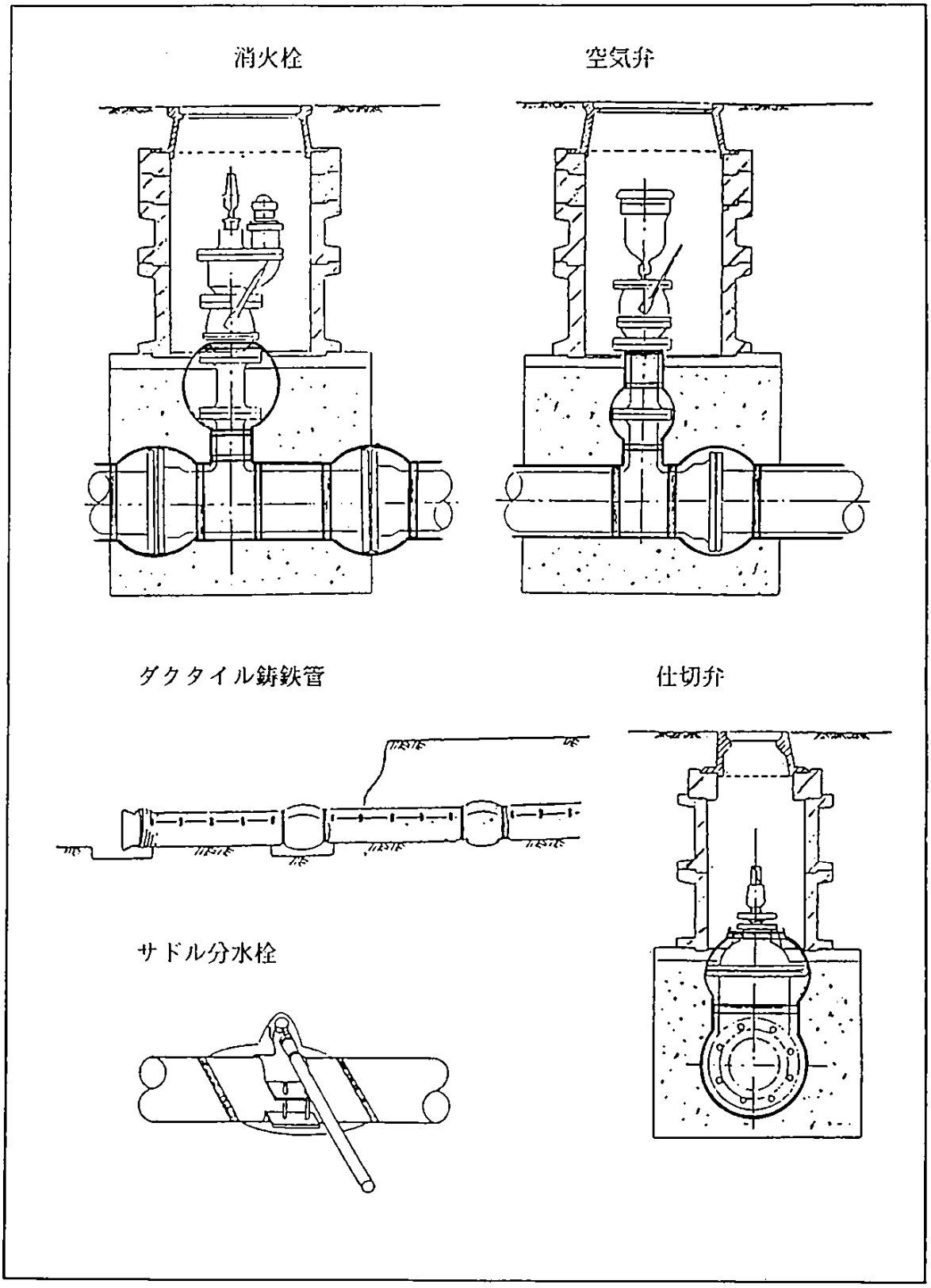

図４.１０.２ 給水管水路伏越標準図

(1) 水路の伏越し口径５０mm 以下の場合

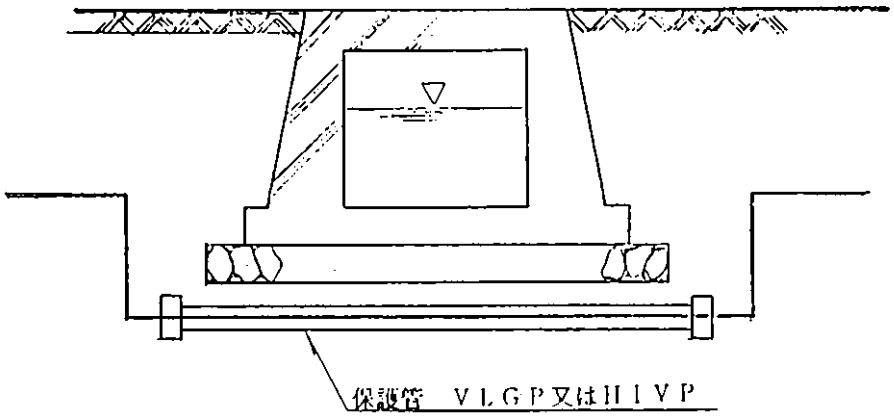

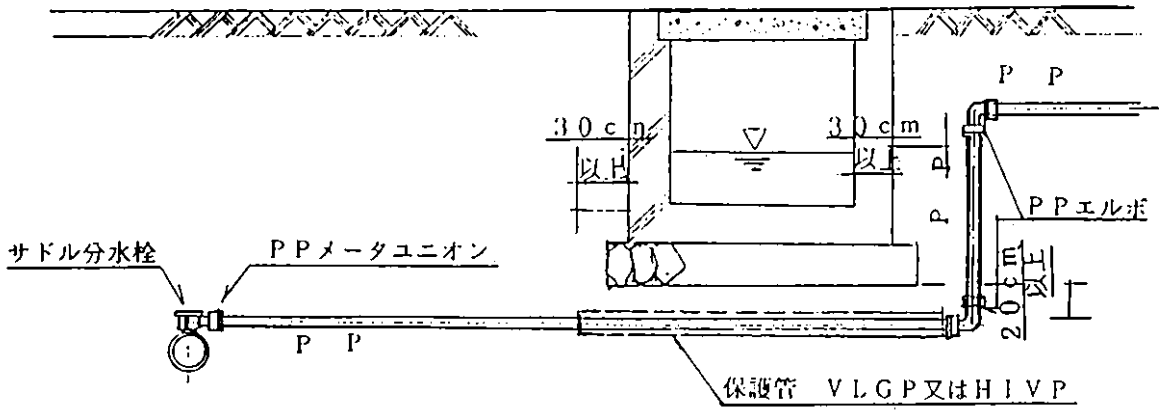

(2) 水路の伏越し口径７５mm 以上の場合

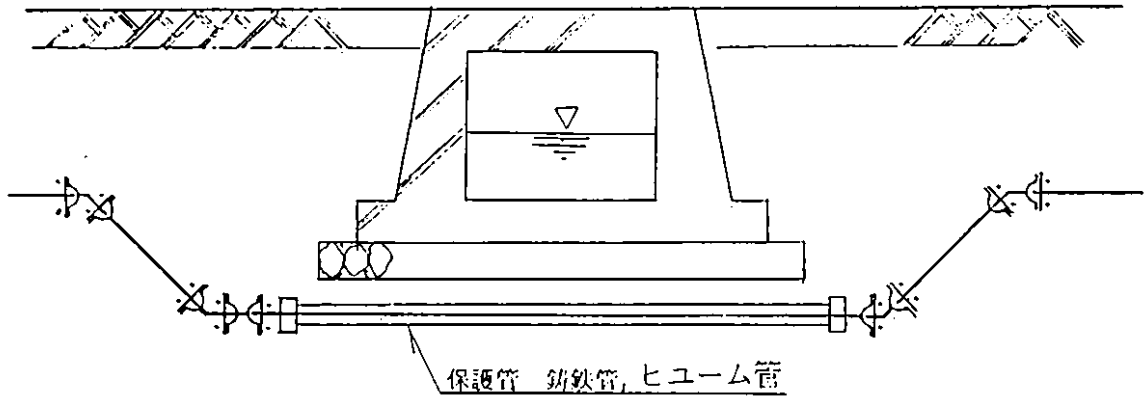

図４.１０.３ 給水管水路上越標準図

(1) 流水面に支障とならないよう施工すること。　　＊　両送りの場合は両側にスリースバルブ設置すること。

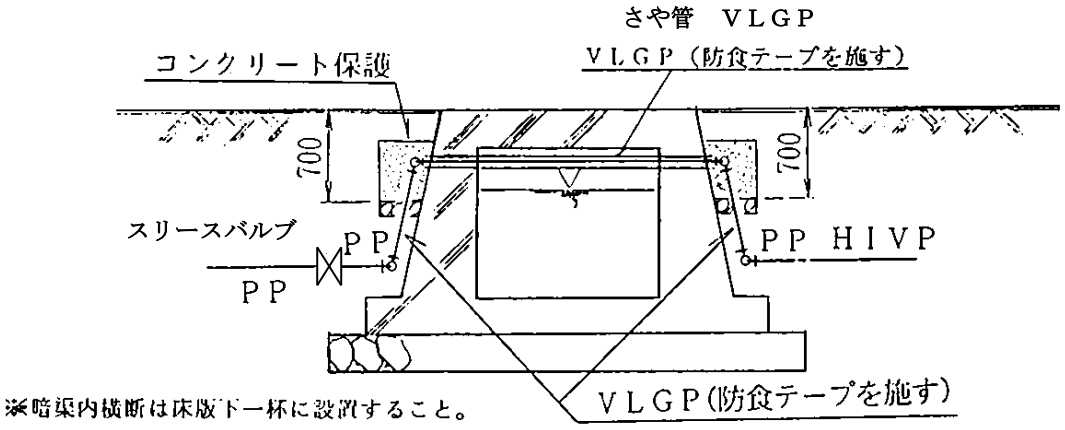

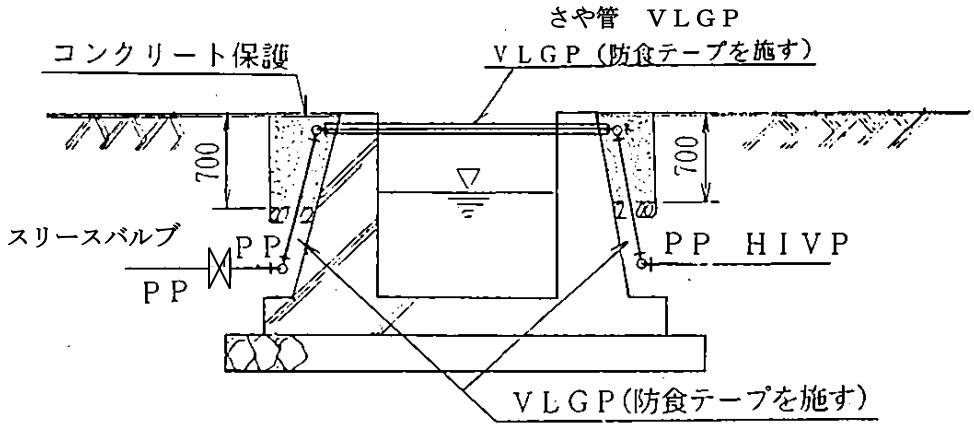

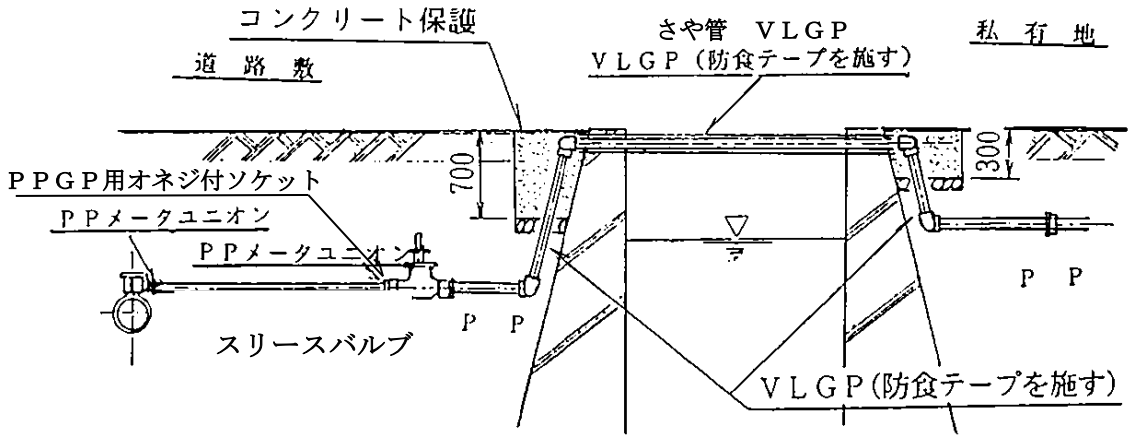

6. ポリエチレン管の配管

(1) ポリエチレン管を道路に布設するにあたっては、適度の余裕を持たせた配管をすること。

(2) 配水管から第一止水栓までのポリエチレン配管は、できるだけ途中に継手を設けないこと。

(3) 管の表示面を目標に、ねじれの無いように配管すること。

(4) 掘削床面は不陸の無いように整地し、管の下１０cm 良質土を敷きならした後、ポリエチレン管を布設すること。

(5) 道路横断配管

① 道路を横断してポリエチレン管を布設する場合は、横断管の途中に継手ができないように施工すること。

② 横断工法としては、覆鋼板により車線を確保する方法とさや管による方法がある。

ｱ. 横断に用いるさや管は、水道用塩ビ管又は鋼管とする。

ｲ. さや管の両端は、粘土・コーキング剤で閉塞すること

４.１０.４ 宅地の配管

家屋の主配管経路は、構造物の下を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

1. 宅地内の配管は、取り替え・修繕等を考慮してできるだけ直線配管とすること。
2. 原則として主配管は、家屋基礎の外回りに布設するものとするが、スペース等の問題でやむを得ず構造物の下を通過させる場合は、さや管方式や点検・修理口を設ける等、給水管の交換を容易にする措置を講じること。
3. 地階又は２階以上に配管する場合は、原則として各階又は各系統ごとに止水器具を取り付けること。

４.１０.５ サヤ管ヘッダー工法

サヤ管ヘッダー工法の施行は、下記による。

1. サヤ管ヘッダー工法の配管材には、架橋ポリエチレン管・ポリブデン管がある。
2. さや管はポリエチレン管等で、サヤ管ヘッダー工法専用のものを使用し、給水系・給湯系を色分けして区別すること。また、さや管の末端はキャップ、テープ等で異物が入らないよう確実に保護すること。
3. さや管はできるだけ最短距離をとり、できるかぎり曲げ角度は小さく、曲げ箇所数も少なくする。なお、曲げ角度の最大は９０度とする。
4. さや管の固定間隔は、直線部は１～２ｍ毎、曲がり部は、曲がりの始点・頂点・終点を固定する。
5. ヘッダーの設置位置は、パイプシャフト・台所等維持管理に便利な場所とし、パイプの行き先を明示しておくこと。
6. 架橋ポリエチレン管・ポリブデン管は、一部の有機薬品（殺虫剤・防腐剤・白蟻駆除剤等）に侵される恐れがあるため保護管等を施し、固定についても確実に行い、維持管理が容易に行えるようにすること。

４.１０.６ 管の切断加工

1. 管の切断は、管軸に対し直角に行うこと。
2. 異形管を切断してはならない。
3. 鋳鉄管の切断は、専用のカッターを使用すること。
4. 切断面に生じたばり及び返り等は完全に取り除くこと。
5. ビニル管及びポリエチレン管は、切断面を平らに仕上げるとともに内外周の面取りをすること。
6. 硬質塩化ビニルライニング鋼管の切断は、切断部に高温が発生しないようにしなければならない。したがって、ガス切断やアーク切断は、絶対に行ってはならない。
7. ねじ切り加工の際は、切削油を塗り過ぎないようにするとともに、付着した切削油は完全に除去すること。

４.１０.７ 管の接合

給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。（省令第１条第２項）

1. 接合は、すべて確実に行い、接合部分の腐食、通水の阻害、材質の低下、漏水及び離脱が起こらないように施工すること。
2. 管の接合部分は、内外面とも丁寧に清掃すること。
3. 同種管及び異種管接合は（表 4.10.5）による。

表４.１０.５ 管接合表

	ＶＬＧＰ (鋼管)	Ｃ Ｐ (銅 管)	Ｖ Ｐ (硬質塩化ビニル管)	ＨＩＶＰ (耐衝撃性硬質塩化ビニル管)	Ｐ Ｐ (ポリエチレン管)	Ｐ Ｅ	ＤＩＰ (鋳鉄管)
ＶＬＧＰ	GP ｿｹｯﾄ						
Ｃ Ｐ	CP 用 F ﾆｯﾌﾟﾙ(GP ｿｹｯﾄ)	CP ｿｹｯﾄ					
Ｖ Ｐ	ﾊﾞﾙﾌﾞｿｹｯﾄ VPGP 伸縮ｼﾞｮｲﾝﾄ	CP 用接合 ﾕﾆｵﾝ CP 用ﾆｯﾌﾟﾙ	冷間接合			PV 継輪	
ＨＩＶＰ	ﾊﾞﾙﾌﾞｿｹｯﾄ VPGP 伸縮ｼﾞｮｲﾝﾄ	CP 用接合 ﾕﾆｵﾝ CP 用ﾆｯﾌﾟﾙ	冷間接合	冷間接合		PV 継輪	
Ｐ Ｐ	PP 鋼管用 ｵｽ･ﾒｽ	PP.LP-CP ｼﾞｮｲﾝﾄ	PP-VP 伸縮ｼﾞｮｲﾝﾄ	PP-V 伸縮ｼﾞｮｲﾝﾄ	PP ｿｹｯﾄ	PE 用金属継手 変換ソケット	
Ｐ Ｅ			PV 継輪	PV 継輪	PE用金属継手変換ソケット		ダクタイル鋳鉄管用異種管継手
Ｄ Ｉ Ｐ			VC ｼﾞｮｲﾝﾄ	VC ｼﾞｮｲﾝﾄ		ダクタイル鋳鉄管用異種管継手	ﾒｶﾆｶﾙ継手

4. メカニカル継手（ＮＳ・Ａ・Ｋ形接合)、フランジ接合工、ビニル管継手工、ポリエチレン管継手工、硬質塩化ビニルライニング鋼管継手工、水道配水用ポリエチレン管の施工については工事仕様書（水道管工事編）及び各種基準付則集（水道管工事編）に定めるところにより、適切に施工すること。

４．１１ 水の安全対策

４.１１.１ 汚染防止

1. 飲用に供する水を供給する給水管及び給水器具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。（省令第２条第１項）
   (1) 接合用シール剤又は接着剤は、水道用途に適したものを使用すること。
2. 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。（省令第２条第２項）
   (1) 学校等のように、一時的、季節的に使用されない給水装置には、停滞した水を容易に排除できる排水設備を考慮すること。
3. シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置しないこと。（省令第２条第３項）
4. 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあっては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。又は、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。（省令第２条第４項）

４.１１.２ 破壊防止

1. 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水器具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。（省令第３条）
   (1) 水撃作用を生じるおそれがある給水栓
      ① レバーハンドル式（ワンタッチ）給水栓
      ② ボールタップ
      ③ 電磁弁
      ④ 洗浄弁
      ⑤ 元止め式瞬間湯沸器
   (2) 水撃作用について、特に注意が必要である場所
      ① 管内の常用圧力が著しく高い所
      ② 水温が高い所
      ③ 曲折が多い配管部分
2. 水撃作用を生じるおそれがある場合は、発生防止や吸収措置を施すこと。
   (1) 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁・定流量弁等を設置し給水圧又は流速を下げること。
   (2) 水撃作用発生のおそれがある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置すること。
   (3) ボールタップの使用にあたっては、比較的、水撃作用の少ない複式・定水位弁等から、その給水用途に適したものを選定すること。
   (4) 貯水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等を施すこと。
   (5) 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等はさけること。
   (6) 給水装置が水路等を横断する場所にあたっては、原則として、その下に設置すること。やむを得ず水路等の上に設置する場合は高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じること。なお、上越しでやむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合はこれを排除するため、空気弁又は排気装置を設置すること。
3. 地盤沈下、振動等により破壊の生じるおそれがある場所にあっては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
   (1) 建物付近での沈下に対応する配管構造は、常時点検できるよう保護ボックス又はピット内に設けること。
   (2) 保護ボックス及びピットは、建物基礎の位置を考慮し沈下に対して有効な位置に設置すること。
4. 壁面に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で指示金具等で固定すること。
   (1) 建物の柱や壁等に沿わせて配管する場合は、クリップ等のつかみ金具を使用し、１～２ｍの間隔で建物に固定する。特に、給水栓取付け部分は損傷しやすいので座付き等を使用して堅固に取付けること。
   (2) 構造物の基礎及び壁等を貫通する場合は、貫通部に配管スリーブを設け、スリーブとの間隔を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。

5. 給水管は他の埋設物（管・構造物基礎等）より３０㎝以上の間隔を確保し、配管するのが望ましいが、やむを得ず間隔がとれず近接して配管する場合には給水管に発砲スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、損傷防止を図ること。

４.１１.３ 侵食防止

1. 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあっては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じること。（省令第４条第１項）

(1) 管外面は、下記により防食工を施すこと。
- ① ポリエチレンスリーブによる被覆
- ② 防食、粘着テープ等による方法
- ③ 防食塗料の塗布
- ④ 被覆管の使用

(2) 管内面は、下記により防食工を施すこと。
- ① 防食コア
- ② ダクタイル管補修用塗料の塗布
- ③ 内面ライニング管の使用
- ④ 管端防食継手の使用

2. 漏洩電流により侵食されるおそれのある場所にあっては、非金属製の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。（省令第４条第２項）電気防食のための措置の必要がある場合は、下記による。
- ① 電気的絶縁物による管被覆
- ② 絶縁物による遮蔽
- ③ 絶縁接続法
- ④ 選択（直接）排流法
- ⑤ 強制排流法
- ⑥ 低電位金属体の接続埋設法

3. サドル分水栓等の分岐部分及び被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。
4. 異種金属管との接続にあたっては、異種金属用絶縁継手等を使用すること。
5. 金属管と他の構造物とが接触するおそれのある場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し、管が直接構造物に接触しない措置を講じること。

４.１１.４ 逆流防止

1. 水が逆流するおそれのある場所においては、規定の吐水口空間を確保すること。又は、逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水器具を水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあっては、水受け容器の越流面の上方１５０㎜ 以上の位置）に設置すること。（省令第５条第１項）
2. 逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である吐水口空間は、以下のとおりである。

(1) 吐水口空間とは、給水装置の吐水口端から越流面までの垂直距離をいう。
- ① ボールタップの吐水口の切り込み部分の断面積（バルブレバーの断面積を除く）がシート断面積より大きい場合には、切り込み部分の上端を吐水口とする。
- ② 越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流面の上端（図 4.11.1）、横取り出しにおいては越流管の中心（図 4.11.2）をいう。

図４.１１.１（越流管立取り出し）

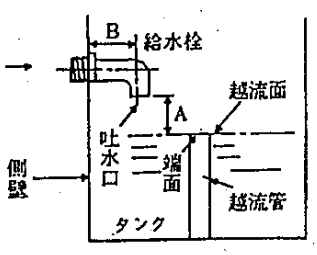

図４.１１.２（越流管横取り出し）

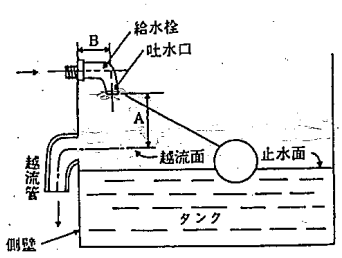

(2) 規定の吐水口空間は、(表 4.11.1) 及び (表 4.11.2) による。

表４.１１.１ 吐水口空間及び越流管口径

給水管口　径	越流面から給水栓吐水口までの高さ(A)	側壁と給水栓吐水口中心との距離(B)	越流管口径 (D)
１３	２５mm 以上	２５mm 以上	２５mm 以上
２０	４０mm 以上	４０mm 以上	４０mm 以上
２５	５０mm 以上	５０mm 以上	５０mm 以上

表４.１１.２ 吐水口空間及び越流管口径

給水管口　径	近接壁の影響がない場合	近接壁が一面の場合		近接壁が二面の場合		越流管口径 (D)
	越流面から水栓吐水口までの高さ(A)	側壁と給水栓吐水口中心との距離(B)	越流面から給水栓吐水口までの高さ(A)	側壁と給水栓吐水口中心との距離(B)	越流面から給水栓吐水口までの高さ(A)	
４０	73mm 以上	120mm 以下	120mm 以上	160mm 以下	140mm 以上	75mm 以上
		121～200mm	85mm 以上	161～240mm	120mm 以上	
		201mm 以上	73mm 以上	241～280mm	85mm 以上	
				281mm 以上	73mm 以上	
５０	90mm 以上	150mm 以下	150mm 以上	200mm 以下	175mm 以上	100mm 以上
		151～250mm	105mm 以上	201～300mm	150mm 以上	
		251mm 以上	90mm 以上	301～350mm	105mm 以上	
				351mm 以上	90mm 以上	
７５	133mm 以上	225mm 以下	225mm 以上	300mm 以下	263mm 以上	125mm 以上
		226～375mm	155mm 以上	301～450mm	225mm 以上	
		376mm 以上	133mm 以上	451～525mm	155mm 以上	
				526mm 以上	133mm 以上	
１００	175mm 以上	300mm 以下	300mm 以上	400mm 以下	350mm 以上	150mm 以上
		301～500mm	205mm 以上	401～600mm	300mm 以上	
		501mm 以上	175mm 以上	601～700mm	205mm 以上	
				701mm 以上	175mm 以上	

(3) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は５０㎜未満であってはならない。

(4) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200mm 未満であってはならない。

(5) 給水栓吐水口と浄化槽希釈水注入管とは、直結してはならない。なお、この場合の給水栓吐水口と浄化槽希釈水注入管との間隔は、最低５０㎜以上、給水管と浄化槽の壁との間隔は０．５ｍ以上それぞれはなすこと。

3. 吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは逆流が生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカ又は、これらを内部に有する給水器具を設置して、逆流防止措置を講じること。

(1) 大便器用洗浄弁（フラッシュバルブ）を使用する場合は、必ずバキュームブレーカを設置すること。ただし、直接給水の場合は、タンク式とし洗浄弁の使用はできない。

４.１１.５ 凍結防止

1. 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所にあっては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。(省令第 6 条)

2. 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として土中に埋設し、埋設深度は、凍結深度より深くする。

3. 防寒措置は、配管の露出部分に発砲スチロール、ポリエチレンフォーム等防寒材を施し、外面は、

粘着ビニールテープ等で被覆すること。
4. 開渠を横断する場合は、原則として、その下に配管するものとし、やむを得ず横架するときは、防寒被覆を施し、さや管を用い、高水位以上の高さに架設すること。
5. 寒冷地等においては、２階立上がり管の分岐部にバルブを設置すること。

４.１１.６ クロスコネクションの防止

1. 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。(政令第４条第１項第６号)
2. 用途の異なる管が給水管に近接配管され、外見上判断が困難な場合は、管の外面にその用途が識別できるよう標示すること。

４.１２ 既設建物の直結改造

４.１２.１ 目　的

貯水槽給水方式の既設建物を直結給水方式へ改造する場合は、既設配管の利用、工事に伴う断水や騒音の低減、改造工事費の節減等を目的として直結化の促進を図るため、本施行基準を以下のとおり取り扱う。

４.１２.２ 工事の適用

この取扱いは、工事の申込者から書面（誓約書）をもって願い出があった場合にのみ適用する。

４.１２.３ 給水方式の選定の目安

貯水槽方式の既設建物を直結給水に切り替えるに当たっての給水方式の選定の目安は、下記によるものとする。

1. 建設して２０年程度以内の建物で、給水管が比較的老朽しておらず、指定工事業者による水圧検査（切り替え後の使用水圧による。）を実施し、合格したもので、局の定めた誓約書を提出したものは直結給水方式とする。
2. 原則として、２０年程度以上経た建物で、給水管が老朽しており、直結給水方式にすれば漏水する危険性のある建物は、高置水槽直結給水方式とする。なお、２０年程度以上経ていても、指定工事業者による水圧検査（切り替え後の使用水圧による。）等を実施し、合格したもので、局の定めた誓約書を提出したものは、直結給水方式とすることができる。

４.１２.４ 使用材料及び器具

既設建物で使用されている材料及び器具の継続使用を認める。ただし、次のものについては取り替えるものとする。

1. 鉛管、亜鉛引き鋼管については、水質、管の老朽の観点から取り替えとする。
2. フラッシュバルブを使用しているトイレは、原則としてボールタップ式に変更する。
3. 直結切り替え後は水圧上昇が予測されるので、給水栓、器具類を点検し老朽化したパッキン類の取替えを行うこと。
4. その他直結給水に適さない器具等。

４.１２.５ 既設管の水圧テスト

既設の配管を利用する場合は、既設管の水圧テスト等を行い、直結後の圧力上昇に備えること。なお、テスト水圧は、配水管の水圧変動、給水栓の最高使用圧力等を考慮して決定すること。

４.１２.６ 既設メーター装置等

1. メーターボックスは、特に支障がある場合を除き、既設のボックスを利用することができる。
2. 次の場合は、メーターボックスの取替、改良、移設を行うこと。
   (1) 老朽腐食により、扉の開閉が困難なもの。
   (2) メーターボックスが住戸内にあり、常時点検の出来ないもの。
   (3) メーター装置上流側の止水栓は、逆止弁付きのものに取り替えること。ただし、施行上、物理的に取付けが困難な場合は、逆流防止の代替措置を講じること。

４.１２.７ 配　管

1. 立ち上がり（下がり）配管の口径は最大５０mm を原則とするが、耐圧性、耐久性等に問題がない場合に限り既設管を使用できるものとする。
2. メーター上流給水管の口径は、メーター口径より小であってはならない。
3. １３mm メーター装置を２０mm に変更する場合は、台所水栓等、使用頻度の高い給水栓までの給水管についても増径を考慮すること。
4. 高置水槽直結給水方式とする場合には、既設の高置水槽を利用することができる。

４.１２.８ 直結切り替え時の留意事項

直結給水に切り替えるに当たり次のことについて留意すること。

1. 居住者に対し直結切り替え日をビラ等にて事前に通知すること。
2. 通知ビラには、指定工事業者、緊急連絡先を明記すること。
3. 直結切り替え当日は、給水装置工事主任技術者等を待機させ不測のトラブルに備えること。

４.１２.９ 検　査

検査は、既住者・既設配管等現地の状況を考慮して実施する。

1. 配管の検査
   (1) 各個メーター内の配管はメーターパイロットの回転により漏水の有無を確認する。
   (2) 第１止水栓から各個メーターまでの配管は水圧ゲージにより漏水の有無を確認する。
   (3) 既設配管の確認水圧は切り替え後の使用水圧とする。
2. 器具の検査
   (1) 住宅内の設備については、器具の種類、口径、取り付け状況を確認する。

５　審査及び検査

５．１ 審　査

工事の申込みを受けたときは、この施行基準に基づいて、設計及び次の書類審査を行うこと。審査を完了した設計書類に基づき施行すること。施行の途中で設計に変更が生じた場合は、着手前に再審査を行うこと。

５.１.１ 設計と審査

給水装置工事の設計及び審査に当たっては、次の点に留意すること。

1. 給水装置工事申込書

(1) 工事の申込みは、給水装置工事申込書により行う。（条例第 11 条第 1 項、施行規程第 8 条）

(2) 指定工事業者が工事を行うときは、給水装置工事申込書及び設計書等を提出しなければならない（指定工事業者規程第 12 条）

2. 委任状

指定工事業者は、工事申込者の委任を受けて、給水装置工事の申込等給水請求に至るまでの諸手続き及び工事施行、並びに工事費その他費用の納付又は還付に関する事務の一切の権限を有する。

3. 給水装置工事申込書及び設計書

(1) 設計水圧、給水管口径、使用材料、配管設計等が施行基準に適合していること。

(2) 加入金、手数料、工事諸費等の算定を行うこと。

(3) 「3～5 階建て直結給水協議書兼確認書」、「直結増圧給水装置協議書兼確認書」により確認された内容と照合すること。

4. 利害関係人同意書

(1) 土地の使用及び占用に関する承諾

給水装置工事に伴う土地の使用及び占用に伴う利害関係人の承諾を得ること。

(2) 給水管の分岐に関する承諾

給水管の分岐に伴う利害関係人の承諾を得ること。被分岐管の給水能力、所有者、既分岐管等の確認をすること。

(3) 承諾を得られない場合

所在不明等による利害関係人の承諾を得られない場合は、経緯を記述した誓約書を提出すること。

5. 大口径給水管の施行前協議（φ１００以上）

配水管等より、大口径の給水管を分岐する場合、事前に関係課との協議を必要とする。

(1) 大口径給水管の分岐について

取出し口径、位置図、管網図など所定の事項を記入すること。なお、管網図には、取出し位置を赤書きする。

(2) 付近配水管の水圧

取出し位置近くの消火栓等で自記録水圧計による 24 時間測定を行う。

(3) 水理計算書

水理計算書は、第一試算、第二試算を行い適正給水管口径を求めたものであること。なお、配水管等から給水栓までの位置と高さの関係が解るものとし、立体図で書くこと。

6. 臨時給水水道料金支払申込書兼前納金台帳

工事用及び臨時仮設給水は、一時的に給水装置を設置し目的が終われば撤去されるものである。

(1) 使用期間、装置の撤去年月日を明確にすること。

(2) 使用が完了したときは、工事申込者の責任において装置の分岐部分から撤去すること。したがって、指定工事業者は、装置の設置から撤去までの委任を受けるものとする。

(3) 使用期間中にあっては、装置を常に点検し、使用者の変更又は、委任契約を解除したときは速やかに局に届け出ること。

7. 道路占用・掘削工事許可申請書（国・府・市・里道）

公道の掘削に当たっては、道路管理者の掘削・占用許可及び警察署長の道路使用許可が必要であり、指定工事業者にて申請する。

(1) 道路占用・掘削工事許可申請書
掘削に係る所定の項目について記入する。

(2) 位置図
工事箇所を赤書きする。

(3) 平面図
掘削平面図の作成

(4) 横断面図

(5) 作業形態図
通行人の安全確保、車両の通行確保、交通整理人の配置、安全柵、工事標識の配置等を考慮して作業の形態を図示する。

(6) 道路占用関係意見調書
道路法第３４条（工事の調整のための条件）に基づき、道路を不経済に損傷し、道路の交通に著しい支障を及ぼさないために、給水装置工事をしようとする時は、他の道路占用者の意見を聞かなければならないとされており、意見調書を作成し、道路管理者に提出すること。

8. 道路使用許可申請書
道路（公道・私道）を掘削するに当たっては、道路の一部を一時的に使用することが必要であり、警察署長の許可を必要とする。

(1) 位置図
工事箇所を赤書きする。

(2) 作業形態図

9. 河川占用許可申請書

(1) 給水管等が河川敷を占用する場合は、河川法等による許可申請が必要であり、工事着手前に許可手続きをしなければならない。

(2) 申請する種類は、次のとおりとする。
① 河川法によるもの（１級河川、２級河川、準用河川）の占用許可申請書
② 普通河川その他の使用
公有土地水面使用許可申請書
③ 砂防指定地内の行為
砂防指定地内制限行為協議申請書

(3) 給水管の橋梁添架がやむを得ない場合は、添架協議を行いその書類を申請書に添付すること。

(4) 施工に当たっては、許可条件を遵守すること。

10. 貯水槽以下装置工事届
貯水槽以下装置の工事に当たっては、局に届け出をしなければならない。なお、設計及び施工は、「貯水槽以下装置指導基準」により行うこと。

(1) 貯水槽以下装置工事届
① 工事申込者は、貯水槽以下装置工事の施工主又は装置の所有者であること。
② 管理責任者は、貯水槽以下装置を管理するもので、届け出の際決まっていない場合は、後日、決まり次第提出すること。

(2) 設計図面
① 配管系統図、各階平面図（材質、口径、延長を記入）
② 集合住宅については、各階室番号を記入する。

5.1.2 給水装置工事申込書等の記載上の注意

1. 給水装置工事申込書（様式第１号）

(1) 申込者住所、氏名及び工事場所を記入押印すること。

(2) 工事場所の給水管・土地所有者について該当する項目をチエックすること。

(3) 委任状の記入は、委任代理人は指定工事業者名を記入すること。

(4) 工種、用途、について該当するものをチェックすること。

(5) 承認申請書に指定工事業者の住所、氏名及び指定番号と主任技術者氏名、交付番号を記入押印すること。
(6) 同意書は、給水装置工事の施行に際して承認が必要な場合に記入すること。

2. 給水装置工事設計書（概算額計算書兼調定表）(様式第 2 号)
(1) 申込者氏名及び工事場所を記入すること。
(2) 既設水栓番号等について該当するものを記入すること。
(3) 道路復旧施工業者を記入すること。

3. 給水装置工事設計書（配管図及び材料表）(様式第 3 号)
(1) 工事場所を記入すること。
(2) 指定工事業者名及び主任技術者名を記入すること。
(3) 図面の縮尺及び図番を記入すること。
(4) 位置図、平面図、立体図等を記入すること。
(5) 主要使用材料表に名称、寸法、数量を記入すること。

5.1.3 給水装置工事申込書の取扱

給水装置工事の承認手続きとは、工事をしようとする場所の設計調査に始まり、設計図書を作成し、工事施行の承認を得るまでの一切の事務手続き及び技術的な措置をいう。

1. 申込み

給水装置工事申込書、設計図書、その他必要な関係書類を添付して水道局に提出する。
(1) 所定の用紙に、文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に書くこと。
(2) 氏名には振り仮名をつけること。
(3) 申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の身分を明記すること。

2. 申込みの成立

水道局に提出した給水装置工事申込書及びその他工事に必要な関係書類の審査を終えて、納入通知書を発行した日をもって、その申込みが成立する。

3. 工事施行の承認

工事の申込み成立により、工事費概算額、加入金等を納入すれば工事承認を与える。ただし、公道掘削、河川横断等関係官公署の許可を要するものは、その部分の許可が下りるまで施工してはならない。

4. 臨時給水装置の前納金

臨時給水工事の申込者は、臨時給水水道料金支払申込書兼前納金台帳（様式第 5 号）を提出するとともに、前納料金を納入しなければならない。

5. 工事の着手

工事を着手する場合は、２日前に給水装置工事着手届（様式第 13 号）を提出すること。

6. 設計変更

建築物の設計変更、又は工事の進捗状況や申込者のその後の都合等により当初設計に変更を必要とする場合は、改めて設計図書を作成し審査を受けなければならない。

7. 申込みの取消
(1) 申込者その他の理由により工事の施行を取りやめた場合は、遅滞なく給水装置工事申込取消願（様式第 22 号）を提出しなければならない。
(2) 納入通知書の発行日より３０日以内に工事費概算額、加入金等を納入しないときは、工事申込みを取り消したものとみなす。（施行規定第 12 条）

5.2 検　査

1. 検査は、施行基準及び設計図書に基づく施行について確認するものである。
2. 検査は、原則として主任技術者立会いのもとに現地検査とする。なお、指定工事業者は検査を受けるに当たって、前もって水圧検査等の自社検査を実施し、不適合の箇所があれば、手直ししておかなければならない。
3. 検査の申込みは、工事の工程に合わせて日時を決定すること。
4. 検査の実施に伴って、漏水等の事故が発生したときは、指定工事業者が責任を持って措置しなければならない。

5.2.1 検査の種類

1. 完成検査（竣工検査）

(1) 指定工事業者は工事が完了したときは、直ちにその旨を管理者に届け出、その検査を受けること。

(2) 検査員は、施行基準及び竣工図書等に基づき給水装置を検査し、不適合な箇所がある場合は、是正工事指示書（様式 22 号）により手直しを指示し、再検査を受けること。ただし、手直しが軽微なものは、指示書を省略することができる。

(3) 工事完了前に部分検査は原則として行わない。

2. 中間検査

指定工事業者は、後日確認が困難なもの又は施工上問題が生じる場合は、工事の完成以前であっても検査を受けることができる。

5.2.2 検査の方法

検査は、書類検査と現地検査により行う。ただし、外部から目視できない部分の検査については、主任技術者が行う自主検査表、工事写真及び関係資料に基づき行うことができる。

1. 書類検査

書類検査は、設計審査を受けた設計図書に基づき変更箇所を修正し作成された竣工図書、主任技術者が行う自主検査表及び工事写真等により行う。

2. 現地検査

現地で直接、給水装置を検査し確認する。

5.2.3 検査手順

1. 竣工検査

(1) 書類検査

① 指定工事事業者は、工事が完了したとき、給水装置工事竣工届（様式 14 号）を提出し検査を受けること。なお、竣工届は２日前に提出すること。

② 竣工届に併せて、竣工図書、主任技術者が行う自主検査表（様式第 8 号）及び給水装置工事竣工検査提出写真（様式第 21 号）を提出すること。

③ 書類検査で不適合な箇所がある場合は、竣工検査書類を返却し、手直し完了後、再度竣工届を提出しなければならない。

④ 主任技術者は、水道局の検査を受ける前に、当該給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認するとともに、管内を洗浄し、通水試験、水圧検査及び水質検査等の自主検査を行い、自主検査表を作成し提出すること。

⑤ 水圧検査

ｱ.新設工事の検査水圧は、１．７５ＭＰａとし、１分間圧力を保持し漏水の有無をｲ. 確認する。

ｲ. 改良工事で、新設部のみを加圧できない給水装置の検査水圧は、現地水圧とする。ただし、検査員が必要と認めたときは、新設工事の試験水圧とする。

⑥ 工事写真

ｱ. 着工前と完成後の写真（同一場所、同一視角）

ｲ. 工事標示施設の状態

ｳ. 配管、土被り、防凍被覆及び埋め戻しと仮復旧の状態

ｵ. 各写真には、申込番号、許可番号等を記入した表示板、撮影目標の大きさ及び寸法が判定できるよう箱尺その他スケールを添えて撮影すること。

ｶ. 写真は、所定の台紙に貼付け、竣工検査のときに提出すること。（様式第 21 号）

(2) 現地検査

① 書類検査を終えた後、現地にて主任技術者の立会いのうえ行う。

② 検査は、給水管の管種、口径、延長、配管、メーター位置等について、前もって書類検査でチェックした項目を現地と照合する。相違している場合は、再検査とする。ただし、軽微なものは、部分修正でよい。

③ 水質検査は、新設された給水装置から取水し、残留塩素比色測定器で測定する。測定値は遊離塩素で０．１ｍｇ/ℓ 以上とし、その数値に満たない場合は、通水してはな

らない。

④ 路面の仮復旧、側溝等の復旧状態を確認すること。

⑤ 増圧給水装置のポンプの認証印、口径、揚水量、揚程等の仕様を確認する。

⑥ 直結増圧給水設備及び貯水槽以下装置の場合は、ポンプ故障等に備えた緊急連絡先表示板の設置を確認する。

2. 中間検査

(1) 水圧試験

給水主管を布設する工事で布設延長が５０m以上の場合は、水圧検査を行うものとし、事前に検査員まで連絡をすること。その時の検査水圧は、５０㎜以下は１．０ＭＰａを１０ 分間、７５㎜以上は０．７５ＭＰａを１０分間の圧力を保持し漏水の有無を確認すること。

(2) 随時検査

施工の途中において、検査員が検査を行う必要があると認めた場合は、竣工検査に準じて実施する。

3. 合格後の処置

(1) 検査合格後は、水栓番号標示シールを貼り付ける。共同住宅の各戸メーターについては部屋番号を記した札をメーターボックス内に設置すること。ただし、現場の状況によっては、指定工事業者に依頼することができる。

６ 維持管理

６．１ 管理区分

1. 給水装置の管理は、使用者が行うものとする。
2. 申込者は、３～５階直結直圧、直結増圧給水方式の装置を設置する場合、水道局に「維持管理に関する請書」を提出し、使用者にも十分周知すること。

６．２ 維持管理

1. 給水装置の維持管理の適否は、供給水の保全に重大な影響を与えるので水が汚染し、漏れないよう随時又は定期的に点検を行うなど、的確な維持管理を行うこと。
2. 給水装置に異常があると認めたときは、直ちに必要な処置を講じること。
3. 直結増圧給水方式による給水装置の維持管理は、次のとおりとする。

(1) 増圧給水装置及び逆流防止装置は、年１回必ず点検整備すること。

(2) ポンプ故障時に備え、外部警報盤を管理人室等に設置するとともに、管理業者と維持管理契約を結ぶなどし、緊急時の対応をはかること。また、連絡先を記入した標示板をポンプ室及び管理人室等に設置し、使用者にも十分周知できるようにすること。標示板の様式は、「貯水槽以下装置指導基準」による。

(3) 「直結給水装置等維持管理に関する請書」の内容が周知できるように、各使用者の区画内にも掲示すること。

7　複式メーターボックスユニット標準仕様

仕様

1. 引込管はＰＰ（ポリエチレン）管とする。
2. 引込管は第一止水栓（スリースバルブ）を設置する。
3. メーター口径はφ２０とする。
4. 逆止弁付直結止水栓を設置する。
5. 給水は２階までとする。
6. 給水管口径と住宅戸数は従来のとおりとする。
7. 直結増圧給水（ブースター）は不可とする。
8. メーターボックス内にパネル等を設置して水道門標を貼れるようする。その他メーターと部屋番号等を明記して判別出来るようにする。
9. 給水装置工事申込の際に（複式メーターボックスユニット様式１号）誓約書(複式メーターボックスユニット）を提出する。
10. 施工に際しては、給水装置工事施行基準を厳守する。

施工例

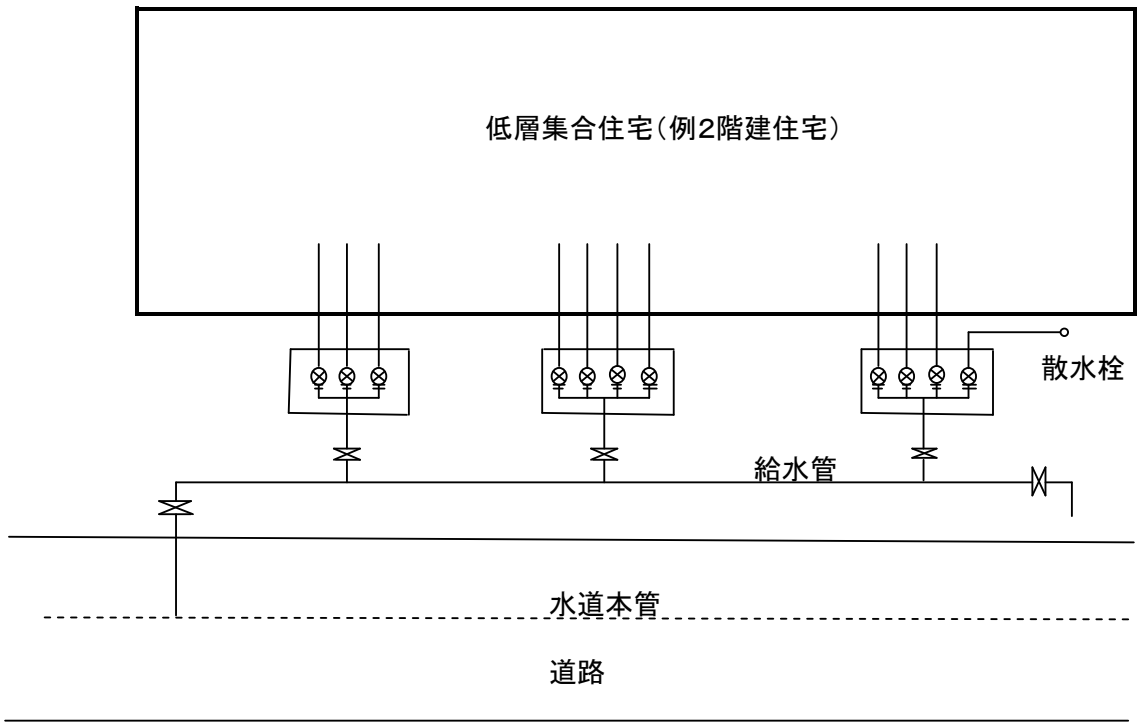

施工例

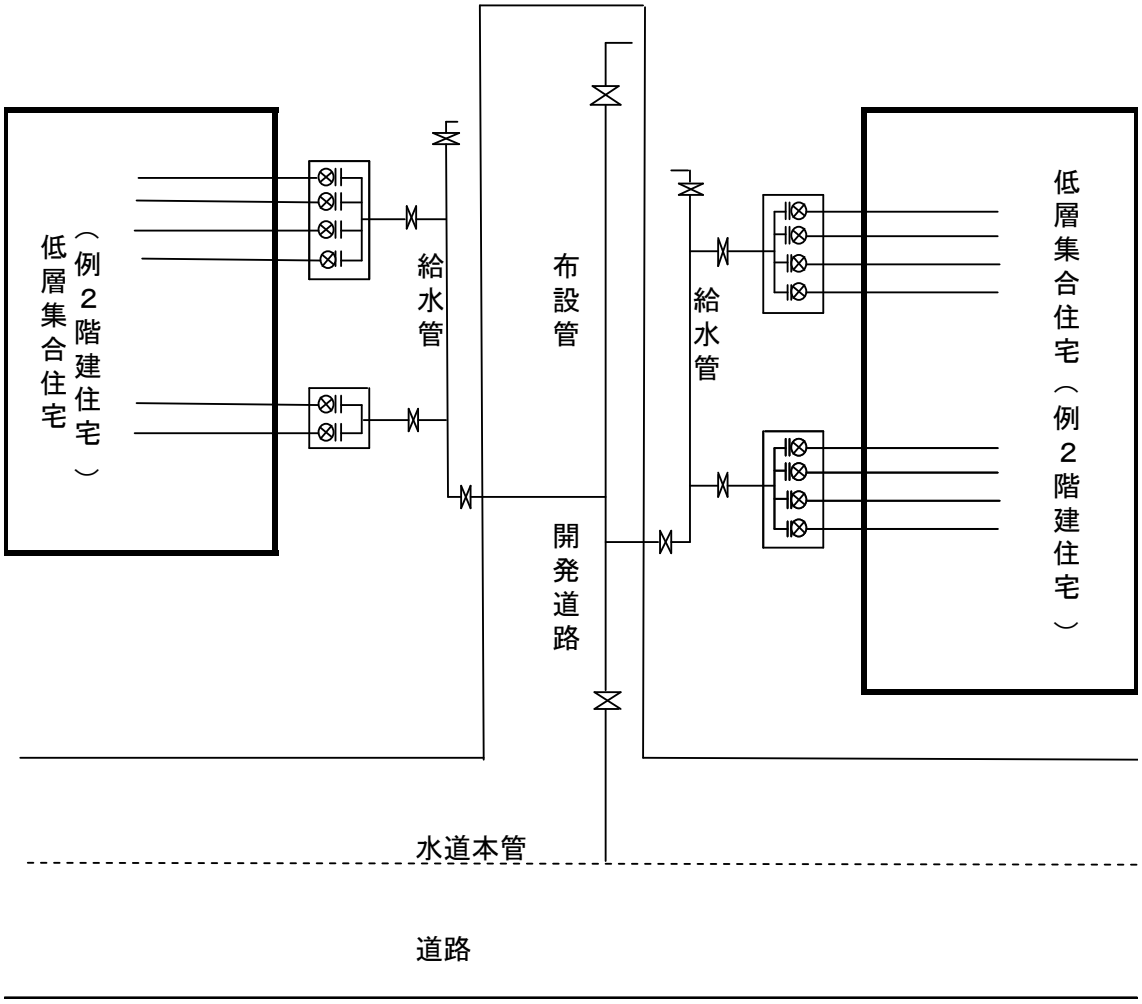

4連式

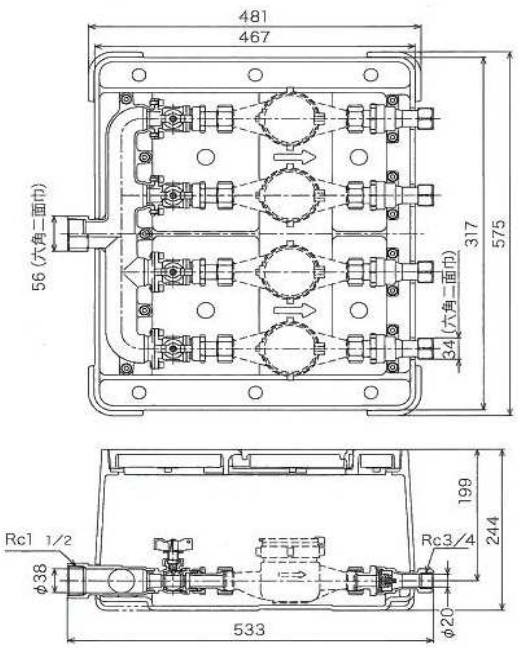
481
467
56 (六角二面巾)
317
575
34 (六角二面巾)
199
244
Rc1 1/2
Rc3/4
φ38
φ20
533

3連式

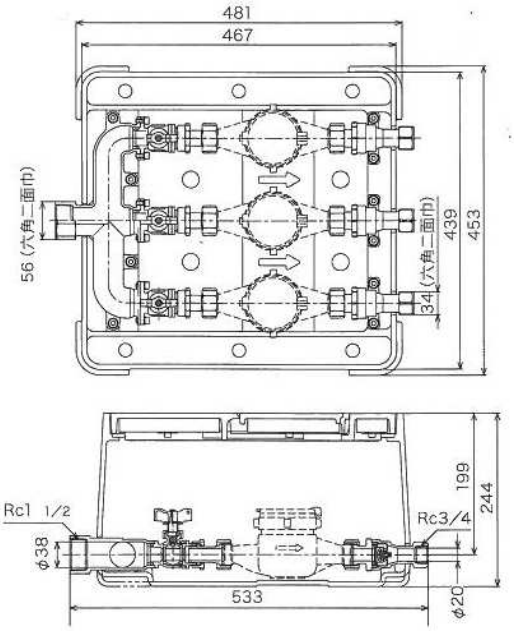
481
467
56 (六角二面巾)
439
453
34 (六角二面巾)
199
244
Rc1 1/2
Rc3/4
φ38
φ20
533

2連式

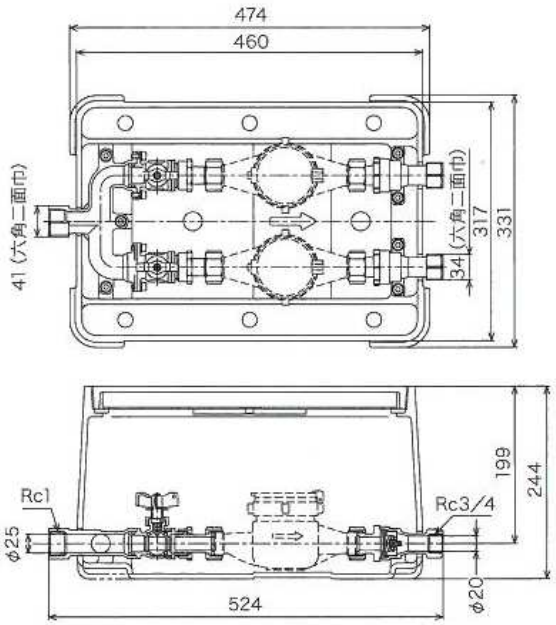
474
460
41 (六角二面巾)
317
331
34 (六角二面巾)
199
244
Rc1
Rc3/4
φ25
φ20
524

（複式メーターボックスユニッ

様　　式　　改　　定
令和３年１月12日

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　　　　　　　　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　　　　　　　　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　　　　　　　　　印

誓　約　書（複式メーターボックスユニット）

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約致します。

記

１．この給水装置に将来維持管理等の問題が生じた場合は、水道局に対して異議申し立てをしないことは勿論、桝蓋の破損、器具の故障及び漏水は、指定給水装置工事事業者を通じ自費をもって修繕等の適切な改良工事を行い処理致します。
２．この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず継承致します。

上記の誓約事項に違反したときは、直ちに給水を停止されても一切異議を申しません。

８　特定施設水道連結型スプリンクラー設備

８．１　趣旨

消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）に伴い、小規模社会福祉施設（延べ面積 275 ㎡以上 1000 ㎡未満）に対してスプリンクラーの設置が義務付けられるとともに特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなった。その後、平成 27 年 4 月 1 日には延べ面積の要件が撤廃されたため、改良工事に伴うスプリンクラーの設置工事が増加している。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、給水装置に直結する範囲（水道直結式スプリンクラー設備）については、水道法の適用を受けることになるため、その設置について基準を定める。尚、水道直結式スプリンクラー設備の工事については、必要な事項について消防設備士が責任を負うため、指定給水装置工事事業者は、消防設備士の指導の下で工事を行わなければならない。

８．２　調査・協議

水道直結式スプリンクラー設備を新たに設置または改良しようとする場合、事前に配水管の口径、既設給水装置の状況、設計水圧を確認し、現地の状況を十分に調査した上で水道局及び消防署と協議を行うこと。

８．３　設計

1. 設計水圧は設計水圧表（表３．５．１）によるものとする。
2. 配管の末端をトイレのロータンクに接続する等、停滞水及び停滞空気を発生しない構造とすること。また、スプリンクラー系統の水を誤って飲用に使用することのない構造とすること。特に給水管から分岐する箇所には必ず、逆流防止措置を講ずること。
3. 水道直結式スプリンクラー設備は、給水装置としての消防法適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合すること。
4. スプリンクラー設備の使用は非日常に限られ、また、スプリンクラー稼働時は他の給水用具が閉栓となっていることを前提とする。したがって、通常使用する給水器具の同時使用水量にスプリンクラーで使用する水量は含めないものとする。
5. スプリンクラー設備を除く給水用具の同時使用水量により給水管の口径が仮にφ20、φ25 に決定したとしても、スプリンクラー設備を考慮した場合φ40 が必要となる場合がある。

８．４　申請書類

1. 水道直結式スプリンクラー設備を設置する際は水道局に消防法に係るスプリンクラー設置の事前協議（スプリンクラー様式　第１号）と共に誓約書（スプリンクラー様式　第２号）を提出しなければならない。
2. 直結直圧給水協議書、直結増圧給水協議書が必要な案件については、合わせて指定給水装置工事事業者が提出すること。
   - ・事前協議に必要な書類は下記のとおりとする。
   - ・消防法に係るスプリンクラー設置の事前協議書
   - ・誓約書（スプリンクラー）
   - ・配管図面（平面図、立面図、影響範囲図等）
   - ・水理計算書

（スプリンクラー様式　第１号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

年　　月　　日

住所
（スプリンクラー設備設置者）
氏名　　印

住所
（指定給水装置工事事業者）
氏名　　印

消防法に係るスプリンクラー設置の事前協議書

消防法に係るスプリンクラーの設置方法について協議します。

記

１．　建築物設置場所
八尾市　　町　　丁目　　番　　号

２．　建築物名称

３．　給水方式
□直結直圧方式　□直結増圧式直送方式　□直結増圧式高架水槽方式
□貯水槽式高架水槽方式　□貯水槽式圧力水槽方式　□貯水槽式ポンプ直送方式

４．　工事を監督する消防設備士
区分　甲種１類　氏名　　印

５．　その他確認事項
①　給水装置を使用する場合は、工事着手前に八尾市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事（建築内部の給水装置工事）の申し込みを行います。
②　必要水量・水圧については関係各所と協議し、それに従います。
③　建築主の都合、その他協議により、変更する場合は、再度協議します。

６．　添付書類
位置図、影響範囲図、平面配管図、誓約書、水理計算書

年　　月　　日
協議者　八尾市水道局　施設整備課　給水係

（スプリンクラー様式　第２号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（使用者）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　約　書（スプリンクラー）

この度、　　に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約致します。

記

１．水道直結式スプリンクラー設置の場合は、配水管から分岐しスプリンクラーヘッドまでの水理計算書を水道局に提出いたします。

２．水道直結式スプリンクラー設置の場合は、水道が断水及び、水圧が低下した場合は、正常な効果が得られない旨を（給水装置使用者）確実に了知させることと致します。

３．災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道局に対して一切異議を申しません。

４．水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任については、水道局に対して一切異議を申しません。

５．上記の誓約事項に違反した時は、局の指示に従い給水装置の是正工事が生じた場合、また、この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず承継します。

Ⅱ　貯水槽以下装置指導基準

１　総　　則

１．１ 趣　旨

貯水槽以下の装置は、水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）第３条第９項に規定する給水装置ではないが、その構造及び材質に不備があるときは、水道利用者の不安を引起こし、水質上問題を生ずるおそれがあるので、この基準により指導する。なお、この指導基準に定めのない事項については、給水装置の構造及び材質に関する規程（八尾市水道事業給水条例施行規程第７条）並びに給水装置工事施行基準に準ずる。

１．２ 給水方式

貯水槽式給水の主なものは、以下のとおりである。

1. 高置水槽方式として

(1) 貯水槽（低置水槽）から建物の高所に設けた高置水槽にポンプ揚水し、自然流下により給水する方法。

(2) 貯水槽（低置水槽）から給水塔及び高架水槽にポンプ揚水し、自然流下により各建物に給水する方法。

(3) 高置水槽が建物の高所に設置できない場合、建物の屋上に設けた気圧タンクにポンプ揚水し、圧縮空気圧によって給水する蓄圧給水方式がある。

2. 加圧給水方式として

(1) 貯水槽に貯水したのち、使用水量に応じてポンプの運転台数の変更や回転数制御により直接給水する加圧ポンプ方式がある。

(2) 貯水槽に貯水したのち、ポンプで圧力タンクに貯え、その内部圧力によって給水する圧力タンク方式がある。

２　貯水槽の構造

２．１ 種　類

ここでいう貯水槽は、低置水槽、高置水槽並びに副貯水槽をいう。

２．２ 設置位置

1. 貯水槽は、明るく換気が良く、管理の容易な場所に設置し、屎尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に接近しない場所に設置すること。
2. 配水管より低い場所に貯水槽（低置水槽）を設置する場合は、副貯水槽を設ける等、維持管理に支障のない措置を講ずること。
3. 貯水槽周囲の保守点検に必要な間隔は、原則として６０㎝以上とし、貯水槽上部は、１００㎝以上の空間を保ち六面点検式とすること。
4. 貯水槽は、関係者以外の者が容易に立入れない場所に設置すること。

図 2.2.1

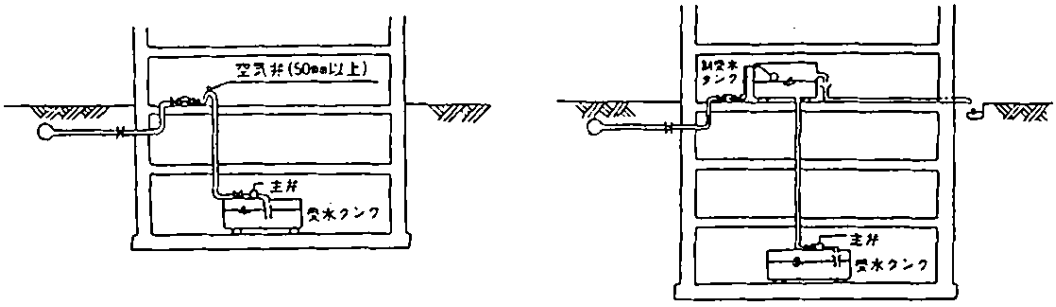

２．３ 構　造

1. 貯水槽は、鉄筋コンクリート又はガラス繊維強化樹脂（FRP）その他堅固な材質のものを使用し、水密な構造であること。
2. 材質及び防水防食塗装は、水質に影響を及ぼさないものであること。
3. 水槽は、点検修理又は内部清掃のため、マンホール（60cm 以上)、タラップ等を設けること。
4. マンホールは、雨水、汚水の流入を防止するため、嵩上げ（10cm 以上）し、水密性の蓋を設け施錠すること。
5. 貯水槽への流入口と流出口の位置は、できるだけ反対方向になるような位置に設けるとともに、容量の大きなものは、内部に導流壁を設けるなど水の滞留を防ぐための適当な措置を講ずること。
6. 有効容量が１０m^3以上となるものは、２槽式とし、各槽を連通管で連絡し、仕切弁で区分する構造とすること。
7. 貯水槽の低部は、点検、清掃等を容易にするため、排水口に向い適当な勾配をとること。
8. 貯水槽の標準構造図は、（図 2.3.1～図 2.3.2）とする。

図２.３.１ 貯水槽標準構造図(1)

平面図

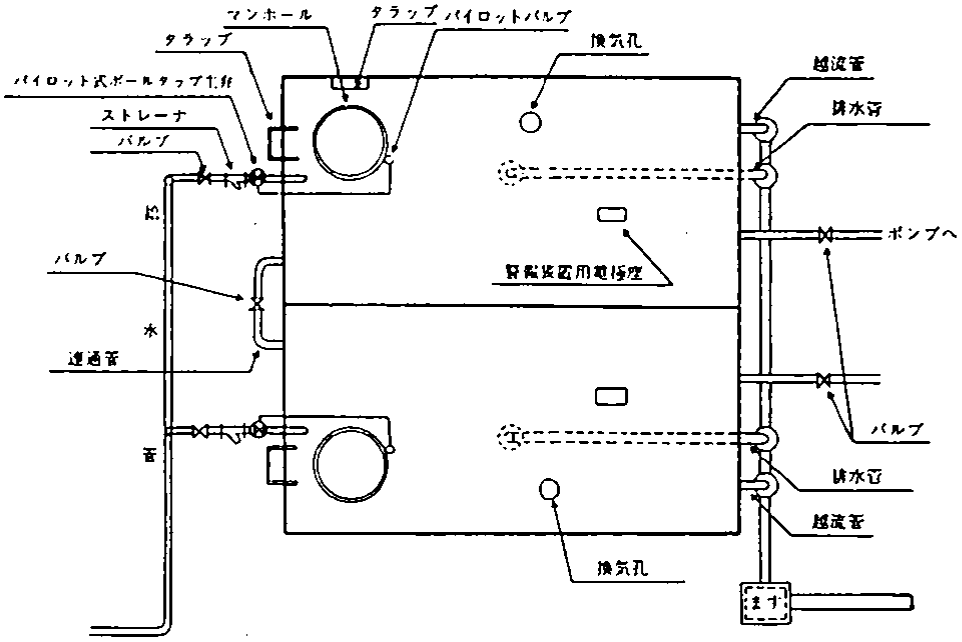

断面図

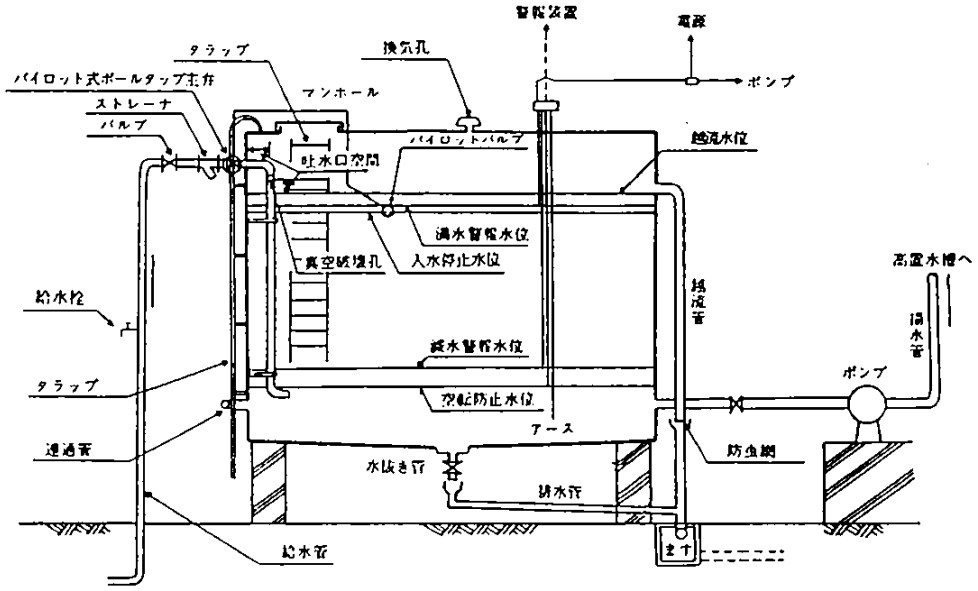

図２．３．２ 貯水槽標準構造図(2)

（定水位弁パイロットを電磁弁により制御する場合）

平面図

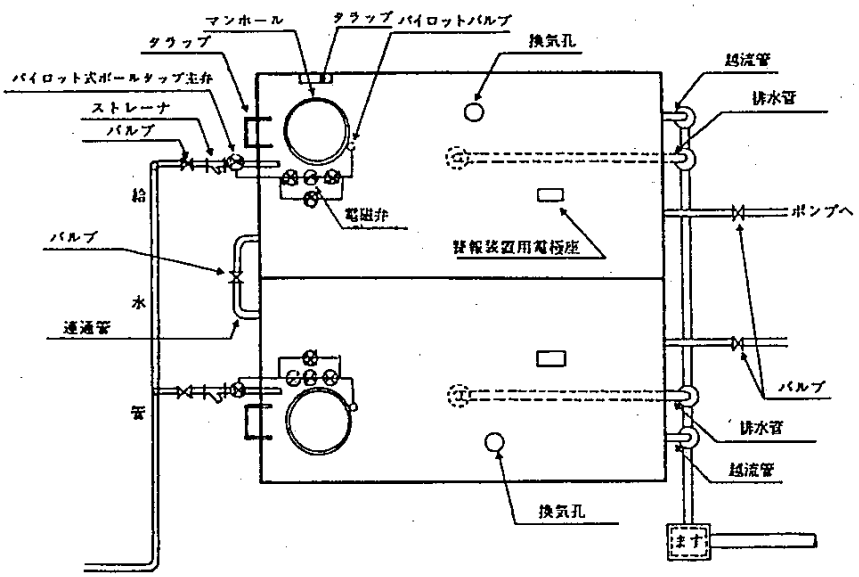

断面図

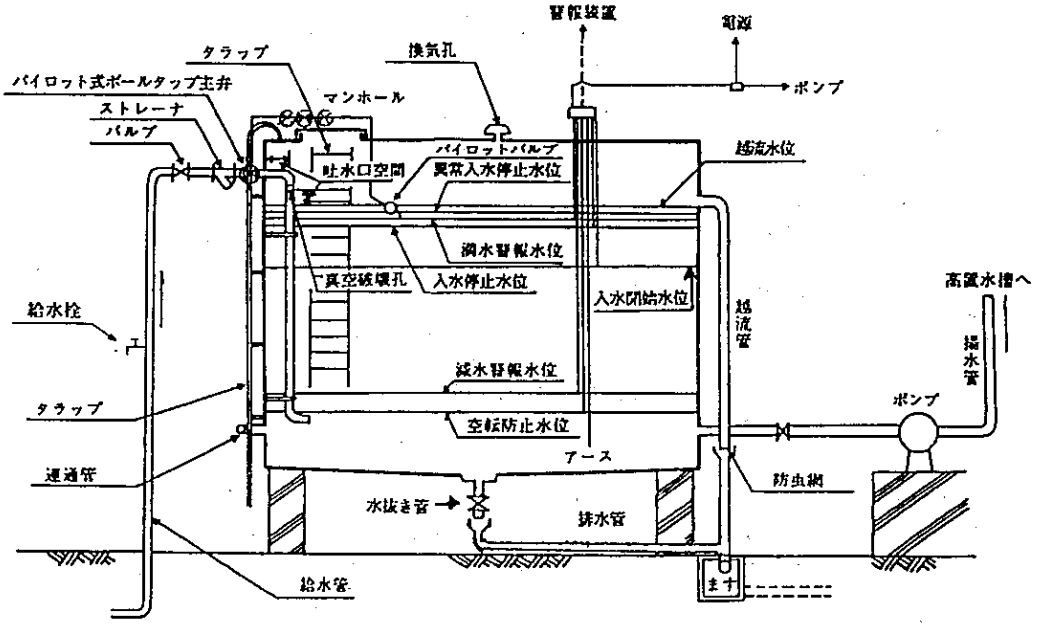

２．４ 貯水槽の大きさ

1. 貯水槽有効容量は、使用水量、使用時間及び貯水槽入水量等を考慮して算定し、次の式を標準とする。

有効容量＝（１日当り使用水量÷１日当り使用時間）×４～６時間

消火用水槽は、原則として貯水槽と兼用してはならない。ただし、その合計容量が１日当り使用水量の範囲内の場合は併用することができる。

2. 高置水槽（貯水槽がある場合）の有効容量は、次の式を標準とする。

有効容量＝（１日当り使用水量÷１日当り使用時間）×１時間

２．５ 貯水槽の補給水量

貯水槽の時間当り補給水量は、次の式を標準とする。

時間当り補給水量＝貯水槽の有効容量÷３時間

２．６ 協　議

貯水槽給水の場合は、関係書類を水道局へ提出し担当者と事前に協議すること。

事前協議の提出図書類

- 貯水槽１次側配管図
- 貯水槽配置図
- 高置水槽設置図
- 貯水槽２次側配管図（系統図、平面図）
- 水理計算書

3　付属設備

3．1 ボールタップ

1. ボールタップの取付位置は、点検修理に便利な場所を選定し、点検ができる位置にマンホールを設置すること。
2. ボールタップは、故障に備えて予備の設置も考慮すること。
3. 呼び径 25mm 以上のボールタップは、水撃作用を防止するため定水位弁等を使用すること。
4. 加圧給水式とする場合は、定水位弁に併せて電磁弁による入水制御を考慮すること。

3．2 逆流防止

1. 貯水槽に給水する場合は、吐水口を落し込みとし、吐水口と越流面並びに吐水口中心から壁までの距離は、所定の吐水口空間をとること。（施行基準図 3.2.1～図 3.4.1）
2. 波立ち防止のため給水管の吐水口が、最高水位より下となる場合は、必ず入水管の断面積以上の面積を有する真空破壊孔を設けなければならない。なお、真空破壊孔は壁との距離に応じて、越流面から所定の吐水口空間をとること。（図 3.2.1）

図３．２．１

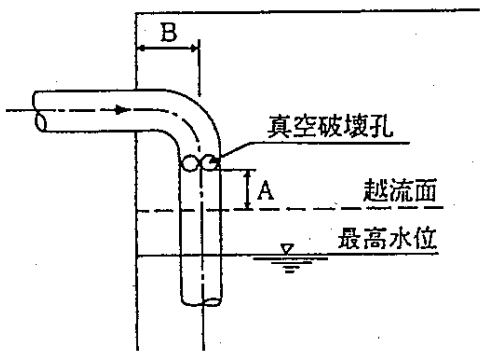

注）A及びBの寸法は、施行基準の吐水口空間及び越流管口径（表 4.11.1～表 4.11.2）による。

3．3 波立ち防止

貯水槽の満水面には、波立ちを防止するため波立ち遮蔽板（図 3.3.1）を設置すること。ただし、差水位のとれる定水位弁については、波立ち遮蔽板を省くことができる。

図３．３．１

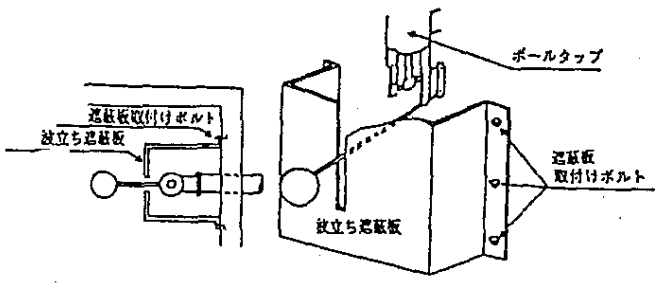

３．４ 越流管

1. 貯水槽には、越流管を設置すること。その取付けに際しては、水槽に汚水の逆流のないよう基準面（GL 等）より５０㎝以上の高さに設け、その出口には、防虫網を設けること。（図 3.4.1）
2. 越流管の大きさは、施行基準の吐水口空間及び越流管口径（表 4.11.1～表 4.11.2）による。

図 3.4.1

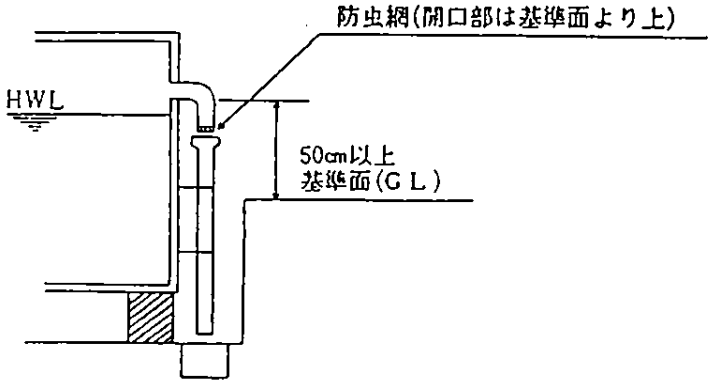

３．５ 水抜き管

貯水槽にはその最低部に水抜き管を取り付けること。また、排水に便利なように排水ますも併せて考慮すること。

３．６ 警報装置

1. 満水警報装置は、故障の発見、貯水槽からの越流防止のため取り付けるもので、管理室等に表示（アラームとランプ）できるようにすること。
2. 減水警報装置は、故障の発見、断水の予防のために取り付けるもので、管理室等に表示（アラームとランプ）できるようにすること。
3. 空転防止装置は、揚水ポンプの保安のために取り付けて、揚水ポンプの電源を遮断すること。
4. 満水警報装置、減水警報装置は、貯水槽、高置水槽のそれぞれに設けること。

３．７ ポンプの設置

1. ポンプは、点検整備、故障、修理等に備え予備のポンプを設置のうえ、自動交互運転とすること。
2. ポンプは、点検、修理の容易な場所に設置し、貯水槽の上の設置は、振動による水槽の亀裂や油漏れなど、不慮の事故により貯水槽の水を汚染するおそれがあるため、設けてはならない。
3. 大規模集合住宅等で、加圧ポンプによる圧送給水とする場合は、非常用発電機の設置を考慮すること。

３．８ 非常用給水栓

1. 貯水槽による給水方式の場合は、ポンプの故障、停電等の断水に備えメーター下流の直結部に応急給水用の給水栓を設置すること。

４　貯水槽以下の設計

４．１ 配管設備設計

貯水槽以下設備の設計は、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号）及びこの施行基準、関係法令に基づき設計すること。

４．２ 設計水量

1. 貯水槽以下の設計水量は、施行基準３．４「計画使用水量の決定」による。
2. 貯水槽式給水の親メーター口径は、メーター口径と戸数・貯水槽容量(表 4.2.1)により決定すること。

表４．２．１ メーター口径と戸数・貯水槽容量

種別＼口径	２０	２５	４０	５０	７５	１００	１５０	２００
時間平均流量の上限値(m^3/h)	1.0	1.8	6.0	12.0	24.0	36.0	72.0	120.0
貯水槽容量の上限値(m^3)	3.0	5.4	18.0	36.0	72.0	108.0	216.0	360.0
集合住宅の戸数(戸)	1～9	10～16	17～54	55～108	109～216	217～324	325～648	649～1080

４．３ 子メーター装置

貯水槽以下の子メーター装置は、施行基準４．６「メーターの設置」による。

４．４ 二重計量に係る事項

1. 親メーター１個に係る子メーターの総数は、表 4.2.1 を基準とする。
2. 親メーター以下の水栓は、消火用配管のための屋上補給水槽への入水を除き、すべて子メーターで計量できる設備とする。
3. 建物屋上に設けられる給水設備に設置する子メーター装置は、建物屋内に設けること。

４．５ 貯水槽以下の配管

1. 飲料用給水管と他の配管を直結してはならない。
2. 各階への給水分岐管には、操作しやすい場所にバルブを設けること。
3. 加圧ポンプによる圧送給水では、給水主管の末端にバルブ及び空気弁を設置すること。
4. パイプシャフト等における配管の相互間隔は、保温等の被覆面（裸管は管表面）の間隔で１５０㎜以上、壁との間隔は２００mm 以上とする。
5. 消火用水槽等へ給水する給水管の分岐部には、滞留水の逆流を防止するため、バルブ及び逆止弁を設けること。
6. 貯水槽以下の給水管は、原則として道路に埋設してはならない。
7. 貯水槽以下の給水管を宅地内に埋設するときは、標示板等で貯水槽以下給水管の明示を考慮すること。
8. 貯水槽以下装置で使用する給水管の使用材料及び器具は、この施行基準に定めるものを原則とする。

表4.5.1　建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員表

建物種別		1日単位当り給水量 (八尾市標準) (ℓ/day)	第14版　空気調和・衛生工学会便覧　平成22年版による					備考
			1日単位当り給水量 (ℓ/day)	1日当り使用時間 (h/day)	貯水量計算時間 (h)	単位面積当り有効人員 (人/m²)	注記	
住宅	戸建住宅	250/人	200～400/人	10	4	0.16	居住者一人当り	1K・1DK　2人 1LDK・2DK　3人 2LDK・3DK　4人 3LDK・4DK　4人 4LDK・5DK　5人
	集合住宅	250/人	200～350/人	15	5	0.16		
	ワンルームマンション	500/人		10	4			
	独身寮	400/人	400～600/人	10	4			
学校	小･中･普通高等学校	70/人	70～100/人	9	4		[生徒+職員] 1人当り	教師、従業員分を含む、プール用水(40～100/人)は別途加算、実験・研究用水は別途加算
	大学講義棟	3/m²	2～4/m²	9	4		延べ面積1m²当り	
病院	総合病院	個別算定	1,500～3,500/床 30～60/㎡	16	6		延べ面積1m²当り	設備内容等により詳細に検討する
	小病院	500/床						
官公署・事務所		80/人	60～100/人	9	4	0．2	在勤者1人当り	男子50/人、女子100/人、社員食堂・テナント等は別途加算
工場	大工場	個別算定		操業時間 ＋1		座作業0.3 立作業0.1	在勤者1人当り	男子50/人、女子100/人、社員食堂・ｼｬﾜｰ等は別途加算
	小工場	80/人	60～100/人					
デパート、スーパーマーケット		20/m²	15～30/m²	10	4		延べ面積1m²当り	従業員分、空調用水を含む
ホテル	ホテル全体	個別算定	500～6000/床	12	4			設備内容等により詳細に検討する。
	ホテル客室部	400/床	350～450/床					客席部のみ
保養所		600/人	500～800/人	10	4			
劇場、映画館			0.2～0.3/人	14	5		入場者1人当り 延べ面積1m²当り	従業員分、空調用水を含む。
		30/m²	25～40/m²					
飲食店等	喫茶店	30/客	20～35/客	10	4		店舗面積には厨房面積を含む	ちゅう房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
		70/m²	55～130/m²					
	飲食店	70/客	55～130/客	10	4			定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い
		300/m²	110～530/m²					
	社員食堂	40/食	25～50/食	10	4		食堂面積には厨房面積を含む	
		100/m²	80～140/m²					
	給食センター	25/食	20～30/食	10	4			
ターミナル駅		10/1,000人	10/1,000人	16	6		乗降客1,000人当り	列車給水・洗車用水は別途加算。従業員・多少のテナント分含む。
普通駅		3/1,000人	3/1,000人	16	6		乗降客1,000人当り	
寺院・教会		10/人	10/人	2			参会者1人当り	常住者・常勤者分は別途加算
図書館		25/人	25/人	6		0．4	閲覧者1人当り	常勤者分は別途加算

注)　1）1日単位当り給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

2）備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

表４.５.２　メーター口径と給水戸数・貯水槽容量（集合住宅）

口径	戸数	貯水槽容量(m3)	高置水槽容量(m3)	口径	戸数	貯水槽容量(m3)	高置水槽容量(m3)	口径	戸数	貯水槽容量(m3)	高置水槽容量(m3)
20	1	0.33	0.07	40	51	17.00	3.40	50	101	33.67	6.73
↓	2	0.67	0.13	↓	52	17.33	3.47	↓	102	34.00	6.80
↓	3	1.00	0.20	↓	53	17.67	3.53	↓	103	34.33	6.87
↓	4	1.33	0.27	▼	54	18.00	3.60	↓	104	34.67	6.93
↓	5	1.67	0.33	50	55	18.33	3.67	↓	105	35.00	7.00
↓	6	2.00	0.40	↓	56	18.67	3.73	↓	106	35.33	7.07
↓	7	2.33	0.47	↓	57	19.00	3.80	↓	107	35.67	7.13
↓	8	2.67	0.53	↓	58	19.33	3.87	▼	108	36.00	7.20
▼	9	3.00	0.60	↓	59	19.67	3.93	75	109	36.33	7.27
25	10	3.33	0.67	↓	60	20.00	4.00	↓	110	36.67	7.33
↓	11	3.67	0.73	↓	61	20.33	4.07	↓			
↓	12	4.00	0.80	↓	62	20.67	4.13	↓	120	40.00	8.00
↓	13	4.33	0.87	↓	63	21.00	4.20	↓	130	43.33	8.67
↓	14	4.67	0.93	↓	64	21.33	4.27	↓	140	46.67	9.33
↓	15	5.00	1.00	↓	65	21.67	4.33	↓	150	50.00	10.00
▼	16	5.33	1.07	↓	66	22.00	4.40	↓	160	53.33	10.67
40	17	5.67	1.13	↓	67	22.33	4.47	↓	170	56.67	11.33
↓	18	6.00	1.20	↓	68	22.67	4.53	↓	180	60.00	12.00
↓	19	6.33	1.27	↓	69	23.00	4.60	↓	190	63.33	12.67
↓	20	6.77	1.33	↓	70	23.33	4.67	↓	200	66.67	13.33
↓	21	7.00	1.40	↓	71	23.67	4.73	▼	210	70.00	14.00
↓	22	7.33	1.47	↓	72	24.00	4.80	100	220	73.33	14.67
↓	23	7.67	1.53	↓	73	24.33	4.87	↓	230	76.67	15.33
↓	24	8.00	1.60	↓	74	24.67	4.93	↓	240	80.00	16.00
↓	25	8.33	1.67	↓	75	25.00	5.00	↓	250	83.33	16.67
↓	26	8.67	1.73	↓	76	25.33	5.07	↓	260	86.67	17.33
↓	27	9.00	1.80	↓	77	25.67	5.13	↓	270	90.00	18.00
↓	28	9.33	1.87	↓	78	26.00	5.20	↓	280	93.33	18.67
↓	29	9.67	1.93	↓	79	26.33	5.27	↓	290	96.67	19.33
↓	30	10.00	2.00	↓	80	26.67	5.33	↓	300	100.00	20.00
↓	31	10.33	2.07	↓	81	27.00	5.40	↓	310	103.33	20.67
↓	32	10.67	2.13	↓	82	27.33	5.47	▼	320	106.67	21.33
↓	33	11.00	2.20	↓	83	27.67	5.53	150	330	110.00	22.00
↓	34	11.33	2.27	↓	84	28.00	5.60	↓	340	113.33	22.67
↓	35	11.67	2.33	↓	85	28.33	5.67	↓	350	116.67	23.33
↓	36	12.00	2.40	↓	86	28.67	5.73	↓	360	120.00	24.00
↓	37	12.33	2.47	↓	87	29.00	5.80	↓	370	123.33	24.67
↓	38	12.67	2.53	↓	88	29.33	5.87	↓	380	126.67	25.33
↓	39	13.00	2.60	↓	89	29.67	5.93	↓	390	130.00	26.00
↓	40	13.33	2.67	↓	90	30.00	6.00	↓	400	133.33	26.67
↓	41	13.67	2.73	↓	91	30.33	6.07	↓	410	136.67	27.33
↓	42	14.00	2.80	↓	92	30.67	6.13	↓	420	140.00	28.00
↓	43	14.33	2.87	↓	93	31.00	6.20	↓	430	143.33	28.67
↓	44	14.67	2.93	↓	94	31.33	6.27	↓	440	146.67	29.33
↓	45	15.00	3.00	↓	95	31.67	6.33	↓	450	150.00	30.00
↓	46	15.33	3.07	↓	96	32.00	6.40	↓	460	153.33	30.67
↓	47	15.67	3.13	↓	97	32.33	6.47	↓	470	156.67	31.33
↓	48	16.00	3.20	↓	98	32.67	6.53	↓	480	160.00	32.00
↓	49	16.33	3.27	↓	99	33.00	6.60	↓	490	163.33	32.67

５　高置水槽

５．１ 高置水槽の標準構造

高置水槽は、最上階の給水栓の使用に支障を来さない高さに設置すること。

図 ５.１.１ 高置水槽標準構造

平面図

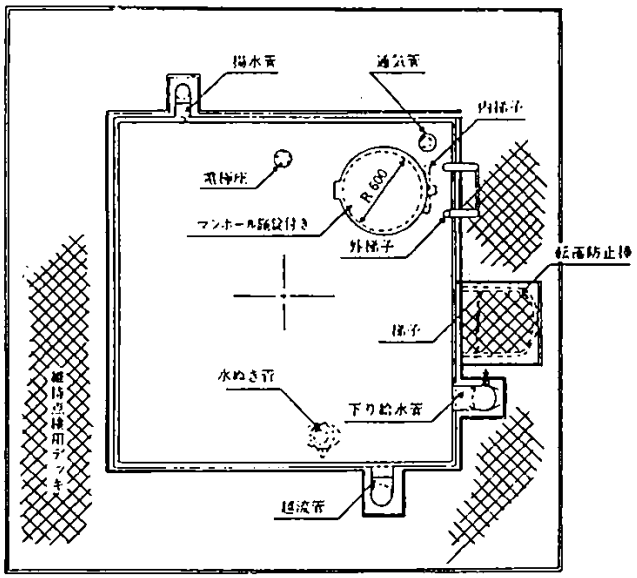

断面図

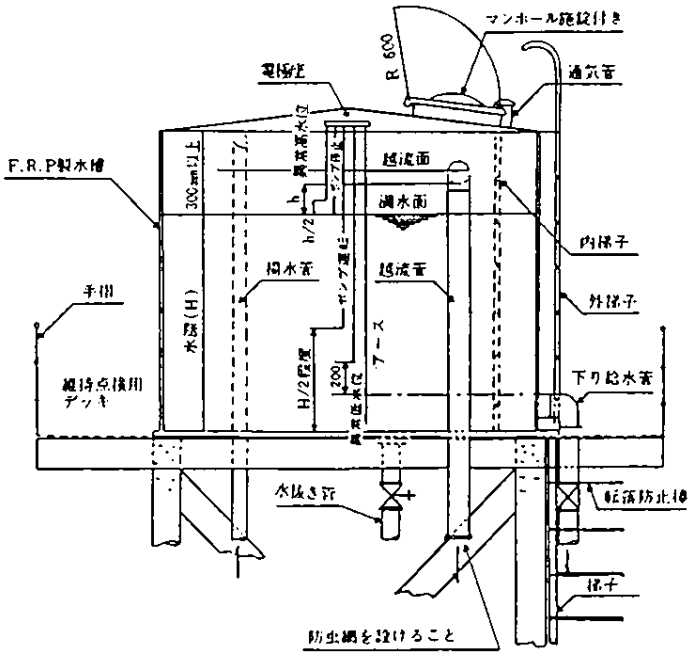

６　装置の確認

６．１ 装置の確認

設計図書に基づき、次の事項について確認すること。

1. 貯水槽の設置位置及び構造

表６．１．１

貯水槽の 設置位置	平面図（貯水槽本体及び付近構造物等） 断面図（貯水槽本体及び付近構造物等）
貯水槽の 容量	長さ、幅、深さ及び有効水量等の各寸法
越流管 (ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管)	①取出し位置、ＧＬ、ＦＬ（床面）、並びに 下水溝までの配管（放流先の確認） ②口径 ③防虫網の設置
マンホール	①マンホールの設置位置 ②防水蓋の構造（マンホールの大きさ、施錠）
警報機	警報機の設置位置、ベルとランプの作動確認
波立ち防止壁	①構造と機能の確認 ②設置位置
ボールタップ	①設置位置、口径、個数、配管等の固定 ②吐水口空間の寸法
ポンプ及び 吸水管等	①吸水管（サクション管）の取出し位置 ②ポンプの設置位置、設置台数
貯水槽の 清掃用ドレン	ドレン放流口の確認

2. 集合住宅における私設メーター装置の構造及び配管
3. 貯水槽以下の配管（給水栓の位置、バルブ、空気弁の取付け等）
4. 貯水槽及び貯水槽以下の配管は完全に洗浄し、水質基準に適合した給水ができること。

7　その他注意事項

7．1 設計上の注意

別々のメーターで給水される貯水槽は、それぞれに水槽を設け１槽を分割してはならない。

7．2 消火用水

1. 消火用配管に常時満水にしておく必要がある場合は、補給用水槽を別に設置すること。補給用水は手動バルブでの入水を原則とする。
2. 高置水槽又は飲料用給水管から直接、消火用配管を分岐してはならない。
3. 消火用等の貯水槽へ給水する場合は、落し込みで間接給水を原則とする。

7．3 流量調整

配水管及びメーターに急激な負荷がかかると予想されるときは、流量調整器を設置し、その負荷を軽減すること。

7．4 標示板の設置

1. ポンプ室にはポンプの操作方法、配管系統図その他注意事項等を記入した標示板を設置すること。
2. ポンプ故障等の緊急時に備え、連絡先標示板（図 7.4.1）をポンプ室付近等、使用者の目につき易い場所に設置すること。

図７．４．１ 緊急連絡先標示板標準図

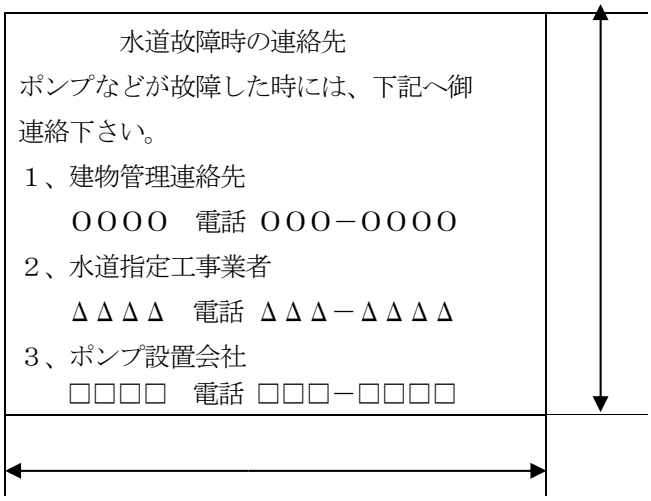

7．5 貯水槽管理人届・貯水槽点検調査表の提出

1. 指定工事業者は工事が完了し「施行基準５．２．１の竣工検査」を受けるに当たって、前もって貯水槽点検調査表（貯水槽様式第１号）及び貯水槽管理人届（貯水槽様式第２号）を管理者に届け出ること。

７．６ 維持管理

貯水槽以下装置の維持管理については、所有者又は使用者の責任であることを徹底すること。

1. 水槽の掃除

(1) 貯水槽、高置水槽の清掃を少なくとも年１回定期的に行うこと。

(2) 貯水槽の清掃は、所有者が自ら行えない場合には、ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けた貯水槽清掃業者に依頼して行うこと。

2. 貯水槽以下装置の点検

ボールタップの故障、給水管の破損、警報装置の故障等を早期に発見し、漏水、水の汚染を防止すること。

3. 水質の管理

給水栓から出る水の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときは、水質の検査を行うこと。

4. 給水の停止

水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止するとともに、飲用しないよう使用者に知らせ八尾市保健センターに連絡すること。

７．７ 簡易専用水道

貯水槽の容量が１０㎥を越えるものは、簡易専用水道となり、厚生労働大臣登録検査機関に依頼して１年以内ごと１回の定期検査を受けなければなりません。検査機関（簡易専用水道検査機関一覧は、厚生労働省のウェブページをご覧ください。）（水道法第 34 条の 2、同法施行規則第 55 条及び 56 条）

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（貯水槽様式第1号）

貯 水 槽 点 検 調 査 表

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者名　　印

主任技術者氏名　　印

検 査 項 目	貯水槽	高置水槽	検 査 項 目	貯水槽	高置水槽
1．水槽周囲の状態			9．給水管等の状態		
① ゴミ、汚物などが置かれている	YES NO	YES NO	① 当該施設以外の配管施設直接連結されている	YES NO	YES NO
② 溜まり水、湧き水などがある	YES NO	YES NO	② 汚染の恐れがある施設の中を貫通している	YES NO	YES NO
③ 保守点検に必要な空間がある	YES NO	YES NO	③ 凍結、腐食などの有効な防護をしている	YES NO	YES NO
2．水槽本体の状態			10．ボールタップの状態		
① 亀裂、漏水箇所がある	YES NO	YES NO	① マンホールに接近した位置にある	YES NO	YES NO
② 架台に固定されている	YES NO	YES NO	② 波打ち防止板を設ける等適切な措置がなされている	YES NO	YES NO
③ タラップを設けてある	YES NO	YES NO	③ ストレーナが設置されている	YES NO	YES NO
3．水槽上部の状態			④ 止水状態が正常である	YES NO	YES NO
① 上部に機器など汚染する設備がある	YES NO	YES NO	⑤ 流入管の長さ及び真空破壊装置の取り付け位置は正常である	YES NO	YES NO
4．水槽内部の状態			11．警報装置の状態		
① 汚泥、赤錆などの沈殿物がある	YES NO	YES NO	① 表示ランプの位置は正常である	YES NO	YES NO
② 当該設備以外の配管施設がある	YES NO	YES NO	② 減水、満水警報装置の作動は正常である	YES NO	YES NO
③ 浮遊物質がある	YES NO	YES NO	12．水質検査		
5．マンホールの状態			① 給水栓における水に異常な臭気がある	YES NO	YES NO
① 防水密閉型で施錠している	YES NO	YES NO	② 給水栓における水に異常な味がする	YES NO	YES NO
② マンホール面は10 cm高くなっている	YES NO	YES NO	③ 給水栓における水に異常な色がある	YES NO	YES NO
6．越流管の状態			④ 遊離残留塩素	PPM	
① 越流面と吐水口の高さが規定値以上ある	YES NO	YES NO	13．緊急連絡先		
② 越流管の口径は適正である	YES NO	YES NO	① 緊急連絡先標示板が設置している	YES NO	YES NO
③ 管端部の防虫網は正常である	YES NO	YES NO	14．その他		
④ 間接排水で間隔が２Ｄ以上ある	YES NO	YES NO			
7．通気管の状態（有効容量２m3以上）					
① 管端部の防虫網は正常である	YES NO	YES NO			
② 管径は揚水管の１／２Ｄ以上ある	YES NO	YES NO			
8．排水管の状態					
① 排水管の口径は適正である	YES NO	YES NO			
② 間接排水で間隔が２Ｄ以上ある	YES NO	YES NO			

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（貯水槽様式第２号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（申 請 者）
氏　名　　印

貯水槽管理人届

この度、下記の場所に貯水槽を設置しますのでお届けします。

設 置 場 所			
竣工日	年　月　日	所有者	氏名
水栓番号		貯水槽管理人	住所
			氏名
メーター口径			電話番号

建物規模及び種類	地上　階	地下　階	戸数　戸
	□共同住宅　□官公庁　□病院　□工場　□その他（　　） □一般家庭　□ホテル　建物名称 □事務所　□店舗　（仮称）		
貯水槽	貯水槽容量　　㎥	有効容量　　㎥	
加圧方式	□　高置水槽方式　高置水槽容量　　㎥　有効容量　　㎥ □　圧力タンク方式 □　加圧ポンプ方式　（□　固定速式　□　可変速式）		
給水方式	□　建物内全戸数が貯水槽により給水されている。 □　上記以外の給水方法 具体的に・　階～　階まで　戸貯水槽で給水されている ・　階～　階まで　戸直結給水装置で給水されている		
指定給水装置工事事業者名		備考	

上記設置場所における給水設備のうち貯水槽の給水口までは、給水装置の取り扱いとし、貯水槽以下の設備（流水設備）については、当方で管理人を定め修繕その他一切の維持管理を行います。なお、貯水槽以下の諸問題についても水道局にご迷惑をかけません.

また、管理人に変更があるときは、お届けします。

Ⅲ　３．４階直結直圧給水施行基準
３階直結直圧給水施行基準

１　総　　則

１．１ 趣　旨

この基準は、３階建て建築物における給水装置工事施行基準の特例に基づき、３階建て建築物へ直結給水する場合の給水装置の設計及び施行に関して基準を定めるものです。

この基準に明記されていないものについては、給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）によるものとする。

１．２ 適応範囲

給水区域内の３階建ての建築物で、直結給水が可能とみとめられる範囲は、以下の基準に適応するものとする。

1．対象地域

直結給水の対象の指定区域は「可能区域」及び市東部の「山手区域」とする。

(1) 可能区域は、配水管の年間最小動水圧が０．２９４ＭＰａ（3.0ｋgf/ cm^2）以上の地域とする。

(2) 山手区域は、配水管の年間最小動水圧が、０．１５ＭＰａ（1.5ｋgf/ cm^2）以上、０．２ＭＰａ（2.0ｋgf/ cm^2）未満の地域とする。

2．対象建物

３階建の建築物及び４階建以上で４階以上の部分に給水設備が無い場合とする。

山手区域の区域内で建築する個人専用住宅及びその他の建築物（集合住宅等）は、特例地域とする。

3．給水高の制限

限界給水高は、配水管の上端より９ｍ以下とする。

4．既設設備に対する処置

既存の３階建て建築物において受水槽方式による二次給水設備への接続は、原則としてできないものとする。

ただし、既存設備が当該基準に適合している設備については、直結給水できるものとする。

5．特例地域

特例地域については、配水管等の最小動水圧及び給水装置その他の条件を満たすものについて直結給水ができるものとする。

１．３　給水方式

給水方式は、直接配水管の水圧で給水栓まで給水する「直結給水方式」とする。

１．４　メーター設置基準

メーター設置基準は、次の通りとする。

1．１戸建住宅（建物全体が１戸の住宅）

１個のメーターを地付けにより設置すること。

2．集合住宅（複数戸の入居した住宅）

１個の親メーターを地付けにより設置し、私設メーターを各戸に設置すること。

3．単独業務ビル（特定１社の業務ビル）

１個のメーターを地付けにより設置すること。

4．雑居ビル

１個の親メーターを地付けにより設置し、私設メーターを各戸に設置すること。

２　３階直結直圧給水装置の構造及び材料

２．１　給水装置の構造

1. 給水装置の基本構造は、施行基準によること。
2. １戸建住宅で２階・３階への給水管には、専用の止水栓を設置すること。
3. 引込給水管の口径は、配水管の口径（75 ㎜～350 ㎜）より小さく、給水装置の使用水量及び使用状況に適合した口径（20 ㎜～50 ㎜）とすること。
4. 逆流防止装置として逆止弁付直結止水栓を設置すること。
5. メーター装置は、施行基準（4.6.1 メーターの設置及び 4.6.2 メーター地付メーター装置）によること。

２．２　給水装置の材料

1. 材料の規格及び使用材料は、施行基準に定めるものを使用すること。
2. 使用する材料、器具は、圧力損失の小さいものを使用すること。
3. 特に水圧を必要とする器具の使用は避け、やむを得ず使用する場合は、必要水圧を考慮して使用すること。

３　３階直結直圧給水装置の設計

３．１　調査と協議

給水装置工事申込者は、八尾市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）を通じて「直結直圧給水協議書」提出し、水道局と協議すること。

３.１.１　調査

指定工事業者の設計者は、設計着手前に「直結直圧給水協議書」の調査事項について、事前調査及び現地調査を十分におこなうこと。

３.１.２　協議

指定工事業者の設計者は、設計着手前に「直結直圧給水協議書」を水道局へ提出し担当者の確認を得ること。

３．２　給水管及びメーターの口径決定

３.２.１　設計水量

1. １日当たり使用水量

一般ビル、業務ビル、１戸建住宅、集合住宅とも、施行基準に定める算定方法による。

2. 設計水量の算定

設計水量は、同時使用水量（ℓ/min）とする。

同時使用水量は、給水栓の所要水量、使用頻度、同時使用率を考慮して算定する。

(1) 一般的には使用する給水器具より給水器具単位数（表 3-5）を求め、同時使用水量図表（施行基準　図 3.4.1～図 3.4.2）を用いて求められる。

(2) 集合住宅では、１戸の水量を１７～２４ℓ/min（標準 17 ℓ/min）とし、給水戸数に同時使用戸数（施行基準　図 3.5.1）を乗じた設計水量としてもよい。

表３－５　給水器具単位数

器具名	水栓	給水器具単位数	
		公衆用	個人用
大便器	洗浄弁（ＦＶ）	１０	6
〃	洗浄水槽（ＦＴ）	5	3
小便器	洗浄弁（ＦＶ）	5	－
〃	洗浄水槽（ＦＴ）	3	－
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	〃	1	0.5
医療用洗面器	〃	3	－
事務室用流し	〃	3	－
台所流し	〃	－	3
料理場流し	〃	4	2
〃	混合栓	3	－
食器洗流し	給水栓	5	－
連合流し	〃	－	3
洗面流し (水栓１個につき)	〃	2	－
掃除用流し	〃	4	3
浴槽	〃	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室ユニット	大便器が洗浄弁による場合	－	8
〃	大便器が洗浄水槽による場合	－	6
水飲み器	水飲水栓	2	1
湯沸器	ボールタップ	2	－
散水・車庫	給水栓	5	－

注）１．給湯栓併用の場合は、１個の水栓に対する給水器具単位は数値の 3/4 とする。
２．公衆用とは、事務所、学校、保育所、その他多人数の人が使用する建物に設置した場合に適用する。
３．個人用とは、アパート、独身寮等の集合住宅。

3.2.2　給水主管口径及びメーター口径

1. 給水主管及びメーターの口径は、設計水圧、設計水量及び流速を考慮し水理計算により決定する。

ただし、配水管（75 ㎜～350 ㎜）から分岐する１戸建個人専用住宅で３階部分の給水栓が３栓まで場合において、対象地域が「可能地域」の場合は、施行基準に定める一般住宅のメーター口径決定基準（表 3-6 メーター口径表）によることができる。

2. 集合住宅に設置する各メーターは、２０㎜以上とする。

表３－６　メーター口径表

水栓数	メーター口径
１２栓以下	２０
２５栓以下	２５

３.２.３　設計水圧

設計水圧は、表３.２.１

表３.２.１

配水管最小動水圧(Ｐ)	設計水圧
０.２５ＭＰａ以上 （2.5ｋgf/ cm^2）	０.２ＭＰａ （2.0ｋgf/ cm^2）
０.２５ＭＰａ未満 （2.5ｋgf/ cm^2）	Ｐ－０.０５ＭＰａ Ｐ－（0.5ｋgf/ cm^2）

注）この設計水圧によることが適当でない特殊な場所に給水する場合、事前に協議すること。

３.２.４　摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、管径５０㎜以下の場合はウエストン公式を用い、管径７５㎜以上の場合は、ヘーゼン・ウイリアムズ公式を使用する。

３.２.５　器具類の損失水頭の直管換算長、設計動水勾配、流速、流量

器具類の損失水頭の直管換算長、設計動水勾配、流速、流量は、施行基準による。

３階直結給水特例地域

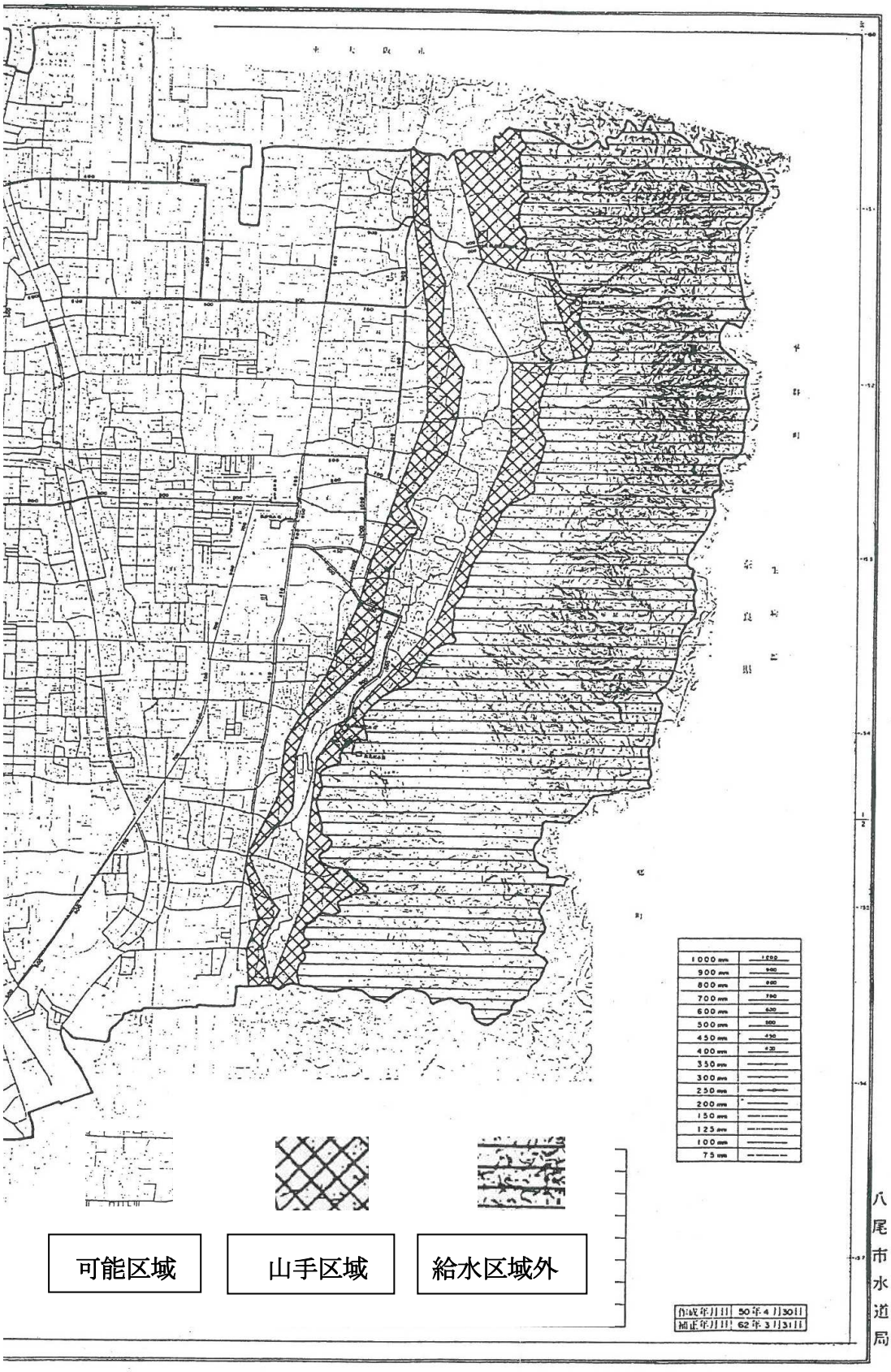

４階直結直圧給水施行基準

１ 総 則

１．１ 趣 旨

この基準は、４階建て建築物における給水装置工事施行基準の特例に基づき、４階建て建築物へ直結直圧給水する場合の給水装置の設計及び施行に関して基準を定めるものです。
この基準に明記されていないものについては、給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）によるものとする。

１．２ 目 的

直結直圧式による直結給水は、水道水の安定供給を図りつつ直結給水の範囲を拡大することにより、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与することを目的とする。

１．３ 直結直圧式の定義

給水区域内建築物の４階部分までについて、配水管の水圧により直接給水する方式をいう。

１．４ 給水方式

水道における給水方式は、配水管の水圧を利用する直結直圧方式、水を一旦貯水槽に貯留して給水する貯水槽方式、並びに両者を併用する方式に分類される。

直結方式には、配水管の水圧をそのまま利用して給水する直結直圧式と配水管の水圧をさらに建物ごとに増圧する直結増圧式がある。

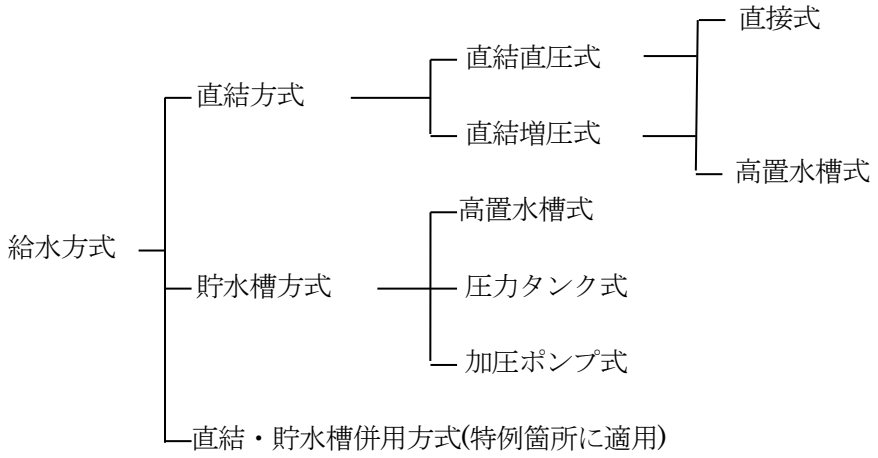

１．５ 適用範囲

給水区域内の４階建てまでの建物で直結直圧給水が可能と認められる範囲は、以下の基準に適合するものとする。

１.５.１ 対象地域

八尾市給水区域内で、年間最小動水圧が　０．２９ＭＰａ(3.0kgf/ cm^2)以上の地域とする。「八尾市直結給水水圧測定図を参照するものとする」

１.５.２ 対象建物

1. ４階建て建築物及び５階建て以上の建築物で、５階以上の部分に給水設備が無い場合とする

2. １日計画使用水量が３０㎥以下であること
3. 給水管の管内流速が２.０m/sec 以下であること
4. 限界給水高は、４階建てについては配水管の上端より１２ｍ以下とする。
5. 原則として、直結直圧給水方式と直結増圧給水方式の併用は認めない
6. 直結直圧給水方式が適さない下記の建物は、高置水槽式直結直圧とする
   (1) 原則として、概ね２０年程度以上経た既設ビルで、給水管が老朽化しており、直結給水方式にすれば、漏水の危険があるもの
   (2) 断水の困難な業種の入居しているビル
   (3) 給湯設備を中央式とするもの

１.５.３ 対象外の建築物

1. 災害及び事故などの断水時にも、給水の持続を必要とするもの
   （例）病院・ホテル・百貨店・学校・飲食店・生産製造工場など
2. 一時に多量の水を必要とし、配水管の水圧低下を引き起こす恐れのあるもの
3. 有毒薬品を使用する工場など、逆流により配水管の水を汚染する恐れのあるもの
   （例）メッキ・写真及び印刷・製版・クリーニング・染色等の業を行う建築物
4. 給水申請時に使用用途不明な区画がある建物
5. 常時一定の水圧を必要とする建物
6. 工事などによる断水時にも給水の継続を必要とする建物
7. その他直結直圧給水が適当でないと認められる施設

１.５.４ 併用式の特例

原則として、１つの建築物には直結式と貯水槽式の併用は認めない。ただし、特例箇所については併用式とすることができる。

1. 集合住宅に併設された店舗等で道路に準ずる部分に面した１階に、それぞれ専用の入口があり、. かつ敷地内の屋外にメーターを設置でき、別系統で給水でるもの
2. 学校施設における給水装置で貯水槽以下の配管と交差または接近していない箇所で給食室・用務員室などに給水する場合

１.５.５ 既存設備に対する処置

既存設備に対する処置として、貯水槽方式による二次給水設備への接続は、原則できないものとする。ただし、下記の用件を満たしている場合は直結直圧給水できるものとする。

1. 既設配管の材質が「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品を使用していること
2. 既設配管の耐圧試験として、１分間水圧０.７３５ＭＰａを保持し、水漏れ等が生じないこと
3. 直結給水への切替え前において、水道法第２０条第３項に規定する者による水質試験を行い、水道法第４条に定める水質基準を満足していること

２　４階直結直圧給水装置の構造及び材料

２．１　直結直圧給水装置の構造

1. 給水装置の基本構造は、施行基準によること。
2. １戸建住宅で４階への給水管には専用の止水器具を設置すること。
3. 引込給水管の口径は、配水管の口径（75mm～350mm）より小さく、給水装置の使用水量及び使用状況に適合したメーター口径（25 ㎜～50mm）として止水栓まで２５㎜を最小口径とすること。
4. 逆流防止装置として逆止弁付直結止水栓を設置すること。
5. メーター装置は、施行基準（図 4.6.1　メーター取付配管詳細図）によること。ただし、１次側止水栓については、逆止弁付とする。

２．２　直結直圧給水装置の材料

1. 材料の規格及び使用材料は、給水装置工事施行基準に定めるものを使用すること
2. 使用する材料、器具は、圧力損失の小さいものを使用すること
3. 特に水圧を必要とする器具の使用は避け、やむを得ず使用する場合は、必要給水圧を考慮して使用すること

図２－１　直結直圧給水方式

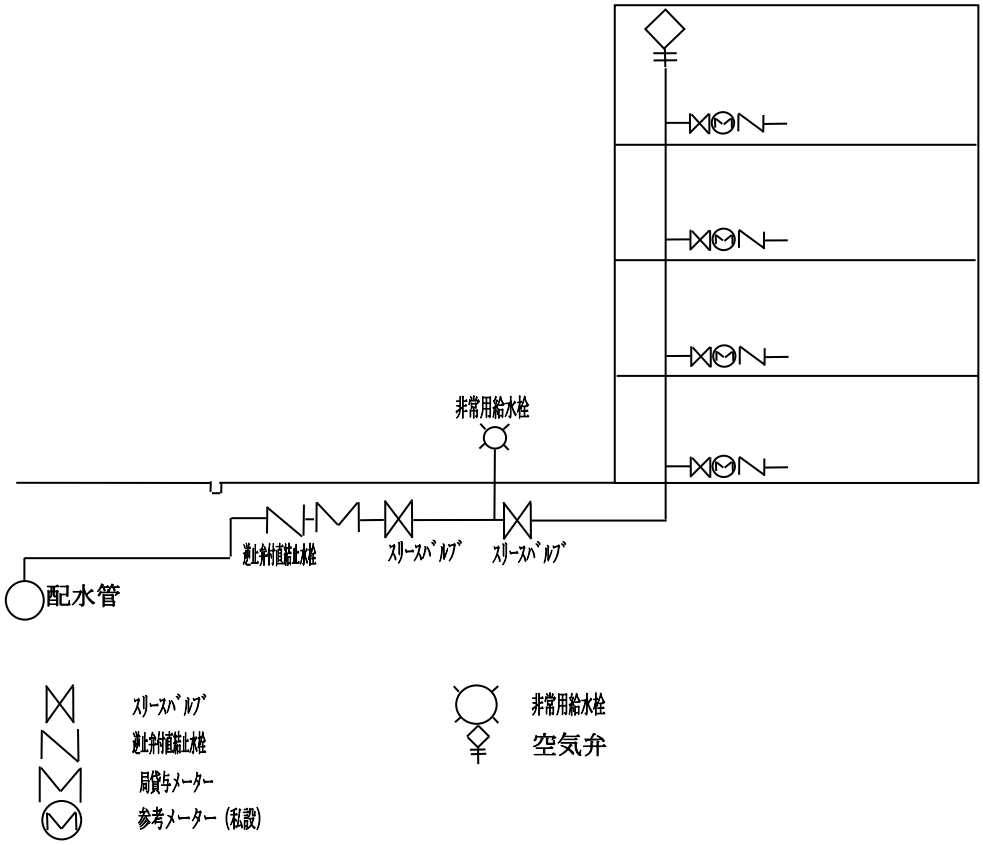

但し、φ５０の一次側はスリースバルブ及び甲止水栓（既設の場合）
　　二次側は逆止弁付止水栓

図２－２　高置水槽直結直圧給水方式

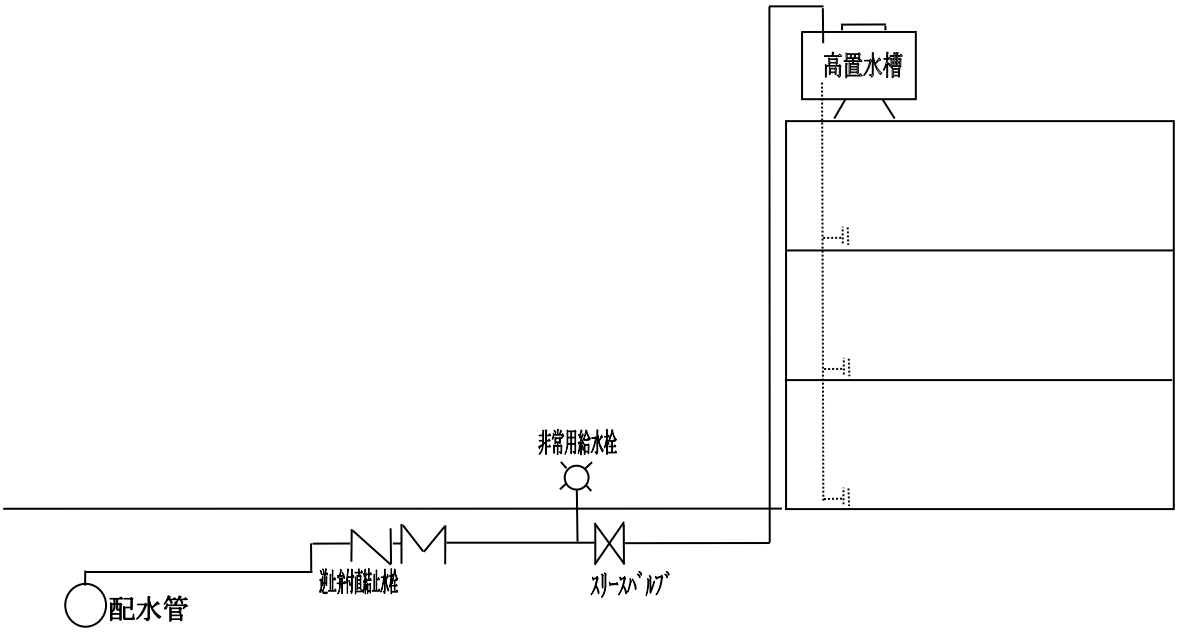

３　４階直結直圧給水装置の設計

３．１　調査と協議

給水装置工事申込者は、八尾市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。を通じて「直結給水事前協議書」を提出し、水道局と協議すること。

３.１.１　調　査

指定工事業者の設計者は、設計着手前に「直結給水事前協議書」の調査事項について、事前調査及び現地調査を十分におこなうこと。

３.１.２　協　議

指定工事業者の設計者は、「直結給水事前協議書」を水道局へ提出し担当者の確認を得ること。

３．２　水理計算

３.２.１　設計水圧

1.　設計水圧は、表３－１に示すとおりとする。

表３－１　設計水圧表

配水管年間最小動水圧	設計水圧
0.245MPa(2.5kgf/cm^2)未満	P－0.049MPa(0.5kgf/cm^2)
0.245MPa(2.5kgf/cm^2)以上	0.196MPa(2.0kgf/cm^2)
0.294MPa(3.0kgf/cm^2)以上	0.245MPa(2.5kgf/cm^2)
0.343MPa(3.5kgf/cm^2)以上	0.294MPa(3.0kgf/cm^2)

注）配水管年間最小動水圧については、現地水圧を参考のうえ水道局が決定する

注）この設計水圧によることが適当でない特殊な場所に給水する場合は、事前に協議すること

注）配水管年間最小動水圧が０.２９４ＭＰａ(3.0kgf/cm^2)以上であっても設計水圧は０.２４５ＭＰａ(2.5kgf/cm^2)とする

2.　動水勾配及び流速、流量

給水管の流速、流量の上限は、動水勾配流量流速表（表３－２）に示すとおりとする。

表３－２　動水勾配流量流速表

口径(mm)	流速(m/sec)	動水勾配(‰)	流量(ℓ/min)
１３	2.0	３９０	１７
２０	2.0	２５０	３８
２５	2.0	１８０	５９
３０	2.0	１５０	８５
４０	2.0	１１０	１５１
５０	2.0	９０	２３６
７５	2.0	７０	５３０
１００	2.0	５０	９４２
１５０	2.0	３０	2,１２１
２００	2.0	２０	3,７７０

注）動水勾配は、口径５０㎜以下はウエストン公式、口径７５㎜以上はヘーゼン・ウイリアムズ公式（Ｃ＝120 とした場合）による。

3.2.2　設計水量

1. １日当たり使用水量

一般ビル、業務ビル、一戸建住宅、集合住宅とも、施行基準に定める算定方法による。

2. 設計水量の算定

設計水量は、同時使用水量（ℓ/min）とする。同時使用水量は、給水栓の所要水量、使用頻度、同時使用率を考慮して算定する。

(1)　一般的には、使用する給水器具より給水器具単位数（表３－３）を求め、同時使用水量図表（図３－１～３－２）を用いて求められる。

表３－３　計画使用水量表

給水器具数	同時使用水栓数	同時使用率を考慮した計画使用水量（ℓ/min）
1	1	12
2～4	2	17
5～10	3	24
11～15	4	32
16～20	5	40
21～25	5.5	44

(2) 集合住宅では、1戸の水量を１７～２４ ℓ/ｍｉｎ（標準17～24 ℓ/min）とし、給水戸数に同時使用戸数率（表３－４）を乗じて設計水量としてもよい。

表３－４　同時使用戸数率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用率（%）	１００	９０	８０	７０	６５	６０	５５	５０

(3)一定規模以上の給水器具を有する建物(アパート、事務所、学校等)の計画使用水量

多数の人が使用する建物で給水器具の多い場合は、建物内人員、給水器具の使用回数、使用時間等の使用実態又は、同種の建物での実績使用水量を基に決定する。これによりがたい場合は、各種給水器具の給水器具単位（表３－５）に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図表（図３－１～図３－２）を用いて、同時使用水量を求めること。

(4)テナントビル等

テナントビル等で入居者が決まっていない場合の計画使用水量は、メーター口径又は各区画への分岐口径によって

１３ ㎜　　１７ ℓ/ｍｉｎ
２０ ㎜　　３８ ℓ/ｍｉｎ
２５ ㎜　　５９ ℓ/ｍｉｎ とする。

(5) 計画水量が①～④の基準により難いものは、現状の水量等を考慮し、別途水理計算書の提出を求める。尚、使用者・設計者及び給水工事業者に対して誓約書・確約書の提出を 求めるものとする。

表３－５　給水器具単位数

器具名	水栓	給水器具単位数	
		公衆用	個人用
大便器	洗浄弁（ＦＶ）	１０	6
〃	洗浄水槽（ＦＴ）	5	3
小便器	洗浄弁（ＦＶ）	5	－
〃	洗浄水槽（ＦＴ）	3	－
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	〃	1	0.5
医療用洗面器	〃	3	－
事務室用流し	〃	3	－
台所流し	〃	－	3
料理場流し	〃	4	2
〃	混合栓	3	－
食器洗流し	給水栓	5	－
連合流し	〃	－	3
洗面流し (水栓１個につき)	〃	2	－
掃除用流し	〃	4	3
浴槽	〃	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室ユニット	大便器が洗浄弁による場合	－	8
〃	大便器が洗浄水槽による場合	－	6
水飲み器	水飲水栓	2	1
湯沸器	ボールタップ	2	－
散水・車庫	給水栓	5	－

注）１．給湯栓併用の場合は、１個の水栓に対する給水器具単位は数値の 3/4 とする。
２．公衆用とは、事務所、学校、保育所、その他多人数の人が使用する建物に設置した場合に適用する。
３．個人用とは、アパート、独身寮等の集合住宅。

3. 高置水槽直結給水の計画使用水量

(1) 高置水槽上流

高置水槽直結直圧給水の場合

直結直圧給水（２①～④）の計画使用水量に準ずる。

(2) 高置水槽

貯水槽式給水の計画使用水量に準ずる。

4. 貯水槽式給水の計画使用水量

貯水槽式給水における貯水槽への給水量は、貯水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に貯水槽への単位時間あたりの給水量（補給水量）は、1 日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。計画 1 日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員表（別途給水装置工事施行基準　表 4.2.2 ）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画１日使用水量の算定には、

(1) 使用人員から算出する方法

１日単位当たり給水量（ℓ/day/人）×使用人員（人）

(2) 使用人員が把握できない場合の方法　その１
１日単位当たり給水量（ℓ/day/人）×有効床面積（㎡）×有効人員（人）
有効床面積（㎡）とは延床面積（㎡）×延床面積に対する有効面積の割合（%）
(3) 使用人員が把握できない場合の方法　その２
１日単位当たり給水量（ℓ/day/㎡）×有効床面積（㎡）
(4) その他
用途別及び使用給水器具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法
使用実態等により積算する方法がある。

３.２.３　給水主管口径及びメーター口径

1．給水主管及びメーターの口径は、設計水圧、設計水量及び流速を考慮し水理計算により決定する。ただし、配水管（75mm～350mm）から分岐する。
(1) メーター口径は、給水管の口径、計画使用水量等を考慮して決定すること。
(2) メーター口径は、給水管の口径及び取付給水器具の口径より小さくしてはならない。
(3) 一般住宅のメーター口径は、メーター口径表（表 3-6）及び JIS 水道メーター使用流量基準表（表 3-7）により決定すること
(4) メーター口径は、２５㎜以上とすること。

表３－６　メーター口径表

水　栓　数	メーター口径
２５栓以下	２５

表３－７　JIS 水道メーター使用流量基準表

口径	型　　式	定格最小流量 Q1（m3/h）	定格最大流量 Q3（m3/h）	適正使用流量範囲（m3/h）	一時使用の許容範囲 10 分/日以内の場合（m3/h）	一日当たりの使用量 1 日使用時間の合計が 10 時間の場合（m3/d）	月間使用量（m3/月）
13	接線流羽根車式単箱式	0.025	2.5	0.1～1.0	2.5	7	100
20	接線流羽根車式複箱式	0.040	4.0	0.2～1.6	4.0	12	170
25	〃	0.063	6.3	0.23～2.5	6.3	18	260
40	〃	0.100	10.0	0.5～4.0	10.0	30	420
50	軸流羽根車式縦型ｳｫﾙﾄﾏﾝ	0.400	40.0	1.25～17.0	50.0	140	2,600
75	〃	0.630	63.0	2.5～27.5	78.0	218	4,100
100	〃	1.000	100.0	4.0～44.0	125.0	345	6,600
150	電磁式液晶	2.500	400.0	2.5～500.0	500.0	4,000	234,000
200	〃	3.9375	630.0	3.94～787.5	787.5	6,300	410,000

2. 管口径の決定

(1) 給水管の口径は、設計水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすることが必要である。

(2) 給水管の口径は、配水管から最高位置の給水器具までの立ち上がり高さと、計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、設計水圧の水頭以下になるように計算により決定する。

(3)配水管から新たに口径５０㎜までの給水管を分岐する場合、メーターまでの口径は、２５、４０、５０㎜の３種類とする。止水栓まで２５㎜を最小口径とし、メーター口径は２５㎜を最小口径とする。

３.２.４　摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、管径５０㎜以下の場合はウエストン公式を用い、管径７５㎜以上の場合は、ヘーゼン・ウイリアムズ公式を使用する。

３.２.５　各種給水器具による損失水頭

1. 水栓類、水道メーター、管継手部等による損失水頭は、これと同口径の直管の何メート分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表した直管換算表（表３－８）に給水器具数を乗じた総計を、管の摩擦損失水頭を求める式に代入して求める。
2. その他表３－８にない給水器具（減圧式逆流防止器等）の損失水頭については、実数を積み上げること。

表３－８　給水器具損失水頭の直管換算表

種別 ＼ 口径	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
甲型止水栓	3.0	8.0	8.0	20.0	25.0	30.0	－	－	－	－
逆止弁付止水栓	9.3	20.3	18.6	17.5	21.7	30.1				
給水栓	3.0	8.0	8.0	－	－	－	－	－	－	－
分岐（直流）	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.8	4.0
分岐（分流）	1.0	1.0	1.5	2.0	2.0	3.0	4.5	6.5	9.0	14.0
逆止弁	4.5	6.0	7.5	10.0	11.8	13.3				
スルース弁	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.2	1.4
ボールタップ	4.0	8.0								
定水位弁	－	－	9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1	51.7	68.2
エルボ９０°	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.2	6.0	6.5
エルボ４５°	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.8	2.4	3.6	3.7
曲管９０°(曲り大)	－	－	－	－	－	－	1.5	2.0	3.0	4.0
曲管９０°(曲り小)	－	－	－	－	－	－	3.0	4.0	6.0	8.0
曲管４５°(曲り大)	－	－	－	－	－	－	－	1.0	1.5	2.0
曲管４５°(曲り小)	－	－	－	－	－	－	1.5	2.0	3.0	4.0
異形接合	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0				
メータ	3.0	8.0	12.0	－	20.0	20.0	30.0	40.0	130.0	
Y型ストレーナ	0.5	2.0	5.0	5.7	9.1	11.0	11.0	26.0	33.0	105.0

注)　ソケット等継手部の損失を換算総延長の 10%加えること。

3. その他の損失水頭
配水管の土被り（H=1.2m）、給水栓までの高さなどがある。
4. 末端給水栓の残圧
末端給水栓の残圧は、設計水圧で見込んでいるので、特別な場合を除いて考慮する必要はない。

３.２.６　使用メーターの種類

表３.５.７を参照

３.２.７　器具類の損失水頭の直管換算長、設計動水勾配、流速、流量

器具類の損失水頭の直管換算長、設計動水勾配、流速、流量は、施行基準による。

計算例１　集合住宅の場合

設計条件　４階建集合住宅　　１６戸

設計水圧　　２.５ｋｇｆ/cm２

設計水量　　１戸当り１７ℓ/ｍｉｎとする。

配水管水圧　　３.０ｋｇｆ/cm２

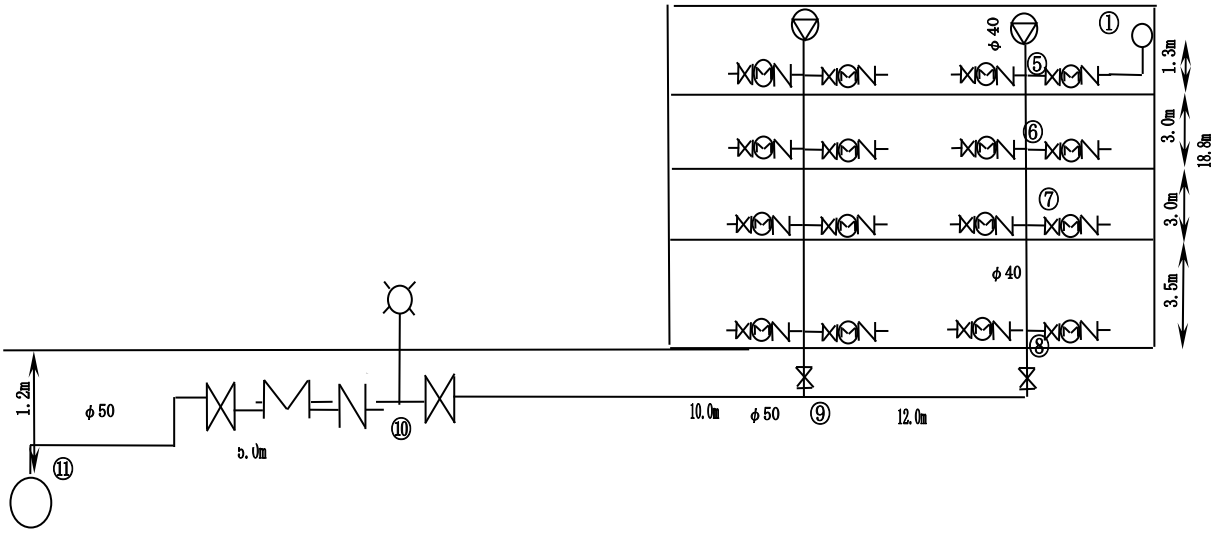

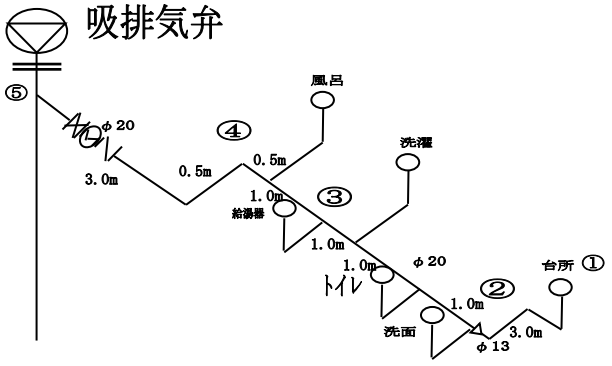

引込管口径５０㎜の場合

区間	口径 (mm)	流量 (ℓ/min)	動水勾配 (‰)	流速 (m/秒)	器具換算延長(m) 実長	止水栓	給水栓	分岐(直)	分岐(分)	逆止弁	スルースボール弁	メータ	エルボ	異径	定水位弁ボールタップ	Y方ストレーナ	小計	小計x1.1	損失水頭 (m)
①～②	13	12	228	1.51	3		3×1						0.6×3	0.5×1			8.3	9.13	2.08
							3						1.8	0.5					
②～③	20	17	59.4	0.9	3			0.5x3									4.5	4.95	0.29
								1.5											
③～④	20	17	59.4	0.9	1.5			0.5x2									2.5	2.75	0.16
								1											
④～⑤	20	17	59.4	0.9	3.5				1x1	6x1	0.2x1	8x1	0.8x2				20.3	22.33	1.33
									1	6	0.2	8	1.6						
⑤～⑥	40	17x2戸x1	8.3	0.45	3			1x1									4	4.4	0.04
		34						1											
⑥～⑦	40	17x4戸x0.9	22.8	0.81	3			1x1									4	4.4	0.1
		61.2						1											
⑦～⑧	40	17x6戸x0.9	46.2	1.22	3.5			1x1									4.5	4.95	0.23
		91.8						1											
⑧～⑨	50	17x8戸x0.9	26.8	1.04	12			1x1			0.5x1		2.1x2	1x1			18.7	20.57	0.55
		122.4						1			0.5		4.2	1					
⑨～⑩	50	17x16戸x0.8	74.5	1.85	10			1x1			0.5x1						11.5	12.65	0.94
		217.6						1			0.5								
⑩～⑪	50	17x17戸x0.8	83	1.96	5			1x1	3x1	30.1x1	0.5x1	20x1	2.1x2				63.8	70.18	5.82
		231.2						1	3	30.1	0.5	20	4.2						
計																			11.54

計算結果　有効水頭 25.0-(1.2+3.5+3.0+3.0+1.3)=13.0m>損失水頭 11.54m

引込管口径５０㎜で可

計算例２　個人専用住宅の場合

設計条件　４階建個人住宅

設計水圧　２．５ｋｇｆ/㎝２

配水水圧　３．０ｋｇｆ/㎝２

Ａ～Ｂ　給水栓　１３㎜

Ｂ　　湯沸器　２０㎜

Ｃ　　給水栓　１３㎜

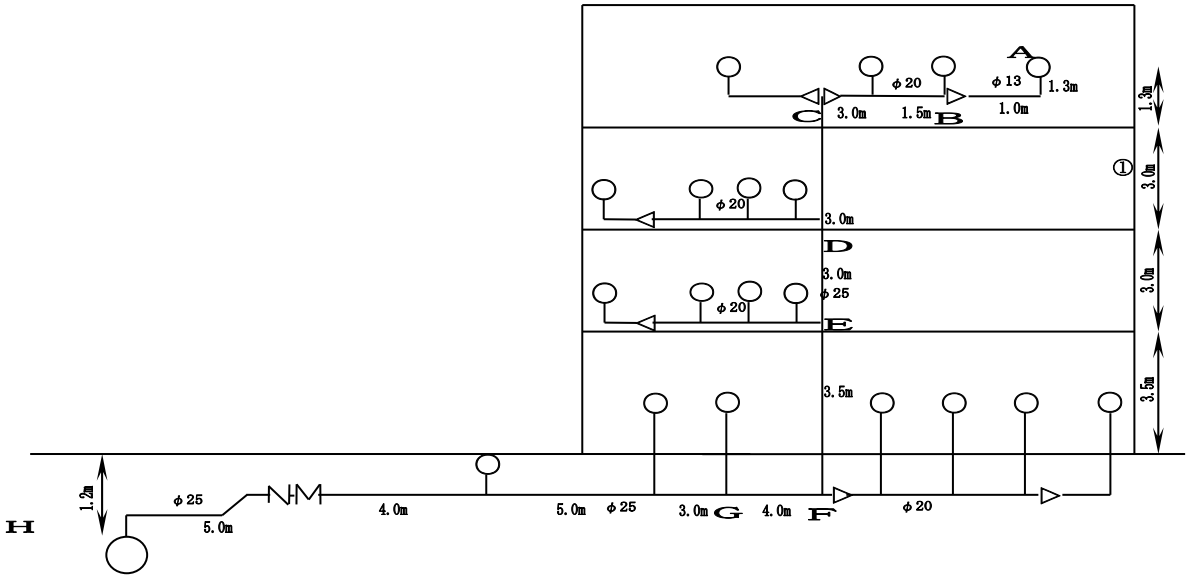

引込管口径２５㎜の場合

区間	口径 (mm)	流量 (ℓ/min)	動水勾配 (‰)	流速 (m/秒)	器具換算表(m) 実長	止水栓	給水栓	分岐 (直)	分岐 (分)	逆止弁	スルース ボール弁	メータ	エルボ	異径	定水位弁 ボールタップ	Y方 ストレーナ	小計	小計x1.1	損失水頭 (m)
A~B	13	12	228.3	1.51	2.30		3×1 3.00						0.6×3 1.80	0.5×1 0.50			7.6	8.4	1.91
B~C	20	17	59.4	0.9	4.50			0.5x2 1.00						0.5×1 0.50			6.0	6.6	0.39
C~D	25	17	21.7	0.58	3.00				1.5x1 1.50								4.5	5.0	0.11
D~E	25	24	39.1	0.82	3.00			0.5x1 0.50									3.5	3.9	0.15
E~F	25	32	64.2	1.09	3.50			0.5x1 0.50			0.3x1 0.30		0.9×1 0.90				5.2	5.7	0.37
F~G	25	40	94.8	1.36	4.00				1.5x1 1.50								5.5	6.1	0.57
G~H	25	33+16 49	135.4	1.67	17.00			0.5x3 1.50	1.5x1 1.50	18.6×1 18.60		12x1 12.00					50.6	55.7	7.54
計																			11.04

計算結果　有効水頭 25.0-(1.2+3.5+3.0+3.0+1.3)=13.0m>損失水頭 11.04m

引込管口径２５㎜で可

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（直結給水様式第１号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

申請者　住所

氏名　　印

直 結 直 圧 給 水 協 議 書

直結式給水に係る給水装置施行基準の事前協議に基づき、給水方式の決定について協議します。

記

１．建物設置場所

八尾市

２．指定給水装置工事事業者又は設計者

住所

名称

代表者氏名　　印

電話番号　　（　　）

主任技術者又は担当者　　氏名

３．建設予定工期

年　　月　　日～　　年　　月　　日

４．計画の内容

①新設建物
②既設建物　　親メーター口径（　　）mm　水栓番号（　　）

５．計画の目的

①分譲住宅　　⑥公共施設（　　）
②賃貸住宅　　⑦業務用（事務所）
③社宅　　店舗（業種）
④府・市住宅　　（　　）
⑤寮　　⑧その他（　　）

６．給水方式

①直結直圧式（３～４階）
②貯水槽式　　(ｲ)高置水槽式　(ﾛ)圧力タンク式　(ﾊ)加圧ポンプ式

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

７．建物用途
①集合住宅　（地上　階・地下　階）（　戸）　給水階数（　階）
②混合ビル　（地上　階・地下　階）（　戸）　給水階数（　階）
③業務専用ビル（地上　階・地下　階）（　戸）　給水階数（　階）
④店舗付１戸建住宅　（　階）　給水階数（　階）
⑤１戸建住宅　（　階）　給水階数（　階）
⑥その他（　）

８．設計水圧
（　MPa）　（　kgf/cm2）

９．実測配水管
①管種　（　）
②口径　（　mm）
③水圧　（　MPa）（　kgf/cm2）

１０．添付書類
①付近見取図
②建築物　配置図、各階平面図、断面図（分岐箇所の道路を含む）
③給水装置配管系統図
④水理計算書
⑤既設給水設備調査報告書（既設の給水設備を使用する場合）

１１．本協議が完了後本書を複写し申請者が１部所持するものとする。
なお、申請者は、後日指定工事業者が行う工事申請の際、提出するものとする。

１２．八尾市水道局の協議担当者
施設整備課　給水係　担当者氏名　印
TEL　０７２－９２３－６３０８　FAX　０７２－９２３－６５９５

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

(直結給水様式第２号)

年　　月　　日

(あて先)
八尾市水道事業管理者

住所
(給水装置工事申込者)
氏名　　印

住所
(指定給水装置工事事業者)
氏名　　印

直 結 直 圧 給 水 誓 約 書

この度、　　に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約いたします。

記

１．給水装置の所有者、管理責任者及び指定給水装置工事事業者に変更が生じた場合には、速やかに水道事業管理者へ届け出いたします。

２．給水装置に異常を認めたときは、速やかに水道事業管理者に連絡いたします。

３．申込者は、配水区域の変更等で水圧が低下した場合で、増圧給水設備が設置されていないことにより、給水に支障が生じた場合にあっても貴局に対し、一切異議を申しません。

４．局工事、修繕工事に伴い、断水が生じた場合においても貴局に対し、一切の異議を申しません。

５．貴局の指示、誓約事項に違反しました時は、直ちに給水を停止されても一切の異議を申しません。

６．この給水装置を第三者に譲渡するときは、誓約事項を遵守するよう必ず継承致します。

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（直結給水様式第３号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者

指定番号　　号

住所

名称

代表者氏名　　印

電話番号　（　　）

主任技術者

氏名　　印

既設給水設備調査報告書

次のとおり既設給水設備の調査内容を報告します。

１．調査場所

２．建物名称
（　　）

３．水栓番号
（　　）

４．使用材料の確認
水道法施行令第５条の基準に適合（適合・不適合）

５．配管の確認
別紙提出図面のとおりです。

６．水圧試験
漏水の有無（　有　・　無　）
０．７３５ＭＰａ(7.5kgf/cm2)の水圧を１分間加圧測定とする。

７．添付書類
(1) 配管図面に記入されている既設給水管及び給水器具材料の管種（器具名称）、口径、延長（個数）および布設年月日を明記したもの。
(2) 水圧試験実施中の写真。

Ⅳ　直結増圧給水施行基準

１　総　　則

１．１ 趣　旨

この基準は、直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を使用する給水方法について、給水装置工事を行う上で必要な設計及び施行に関して基準を定めるものです。この基準に明記されていない事項等については、給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）によるものとする。

１．２ 目　的

直結増圧式による直結給水は、水道水の安定供給を図りつつ直結給水の範囲を拡大することにより、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与することを目的とする。

１．３ 直結増圧式の定義

直結増圧式とは、１０階建て程度までの建物に対して貯水槽を経由せず、給水管に増圧装置を設置して直結給水する方法をいう。

この基準において増圧装置とは、直結給水用増圧ポンプ及びそれに附属する管類、弁類、継手類並びに制御盤等をユニット化したものをいう。

１．４ 給水方式

水道における給水方式は、配水管の水圧を利用する直結方式、水を一旦貯水槽に貯留して給水する貯水槽方式、並びに両者を併用する方式に分類される。

直結方式には、配水管の水圧をそのまま利用して給水する直結直圧式と配水管の水圧をさらに建物ごとに増圧する直結増圧式がある。

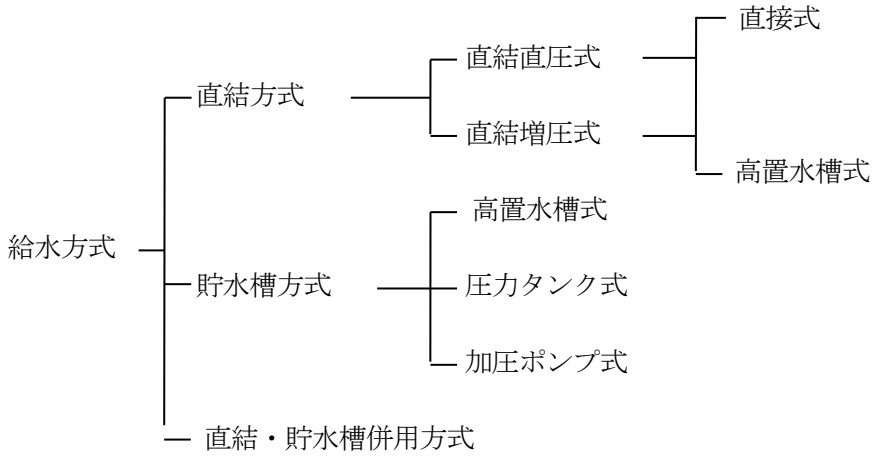

１．５ 適用範囲

給水区域内の建築物で直結増圧給水が可能と認められる範囲は、以下の基準に適合するものとする。

１.５.１　対象地域

八尾市給水区域内とする。

１.５.２　対象建物

1. 対象建物は、１０階建程度までの建物とする。
2. 水理計算上、使用圧力０．７３５ＭＰａ（7.5kgf/cm^2）以下の増圧装置による給水が可能な建物であること。
3. 設計協議時に、使用目的（用途）が決まっている建物であること。
4. メーター口径が５０㎜以下の建物であること。

１.５.３　対象外の建物

1. ストック機能が必要な建物、危険な化学物質等を取扱う工場は貯水槽方式とする。

(1) ストック機能が必要な建物とは、一時に多量の水を必要とするとき、又は常時一定の水圧及び水量を必要とするもの。

（例）病院、ホテル、百貨店、学校、飲食店、生産製造工場等、災害、事故、漏水等による減断水に著しく影響を受ける建物

(2) 危険な化学物質等を取扱う工場とは、毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場である。

（例）メッキ、写真及び印刷、製版、クリーニング、染色等の業を行う建物

１.５.４　併用式の特例(直結直圧に準ずる)

１.５.５　既存設備に対する処置(直結直圧に準ずる)

１.５.６　増圧給水設備設置の猶予

４階建てへの給水は、直結増圧給水とするが、次に掲げる要件に該当した場合に限り、増圧給水設備を猶予することができる。

1. 申込者が増圧給水設備設置猶予を選択し、給水装置工事の申込をすること。
2. 配水管の給水水圧が十分にあること。
3. 申込者は配水区域の変更等で水圧が低下した場合で、増圧給水設備が設置されていないことにより、給水に支障が生じた場合にあっても異議や苦情の申し立てをしないこと、また水道局所定の誓約書を給水装置工事申込時において提出すること。
4. 申込者は、事前に増圧給水設備の設置場所を確保すること。
5. 増圧給水設備の設置を猶予した場合の給水方式は、1方式とすること。

２　直結増圧給水装置の構造及び材料

２．１ 直結増圧給水装置の構造

1. 直結増圧給水装置の構造は、直結増圧給水方式（図 2-1）及び高置水槽直結増圧給水方式（図 2-2）とする。ただし、基本構造は、給水装置工事施行基準によること。
2. 引込給水管の口径は、配水管の口径(75mm～350mm)より小さく、給水装置の使用水量及び使用状況に適合したメーター口径(25mm～50mm)とし、被分岐管の２ランク以下とする。
3. 逆流防止装置として逆止弁付直結止水栓を設置すること。
4. メーター装置は、給水装置工事施行基準（図 4.6.1 メータ取付配管詳細図）によること。
   ただし、φ４０までについては一次側止水栓を逆止弁付直結伸縮止水栓とする。またφ５０については二次側止水栓を逆止弁付とする。

２．２ 直結増圧給水装置の材料

1. 増圧装置は、日本水道協会規格 ＪＷＷＡ Ｂ １３０ ： １９９７（水道用直結加圧形ポンプユニット）認証品を使用すること。
2. 材料の規格及び使用材料は、給水装置工事施行基準に定めるものを使用すること。
3. 使用する材料、器具は、圧力損失の小さいものを使用すること。
4. 特に水圧を必要とする器具の使用は避け、やむを得ず使用する場合は、必要給水圧を考慮して使用すること。

図２－１　直結増圧給水方式

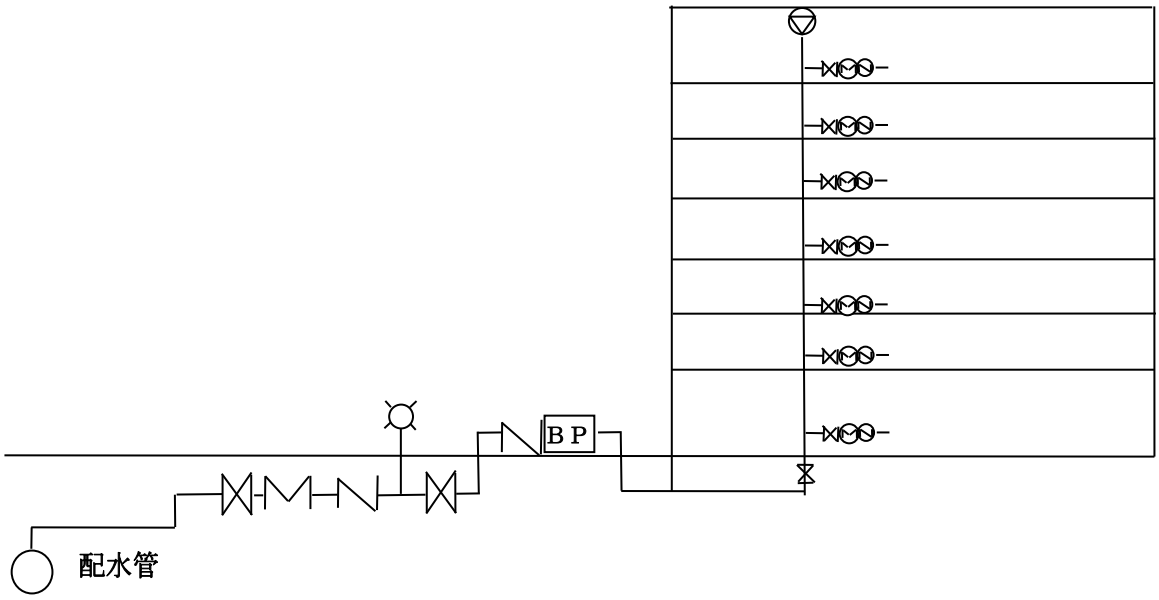

但し、φ５０の一次側はスリースバルブ及び甲止水栓(既設の場合)
　　二次側は逆止弁付止水栓

図２－２　高置水槽直結増圧給水方式

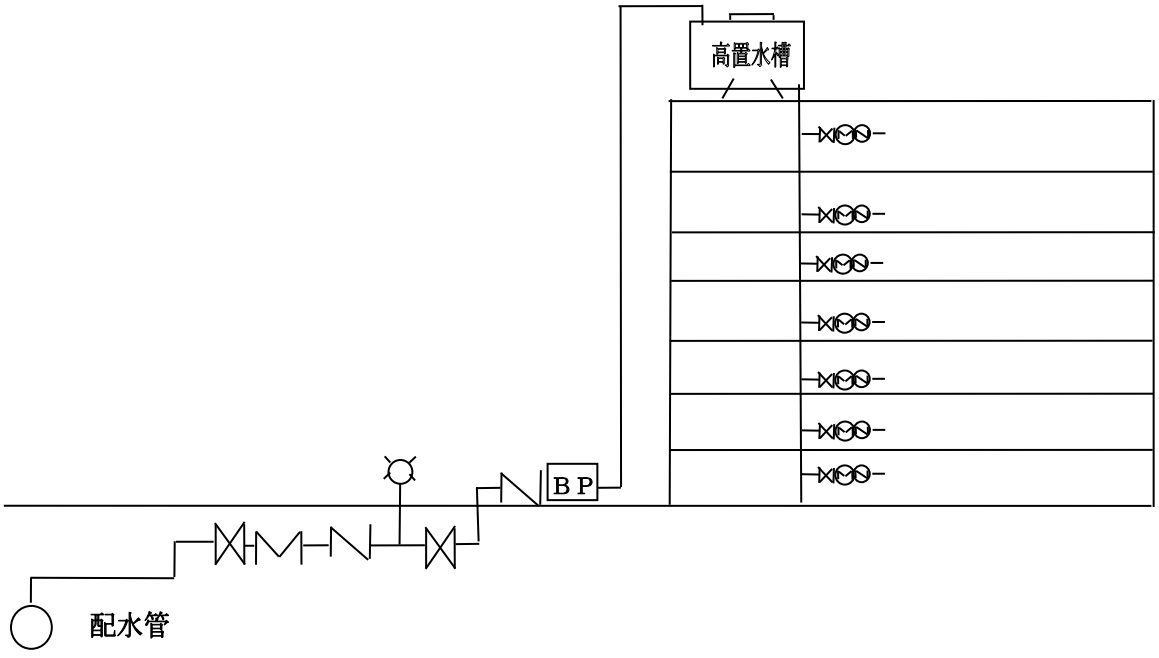

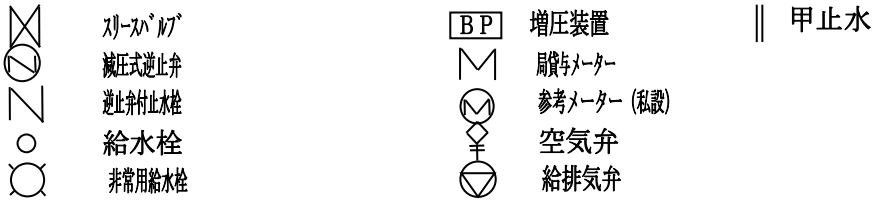

３　直結増圧給水装置の設計

３．１ 調査と協議

給水装置工事申込者は、八尾市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）を通じて「直結増圧給水協議書」を提出し、水道局と協議すること。

３.１.１ 調　査

指定工事業者の設計者は、設計着手前に「直結増圧給水協議書」の調査事項について、事前調査及び現地調査を十分におこなうこと。

３.１.２ 協　議

指定工事業者の設計者は、「直結増圧給水協議書」を水道局へ提出し担当者の確認を得ること。

３．２ 水理計算

３.２.１ 設計水圧

設計水圧は、表３－１に示すとおりとする。

表３－１　設計水圧表

配水管年間最小動水圧	設計水圧
0.245MPa(2.5kgf/cm^2)未満	P－0.049MPa(0.5kgf/cm^2)
0.245MPa(2.5kgf/cm^2)以上	0.196MPa(2.0kgf/cm^2)
0.294MPa(3.0kgf/cm^2)以上	0.245MPa(2.5kgf/cm^2)
0.343MPa(3.5kgf/cm^2)以上	0.294MPa(3.0kgf/cm^2)

ただし、配水管年間最小動水圧については、現地水圧を参考のうえ水道局が決定する。

３.２.２ 設計水量

設計に使用する計画水量は、次により算定すること。

1. 集合住宅の場合

⑴増圧装置まで（上流側）の計画水量

集合住宅での一戸当りの標準使用水量の総和に給水戸数から求めた同時使用戸数率（施行基準　表３.４.２）を乗じた水量とする。

給水戸数戸を超える建物は一戸当り１７ℓ/min とする。

⑵増圧装置下流の計画水量

計画使用水量は、優良住宅部品認定基準（以下「ＢＬ基準」という。）により算定する。

$Q = 42N^{0.33}$（１戸～９戸）

$Q = 19N^{0.67}$（１０戸～５９９戸）

Ｑ：瞬間最大流量（ℓ/min）

Ｎ：戸数

2. 集合住宅以外の場合

店舗及び事務所等の計画水量は、使用する器具の給水器具負荷単位数（施行基準表３.４.３）を求め給水器具数を乗じた累計から同時使用流量表（施行基準　図３.４.１～図３.４.２）を用いて同時使用流量を求める方法と、用途別使用水量と水栓の口径から器具の同時使用率を乗じて同時使用器具数から求める方法を用いることができる。

3. 高置水槽直結増圧給水方式の場合は、前項１）２）に準ずる。

なお、既設の使用実績及び給水戸数を考慮した水量とすることができる。

表３－２　用途別使用水量と水栓の口径

用　途　別	使用水量 (ℓ/min)	対応する水栓の 口径（mm）	備　　考
台所流し	１２～４０	１３～２０	
洗濯流し	１２～４０	１３～２０	
洗面器	８～１５	１０～１３	
浴槽（和式）	２０～４０	１３～２０	
浴槽（洋式）	３０～６０	２０～２５	
シャワー	８～１５	１０～１３	
小便器（シスターン）	１５～３０	１３	１回（４～６sec）の流出量　2～3ℓ
小便器（ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ）	１５～３０	１３	
大便器（シスターン）	１２～２０	１０～１３	１回（８～12sec）の流出量　13.5～16.5ℓ
大便器（ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ）	７０～１３０	２５	
手洗器	５～１０	１０～１３	
消火栓（小型）	１３０～２６０	４０～５０	
散水栓	１５～４０	１３～２０	
自動車洗浄	３５～６５	２０～２５	業務用

表３－３　器具の同時使用率

	1	2	4	8	12	16	24	32	40	50	70	100
大便器(洗浄弁)	100	50	50	40	30	27	23	19	17	15	12	10
一般器具	100	100	70	55	48	45	42	40	39	38	35	33

3.2.3 給水管の口径

1. 給水管の口径は、所要水量に対する各種の損失水頭（口径５０mm 以下はウエストン公式・口径７５mm 以上はヘーゼン・ウイリアムス公式）の和が、有効水頭以下となるように計算によって定めること。
2. 給水管の流速は、原則として２．０m/sec 以下とすること。(施行基準　表 3.5.2)
3. 給水器具の摩擦損失水頭の直管換算は、給水装置工事施行基準により計算する。(施行基準　表 3.5.6)

3.2.4 減圧式逆流防止装置

1. 減圧式逆流防止器は、日本水道協会の登録承認されているものを使用すること。
2. 減圧式逆流防止装置は、バルブ＋ストレーナ＋減圧式逆流防止器＋バルブとし取替え時に断水することができない建物については、バイパス管を設置すること。
3. 減圧式逆流防止器の設置位置は、原則として増圧装置の上流側とすること。ただし、増圧装置への流入圧力が確保できない場合は、下流側に設置することができる。

   Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋ＰＸ）＞０の場合

   減圧式逆流防止器は、増圧装置の上流側に設置すること。

   Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋ＰＸ）≦０の場合

   減圧式逆流防止器は、増圧装置の下流側に設置すること。

   Ｐ０：設計水圧

   Ｐ１：配水管と増圧装置との高低差による圧力損失

   Ｐ２：減圧式逆流防止器上流側の給水管及び給水器具の圧力損失

   ＰＸ：減圧式逆流防止器の圧力損失
4. 減圧式逆流防止装置は、維持管理（定期点検・保守作業）が容易にできる場所とし、逃がし弁からの排水が目視できる方法で排水処理を行うこと。

図３－１　減圧式逆流防止器の構造

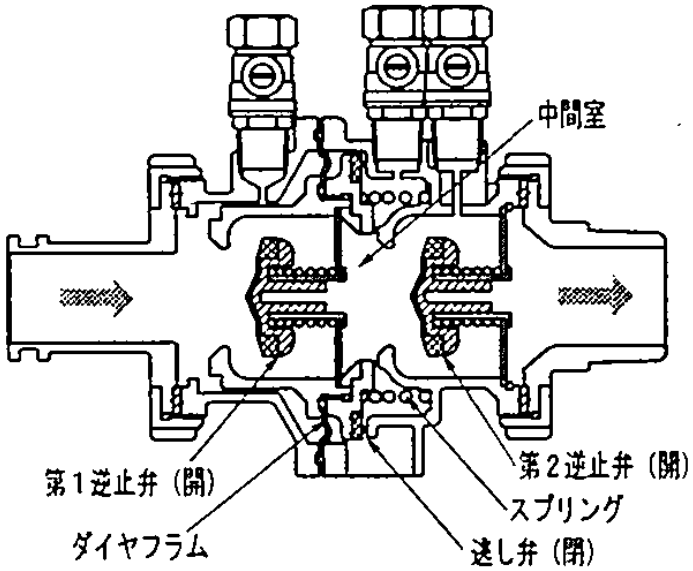

３.２.５ 増圧装置

1. 増圧装置は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水器具を使用するための必要な圧力を増圧し、給水器具への吐水圧を確保する設備である。
2. 増圧装置は、直結加圧形ポンプユニット（制御盤、圧力タンク、内臓逆止弁含む）と逆流防止装置を組合わせたものとする。
3. 増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA　B　130）の基準を満たすこと。
4. 直結加圧形ポンプユニットは、使用圧力が０．７３５MPａ（7.5kgf/cm^2）以下で、他の使用者の水利用に支障を与えず、かつ配水管の水圧に影響を及ぼさないものとする。
5. 増圧装置の自動停止圧力の設定値は、次により算出する。

   ＰＴ＝Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋０．０５MPａ（0.5kgf/cm^2））

   ＰＴ：増圧装置自動停止圧力設定値

   Ｐ０：設計水圧

   Ｐ１：配水管と増圧装置との高低差による圧力損失

   Ｐ２：減圧式逆流防止器上流側の給水管及び給水器具の圧力損失

   ただし、減圧式逆流防止器を増圧装置の下流側に設置する場合は、「増圧装置」と読み替える。
6. 増圧装置の自動復帰圧力の設定値は、自動停止圧力設定値に０．０３MPａ（0.3kgf/cm^2）を加え値とする。
7. 増圧装置の設置台数は、建物１棟に対して１ユニットとする。
8. １敷地内に複数の建物がある場合で複数の増圧装置を設置するときは、増圧装置を相互に連絡させてはならない。
9. 増圧装置の上流側及び下流側の接合部には、可とう継手等により防振対策を施すこと。
10. 増圧装置の呼び径は、増圧装置上流側の給水管口径と同口径以下とすること。
11. 増圧装置の増加圧力は、次のとおり算定すること。

図３－２　直結増圧式の動水勾配線図

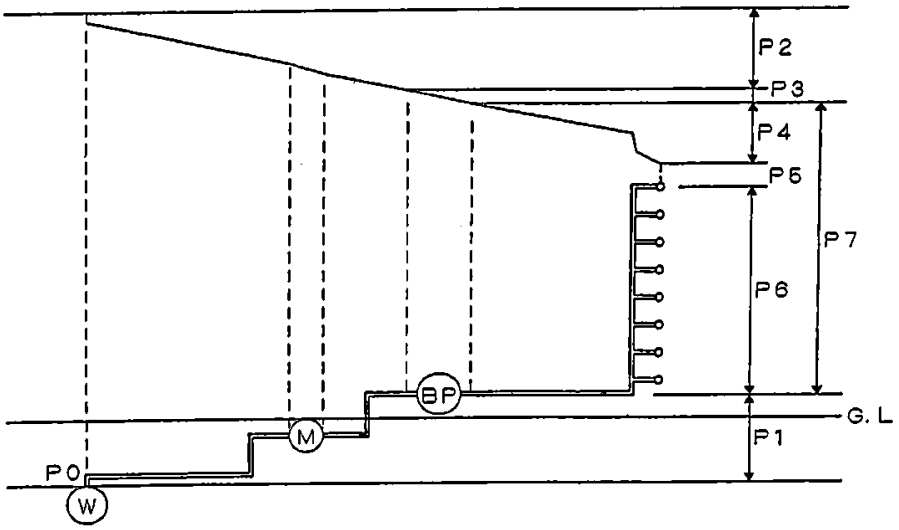

Ｐ＝Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０

Ｐ　：増圧装置の必要圧力

Ｐ０：設計水圧（配水管圧力）

Ｐ１：配水管と増圧装置との高低差による圧力損失

Ｐ２：減圧式逆流防止器上流側*の給水管及び給水器具の圧力損失

Ｐ３：減圧式逆流防止器及び増圧装置*の圧力損失

Ｐ４：増圧装置下流側の給水管及び給水器具の圧力損失

Ｐ５：末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧

Ｐ６：増圧装置と末端最高位の給水器具との高低差による圧力損失

Ｐ７：増圧装置の吐出圧力設定値

*印：減圧式逆流防止器を増圧装置下流側に設置する場合は、「増圧装置」に読み替える。

３.２.６ 非常用給水栓の設置

増圧装置を設置する場合は、直結直圧方式の、非常用給水栓を１階の屋外に設置すること。

３.２.７ 増圧装置の設置場所等

1. 増圧装置の設置場所は、原則として１階部分の屋内とし、浸水の恐れなく、定期点検等の維持管理が容易にできるスペース（表３－４）を確保できる場所に設置すること。また、やむなく地階部分となる場合は地下１階までとし、地下又は屋外設置となる場合は、浸水による水没又は凍結防止対策を十分行うこと。
2. ポンプ運転時には、配水管及び住環境に影響を与えるような、振動、騒音及びメーターに支障があるような脈動がないこと。
3. 配水管より低いところにポンプ等を設置する場合は、給水管を一度地上に立上げて空気弁を設置すること。
4. ポンプは、専用の基礎の上に水平に設置すること。

表３－４　逆流防止装置の配置寸法

設置高さ	床上３０～７０cm
側面にテストコック有り	壁面から６０cm 以上高所
側面にテストコック無し	壁面から３０cm 以上高所
逃し弁排水口の吐水空間（ｄ）	ｄ≧２Ｄで最小５０mm Ｄ：排水口の口径

３.２.８ 高置水槽直結増圧給水の制御

増圧装置を使用し高置水槽に直結給水をする場合は、次の方法とする。

1. 高置水槽水位により定水位弁（電磁弁付）を開閉してポンプを始動・停止させる。
   なお、定水位弁にかわる電動弁を使用することもできる。
2. 高置水槽への配管が開放式の場合、高配水圧時、ポンプの運転にかかわらず、増圧装置内のバイパス配管から給水されるため、必ず定水位弁（電磁弁付）で制御すること。
3. 定水位弁又は電動弁は、故障に備えて２組設置すること。
4. 増圧装置による運転水量がメーターの適正使用水量範囲との兼ね合いで制限する必要がある場合は、増圧装置吐出し側に定流量弁を設置することができる。

３.２.９ 水道メーターの設置基準

水道メーターの設置基準については、現行の貯水槽方式と同様とする。

３.２.１０ 私設メーターの設置

直結増圧給水については、局のメーターを親メーターとして設置することから、各戸に設置するメーターは、私設メーターとする。

なお、共同住宅等における計量装置の設置基準による私設メーターの集中検針盤の設置は現行と同様とする。

（中高層住宅の各戸計量等に関する取扱基準を参照）

資　　料

給水管口径と住宅戸数の関係（損失水頭を無視した場合の、引込口径、戸数、流量の関係）

（1戸当たり 17 ℓ/min）

口径(mm)	戸　　数	同 時 使 用 水 量(ℓ/min)
２０	１	１７.０
２５	２～３	３４.０～５１.０
３０	４～５	６１.２～７６.５
４０	６～９	９１.８～１３７.７
５０	１０～１７	１５３.０～２３１.２
７５	１８～５１	２４４.８～５２０.２
１００	５２～１１０	５３０.４～９３５.０
１５０	１１１～２４９	９４３.５～2,１１６.５
２００	２５０～４４３	2,１２５.０～3,７６５.５

注）上記表は、集合住宅等で、各戸の同時使用開栓率、同時使用戸数率を考慮した場合の概ねの給水戸数である。

給水管口径と器具単位数の関係

口 径(mm)	器 具 単 位 数	同 時 使 用 水 量(ℓ/min)
２０	１１	３８
２５	２１	５９
４０	８２	１５１
５０	１８２	２３６
７５	５６０	５３０
１００	1,２３０	９４２
１５０	4,３８３	2,１２１
２００	１１,５２０	3,７７０

増圧給水設備の水理計算例

計算例１　集合住宅の場合

1. ６階建集合住宅２４戸と非常用給水栓１栓とする。
2. 設計水圧＝０．１９６MPa(２．０kgf/cm²)･･･････････････････････････････（Ｐ０）
3. 末端給水栓の必要最小動水圧＝０．０４９MPa(０．５kgf/cm²) ･･･････････････（Ｐ５）

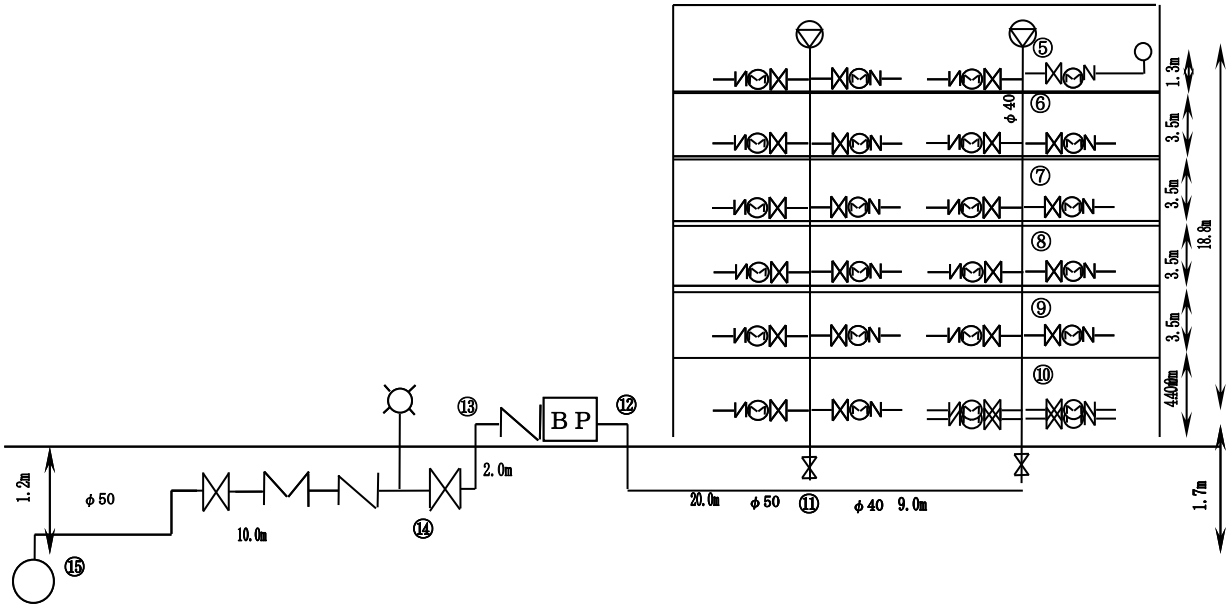

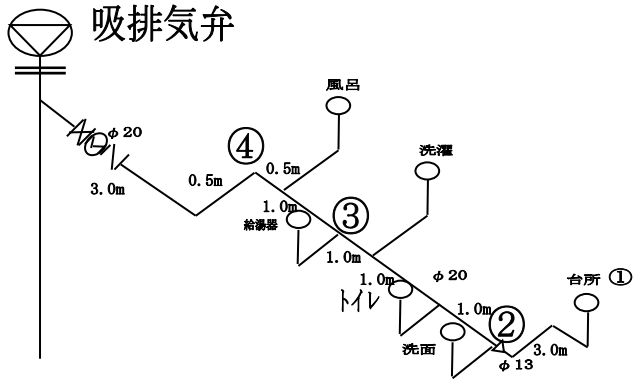

4. 配水管と増圧給水設備の高低差･･･（Ｐ１）

　Ｐ１＝１.２＋０.５＝１.７ｍ

5. 瞬時最大給水量の算定（ＢＬ基準）

　増圧装置（下流側２４戸）

　　Ｑ＝１９×２４$^{0.67}$＝１５９.８ℓ/min となる

6. 分岐給水管口径の決定

　参考資料ＢＬ基準(集合住宅)より１５９.８ℓ/min は、５０mm（２４戸１６０ℓ/min）となる。

よって、口径は５０mm となる。このため、配水管の口径は１００mm 以上３５０mm 以下より分岐取り出しとなる。

7. メーター口径の決定

　参考資料ＢＬ基準(集合住宅)より、口径は５０mm（２４戸１６０ℓ/min）となる。

※メーターの一次側及び二次側は原則同径とする。

8. 減圧式逆流防止設備上流側の給水管等の摩擦損失水頭･･･････････････････（Ｐ２）

Ｐ２＝５．２０ｍ

9. 減圧式逆流防止装置及び増圧装置圧力損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ３）

Ｐ３＝９．１０ｍ（メーカー資料から）

10. 増圧装置下流側の給水管等の摩擦損失水頭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ４）

Ｐ４＝９．９５ｍ

区間	口径 (mm)	流量 (ℓ/min)	動水勾配 (‰)	流速 (m/秒)	器具換算表(m)														損失水頭 (m)
					実長	止水栓	給水栓	分岐（直）	分岐（分）	逆止弁	スルースボール弁	メータ	エルボ	異径	定水位弁ボールタップ	Y方ストレー	小計	小計x1.1	
①～②	13	12	228.3	1.51	3.00		3×1 3.00						0.6×4 2.40	0.5×1 0.50			8.9	9.8	2.24
②～③	20	17	59.4	0.9	3.00			0.5x3 1.50									4.5	5.0	0.29
③～④	20	12+16 28	144.1	0.9	1.50			0.5x2 1.00									2.5	2.8	0.40
④～⑤	20	17+16 33	188.5	0.9	3.50				1x1 1.00	6x1 6.00	0.2x1 0.20	8x1 8.00	0.8x2 1.60				20.3	22.3	4.21
⑤～⑥	40	42×2^0.33 52.8	17.6	0.45	3.50												3.5	3.9	0.07
⑥～⑦	40	42×4^0.33 66.3	26.8	0.81	3.50			1x1 1.00									4.5	5.0	0.13
⑦～⑧	40	42×6^0.33 75.9	33.1	1.22	3.50			1x1 1.00									4.5	5.0	0.16
⑧～⑨	40	42×8^0.33 83.4	39	1.04	3.50			1x1 1.00									4.5	5.0	0.19
⑨～⑩	40	19×10^0.67 88.9	43.6	1.85	3.50			1x1 1.00									4.5	5.0	0.22
⑩～⑪	40	19×12^0.67 100.4	54.1	1.85	9.00			1x1 1.00			0.4x1 0.40		1.5x1 3.00	1.0x1 1.00			14.4	15.8	0.86
⑪～⑫	50	19×24^0.67 159.8	42.9	1.85	20.00			1x1 1.00					2.1x2 4.20				25.2	27.7	1.19
小計																			9.95
⑫～⑮	50	19×25^0.67 164.2	45.1	1.39	12.00	30.0×1 30.00		1x1 1.00	3×1 3.00	30.1×1 30.10	0.5x1 0.50	20×1 20.00	2.1×4 8.40				105.0	115.5	5.20
合計																			15.15

11. 増圧給水装置と末端最高位の給水器具との高低差による損失水頭・・・・・・・・・・・・・（Ｐ６）

（Ａ点～Ｂ点）

Ｐ６＝１８．８０ｍ

12. 給水（増加）圧力の算出

Ｐ＝Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０

＝1.7＋５．２０＋9.1＋９．９５＋5.0＋１８.8－２０.0

＝２９．７５ｍ　　従って３０ｍとする。

13. 逆流防止装置の設置位置の検討

Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋ＰＸ）＝２０.0－（1.7＋５．２０＋9.1）＝４．０＞０

減圧式逆流防止装置は、増圧装置の上流側に設置する。

ＰＸ：減圧式逆流防止装置の圧力損失

14. 増圧装置の自動停止圧力設定値の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ＰＴ）

ＰＴ＝Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋５ｍ）＝２０.0－（1.7＋５．２０＋5.0）

＝８．１ｍ

＝0.０７９Mpa(０.８１kgf/cm²)とする。

15. 増圧装置の自動復帰圧力設定値の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ＰＲ）

ＰＲ＝ＰＴ＋３ｍ

＝８．１＋3.0＝１１.1ｍ

＝0.１０９Mpa(1.１１kgf/cm²)とする。

16. 増圧装置の吐出圧力設定値の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ７）

Ｐ７＝Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６

＝9.９５＋5.0＋１８.８０

＝３３.７５ｍ　　（≦７５ｍ）

17. 増圧装置の選定

ポンプは給水量１６０ℓ/min（１５９．８ℓ/min）全揚程３０.0ｍ（２９．７５ｍ）を満たし、かつ過大とならないものを選ぶこと。

計算例２　集合住宅以外の場合

1. ５階建て事務所ビルとする。
2. 設計水圧＝０.１９６MPa(２.０kgf/cm²)･･･････････････････････････････（Ｐ０）
3. 末端給水栓の必要最小動水圧＝０.０４９MPa(０.５kgf/cm²) ･･･････････････（Ｐ５）

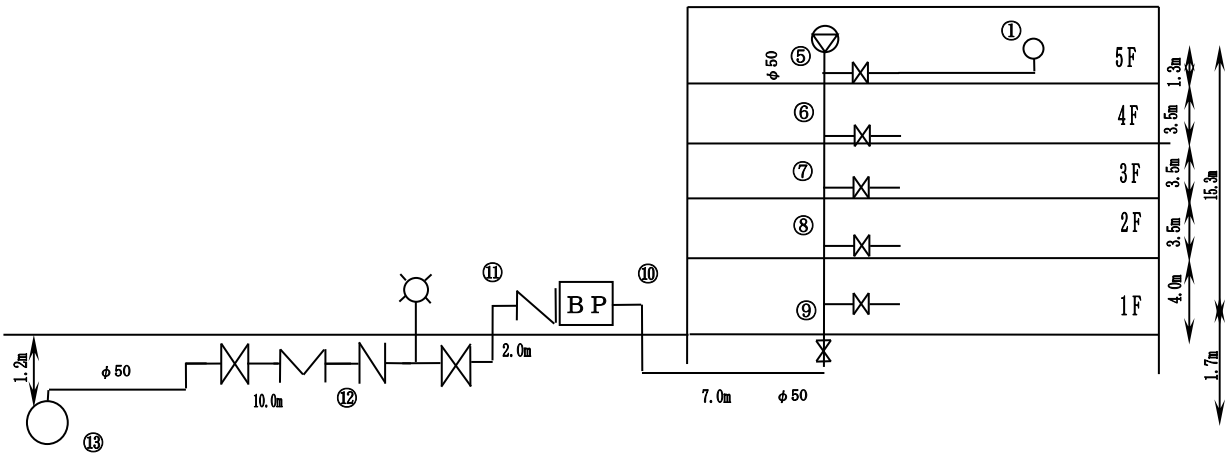

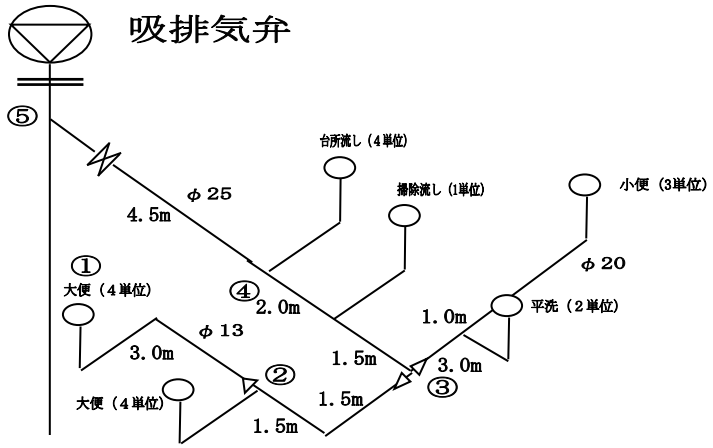

4. 配水管と増圧給水設備の高低差･･･････････････････････････････････････（Ｐ１）
   Ｐ１＝１.２＋０.５＝１.７ｍ
5. 瞬時最大給水量の算定
   器具負荷単位数により計算する。

○計算例

器具名	器具数	器具単位数	計
大便器ＦＴ	10	4	40
小便器ＦＴ	5	3	15
手洗い	5	2	10
掃除流し	5	3	15
台所流し	5	4	20
計			100

１フロアー当りの給水器具と同時使用

器具名	器具数	器具単位数	口径	流量	同時使用
大便器ＦＴ	2	8	13	15	○
小便器ＦＴ	1	3	13	15	○
手洗い	1	2	13	15	
掃除流し	1	3	13	15	
台所流し	1	4	13	15	○
計		20			

増圧装置下流側の瞬時最大給水量は、参考資料同時使用水量図表より 170.01ℓ/min となる

6. 分岐給水管口径の決定
動水勾配流量流速表より１７０.０ℓ/min は、５０mm（１５２ℓ/min～２３６ℓ/min）の範囲となる。よって、口径は５０mm となる。

7. メーター口径の決定
JIS 水道メーター使用流量基準表より１７０.０ℓ/min（１０.２０m^3/h）は、５０mm（１.２５m^3/h～１７.００m^3/h）の範囲となる。よって、口径は５０mm となる。

8. 減圧式逆流防止設備上流側の給水管等の摩擦損失水頭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ２）
Ｐ２＝３.９８ｍ

9. 減圧式逆流防止装置及び増圧装置圧力損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ３）
Ｐ３＝９.２ｍ（メーカー資料から）

10. 増圧装置下流側の給水管等の摩擦損失水頭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ４）
Ｐ４＝６.７４ｍ

区間	口径	流量	動水勾配	流速	器具換算延長(m)												
					実長	止水栓	給水栓	分岐(直)	分岐(分)	逆支弁	スルースボール弁	メータ	エルボ	異径	小計	小計x1.1	損失水頭(m)
①～②	13	14	299	1.76	3.00		3×1 3.00						0.6×3 1.80	0.5×1 0.50	8.3	9.1	2.73
②～③	20	27	132.4	1.43	3.00			0.5x1 0.50					0.8×1 0.80	0.5×1 0.50	4.8	5.3	0.70
③～④	25	42	103.3	1.43	3.50			0.5x1 0.50	1.5x1 1.50						5.5	6.1	0.62
④～⑤	25	59	188.1	2	4.50			0.5x1 0.50	1.5x1 1.50		0.3x1 0.30				6.8	7.5	1.41
⑤～⑥	50	59	7.6	0.5	3.50			1x1 1.00							4.5	5.0	0.04
⑥～⑦	50	93	16.6	0.79	3.50			1x1 1.00							4.5	5.0	0.08
⑦～⑧	50	123	27	1.04	3.50			1x1 1.00							4.5	5.0	0.13
⑧～⑨	50	148	37.5	1.26	3.50			1x1 1.00							4.5	5.0	0.19
⑨～⑩	50	170	47.9	1.44	7.00						0.5x1 0.50		2.1x4 8.40		15.9	17.5	0.84
小計																	6.74
⑪～⑫	50	170	47.9	1.44	2.00			1x1 1.00			0.5x1 0.50		2.1x2 4.20		7.7	8.5	0.41
⑫～⑬	50	170	47.9	1.44	10.00	30x1 30.00			3x1 3.00		0.5x1 0.50	20x1 20.00	2.1x2 4.20		67.7	74.5	3.57
小計																	3.98
計																	10.72

11. 増圧給水装置と末端最高位の給水器具との高低差による損失水頭・・・・・・・・・・・・・（Ｐ６）
（Ａ点～Ｂ点）
Ｐ６＝１５.３０ｍ

12. 給水（増加）圧力の算出
Ｐ＝Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０
＝１.７＋３.９８＋９.２＋６.７４＋５.０＋１５.３０－２０.０
＝２１.９２ｍ　　従って２２ｍとする。

13. 逆流防止装置の設置位置の検討
Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋ＰＸ）＝２０.０－（１.７＋３.９８＋９.２）
＝５.１２＞０
減圧式逆流防止装置は、増圧装置の上流側に設置する。
ＰＸ：減圧式逆流防止装置の圧力損失

14. 増圧装置の自動停止圧力設定値の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ＰＴ）
ＰＴ＝Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋５ｍ）＝２０.０－（１.７＋３.９８＋５.０）
＝９.３２ｍ
＝０.０９１Mpa(０.９３kgf/cm²)とする。

15. 増圧装置の自動復帰圧力設定値の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ＰＲ）
ＰＲ＝ＰＴ＋３ｍ
＝９.３２＋３.０＝１２.３２ｍ

＝０．１２１MPa(１．２３kgf/cm²)とする。

16. 増圧装置の吐出圧力設定値の算出・・（Ｐ７）

Ｐ７＝Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６

＝６．７４＋５．０＋１５．３０

＝２７．０４ｍ　　（≦７５ｍ）

17. 増圧装置の選定

ポンプは給水量１７０．０ℓ/min 全揚程２２．０ｍ（２１．９２ｍ）を満たし、かつ過大とならないものを選ぶこと。

参考資料 各算定式による計算結果表(1)

局基準

(1戸当たり17ℓ/min)

戸数	瞬時最大給水量(ℓ/min)	口径(mm)	流速(m/sec)	動水勾配(‰)
1	17	20	0.90	59.4
2	34	25	1.15	71.4
3	51	25	1.73	145.3
4	61	40	0.81	22.6
5	77	40	1.01	33.6
6	92	40	1.22	46.2
7	107	40	1.42	60.6
8	122	40	1.62	76.8
9	138	40	1.83	94.7
10	153	50	1.30	39.7
11	150	50	1.27	38.2
12	163	50	1.39	44.6
13	177	50	1.50	51.4
14	190	50	1.62	58.7
15	204	50	1.73	66.4
16	218	50	1.85	74.5
17	231	50	1.96	83.1
18	245	75	0.92	17.4
19	258	75	0.97	19.2
20	272	75	1.03	21.1
21	250	75	0.94	18.0
22	262	75	0.99	19.7
23	274	75	1.03	21.3
24	286	75	1.08	23.1
25	298	75	1.12	24.9
26	309	75	1.17	26.8
27	321	75	1.21	28.7
28	333	75	1.26	30.7
29	345	75	1.30	32.8
30	357	75	1.35	34.9
31	343	75	1.29	32.3
32	354	75	1.33	34.3
33	365	75	1.38	36.3
34	376	75	1.42	38.4
35	387	75	1.46	40.5
36	398	75	1.50	42.6
37	409	75	1.54	44.9
38	420	75	1.58	47.1
39	431	75	1.63	49.4
40	442	75	1.67	51.8
41	418	75	1.58	46.8
42	428	75	1.62	48.9
43	439	75	1.65	51.1

BL基準(集合住宅)

Q=42×N^0.33(10戸未満)Q=19×N^0.67(10戸以上)

戸数	瞬時最大給水量(ℓ/min)	口径(mm)	流速(m/sec)	動水勾配(‰)
1	42	25	1.43	103.3
2	53	25	1.79	154.5
3	60	25	2.05	195.8
4	66	40	0.88	26.2
5	71	40	0.95	29.8
6	76	40	1.01	33.1
7	80	40	1.06	36.1
8	83	40	1.11	39.0
9	87	40	1.15	41.8
10	89	40	1.18	43.6
11	95	40	1.26	48.8
12	100	40	1.33	54.1
13	106	40	1.41	59.4
14	111	40	1.48	64.9
15	117	40	1.55	70.4
16	122	40	1.61	76.1
17	127	40	1.68	81.8
18	132	40	1.75	87.5
19	137	40	1.81	93.3
20	141	40	1.88	99.2
21	146	40	1.94	105.2
22	151	40	2.00	111.2
23	155	50	1.32	40.8
24	160	50	1.36	42.9
25	164	50	1.39	45.1
26	169	50	1.43	47.2
27	173	50	1.47	49.4
28	177	50	1.50	51.6
29	181	50	1.54	53.8
30	186	50	1.57	56.0
31	190	50	1.61	58.2
32	194	50	1.64	60.5
33	198	50	1.68	62.8
34	202	50	1.71	65.1
35	206	50	1.75	67.4
36	210	50	1.78	69.7
37	214	50	1.81	72.0
38	217	50	1.85	74.4
39	221	50	1.88	76.7
40	225	50	1.91	79.1
41	229	50	1.94	81.5
42	232	50	1.97	83.9
43	236	50	2.00	86.3

参考資料 各算定式による計算結果表(2)

日本水道協会基準（ﾜﾝﾙｰﾑﾏﾝｼｮﾝ）

Q=26×n^0.36（1～30人）Q=13×n^0.56（31～200人）

戸数	瞬時最大給水量(ℓ/min)	口径(mm)	流速(m/sec)	動水勾配(‰)
1	33	25	1.13	69.1
2	43	25	1.45	106.9
3	50	25	1.68	138.2
4	55	25	1.87	165.9
5	60	25	2.02	191.3
6	64	40	0.84	24.3
7	67	40	0.89	26.8
8	71	40	0.94	29.1
9	74	40	0.98	31.4
10	76	40	1.01	33.5
11	79	40	1.05	35.6
12	82	40	1.08	37.6
13	84	40	1.11	39.5
14	86	40	1.14	41.4
15	88	40	1.17	43.3
16	91	40	1.20	45.1
17	94	40	1.24	47.8
18	97	40	1.28	50.6
19	100	40	1.32	53.4
20	103	40	1.36	56.2
21	105	40	1.40	58.9
22	108	40	1.44	61.7
23	111	40	1.47	64.5
24	114	40	1.51	67.3
25	116	40	1.54	70.0
26	119	40	1.58	72.8
27	121	40	1.61	75.6
28	124	40	1.64	78.4
29	126	40	1.68	81.2
30	129	40	1.71	84.0
31	131	40	1.74	86.8
32	133	40	1.77	89.6
33	136	40	1.80	92.3
34	138	40	1.83	95.1
35	140	40	1.86	97.9
36	143	40	1.89	100.7
37	145	40	1.92	103.5
38	147	40	1.95	106.3
39	149	40	1.98	109.1
40	151	40	2.01	111.9
41	153	50	1.30	39.9
42	155	50	1.32	40.9
43	157	50	1.34	41.8
44	160	50	1.35	42.8
45	162	50	1.37	43.8
46	164	50	1.39	44.7
47	166	50	1.41	45.7
48	168	50	1.42	46.7
49	169	50	1.44	47.6
50	171	50	1.45	48.6
51	173	50	1.47	49.6
52	175	50	1.49	50.6
53	177	50	1.50	51.5
54	179	50	1.52	52.5
55	181	50	1.53	53.5
56	183	50	1.55	54.4
57	184	50	1.57	55.4
58	186	50	1.58	56.4
59	188	50	1.60	57.3
60	190	50	1.61	58.3
61	192	50	1.63	59.3
62	193	50	1.64	60.3
63	195	50	1.66	61.2
64	197	50	1.67	62.2
65	198	50	1.68	63.2
66	200	50	1.70	64.2
67	202	50	1.71	65.1
68	204	50	1.73	66.1
69	205	50	1.74	67.1
70	207	50	1.76	68.1
71	209	50	1.77	69.0
72	210	50	1.78	70.0
73	212	50	1.80	71.0
74	213	50	1.81	72.0
75	215	50	1.83	72.9
76	217	50	1.84	73.9
77	218	50	1.85	74.9
78	220	50	1.87	75.9
79	221	50	1.88	76.8
80	223	50	1.89	77.8
81	225	50	1.91	78.8
82	226	50	1.92	79.8
83	228	50	1.93	80.8
84	229	50	1.95	81.7
85	231	50	1.96	82.7
86	232	50	1.97	83.7
87	234	50	1.98	84.7
88	235	50	2.00	85.7

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

(直結増圧給水様式１号)

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

申請者　　住所

氏名　　印

直 結 増 圧 給 水 協 議 書

増圧式に係る給水装置施行基準に基づき、給水方式の決定について協議します。

記

１．建物設置場所
　　八尾市
２．指定給水装置工事事業者又は設計者
　　住所
　　名称
　　代表者氏名
　　電話番号
　　主任技術者または担当者　　氏名
３．建設予定工期
　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
４．計画の内容
　　（１）新設建物　　階高（　　)建

　　（２）既設建物　　親メーター口径（　　）mm　　水栓番号（　　）
５．計画の目的
　　（１）分譲住宅　　（６）公共施設　（　　）
　　（２）賃貸住宅　　（７）事務用　(事務所)
　　（　　）　　店舗（業種）
　　（３）社宅
　　（４）府．市住宅（　　）
　　（５）寮　　（８）その他（　　）
６．添付書類

　　（１）位置図（申請場所）（２）給水装置設計書（３）水理計算書

　　（４）既設給水設備を使用する場合　(既設給水装置の設計書)

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

７．建物用途

①集合住宅　（地上　階・地下　階）（　戸）　給水階数（　階）
②混合ビル　（地上　階・地下　階）（　戸）　給水階数（　階）
③業務専用ビル（地上　階・地下　階）（　戸）　給水階数（　階）
④店舗付１戸建住宅　（　階）　給水階数（　階）
⑤１戸建住宅　（　階）　給水階数（　階）
⑥その他（　）

８．設計水圧

（　Mpa）　（　kgf/cm2）

９．実測配水管

①管種　（　）
②口径　（　mm）
③水圧　（　Mpa）（　kgf/cm2）

１０．増圧給水設備を記入。

計画使用水量	瞬時最大給水量	ℓ/min	
増圧装置	製造者名		
	型式		
	仕様	φ　×　ℓ/min×　m×　kw	
減圧式逆流防止器	製造者名		
	型式		
増圧装置設置階数	階		
管口径	配水管口径φ　mm×分岐口径φ　mm		
メーター口径	親メーターの口径（局）　mm		

水理計算	設計水圧（Ｐ０）	m
	配水管と増圧給水設備との高低差（Ｐ１）	m
	減圧式逆流防止器※一次側の給水管及び給水器具の圧力損失（Ｐ２）	m
	減圧式逆流防止器及び増圧装置※の圧力損失（Ｐ３）	m
	増圧装置二次側の給水管及び給水器具の圧力損失（Ｐ４）	m
	末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧（Ｐ５）	m
	増圧装置と末端最高位の給水器具との高低差（Ｐ６）	m
	必要とする給水（増加）圧力（Ｐ）＝P1+P2+P3+P4+P5+P6-P0	m

※：減圧式逆流防止器を増圧装置の二次側に設置する場合は、「増圧装置」に読み替える。

１１．本協議が完了後本書を複写し申請者が１部所持するものとする。
なお、申請者は、後日指定工事業者が行う工事申請の際、提出するものとする。

１２．八尾市水道局の協議担当者

施設整備課　給水係　担当者氏名　印
TEL　０７２９－２３－６３０８　FAX　０７２９－２３－６５９５

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（直結増圧給水様式第２号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

申請者　　住所
（所有者）
氏名　　印

電話番号　　（　　）

直結増圧給水装置維持管理誓約書

直結増圧式による給水を実施するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

工事場所（設置場所）
八尾市

建物名称

管理人　（建物設備全般を管理する業者、団体等を含む。）
住所

氏名
電話番号

１．水道使用者への周知
直結増圧給水装置について次のような特徴を理解し、水道使用者に周知させるとともに、直結増圧給水装置による給水についての苦情を水道局に一切申し立てません。
１）停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、または制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良および濁水が発生したときには、非常用の給水栓を使用します。なお、非常用の給水栓使用料支払いについては、当方の責任において行います。
２）直結増圧給水装置を設置した場合は、貯水槽のような貯水機能がないため、水道局の配水管工事及びメーターの取り替え作業等水道局による計画的及び水道管折損事故等緊急の断水の場合には、水の使用が出来なくなることを承諾します。

２．定期点検
増圧式給水装置及び逆流防止装置の機能を正常に保つため、１年以内ごとに１回の定期点検を行うとともに、必要のつど保守点検または修繕を行います。

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

３．損害の補償
　増圧式給水装置に起因して、逆流または濁水等が発生し、水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、当方が責任をもって補償いたします。

４．管理人等の変更の届け出
　増圧式給水装置の所有者及び管理人または維持管理の指定業者等に異動もしくは変更が生じたときは、直ちに（直結給水様式４号）届けます。

５．断水に伴う現地立会
　水道局にて施行する工事により断水が発生した場合は、連絡を受けしだい直ちに管理人等が現地にて立会をいたします。

６．メーターの管理
　メーターは、善良な管理者の注意をもって管理し、メーター点検または機能に支障のないようにいたします。

７．配水管水圧によるポンプ稼動の有無
　配水管水圧の変動によりポンプが稼動しない場合がありますが、それについて水道局に一切異議は申しません。

８．紛争の解決
　上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧給水装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局に一切ご迷惑をおかけしません。
※　この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず継承します。

９．ポンプの維持管理
　直結増圧給水装置には、故障時の異常時に自動的に管理人や使用者、維持管理業者に警報が迅速に伝わるシステムを取り付けます。なお、直結増圧給水装置の工事、維持管理を行うものとして、下記のものを指定します。
（１）維持管理業者
　①　指定給水装置工事事業者
　　住所
　　商号又は名称
　　代表者
　　電話番号
　②　増圧装置及び減圧式逆流防止器の管理業者
　　住所
　　氏名
　　電話番号

水道局記入欄

水栓番号	専　　号

様　　式　　改
定

（直結増圧給水様式第３号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

申請者　住所
（所有者）
氏名　　印

電話番号　　（　　）

管理人等選任(変更)届

次のとおり直結増圧給水方式において管理人等を選任（変更）しましたので届出します。

１．建物設置場所
八尾市

２．建物名称

３．管理人（建物設備一般を管理する業者、団体（組合）等含む。）
住所

氏名
電話番号

４．維持管理業者

（１）指定給水装置工事事業者
住所
商号又は名称
代表者
電話番号

（２）増圧装置及び減圧式逆流防止器の管理業者
住所

氏名
電話番号

水道局記入欄

水栓番号	専　　号

様　　式　　改定

（直結増圧給水様式第４号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者

指定番号　　号

住所

名称

代表者氏名　　印

電話番号　　（　　）

主任技術者

氏名　　印

既設給水設備調査報告書

次のとおり既設給水設備の調査内容を報告します。

１．調査場所
八尾市　　町　　丁目　　番地（番）　　号

２．建物名称
（　　）

３．水栓番号
（　　）

４．使用材料の確認
水道法施行令第５条の基準に適合（適合・不適合）

５．配管の確認
別紙提出図面のとおりです。

６．水圧試験
漏水の有無（　有　・　無　）
０．７３５ＭＰａ(7.5kgf/cm2)の水圧を１分間加圧測定とする。

７．添付書類
(1) 配管図面に記入されている既設給水管及び給水器具材料の管種（器具名称）、口径、延長（個数）および布設年月日を明記したもの。
(2) 水圧試験実施中の写真。

V 参 考 資 料

1 給水装置設計関係

1．1 水量、管径の計算例

計算例１

図において、給水管口径が 20mm の場合の設計水量を求める。

設計水圧　2.0 kgf/cm^2（表 3.5.1 設計水圧表）

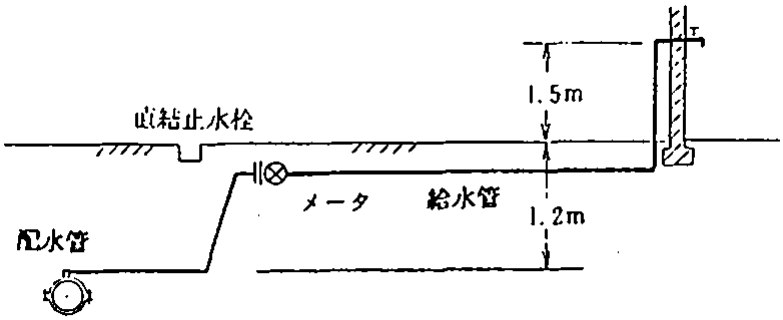

配水管の水圧　　2.8 kgf/cm^2

給水管の長さ　　38.5m（内引込管直結止水栓まで 5.0m）

(解)

表 3.5.6 給水器具損失水頭の直管換算表より換算延長を求める。

20mm	分水栓	1.0 m
〃	直結止水栓	8.0
〃	メーター	8.0
〃	給水栓	8.0
〃	管延長	38.5
	小計	63.5
	×	1.1（継手類・・・・・換算総延長の 10%を考慮する。）
	計	69.85≒69.9

水頭　土被り　立上り

有効水頭　　H＝20m－(1.2m＋1.5m)＝17.3m

I ＝H／L＝17.3／69.9≒247／1,000＝247‰

ウエストン公式流量図表(図 3.5.1)の曲線Q＝Q(I，d＝20mm)において、

I ＝247‰のとき　　Q＝38 ℓ/min

求める流量は　38 ℓ/min

計算例２

計算例１の給水栓で 24 ℓ/min を得るための給水管口径を求める。

設計水圧　2.0 kgf/cm^2（表 3.5.1 設計水圧表）

(解)

第１試算

給水管及び給水栓の口径を 20mm と仮定する。

①　表 3.5.6 給水器具損失水頭の直管換算表より換算延長Ｌを求める。

20mm	分水栓	1.0 m
〃	直結止水栓	8.0
〃	メーター	8.0
〃	給水栓	8.0
〃	管延長	38.5
	小計	63.5
	× 1.1（継手類･････換算総延長の 10%を考慮する。）	
	計	69.85≒69.9

②　損失水頭ｈを求める。

ウエストン公式流量図表(図 3.5.1)の曲線Ｑ＝Ｑ(Ｉ，ｄ＝20mm)において、

Ｑ＝24ℓ/min のとき Ｉ＝108‰

動水勾配 108‰は、給水管延長 1,000ｍで 108ｍの損失を表しているので、換算延長 69.9m では、ｈ＝7.5ｍの損失水頭になる。

③　有効水頭Ｈを求める。

水頭　土被り　立上り

有効水頭　　Ｈ＝20ｍ－(1.2ｍ＋1.5ｍ)＝17.3ｍ

④　給水管口径ｄの決定

損失水頭と有効水頭を比較して、損失水頭が有効水頭以下（ｈ≦Ｈ）であれば条件を満足する。よって、給水管口径は 20mm となる。

第２試算

給水管口径を経済的な適性口径で決定するために、第２試算を行う。

引込管口径を 20mm、メーター下流の給水管及び給水栓の口径を 13mm と仮定する。

①　表 3.5.6 給水器具損失水頭の直管換算表より換算延長Ｌをもとめる。

20mm	分水栓	1.0 m			
〃	直結止水栓	8.0	13mm	メーター	3.0
〃	異径接合	0.5	〃	給水栓	3.0
〃	管延長	5.0	〃	管延長	33.5
	小計	14.5		小計	39.5
	× 1.1（継手類）			× 1.1（継手類）	
	計	15.95≒16.0		計	43.45≒43.5

②　損失水頭ｈを求める。

ｄ１＝20mm　　Ｑ＝24 ℓ/min　　Ｉ１＝108‰（図 3.5.1 より）

ｈ１＝108／1,000×16.0＝1.7ｍ

ｄ２＝13mm　　Ｑ＝24 ℓ/min　　Ｉ２＝776‰（図 3.5.1 より）

ｈ２＝776／1,000×43.5＝33.8ｍ

ｈ＝ｈ１＋ｈ２＝1.7＋33.8＝35.5ｍ

③　給水管口径ｄの決定

有効水頭 17.3ｍに対して損失水頭 35.5ｍとなり第２試算の口径は、不適当である。

よって、給水管口径は 20mm となる。

２　関係法令集

２．１　水道法（抄）

法　令　参　照

昭和３２年　６月１５日　法律第１７７号
平成１８年　６月　２日　法律第　５０号
最終改正　平成２６年　６月１３日　法律第　６９号

第１章　総　則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

２　この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が１００人以下である水道によるものを除く。

３　この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が５，０００人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

４　この法律において「水道用水供給事業」とは水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

５　この法律において「水道事業者」とは、第６条第１項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第２６条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

６　この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

(1)　１００人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

(2)　その水道施設の１日最大給水量（１日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

７　この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

８　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

９　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

１０　この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

１１　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

１２　この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

法　令　参　照

（水質基準）

第　４　条　水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

(3) 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

(5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

２　前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第２章　水道事業

第２節　業　務

（供給規程）

第１４条　水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

２　前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

(2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

(3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(5) 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては，貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

３　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

４　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

５　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

６　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

７　厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第２項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第１５条　水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

２　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第４０条第１項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

３　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

法　令　参　照

（給水装置の構造及び材
第１６条　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置工事）
第１６条の２　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

２　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

３　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

（給水装置の検査）
第１７条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

２　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（検査の請求）
第１８条　水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

２　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

第３節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）
第２５条の２　第１６条の２第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　第１６条の２第１項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節においては単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第２５条の４第１項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) その他厚生労働省令で定める事項

（指定の基準）
第２５条の３　水道事業者は、第１６条の２第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、次条第１項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

法　令　参　照

(3) 次のいずれ　こと。

イ　成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

ハ　第２５条の１１第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ニ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ　法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

２　水道事業者は、第１６条の２第１項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（給水装置工事主任技術者）

第２５条の４　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第３項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

３　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第１６条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

(4) その他厚生労働省令で定める事業

４　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）

第２５条の５　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

２　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

(1) 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から１年を経過しない者

(2) この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

３　厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

４　前３項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（給水装置工事主任技術者試験）

第２５条の６　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

２　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して３年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

３　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

（変更の届出等）

第２５条の７　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

法　令　参　照

（事業の基準）

第２５条の８　指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第２５条の９　水道事業者は、第１７条第１項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第２５条の１０　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し）

第２５条の１１　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第１６条の２第１項の指定を取り消すことができる。

(1) 第２５条の３第１項各号に適合しなくなつたとき。

(2) 第２５条の４第１項又は第２項の規定に違反したとき。

(3) 第２５条の７の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第２５条の８に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

(5) 第２５条の９の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(6) 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(8) 不正の手段により第１６条の２第１項の指定を受けたとき。

２　第２５条の３第２項の規定は、前項の場合に準用する。

第４章　専用水道

第４章の２　簡易専用水道

第３４条の２　簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

２　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

第６章　雑則

（手数料）

第４５条の３　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

２　給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

３　前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第７章　罰則

第５１条　水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、５年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

２　みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、２年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

法　令　参　照

３　前２項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第５７条　正当な理由がないのに第２５条の５第３項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則　（平成１５年７月２日法律第１０２号）

（施行期日）

第１条　この法律は、平成１６年３月３１日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第６条の規定は平成１６年４月１日から、附則第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項及び第６条第１項の規定は公布の日から施行する。

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

第３条　この法律による改正後の水道法（以下「新水道法」という。）第２０条第３項又は第３４条の２第２項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前にお いても、その申請を行うことができる。新水道法第２０条の８の規定による水質検査業務規程の届出及び新水道法第３４条の４において準用する新水道法第２０条の８の規定による簡易専用水道検査業務規程の届出についても、同様とする。

２　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第２０条第３項及び第３４条の２第２項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日に新水道法第２０条第３項及び第３４条の２第２項の登録を受けた者とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第７条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第８条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第９条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２．２　水道法施行令（抄）　法　令　参　照

昭和３２年１２月１２日　法律第３３６号
最終改正　平成１６年　３月１９日　法律第　４６号

（専用水道の基準）
第　１　条　水道法（以下「法」という。）第３条第６項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
(1) 口径２５ミリメートル以上の導管の全長、１，５００メートル
(2) 水槽の有効容量の合計、１００立方メートル
２　法第３条第６項第２号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が２０立方メートルであることとする。
（簡易専用水道の適用除外の基準）
第　２　条　法第３条第７項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が１０立方メートルであることとする。
（給水装置の構造及び材質の基準）
第　５　条　法第１６条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。
(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から３０センチメートル以上離れていること。
(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
２　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
（業務の委託）
第　７　条　法第２４条の３第１項（法第３１条及び第３４条第１項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。
(1) 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。
(2) 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。
(3) 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
イ　委託に係る業務の内容に関する事項
ロ　委託契約の期間及びその解除に関する事項
ハ　その他厚生労働省令で定める事項
（手数料）
第１３条　法第４５条の３第１項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者　　2500 円
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理

法　令　参　照

組織を使用する者」という。）にあつては、2450 円）

(2) 免状の書換え交付を受けようとする者　　2150 円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2050 円）

(3) 免状の再交付を受けようとする者　　2150 円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2050 円）

2　法第４５条の３第２項の政令で定める受験手数料の額は、16800 円とする。

２．３　水道法施行規則（抄）

法　令　参　照

昭和３２年１２月１４日　厚　生　省　令第　４５号
平成１９年１１月１４日　厚生労働省令第１３６号
平成２４年　６　月２９日　厚生労働省令第　９７号
最終改正　平成２７年　８　月３１日　厚生労働省令第１３３号

第１章　水道事業

第１節　事業の認可等

（給水装置の軽微な変更）

第１３条　法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第２節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第１８条　法第２５条の２第２項の申請書は、様式第１によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法第２５条の３第１項第３号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

３　前項第１号の書類は，様式第２によるものとする。

第１９条　法第２５条の２第２項第４号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法人にあつては、役員の氏名

(2) 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第２１条第３項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第２５条の５第１項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

(3) 事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第２０条　法第２５条の３第１項第２号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

(2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

(3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

(4) 水圧テストポンプ

（給水装置工事主任技術者の選任）

第２１条　指定給水装置工事事業者は，法第１６条の２の指定を受けた日から２週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該理由が発生した日から２週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

３　指定給水装置工事事業者は、前２項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

第２２条　法第２５条の４第２項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第３によるものとする。

法　令　参　照

（給水装置工事主任技術者の職務）

第２３条　法第２５条の４第３項第４号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

(1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

(2) 第３６条第１項第２号に掲げる工事に係る工法、工期その他工事上の条件に関する連絡調整

(3) 給水装置工事（第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第２４条　法第２５条の５第１項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は，様式第４による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(1) 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）

(2) 第３３条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第２５条　法第２５条の５第１項の規定により交付する免状の様式は、様式第５による。

（免状の書換え交付申請）

第２６条　免状の交付を受けている者は，免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は，様式第６による。

（免状の再交付申請）

第２７条　免状の交付を受けている者は，免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

２　前条の免状の再交付の申請書の様式は，様式第７による。

３　免状を破り、又は汚した者が第１項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、５日以内にこれを厚生労働大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第２８条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、１月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第２９条　厚生労働大臣は、法第２５条の６第１項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目）

第３０条　試験の科目は，次のとおりとする。

(1) 公衆衛生概論

(2) 水道行政

(3) 給水装置の概要

(4) 給水装置の構造及び性能

(5) 給水装置工事法

(6) 給水装置施工管理法

(7) 給水装置計画論

(8) 給水装置工事事務論

法　令　参　照

（試験科目の一部免除）

第３１条　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る１級又は２級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（受験の申請）

第３２条　試験を受けようとする者は、様式第８による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（法第２５条の１２第１項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

(1) 法第２５条の６第２項に該当する者であることを証する書類。

(2) 写真（出願前６月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦４.５センチメートル横３.５センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(3) 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には，様式第９による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類。

（合格証書の交付）

第３３条　厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第３４条　法第２５条の７の厚生労働省令で定める事項は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法人にあっては、役員の氏名

(3) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　第２５条の７の規定により変更の届出をしようとする者は，当該変更のあつた日から３０日以内に様式第１０による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

(1) 前項第１号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第２号に掲げる事項の変更の場合には、様式第２による法第２５条の３第１項第３号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

（廃止等の届出）

第３５条　法第２５条の７の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から３０日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から１０日以内に、様式第１１による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

（事業の運営の基準）

第３６条　法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給水装置工事（第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第２５条の４第１項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第２５条の４第３項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることのないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

(3) 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第５条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
(6) 施行した給水装置工事（第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第１号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成日から３年間保存すること。
イ　施主の氏名又は名称
ロ　施行の場所
ハ　施行完了年月日
ニ　給水装置工事主任技術者の氏名
ホ　竣工図
ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
ト　法第２５条の４第３項第３号の確認の方法及びその結果

第４章　簡易専用水道

（管理基準）

第５５条　法第３４条の２第１項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 水槽の掃除を１年以内ごとに１回、定期に、行うこと。
(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第５６条　法第３４条の２第２項の規定による検査は、１年以内ごとに１回とする。
２　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

附　則（平成８年１２月２０日厚生省令第６９号）

（施行期日）

第１条　この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生労働省関係法律の一部を改正する法律（平成８年法律第１０７号）の一部の施行の日（平成９年４月１日）から施行する。

（経過措置）

第２条　地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、厚生労働大臣が指定する講習会の課程を終了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。
２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第５による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。
(1) 法第２５条の６第２項に該当する者であることを証する書類
(2) 写真（出願前６月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦６センチメートル横４センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
(3) 附則様式第１による給水装置工事主任技術者試験全部免除申請書
(4) 前項の規定に該当する者であることを証する書類

附　則　（平成２６年２月２８日厚生労働省令第１５号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、平成２６年４月１日から施行する。

様式第１（第１８条関係）

法　令　参　照

（表面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

（あて先）
八尾市水道事業管理者

年　　月　　日

申請者　氏名又は名称　　印

住所

代表者氏名

水道法第１６条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第２５条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

法　令　参　照

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表（第１８条関係）

法　令　参　照

機　械　器　具　調　書

年　　月　　日現在

種　　別	名　　称	形　式、性　能	数　量	備　　考

（注）　種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第１８条及び第３４条関係）

法　令　参　照

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第２５条の３第１項第３号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者

氏名又は名称　　印

住所

代表者氏名

（あて先）
八尾市水道事業管理者

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第３（第２２条関係）

法　令　参　照

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(あて先)
八尾市水道事業管理者

年　　月　　日

届出者

水道法第２５条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の　選任　解任　の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１０（第３４条関係）

法　令　参　照

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（あて先）
八尾市水道事業管理者

年　　月　　日

届出者

水道法第２５条の７の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１１（第３５条関係）

様　式

法　令　参　照

指定給水装置工事事業者　休　止　届出書
再　開

（あて先）
八尾市水道事業管理者

年　　月　　日

届出者

水道法第２５条の７の規定に基づき、給水装置工事の事業の　廃止／休止／再開　の届出をします。

フ　リ　ガ　ナ 氏名又は名称	
住　　所	
フ　リ　ガ　ナ 代表者の氏名	
（廃止・休止・再開） の年月日	
（廃止・休止・再開） の理由	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

２．４　水質基準に関する省令（抄）

法　令　参　照

最終改正　平成２７年　３月　２日　厚生労働省令第２９号

水道法　（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項 の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

　水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

１	一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が 100 以下であること。
２	大腸菌	検出されないこと。
３	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。
４	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。
５	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
６	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
７	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
８	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
９	亜硝酸態窒素	0.004mg/ℓ以下であること。
１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。
１２	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。
１３	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
１４	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。
１５	1.4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。
１６	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ニ-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること。
１７	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。
１８	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。
１９	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下であること。
２０	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。
２１	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。
２２	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。
２３	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。
２４	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。
２５	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。
２６	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。
２７	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/ℓ以下であること。
２８	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。
２９	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。
３０	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。
３１	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。
３２	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
３３	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。

３４	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。
３５	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
３６	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。
３７	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
３８	塩素物イオン	200mg/ℓ以下であること。
３９	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下であること。
４０	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。
４１	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。
４２	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/ℓ以下であること。
４３	1・2・7・7-テトラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/ℓ以下であること。
４４	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。
４５	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。
４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/ℓ以下であること。
４７	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
４８	味	異常でないこと。
４９	臭気	異常でないこと。
５０	色度	5 度以下であること。
５１	濁度	2 度以下であること。

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、平成１６年４月１日から施行する。

（水質基準に関する省令の廃止）

第２条　水質基準に関する省令（平成４年厚生省令第６９号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　平成１７年３月３１日までの間は、表４５の項中「有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「５ｍｇ／ℓ」とあるのは「１０ｍｇ／ℓ」とする。

２　この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表４１の項及び４２の項に掲げる基準については、平成１９年３月３１日までの間は、これらの項中「0.00001mg／ℓ」とあるのは「0.00002mg／ℓ」とする。

附　則　**（平成１９年１１月１４日厚生労働省令第１３５号）**

この省令は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　**（平成２０年１２月２２日厚生労働省令第１７８号）**

この省令は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　**（平成２２年２月１７日厚生労働省令第１８号）**　**抄**

（施行期日）

第１条　この省令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則　**（平成２３年１月２８日厚生労働省令第１１号）**　**抄**

法　令　参　照

（施行期日）

第１条　この省令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則　（平成２６年２月２８日厚生労働省令第１５号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、平成２６年４月１日から施行する。

２．５　給水装置の構造及び材質の基準に

法　令　参　照

最終改正　平成２６年　２月２８日　厚生労働省令第　１５号

水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第４条第２項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

（耐圧に関する基準）

第　１　条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。）以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

(1)給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水 路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75MPaの静水圧を一分間加えたとき、水漏 れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

(2)加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ　減圧弁が設置されているものであること。

ハ　ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

(3)熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験に 1.75MPa の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

(4)パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により２０メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

２　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

３　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

（浸出等に関する基準）

第　２　条　飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第１の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

２　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

３　給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。

４　鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

法　令　参　照

（水撃限界に関する基準）

第３条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を２メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5 メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第４条　酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

２　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第５条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（(2)に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方 150 ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により３キロメガパスカル及び 1.5 メガパスカルの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が３ミリメートルを超えないこと。

ロ　逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は逆流防止性能試験により３キロメガパスカル及び 1.5 メガパスカルの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第３欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替えられる字句
（１）減圧弁	1.5 メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
（２）当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（（３）及び（４）に規定するものを除く。）	３キロパスカル及び 1.5 メガパスカル	３キロパスカル
（３）浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯器及び給湯付きふろがま（（４）に規定するものを除く。）	1.5 メガパスカル	50 キロパスカル
（４）浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯器及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5 メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は 50 キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が 75 ミリメートルを

超えないこと。

法　令　参　照

ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の２分の１を超えないこと。

ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

(2) 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ　呼び径が 25 ミリメートル以下のものにあっては、別表第２の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ　呼び径が 25 ミリメートルを超えるものにあっては、別表第３の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

２　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第２項に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（耐寒に関する基準）

第６条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下２０度プラスマイナス２度の温度で１時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下２０度プラスマイナス２度の温度で１時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第１条第１項に規定する性能、第３条に規定する性能及び前条第１項第１号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（耐久に関する基準）

第７条　弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により１０万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第１条第１項に規定する性能、第３条に規定する性能及び第５条第１項第１号に規定する性能を有するものでなければならない。

法　令　参　照

別表第１

事　　項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	カドミウムの量に関して、0.03mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/ℓ以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/ℓ以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/ℓ以下であること。	0.04mg/ℓ以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/ℓ以下であること	1.0mg/ℓ以下であること
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/ℓ以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
1.4－ジオキサン	0.005mg/ℓ以下であること。	0.05mg/ℓ以下であること。
シス－1.2 ニージクロロエチレン及びトランス－1.2－ジクロロエチレン	0.004mg/ℓ以下であること。	0.04mg/ℓ以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
ベンゼン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
ホルムアルデヒト	0.008mg/ℓ以下であること。	0.08mg/ℓ以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/ℓ以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
ナトリウム及びその化合物	20mg/ℓ以下であること。	200mg/ℓ以下であること。
マンガン及びその化合物	0.005mg/ℓ以下であること。	0.05mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	20mg/ℓ以下であること。	200mg/ℓ以下であること。
蒸発残留物	50mg/ℓ以下であること。	500mg/ℓ以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	0.2mg/ℓ以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。

法　令　参　照

フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/ℓ以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。
有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量	0.5mg/ℓ以下であること。	3mg/ℓ以下であること。
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	0.5 度以下であること。	5 度以下であること。
濁度	0.2 度以下であること。	2 度以下であること。
1.2 ニ―ジクロロエタン	0.0004mg/ℓ以下であること。	0.004mg/ℓ以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/ℓ以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/ℓ以下であること。
エプクロロヒドリン	0.01mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
スチレン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
２，４－トルエンジアミン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
２，６－トルエンジアミン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。
１，２－ブタジエン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。
１，３－ブタジエン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。

備考

主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/ℓ」とあるのは「0.007mg/ℓ」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/ℓ」とあるのは「0.97mg/ℓ」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/ℓ」とあるのは「0.98mg/ℓ」とする。

別表第２

呼　び　径　の　区　分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の中心までの垂直距離
１３ミリメートル以下のもの	２５ミリメートル以上	２５ミリメートル以上
１３ミリメートルを超え２０ミリメートル以下のもの	４０ミリメートル以上	４０ミリメートル以上
２０ミリメートルを超え２５ミリメートル以下のもの	５０ミリメートル以上	５０ミリメートル以上

備考

１　浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「２５ミリメートル」とあり、又は「４０ミリメートル」とあるのは、「５０ミリメートル」とする。

２　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「２５ミリメートル」とあり、「４０ミリメートル」とあり、又は「５０ミリメートル」とあるのは、「２００ミリメートル」とする。

法　令　参　照

別表第３

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			（１．７×ｄ＋５）mm 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが（３×Ｄ）ミリメートル以下のもの	（３×ｄ）ミリメートル以上
		壁からの離れが（３×Ｄ）ミリメートルを超え（５×Ｄ）ミリメートル以下のもの	（２×ｄ＋５）ミリメートル以上
		壁からの離れが（５×Ｄ）ミリメートルを超えるもの	（１．７×ｄ＋５）ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが（４×Ｄ）ミリメートル以下のもの	（３．５×ｄ）ミリメートル以上
		壁からの離れが（４×Ｄ）ミリメートルを超え（６×Ｄ）ミリメートル以下のもの	（３×ｄ）ミリメートル以上
		壁からの離れが（６×Ｄ）ミリメートルを超え（７×Ｄ）ミリメートル以下のもの	（２×ｄ＋５）ミリメートル以上
		壁からの離れが（７×Ｄ）ミリメートルを超えるもの	（１．７×ｄ＋５）ミリメートル以上

備考

１　Ｄ：吐水口の内径（単位　ミリメートル）
　　ｄ：有効開口の内径（単位　ミリメートル）

２　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をＤとする。

３　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

４　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は 50 ミリメートル以上とする。

５　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 ミリメートルmm未満の場合にあっては、当該距離が 200 ミリメートルmm以上とする。

２．６　建築基準法（抄）

法　令　参　照

昭和２５年　５月２４日法律第２０１号
改正　　平成　６年　６月２９日法律第　６２号

第２章　建築物の敷地、構造及び建築設備
（この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）
第３６条　居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的な基準は、政令で定める。

２．７　建築基準法施行令（抄）

昭和２５年１１月１６日政令第３３８号
改正　　平成１２年　６月　７日政令第３１２号

第５章の４　建築設備等
第１節の２　給水、排水その他の配管設備
（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）
第１２９条の２の５　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。
(1) コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
(2) 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
(3) 第１２９条の３第１項第１号又は第３号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
(4) 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
(5) 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
(6) 地階を除く階数が３以上である建築物、地階に居室を有する建集物又は延べ面積が 3000 平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
(7) 給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 15 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第１項の防火壁、第 114 条第１項の界壁、同条第２項の間仕切壁又は同条第３項若しくは第４項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、第 115 条の２の２第１項第１号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
イ　給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に

法　令　参　照

1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ　給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ　防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項から第4項まで、同条第5項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第8項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁にあつては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあつては45分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2　建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

(1) 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

(2) 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

(3) 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ　当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ　当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

(4) 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

(5) 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

(6) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

２．８　建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄）

法　令　参　照

昭和５０年１２月２０日建設省告示第１５９７号
最終改正　　平成１２年　５月３０日建設省告示第１４０６号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
第 129 条の 2 の 5 第 2 項第六号及び第 3 項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第１　飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

１　給水管

イ　ウオーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアーチャンバーを設ける等有効なウオーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ　給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

２　給水タンク及び貯水タンク

イ　建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

（い）内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

（ろ）直径 60cm 以上の円が内接することができるものとすること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

(5) (4) のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2m³ 未満の給水タンク等については、この限りでない。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ　イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

法　令　参　照

(1) 給水タンク等の底が地盤[redacted]水タンク等からくみ取便所の便槽（そう）、し尿浄化槽（そう）、排水管（給水タンク等の水抜管又はオー バーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜（りゅう）又は処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満である場合 においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1) の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第３　適用の特例

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 1(１)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500m² 以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第 1（第一号ロを除く。）並びに第 2 第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500m² 以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 5m³ を超える給水タンク等については、第 1 第二号の規定の適用があるものとする。

２．９　建築物における衛生的環境の確保　法　令　参　照

最終改定：平成１８年　６月２日法律第　５０号
施行：平成２０年１２月　１日

第１章　総　則

（目的）

第　１　条　この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第　２　条　この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

２　前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（保健所の業務）

第　３　条　保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行うものとする。

(1) 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。

(2) 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第２章　特定建築物等の維持管理

（建築物環境衛生管理基準）

第　４　条　特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

２　建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

３　特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

（特定建築物についての届出）

第　５　条　特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から１箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第13条第２項及び第３項において同じ。）に届け出なければならない。

２　前項の規定は、現に使用されている建築物が、第２条第１項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

３　特定建築物所有者等は、前２項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から１箇

月以内に、その者を都道府県知事[法　令　参　照]。

4　都道府県知事は、特定建築物の[法　令　参　照]いて前３項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働局長に通知するものとする。

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第６条　特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

２　建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

２．１０　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

法　令　参　照

昭和４５年１０月１２日政令第３０４号
改正 平成　３年　３月１９日政令第　３９号
平成１４年１０月１１日政令第３０９号

（特定建築物）

第　１　条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第２条第１項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第３号に規定する床面積の合計をいう。（以下同じ。）が 3000m2 以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が 8000m2 以上のものとする。

(1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

(2) 店舗又は事務所

(3) 学校教育法第１条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）

(4) 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第　２　条　法第４条第１項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(2) 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ　給水に関する設備（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第９項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ）を設けて人の飲用その他厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同条第４条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ　給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ　排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び清掃を行うこと。

附　則（抄）

この政令は、法の施行の日（昭和４５年１０月１３日）から施行する。

２．１１　建築物における衛生的環境の[法　令　参　照]規則（抄）

昭和４６年１月２１日厚生省令第２号
改正　　昭和６０年２月１５日厚生省令第２号

第１章　特定建築物の維持管理

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第　４　条　令第２条第２号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

(1) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の０．１（結合残留塩素の場合は、百万分の０．４）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の０．２（結合残留塩素の場合は、百万分の１．５）以上とすること。

(2) 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置。

(5) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査をおこなうこと。

(7) 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ７日以内、１年以内ごとに１回、定期に、行わなければならない。

(8) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

２　令第２条第２号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

２．１２　給排水設備技術基準・同解説（抄）

国土交通省住宅局建築指導課編集協力、日本建築センター発行、2006 年版

二　給水タンク及び貯水タンク

給水タンク及び貯水タンクに関する規定は、令第 129 条の 2 の 5 第 2 項「飲料水の配管設備」第五号にもあるが、本告示の規定は、これらタンクの構造上及び設置上の欠陥、又は維持管理上の不備などに起因すると考えられる飲料水の汚染事故が発生していることにかんがみて設けられたものであって、本告示の中では特に重要な事項の一つとして詳細に定められた。

本告示が定める規定に適合する給水タンク等の設計、施工については十分な注意が必要である。

また、ここでは、給水タンク等の構造を、これらタンクの設置位置に応じて、すなわち建築物の内部、屋上又は最下階の床下などの場所に設置する場合と、これらの場所以外の場所に設置する場合とに分けて規制することとしている。

イ　建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

ここでは給水タンク等が設置される場所を具体的に列挙している。これらの場所に設置される給水タンク等の構造上の規定が(1)から(9)にわたって定められている。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

本規定及び次の(2)の規定から、給水タンク等の構造は、具体的には、床置型に代表される構造形式となる。

本規定の目的の第一としては、給水タンク等の外部から当該タンクへの汚染物質の流入、侵入等によるタンク内飲料水の汚染防止であり、目的の第二としては、当該タンクへの保守点検のために必要な空間を確保することである。そしてこの空間は給水タンク等の天井、底又は周壁等、タンクを構成するすべての部分にわたって確保されなければならない。例えば給水タンク等の形状が直方体である場合には、6 面すべての面の表面と建築物の部分又は他の機器類との間に必要な空間が確保されていなければならないわけである。

すなわち、給水タンク等の外部から汚染物質が流入したり、浸透したりするおそれのある箇所の点検又はタンクからの漏水の疑いが生じた場合の漏水箇所の点検、さらに損傷箇所の修繕の作業等が容易に行えるような空間の確保が要求されているのである。

必要な空間は、保守点検、工具等の搬出入、人の出入り等が容易かつ安全に行えるような寸法とする。具体的には図 2-6 を参照されたい。

高置タンクの場合についても同様に、タンク周囲に空間が確保される必要があり、塔屋に水槽室を設けその中に設置することが望ましい。

高置タンクを塔屋屋上に設置する場合、タンク周囲にスペースがなく、棚等もないと保守点検上非常に危険である(図 2-7(a)参照)。保守点検用の用具を携帯するのに十分な保守空間及びそこにいたる通路が安全に確保されることが必要であり、転落防止用の棚も必要に応じて設置しなければならない。また、塔屋屋上に昇降するのに簡易なタラップのみの場合は危険であり階段等を設けることが望ましい(図 2-7(b)参照)。

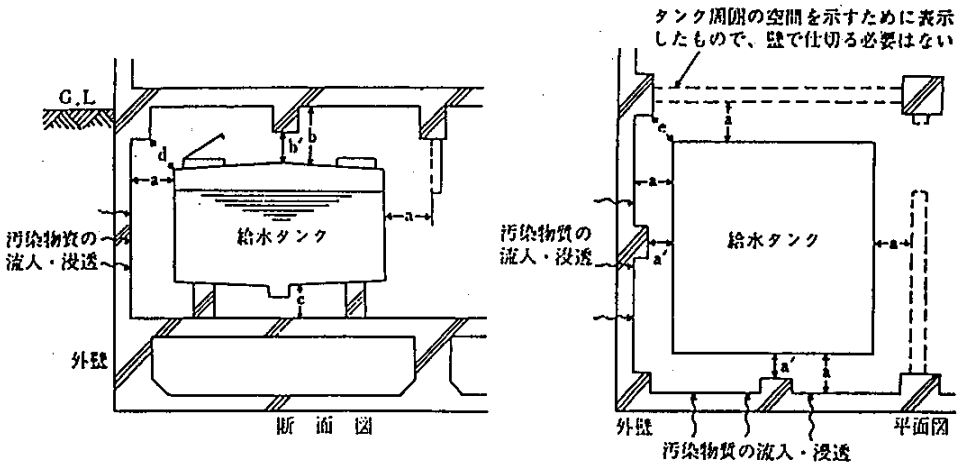

a.b.cいずれも保守点検を容易に行い得る距離とする(標準的にはa,c≧60cm　b≧100cm)。また、梁、柱等がマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a',b',d,eは保守点検に支障のない距離とする（標準的にはa',b',d,e≧45cm)。

図2-6　給水タンク等の設置位置の一例

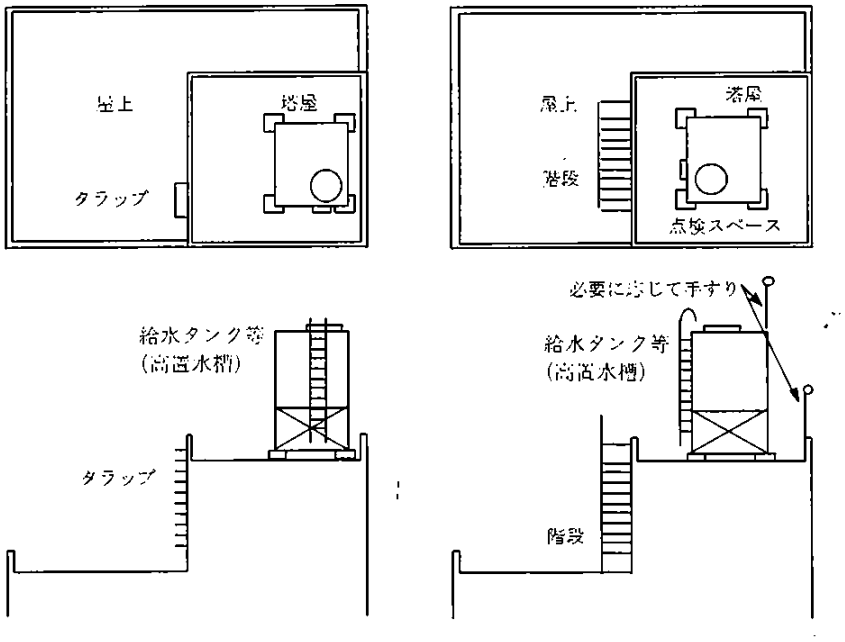

(a)危険なタンクの設置例　　(b)安全なタンクの設置例

図2-7　給水タンク等(高置水槽)の設置例

なお、給水タンク室等の内部は常に十分換気されていなければならない。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

建築基準法第２条(用語の定義)第一号に示されているごとく、建築設備は建築物に含まれている。しかし、給水タンク等自体は飲料水を貯留するための容器としてまったく独立して存在するものでなければならない。したがって、本規定は、給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物のどのような部分とも兼用できないことを示している。先の(1)についての解説の際に述べたように、給水タンク等の構造を床置型と想定したゆえんもここにあるわけである。

かつては、建築物の地下階や、最下階の床下などに給水タンク等を設ける場合には、当該タンクの天井又は周壁は、建築物の床スラブや、外壁などを兼用することが一般的であったため、タンク外部から衛生上有害な物質の流入・浸透の危険が多く、このような事故も発生した。このような危険を排除するために給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分との兼用を禁止することにしたものである(図2-8参照)。

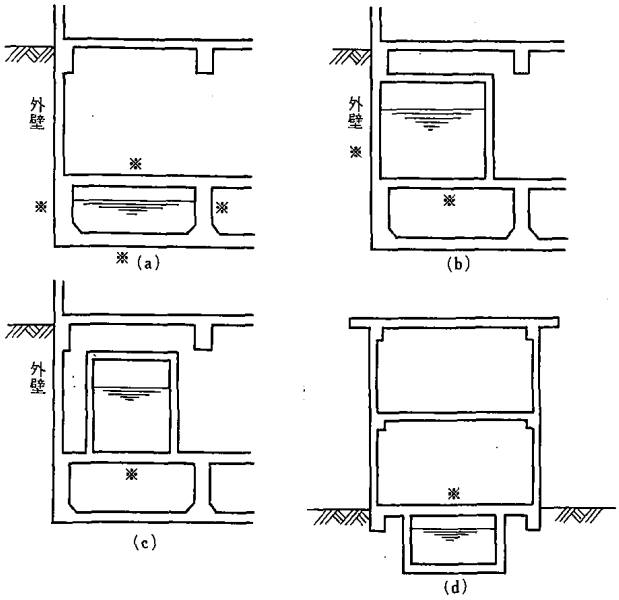

(a),(b),(c),(d)いずれも、※の部分が建築物の床スラブや、外壁などを兼用しているので、第1第二号イの(2)に適合しない。

図 2-8　建築物の一部を兼用している給水タンク等の設置例

(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

かつては、建築躯体の二重スラブ部分を利用した貯水タンクにおいては、タンク内部の上部に飲料水以外の配管が配置されていて飲料水が汚染された事例もあった。給水タンク等の内部に飲料水以外の配管をすると、管の腐食・亀裂や施工不良、地震等による継ぎ手部分のゆるみなどにより漏水し給水タンク等が汚染される危険がある。したがってこのような衛生上有害な物質の流入の危険性がある配管を禁止したものである。

ここでいう飲料水の配管設備は給水タンク等に接続する給水管、揚水管、オーバーフロー管等の配管設備のみに限定すべきである。したがって給湯設備の膨張管は高置タンクに
接続せず安全な場所に開放する。

飲料水の配管設備には給水タンク等と水源を同一にした、あるいは飲料水配管設備に接続された消火設備等の配管設備も含まれるが、これについては、令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第一号の解説を参照されたい。

既存タンクの内部には、他の配管が貫通した例が見られるが、これらは取り除くことが望ましい。

(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

(い)内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げ　ること。

(ろ)直径 60cm 以上の円が内接することができるものとすること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

ここでは、マンホールの設置と、設置すべきマンホールの大きさを規定している。

ただし、給水タンク等の天井が、それ自体ふたとなっていて、取り外すことができる構造、又は開口できる構造となっている場合にはマンホールは必ずしも必要としない。

マンホールの構造としては、次に示す条件を満足するような措置を講じておく必要がある。ただし、圧力タンクのように内部に加圧されているものに関してはこのような措置は必要としない（図 2-9 参照）。

① 保守点検をする者以外の者が容易に開閉できないような構造のものであること。
② 風圧や振動で容易にはずれたり、すきまができないような構造のものであること。
③ ほこり、その他衛生上有害なものが入らない構造のものであること。
④ タンク外部の清掃の際の汚れた水など、飲料水以外の水が流入しないよう密閉できる構造のものであること。

具体的には、マンホールの上縁が水槽上部と同一面であると雨水、清掃の時の洗浄水、ほこり等の浸入が

考えられるので、タンクの天井より 10cm 程度立ち上げる。また雨水等の流入防止を考慮してマンホールはパッキン入り若しくはすきまのない構造とし、みだりに開閉できないように施錠できるものとする。

なお給水タンク等の天井面は 1/100 程度の勾配をつけることが望ましい(図 2-10 参照)。

マンホールの大きさに関しては、その形状が円形でなく、例えば正方形又は矩形の場合は、60cm 以上の円が内接することができるものであればよい（図 2-11 参照)。

このようにマンホールの大きさを規定したことは、給水タンク等の内部の保守点検を容易に行えるようにすることが目的である。

また、大きなタンク等の場合は、マンホールを２つ以上設ける事が望ましい。

なお、小規模な給水タンク等とは、物理的に 60cm 以上の円が内接することができるマンホールを設けることができない場合である。

既存の給水タンクでマンホールのないものは、マンホールを設置することが望ましい。

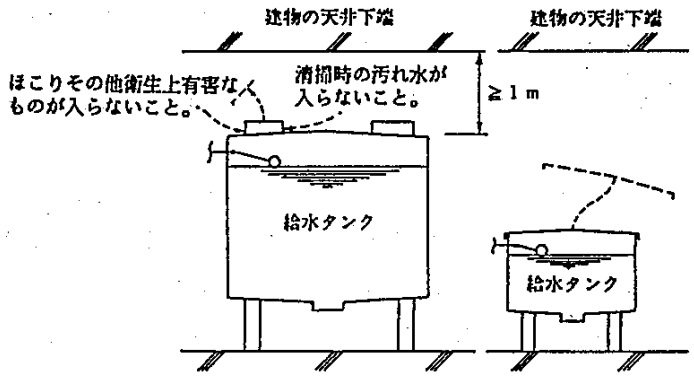

(a)　　(b)　給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合は

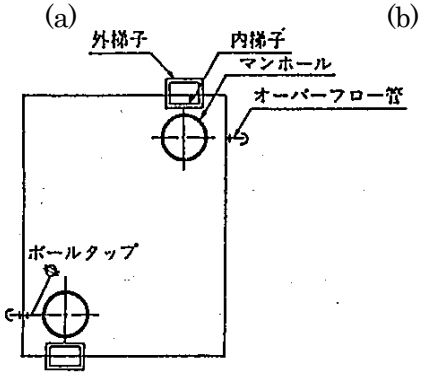

マンホールがなくても差し支えない

マンホールはボールタップ等の保守点検を容易に行える箇所に設ける。

(c)

図 2-9　マンホールの取り付け例

雨水、清掃時の洗浄水が溜まらないように 1/100 程度の勾配をつけることが望ましい。

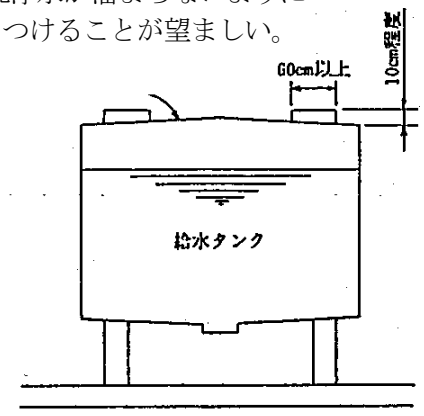

図 2-10　マンホールの取付け

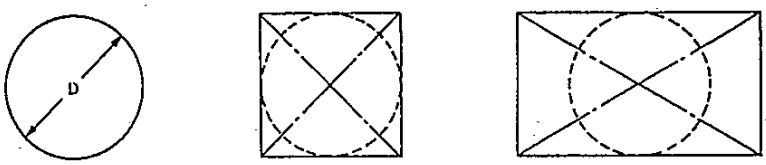

$D \geq 60cm$　　直径 60cm の円が内接できる大きさ

図 2-11　マンホールの大きさ

(5)　(4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

本規程は給水タンク等の清掃のため、タンク内の水を排除するために必要な措置等を定めたものである。水抜管の設置は、必要な措置のうちの 1 つを示している。このほかに必要な措置としては、タンク底部に 1/100 程度の勾配をとること、排水溝を設けること、さらには吸込みピットを設けることなどである。

勾配のとり方、排水溝、吸込みピット等の設置方法についてまでは規定に示されていないが、いずれにしても給水タンク等の内部を常に衛生上安全な状態に保つための清掃が容易に行えるような万全の措置を講ずることが必要である（図 2-12 参照)。

なお、タンク内の水の排除は水抜管を経て行われるが、水抜管の管端は一般排水管に直接接続せず、間接排水（本告示第 3 第一号ロ参照）としておかねばならない。

また、水抜管は、タンク内の水をポンプで汲み上げることができる措置等の水抜管に替わる他の方法が講じられている場合には、必ずしも必要でない。

給水タンク等は、清掃時に衛生上支障をきたす断水を避けることができるような措置を講じておくことが望ましい。すなわち、給水タンク等を２以上のタンクに分割して設けるか、又はタンク内部に隔壁を設ける等の措置が、断水をせずに清掃を行うために有効である（図 2-13 参照)。

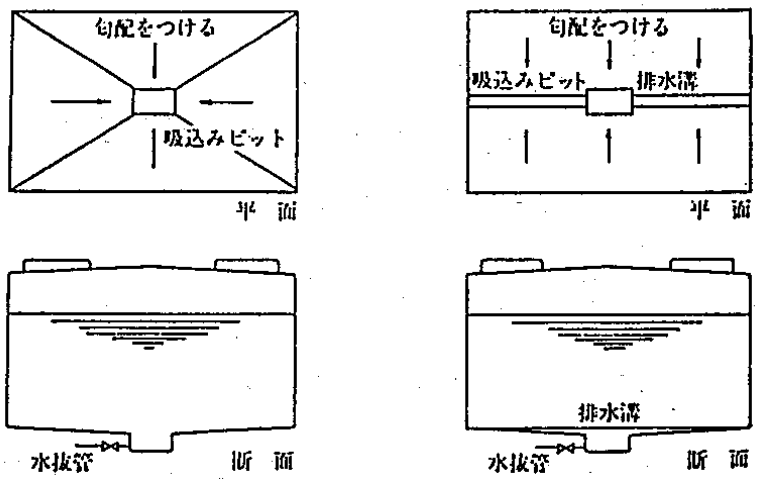

(a)排水溝のない場合　　(b)排水溝のある場合

図 2-12　水を抜くことができる構造

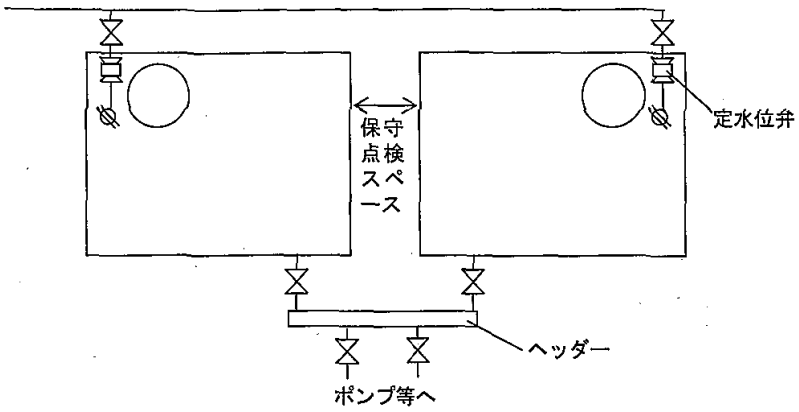

図 2-13　断水せずに給水タンク等を清掃するための措置

鉄板製タンクの場合、隔壁が１枚であると、片方を空にした状態での清掃時に結露し、塗装の塗りかえに支障をきたすので、隔壁を２枚入れて中間に空気層を設けるか、断熱材を挿入するとよい。この場合この空間は保守点検のための空間とはみなさない。

給水タンク等を２以上のタンクに分割して設ける場合は、これらタンク設置間隔は、タンクの保守点検を容易に行うことができることを考慮したものでなければならない。さらに給水タンク等を経由して給水される飲料水が、給水タンク内で滞留し、停滞水となる箇所が生じないような配慮も必要である。例えば、水位制御をボールタップで行っている場合、ボールタップの給水開始高さを 2 槽等しくすることが困難なので、水位が下がっても給水開始位置が高く設定されている方の水槽にのみ給水が開始されて両方の水位が上昇し、もう一方の水槽に給水されない状態となる。この状態を防ぐには、水位制御を電極制御とすることである。

(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

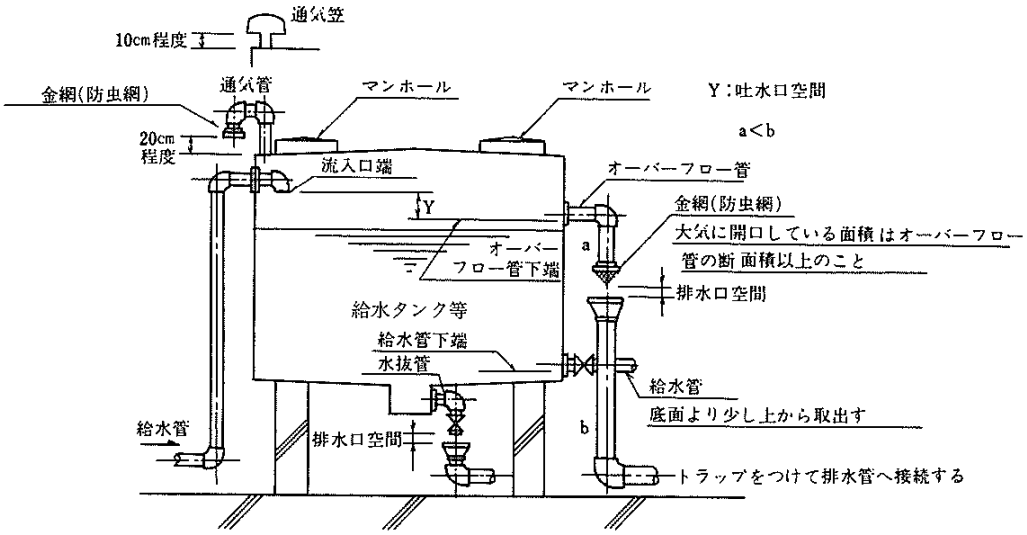

図 2-14 オーバーフロー管及び通気管の例

オーバーフロー管の設置とその構造を規定している（図 2-14 参照）。オーバーフロー管が給水タンク等の設置上不可欠な設備であることはいうまでもないが、その管端は間接排水とするため有効な排水口空間を確保して大気に開口しておかなければならない。

このオーバーフロー管の管端開口部からほこりその他衛生上有害なものがタンク内部に侵入するおそれがある。このようなことを防止するための有効な措置をオーバーフロー管に対して講じておくこととしている。

有効な措置としては、管端開口部に防虫網などを取付けるか、又は間接排水箇所の管端と排水系統の水受け容器の間を防虫網などで覆う方法がある。

しかし、このような方法による場合、防虫網を取付けることによりオーバーフロー管の有効断面積が縮小し、排水時の支障、又は間接排水箇所の排水口空間の保持に対する支障などが生じないように注意を払う必要がある。

また、流入口端とオーバーフロー管の下端との間に必要な吐水口空間を確保する。吐水口空間については、令 129 条の 2 の 5 第 2 項第二号の解説を参照されたい。

(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

図 2-15 に示すように、最下階の床下のタンク室などの浸水が溜まるような場所に給水タンク等を設ける場合は、オーバーフロー管から水が溢れる等の浸水により、給水タンク室が水浸しになり、オーバーフロー管から進入水が給水タンク等の内部に入り、飲料水が汚染されても気付かずに使用されるおそれがあるので、漏水検知器等の浸水を検知し警報する装置を設置する。

一般的には、給水タンク等の清掃時の水抜きなどのために排水ポンプが設置されるが、その場合でも、排水ポンプの故障等を考慮して、浸水を検知し警報する装置を設置することが必要である。この場合の浸水を検知し警報する装置には、排水槽に設置する満水警報装置を利用してもよい。

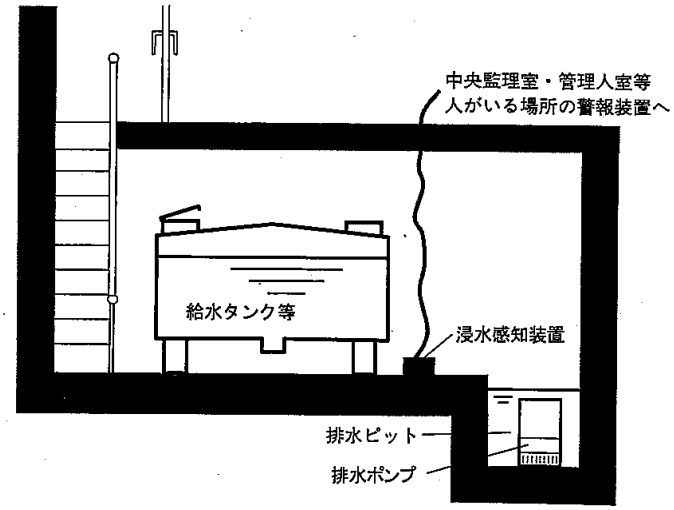

図 2-15 浸水のおそれのある場所の警報装置例

(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量２㎥未満の給水タンク等については、この限りでない。

ここでは通気のための装置の設置を規定し、かつ、この装置は衛生上有害なもののタンク内への侵入を防止できること、しかも、通気のための機能が有効に働くことなどの条件を満たすものでなければならない。

図 2-14 に示したオーバーフロー管の場合と同様、有害物質の侵入を防ぐ方法としては、防虫網などによることが多いが、この防虫網によって通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能低下をきたすことがないように注意しなければならない。

通気装置の開放場所は通気管の場合は室内でもよいが、室が狭い場合には、室内の換気を充分に確保しないと、通気管からの塩素によって、室内の鋼やステンレス鋼の部材の腐食が発生する。なお、排風機を設ける場合には、外気に直接開放する必要がある。

有効容量は最高水位（オーバーフロー管の下端等）と最低水位（給水管の下端等）との間を有効深さとして算出する。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

給水タンク等の上には機器類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ず上部の空間を利用してポンプ等を設置する場合の注意事項である。給水タンク等の上部に鉄骨架台を設ける等によりポンプ等設置した場合、給水タンク等が汚染されることがある。このような場合床を設けるとか、受け皿を設ける等の措置が必要である（図 2-16 参照）。

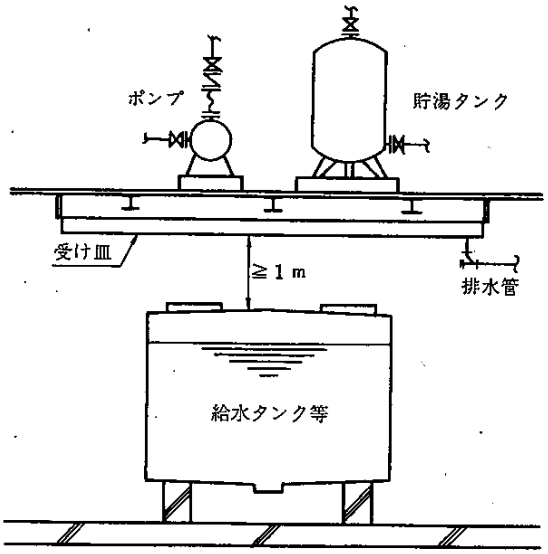

図 2-16 給水タンク等の上部に機器類を設置した場合の措置例

排水管、油管、消火管、冷温水管等も給水タンク等の上に通さないのが原則であり、通さざるを得ない場合は、給水タンク等が汚染されないような措置を講じなければならない。

ロ　イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

イの場所以外の場所に給水タンク等を設ける場合について示されることになるが、イの場所以外の場所とは、具体的には建築物の外部ということになり、給水タンクは建築物とは密着せず、分離独立して設置されるものである。

(1)　給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上の有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

給水タンク等の底が地盤面下にあり、なおかつ当該給水タンク等から衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満である場合には、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによることとなっている。

なお、隣接地における衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの距離については、隣接地における当該施設の位置、構造また設置予定等、必ずしも的確には予測し難いので、原則としては隣接地については隣地境界線までの距離をもって判断する必要があろうが、隣接地の土地利用状況が明らかであり、かつ、衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設が存しない場合には、必ずしも隣地境界線まで 5m 以上の距離をとる必要がない場合もある。

給水タンク等の底が地盤面下にあるということは、タンクが地中に埋設あるいは半埋設された状態が考えられる。この場合、タンクから近い位置に規定の中で示されているような施設がある場合には、もしこれらの施設から衛生上有害な物質が流出した場合、給水タンク等は衛生上危険な状態におかれることとなる。

このような事態の発生を防止するためには、イの(1)の規定に従って給水タンク等は設置される必要がある。すなわち、建築物の外部に設置された給水タンク等は、規定に示された条件の下では、給水タンク等の外部

から天井、底又は周壁の保守点検が容易に行えるように設置されなければならないわけである。そしてこのためには、タンク室を築造し、このタンク室に給水タンク等は設置される必要がある。

(3)から(8)の規定で定めたマンホール、水抜管、オーバーフロー管、通気のための装置等は、給水タンク等には必要な設備であり、これらを規定に適合させ設置することは当然である。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

(1)の場合以外の場合とは、次の1）又は2）の条件を満たす場合である。

1）給水タンク等の底が地盤面、又は地盤面より上にある場合

2）給水タンク等からくみ取便所の便槽等衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5m以上である場合

以上に示した 1)、2) の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところとなっており、給水タンク等の構造型式を床置型として定められたイの(1)及び(2)の規定は除かれている。

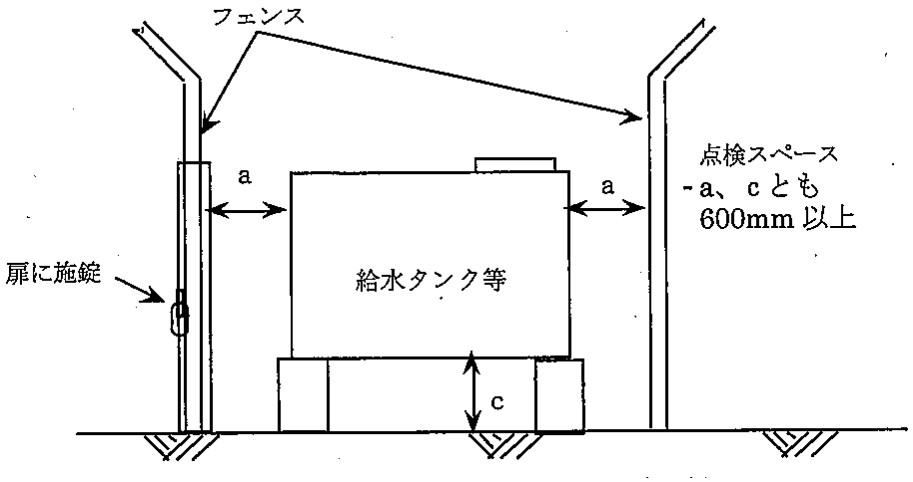

図 2-17 給水タンク等を外部に設置する例

しかし 1）の場合でも、給水タンク等の天井及び周壁を容易にタンクの外部から保守点検できる空間の確保は必要である。

1)及び 2)の場合のいずれも、イの(3)から(8)までの規定によらなければならないので、マンホールを設置することのほか、水抜管、オーバーフロー管等も、衛生上支障が生ずることのないように設けなければならないわけである。

(1)、(2)のいずれの場合でも、図 2-17 に示すように、関係者以外が立ち入ることができないような措置を講じて、イの場合と同様に点検スペースを取って設置することが望ましい。

表 1 に給水タンク等の設置区分に応じた構造要件について示す。

表１　給水タンク等の設置区分に応じた構造要件

<table>
<tr><th>設置区分</th><th>底の位置</th><th>汚染源(注１)の距離</th><th>構造基準</th></tr>
<tr><td>建築物の内部
屋上又は最下階の床下</td><td>―</td><td>―</td><td>(1)天井・底又は周壁の保守点検が外部から容易に行えること。
(2)天井・底又は周壁は建築物の他の部分と兼用しないこと。
(3)内部に飲料水以外の排水設備を設けないこと。
(4)マンホール設置(注２)及び構造
(5)内部の保守点検のための措置
(6)オーバーフロー管の設置
(7)通気装置の設置
(8)上方に飲料水を汚染するおそれのあるものを設ける場合の措置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物の外部</td><td rowspan="2">地盤面地下又は、地盤面</td><td>５ｍ未満</td><td>上記の(1),(3),(4),(5),(6),(7)及び(8)</td></tr>
<tr><td>５ｍ以上</td><td rowspan="2">上記の(3),(4),(5),(6),(7)及び(8)</td></tr>
<tr><td>地盤面上</td><td>―</td></tr>
</table>

注１　汲取便所の便槽、屎尿浄化槽、排水管、ガソリンタンク等
注２　天井が蓋を兼ねる場合は不要。
注３　有効容量 2m3 未満のものは不要。

２．１３　八尾市水道事業給水条例

八尾市例規集参照

昭和３３年１０月１３日
条例第 187 号

改正　昭和３６年　４月　５日条例第　４号　昭和３９年　８月　１日条例第３７号
昭和４０年　６月２９日条例第１６号　昭和４１年１２月２１日条例第２９号
昭和４８年１２月２０日条例第５４号　昭和５１年　３月３１日条例第２２号
昭和５１年　７月２２日条例第３０号　昭和５２年　３月３１日条例第１２号
昭和５２年　７月１６日条例第２９号　昭和５６年１０月　８日条例第３５号
平成　５年１２月２４日条例第２３号　平成　９年１２月２２日条例第２５号
平成１２年　３月３１日条例第１２号　平成１２年　９月２９日条例第３６号
平成１３年　９月２８日条例第２７号　平成１４年１２月２０日条例第３４号
平成２２年　７月　２日条例第１９号　平成２３年１２月２２日条例第２３号
平成２４年　３月３０日条例第１５号　平成２５年１２月２４日条例第３０号
平成２７年　３月２６日条例第１２号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事（以下、第２章の３を除き、「工事」という。）の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項等並びに布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２条　削除

（給水装置の定義）

第３条　この条例で給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の２種とする。

（１）　専用給水装置　１戸又は１事業がもつぱら使用するもの

（２）　私設消火せん　消防用（口径 63 ミリメートル以上）として使用するもの

第５条　削除

（代理人及び総代人の選定）

第６条　給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき、又は八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

２　次の各号の１に該当する場合は、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

（１）　給水装置を共有するとき。

（２）　その他管理者が必要と認めるとき。

３　管理者が代理人又は総代人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

（届出の義務）

第７条　次の各号の１に該当するときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）、所有者、代理人又は総代人は、直ちに管理者に届け出なければならない。

（１）　給水装置の所有権に変動があつたとき。

（２）　給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするとき。

（３）　使用者、代理人又は総代人に変更があつたとき。

（４）　所有者、代理人又は総代人の住所に変更があつたとき。

（５）　給水装置の用途を変更しようとするとき。

（６）　消火のため、私設消火せんを使用したとき。

（７）　演習のため、私設消火せんを使用しようとするとき。

八尾市例規集参

（権利義務の承継）

第８条　給水装置の所有権を承継した者は、これに附随する工事費、修繕費等の納付義務もともに承継したものとする。

（同居人等の行為に対する責任）

第９条　使用者又は所有者は、その家族、雇人、同居人等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

第２章　給水装置の工事及び管理

（構造及び材質）

第１０条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第５条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。

２　管理者は、給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していないと認めたときは、給水契約の申込みを拒むことができる。

３　管理者は、現に使用する給水装置の構造及び材質が、第１項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

（給水装置の新設等の申込み）

第１１条　給水装置の新設、増設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ市に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の申込みがあつた場合、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（工事の施行）

第１２条　工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。

２　指定給水装置工事事業者が工事の施行をする場合は、あらかじめ市の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完了後直ちに市のしゆん工検査を受けなければならない。

３　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者の施行した工事（法第 16 条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

（給水管等の指定及び工事条件の指示）

第１２条の２　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定するこ とができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

（指定給水装置工事事業者）

第１３条　指定給水装置工事事業者とは、法第 25 条の３第１項各号のいずれにも適合するもので、管理者が法第 16 条の２第１項の指定をした者をいう。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者が法第 25 条の１１第１項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は停止することができる。

３　その他指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第１４条　削除

（新設等の費用負担）

第１５条　給水装置の新設、増設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、増設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めるものについては、この限りでない。

２　給水装置の新設、増設、改造又は撤去をする者は、第 11 条第１項の規定による申込みをしたとき、工事費概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　前項に規定する概算額は、しゅん工後精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

八尾市例規集参照

（工事費の算[illegible]）

第１６条　市が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

（１）　材料費

（２）　労力費

（３）　道路復旧費

（４）　間接経費

２　前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項の費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水装置の管理）

第１７条　使用者又は所有者は、善良な管理人の注意をもつて給水装置を管理しなければならない。

２　使用者又は所有者は、水質に異常があると認めるときは、直ちに市に届出をしなければならない。

３　使用者又は所有者は、給水装置に異常があると認めるときは、管理者の定めるところにより、直ちに市又は指定給水装置工事事業者に修繕（法第 16 条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）その他必要な処置の申込みをしなければならない。

４　管理者が必要と認めるときは、前項の申込みがなくても修繕その他必要な処置をすることができる。

５　前２項の修繕その他に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、市が修繕その他必要な処置を行つた場合については、管理者の認定によつてこれを徴収しないことがある。

６　第１項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者又は所有者の責任とする。

（給水装置の変更）

第１８条　配水管の移転その他の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有者の同意又は申込みがなくても市が施行し、これに要する費用は原因者の負担とする。

第２章の２　貯水槽水道

（貯水槽水道に関する市の責務）

第１８条の２　管理者は、貯水槽水道（法第 14 条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第１８条の３　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第 34 条の２の定めるところにより、当該水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第２章の３　布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

（布設工事監督者を配置する工事）

第１８条の４　法第 12 条第１項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、市の管理に属するものの新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

（１）　１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事（２）　沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第１８条の５　法第 12 条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

（１）　学校教育法（昭 和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科 目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（２）　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八尾市例規集参照

（３） 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（４） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（５） 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（６） 第１号又は第２号の卒業者であつて、学校教育法に よる大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を 修了した後、第１号の卒業者にあつては１年以上、第２号の卒業者にあつては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（７） 外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各 号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（８） 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第１８条の６ 法第 19 条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

（１） 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

（２） 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修め て卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条第４号に規定す る学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（３） 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（４） 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて 卒業した後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒 業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（５） 外国の学校において、第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以 上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（６） 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第３章 給水

（給水の原則）

第１９条 市は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

２ 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度、これを通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３ 給水の制限若しくは停止又は断水による損害については市はその責任を負わない。

（私設消火せんの使用）

第２０条 私設消火せんは、消火又は演習の場合のほか、使用してはならない。

八尾市例規集参照

２　演習のため、私設消火せんを使用するときは、市職員の立会を要する。

（計量及びメーター）

第２１条　料金算定の基礎となる水量（以下「水量」という。）は、メーターをもつて計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水量を認定することができる。

２　メーターは、２月ごとの定例日に点検する。ただし、管理者が必要と認めるときは、定例日を変更して点検することができる。

３　管理者が必要と認めるときは、１のメーターで２以上の専用給水装置の水量を計量することができる。

第２２条　メーターは、市が設置し、所有者又は使用者に保管させる。

２　前項の規定により保管する者が善良な管理人の注意を怠つたためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者が別に定める損害額を弁償しなければならない。

（給水装置及び水質の検査）

第２３条　給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があつたときは、市において検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査について特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の納付義務）

第２４条　料金は、使用者又は総代人から徴収する。

（料金）

第２５条　料金は、次の各号に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税額（以下「消費税額」という。）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税額（以下「地方消費税額」という。）の合計額を加算して得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（１）　基本料金は、１月について次のとおりとする。

メーターの口径	基本料金の額
２５ミリメートル以下	６００円
４０ミリメートル	３，０００円
５０ミリメートル	５，０００円
７５ミリメートル	１０，０００円
１００ミリメートル	１５，０００円
１２５ミリメートル	１８，０００円
１５０ミリメートル	３４，０００円
２００ミリメートル以上	４７，０００円

（２）　従量料金は、１月について次のとおりとする。

用途	区　分		従量料金の額（１立方メートルについて）
一般用	水量１立方メートルから１０立方メートルまでの分	メーターの口径２５ミリメートル以下	３４円
		メーターの口径４０ミリメートル以上	１１８円
	水量１１立方メートルから２０立方メートルまでの分		１５８円
	水量２１立方メートルから３０立方メートルまでの分		２２５円

八尾市例規集参照

一般用	水量３１立方メートルから ５０立方メートルまでの分	２７３円
	水量５１立方メートルから １００立方メートルまでの分	２９０円
	水量１０１立方メートルから ３００立方メートルまでの分	３００円
	水量３０１立方メートルから ６００立方メートルまでの分	３００円
	水量６０１立方メートルから １，０００立方メートルまでの分	３０５円
	水量１，００１立方メートル以上の分	３０５円
浴場用	水量１立方メートルから ３００立方メートルまでの分	５３円
	水量３０１立方メートルから ６００立方メートルまでの分	６５円
	水量６０１立方メートルから １，０００立方メートルまでの分	１０５円
	水量１，００１立方メートル以上の分	１３５円
臨時用	水量１立方メートル以上	４７０円

２　前項第２号の用途の適用基準については、管理者が別に定める。

３　私設消火せんを公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火せん１個１回について2,500円に消費税額及び地方消費税額の合計額を加算して得た額とし、１回の使用時間は５分以内とする。ただし、メーターを設置している場合は、この限りでない。

（特別な場合における料金の算定）

第２６条　料金算定の基準となる月の中途で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの料金の算定の方法は、次のとおりとする。

（１）　使用日数が15日以内のときは、基本料金は前条第１項第１号に定める基本料金の額の２分の１とし、従量料金は１月とみなして算定する。

（２）　使用日数が15日を超えるときは１月とみなして算定する。

２　月の中途において、その用途又はメーターの口径に変更があつたときの料金は、その使用日数の多い方によつて徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

（水量の認定）

第２７条　管理者は、次の各号の１に該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用基準を定める。

（１）　メーターに異状があつたとき。

（２）　１の専用給水装置を２以上の用途に使用するとき。

（３）　その他使用水量が不明のとき。

第２８条　第21条第３項の給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは各戸の水量を認定することができる。

（用途その他の認定）

第２９条　用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

（料金の算定及び徴収）

第３０条　管理者は、第21条第２項本文の規定により２月ごとの定例日に点検するものについては、各月分の水量を均等とみなして料金を算定する。ただし、１月当たりの水量に１立方メートル未満の端数が生じた場合の料金の算定については、管理者が別に定める。

八尾市例規集参照

2　第21条第2項ただし書の規定により定例日を変更して点検するものの料金の算定については、管理者が別に定める。

3　料金は、毎月徴収する。

4　前3項の規定にかかわらず、使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し、徴収する。

第30条の2　管理者は、共同住宅等で管理者が定める基準に適合していると認められるものについて、各戸に第25条第1項に定める料金を適用させる場合においては、各戸それぞれのメーターの口径を25ミリメートル以下とみなして料金を算定する。

2　前項の場合における料金の徴収については、管理者が定める。

（納付後の料金の増減）

第31条　料金納付後その額に増減ができたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

（料金の前納）

第32条　管理者が必要と認めるものについては、管理者の定める料金概算額を前納させる。

2　前項の料金は、使用中止又は廃止の届出があつたときに精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

（加入金）

第32条の2　加入金は、次の表に掲げる金額に消費税額及び地方消費税額の合計額を加算して得た額とし、給水装置の新設及び増径をする者から徴収する。この場合において、増径をする者から徴収する加入金については、新口径に係る加入金と旧口径にかかる加入金の差額とする。

メーターの口径	20ミリメートル以下	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル以上
金額	円 130,000	円 300,000	円 930,000	円 1,600,000	円 4,300,000	円 8,800,000	円 24,400,000	管理者が別に定める

2　加入金は、給水装置の新設及び増径の申込みの際徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3　既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

4　その他加入金に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

（手数料）

第33条　第12条第2項及び第13条第1項の規定に基づき市の行う設計審査又はしゆん工検査及び指定給水装置工事事業者の指定については、次の各号の定めるところにより、申込者から申込みの際手数料を徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

（1）　設計審査手数料

給水管の最大口径

30ミリメートル未満　1件について　1,500円

75ミリメートル未満　1件について　3,000円

75ミリメートル以上　1件について　4,500円

ただし、給水管の口径が13ミリメートルで口金1せんのみを追加する場合の工事については、徴収しない。

（2）　しゆん工検査手数料

給水管の最大口径

30ミリメートル未満　1件について　2,000円

75ミリメートル未満　1件について　4,000円

75ミリメートル以上　1件について　6,000円

ただし、給水管の口径が13ミリメートルで口金1せんのみを追加する場合の工事については、徴収しない。

補修を要する場合の再検査についても、給水管の口径に応じて手数料を徴収する。

八尾市例規集参照

（３）　指定[redacted]00 円

２　前項に定めるもののほか、第 12 条第１項の規定により市が行う工事の設計については、給水管の口径及び設計金額その他の事情を考慮して、管理者が別に定めるところにより手数料を徴収する。

３　前２項に定めるもののほか、次の各号に掲げる証明については、当該各号の定めるところにより、申込者から申込みの際手数料を徴収する。

（１）　工事施工証明　１件について　400 円

（２）　水道使用証明　１件について　300 円

（３）　水道料金等納入証明　１件について　300 円

（４）　給水工事費に関する証明　１件について　300 円

４　既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（料金等の減免）

第３４条　料金は、第 19 条の規定により給水の制限又は停止をしたときでも減免しない。

第３５条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。

第５章　雑則

（検査等及び費用負担）

第３６条　管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者に適当な処置をさせることができる。

２　使用者又は所有者が前項の処置をしないときは、管理者がこれをすることができる。

３　前項の処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。

（違反処分）

第３７条　次の各号の１に該当するときは、10,000 円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

（１）　料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をしたとき。

（２）　給水を濫用し、又は管理者の許可を得ないで、これを販売したとき。

（３）　正規の手続を経ないで、工事（法第 16 条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行い、又は給水装置を使用したとき。

（４）　消火のためのほか、管理者に届け出ないで私設消火せんを使用したとき。

（５）　市職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。

（６）　前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規定若しくは指示に違反したとき。

（停水処分）

第３８条　管理者は、料金、工事費その他この条例の規定によつて納付しなければならない金額を期間内に納付しないときは、完納するまで、給水を停止することができる。

（料金を免れた者に対する過料）

第３９条　詐欺その他不正の行為によつて料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科することができる。

（給水の中止）

第４０条　管理者は、60 日以上給水装置を使用していないと認めるときは、使用者又は所有者の届出がなくても給水を中止することができる。

（給水管の切断）

第４０条の２　管理者は、給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがなく、かつ、管理上の必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

（規程への委任）

第４１条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

八尾市例規集参照

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　消費税法に規定する消費税の税率又は地方税法に規定する地方消費税の税率の改正に伴い第25条第1項及び第3項に規定する料金並びに第32条の2第1項に規定する加入金の算定に関し必要となる経過措置は、管理者が定める。

3　八尾市水道使用条例（昭和23年八尾市条例第30号）は、廃止する。

4　この条例施行の際、八尾市水道使用条例により施行された工事は、この条例により施行されたものとみなす。

5　第32条第1項の規定により納入されている料金概算額（八尾市水道事業給水条 例の一部を改正する条例（昭和52年八尾市条例第12号）附則第2項に規定する認定水量に基づき納入された料金概算額で現に同条第2項の規定による精算が 行われていないものに限る。以下同じ。）は、管理者が定めるところにより、給水の承認を受けた者（以下「承認取得者」という。）にこれを還付することがで きる。

6　前項の規定にかかわらず、管理者が指定した期限内に料金を納入していない承認取得者があるときは、管理者は、当該承認取得者に係る料金概算額を当該料金に充てることができる。

7　前2項に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附　則（昭和36年4月5日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附　則（昭和39年8月1日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附　則（昭和40年6月29日条例第16号）

1　この条例は、昭和40年7月1日から施行する。

2　この条例施行の日以後最初に徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。

附　則（昭和41年12月21日条例第29号抄）

1　この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附　則（昭和48年12月20日条例第54号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の規定による改正後の八尾市水道事業給水条例第25条第1項及び附則第2項の規定は昭和49年3月分から、第32条の2及び第35条の規定は昭和49年3月1日から適用する。

3　昭和49年2・3月分の料金の計算については、使用水量を各月均等とみなし、それぞれ改正前の料金及び改正後の料金で算定する。ただし、使用水量に端数が生じた場合においては、その端数を改正前の料金として算定する。

附　則（昭和51年3月31日条例第22号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

附　則（昭和51年7月22日条例第30号）

1　この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

2　この条例による改正後の八尾市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

3　施行日以後の直近のメーター点検日において計量した料金算定の基礎となるべき使用水量は、各日均等とみなす。

4　新条例第32条の2第1項の規定は、施行日以後の給水工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日の前日までの給水工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附　則（昭和52年3月31日条例第12号）

1　この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2　この条例の施行日以後最初に徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、管理者が定める方法により認定する。

附　則（昭和52年7月16日条例第29号）

1　この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

八尾市例規集参照

2　この条例による改正後の八尾市水道事業給水条例第25条第１項第１号及び第２号の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

3　施行日以後の直近のメーター点検日において計量した料金算定の基礎となるべき使用水量は、各日均等とみなす。

附　則（昭和56年10月８日条例第35号）

1　この条例は、昭和56年12月１日から施行する。

2　この条例による改正後の八尾市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第２５条第１項第１号及び第２号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

3　施行日以後最初のメーター点検日において計量した料金算定の基礎となるべき使用水量は、各日均等に使用したものとみなす。

4　新条例第32条の２第１項の規定は、施行日以後の給水工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日の前日までの給水工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附　則（平成５年12月24日条例第23号）

（施行期日）

1　この条例は、平成６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の八尾市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条第１項第１号及び第２号並びに同条第３項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3　施行日以後最初のメーター点検日において計量した料金算定の基礎となるべき使用水量は、各日均等に使用したものとみなす。

4　新条例第32条の２第１項の規定は、施行日以後の給水工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

5　新条例第33条の規定は、施行日以後の申込みに対して徴収すべき手数料について適用し、施行日前の申込みに対して徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成９年12月22日条例第25号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八尾市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）により公認を受けている給水工事公認業者は、この条例に よる改正後の八尾市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第12条第３項の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、新条例第13条第１項の指定を受けた者とみなす。

3　旧条例により公認を受けている給水工事公認業者が、施行日から90日以内に、次に定める事項を管理者に届け出たときは、新条例第13条第１項の指定を受けた者とみなす。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　法人にあっては、役員の氏名

（３）　事業の範囲

（４）　事業所の名称及び所在地

4　前項の規定により新条例第13条第１項の指定を受けた者とみなされた者についての新条例第13条第２項の規定の適用については、施行日から１年間は、同項 中「法第25条の11第１項各号」とあるのは「法第25条の11第１項第１号（法第25条の３第１項第２号又は第３号のいずれかに適合しなくなったときに限る。）又は第３号から第８号まで」とする。

附　則（平成12年３月31日条例第12号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

八尾市例規集参照

（経過措置）

2　第３条の規定による改正後の税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第５条の規定、第７条の規定による改正後の八尾市営住宅条例第 54 条の規定及び第９条の規定による改正後の八尾市水道事業給水条例第 39 条の規定は、この条例の施行の日以後の行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例に よる。

附　則（平成 12 年９月 29 日条例第 36 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１３年１月１日から施行する。ただし、第 12 条第３項、第 17 条第３項及び第 37 条第３号の改正規定は、平成１３年１月６日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の八尾市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第 25 条、第 26 条第１項及び第 30 条の２の規定は、平成 13 年１月１日（以下 「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3　施行日以後最初のメーター点検日において計量した料金算定の基礎となるべき使用水量は、各日均等に使用したものとみなす。

4　新条例第 32 条の２第１項の規定は、施行日以後の給水装置工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附　則（平成 13 年９月 28 日条例第 27 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 14 年４月１日から施行する。ただし、第 30 条第４項の改正規定及び附則第４項中八尾市下水道条例（昭和 47 年八尾市条例第 21 号）第 10 条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の八尾市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第 21 条第２項の規定は、次の表の左欄に掲げる平成 14 年４月１日（以下「施行日」という。）前直近の定例日における水道メーター（以下「メーター」という。）の点検の日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日から適 用し、それぞれ同日前のメーターの点検については、なお従前の例による。

平成１３年１２月	平成１４年６月１日
平成１４年　１　月	平成１４年７月１日
平成１４年　２　月	平成１４年８月１日
平成１４年　３　月	平成１４年９月１日

3　新条例第 30 条第１項から第３項までの規定は、前項の規定により新条例第 21 条第２項の規定が適用されるメーターの点検により計量した料金算定の基礎とな る水量（以下「水量」という。）に係る料金の算定及び徴収について適用し、前項の規定によりなお従前の例によることとされるメーターの点検により計量した 水量に係る料金の算定及び徴収については、なお従前の例による。

（八尾市下水道条例の一部改正）

4　八尾市下水道条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成 14 年 12 月 20 日条例第 34 号）

この条例は、平成 15 年４月１日から施行する。ただし、第 10 条第１項の改正規定は、布の日から施行する。

附　則（平成 22 年７月２日条例第 19 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 22 年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日以後最初のメーター点検日において計量した使用水量に係る改正後の第 25 条第１項第２号の規定の適用については、八尾市水道事業管理者が定める。

附　則（平成 23 年 12 月 22 日条例第 23 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

八尾市例規集参照

2　第１条（八尾市手数料条例第２条の改正規定（「第９条の２」を「第９条の３」に改める部分に限る。）を除く。）の規定による改正後の八尾市手数料条例第２条の規定、第２条の規定による改正後の八尾市公文書公開条例第 11 条の規定、第３条の規定による改正後の八尾市市税条例第 97 条の規定及び第４条の規定に よる改正後の八尾市水道事業給水条例第 33 条の規定は、平成 24 年４月１日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料について は、なお従前の例による。

附　則（平成 24 年３月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 30 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 26 年４月１日から施行する。

（八尾市下水道条例の一部改正）

2　八尾市下水道条例（昭和 47 年八尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成 27 年３月 26 日条例第 12 号）

この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。

２．１４　八尾市給水条例施行規程

八尾市例規集参照

昭和３３年１０月２４日
水道局管理規程第　５号

改正　昭和３６年１２月２５日水管規程第１９号　昭和３８年　９月１０日水管規程第２３号
昭和４０年１２月　１日水管規程第１１号　昭和４１年　３月　１日水管規程第　１号
昭和４１年　３月　１日水管規程第　２号　昭和４１年　３月　３日水管規程第　３号
昭和４１年　４月　１日水管規程第　５号　昭和４２年　３月　４日水管規程第　８号
昭和４２年　７月　６日水管規程第１４号　昭和４３年　１月２５日水管規程第　２号
昭和４３年　５月　１日水管規程第　５号　昭和４５年　３月　５日水管規程第　３号
昭和４９年　２月２８日水管規程第　２号　昭和５１年１０月　１日水管規程第　５号
昭和５２年　３月３１日水管規程第　１号　昭和５３年　３月３１日水管規程第　２号
昭和５６年１１月２１日水管規程第　３号　平成　５年　３月２９日水管規程第　２号
平成　９年　９月３０日水管規程第　７号　平成１０年　１月３０日水管規程第　１号
平成１２年１２月１５日水管規程第　９号　平成１４年　２月２６日水管規程第　２号
平成１４年　３月２７日水管規程第　６号　平成１５年　３月１２日水管規程第　２号
平成１７年　７月　１日水管規程第　９号　平成２６年　１月２１日水管規程第　１号
平成２６年１０月１５日水管規程第　８号

八尾市水道事業給水条例施行規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、指定給水装置工事事業者に関する事項を除くほか、八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（代理人の選定又は変更の届出）

第３条　給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が、条例第６条第１項の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。条例第７条の規定による代理人又はその住所に変更があつたときも同様である。

（届出義務者）

第４条　条例第７条各号の１に該当する場合の届出義務者は、次のとおりである。

（１）　給水装置の所有権に変動があつたときは、新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは、新所有者

（２）　給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）

（３）　使用者に変更があつたときは、使用者

（４）　所有者の住所に変更があつたときは、使用者

（５）　給水装置の用途の変更があつたときは、使用者

（６）　消火のため、私設消火せんを使用したときは、使用者

（７）　演習のため、私設消火せんを使用しようとするときは、使用者

第２章　給水装置の工事及び管理

（給水装置の構成）

第５条　給水装置は、給水管、分水せん、止水せん、給水せん及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもつて構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

八尾市例規集参照

（貯水槽の設置）

第６条　一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める場合においては、貯水槽を設けなければならない。

（工事材料）

第７条　給水装置工事（以下「工事」という。）に使用する材料は、条例第 10 条第１項に規定する基準を満たすものでなければならない。

２　前項の材料のうち、条例第 12 条の２第１項の規定により、管理者が道路部分において使用する材料の構造及び材質を指定した場合は、当該指定のものを使用しなければならない。

（申込書の提出）

第８条　条例第 11 条第１項の規定により給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

（利害関係人の同意書等の提出）

第９条　前条に規定する申込者は、条例第 11 条第２項の規定により次の各号の１に該当する場合には、それぞれ各号に定める書類を提出しなければならない。

（１）　他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、所有者の同意書

（２）　他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書

（３）　その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書若しくは協議書又は申込者の誓約書

（工事の設計）

第１０条　条例第 12 条第２項の設計審査に要する設計図等は、管理者が定める作成標準に従い作成し、その設計範囲は次のとおりとする。

（１）　給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

（２）　貯水槽を設けるものにあつては、受水槽への受水口まで

２　前項第２号の場合においては、貯水槽以下の設計図をあわせて提出しなければならない。

（工事施行の承認）

第１１条　条例第 12 条第１項の規定により指定給水装置工事事業者に工事を施行させようとする者は、第８条の申込書に指定給水装置工事事業者の氏名又は名称を記載し、その施行について管理者の承認を受けなければならない。

（申込み後の変更及び取消し）

第１２条　条例第 11 条第１項の規定により給水装置の新設等の申込みをした者が、当該申込みの変更又は取消しをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　給水装置工事費納入通知書の発行日から 30 日以内に条例第 15 条第２項の工事費概算額を前納しないときは、条例第 11 条第１項の規定による申込みは、取り消されたものとみなす。

第１３条　削除

第１４条　削除

（工事費の精算）

第１５条　条例第 15 条第３項ただし書の規定により還付又は追徴しないことができるときは、前納金と精算額との差額が 100 円未満の場合をいう。

（工事費の算出方法）

第１６条　条例第 16 条に規定する工事費の算出方法は、次の各号による。

（１）　材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて算出する。

（２）　労力費は、管類の継手作業、ぜん類の取付作業、掘さく作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力費の算出歩数に、その作業に従事する配管工又 は土工の賃金の額を乗じて算出することとし、労力費算出歩数、配管工及び土工の賃金の額については、管理者が別に定めるところによる。

（３）　道路復旧費は、その工事による道路の掘削跡復旧面積に管理者が別に定める単価額を乗じて算出する。

（４）　間接経費は、監督料、損料及び事務費とし、材料費と労力費の合計額に 100 分の 20 を乗じた額とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、その額を減免することがある。

２　前項各号に規定するもののほか、特別に徴収する費用は、次のとおりとし、その額については、管理者が別に定めるところによる。

八尾市例規集参照

（１）　断水費　配水管等切断のため断水となる工事に要する費用
（２）　夜間立会費　午後 10 時から翌朝午前５時までの間に施行する工事に要する費用

第１６条の２　条例第 12 条第１項の規定により指定給水装置工事事業者に工事を施行させる者は、工事諸費（事務費、区域外給水調査費及びその他特別に要する費用とし、それぞれの額については、管理者が別に定める。）及び第 16 条第２項各号の費用を工事費概算額として予納しなければならない。

（給水装置の修繕）

第１７条　条例第 17 条第３項及び第４項の規定により市が修繕その他に要した費用は、管理者が別に定めるところにより算出して徴収する。

２　条例第 17 条第３項の規定により、指定給水装置工事事業者が施行する修繕工事の範囲については、道路管理者等の指示に基づき管理者が別に指定することができる。

３　条例第 17 条第５項ただし書の規定により修繕その他に要した費用を徴収しない場合については、管理者が別に定める。

４　市が施行した工事で、しゆん工後６月以内にその給水装置が損傷したときは、市の費用をもつて修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合、この限りでない。

第２章の２　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査）

第１７条の２　条例第 18 条の３第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理については、次の各号に掲げるところによる。

（１）　水槽の掃除を１年以内ごとに１回、定期に、行うこと。
（２）　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
（３）　当該水道から給水される水に異常を認めたときは、次に掲げるものに依頼して、水質基準に関する省令（平成４年厚生省令第 69 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて水質検査を行うこと。
　ア　大阪府が設置する保健所
　イ　大阪府立公衆衛生研究所
　ウ　法第 20 条第３項ただし書の厚生労働大臣の指定する者
　エ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の２第１項第３号の建築物における飲料水の水質検査を行う事業につき同項に規定する登録を受けた者
（４）　当該水道から給水される水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

２　条例第 18 条の３第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の状況に関する検査については、前項各号に掲げる管理に関し、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を１年以内ごとに１回、定期に、行うこととする。

第３章　給水

（私設消火せんの使用）

第１８条　私設消火せんは、市が封印し、消火の場合のほか開封することができない。

２　私設消火せんを公共のための演習に使用しようとするときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

３　演習のため私設消火せんを使用するときは、立会の際に市が開封する。

（水量の認定）

第１９条　条例第 21 条第１項ただし書に規定する管理者が必要と認めるときとは、メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量（以下「水量」という。）が不明の場合をいう。

２　水量の認定の方法は、管理者が別に定める。

（メーターの端数計算）

第２０条　メーターの指示量に１立方メートル未満の端数があるときは、次期点検月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

（メーターの設置基準）

八尾市例規集参照

第２１条　メーターは、次の基準により設置する。ただし、この基準により難いときは、その都度管理者の承認を受けなければならない。

（１）　給水栓まで直接給水するものについては、専用給水装置ごとに１個。ただし、集団住宅等で管理者が必要と認めるものについては、当該集団住宅等ごとに１個とすることがある。

（２）　貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに１個

（メーターの設置場所等）

第２２条　メーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

２　前項の規定に違反したときは、貸与を受けた者に原状回復を命じ、履行しないときは、市が施行してその費用を違反者から徴収することができる。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

３　管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

（給水装置及び水質の検査）

第２３条　条例第 23 条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の１に該当する場合をいう。

（１）　給水装置については、その機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行なうとき。

（２）　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行なうとき。

２　管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

第４章　料金及び手数料

（用途の適用基準）

第２４条　条例第 25 条第１項第２項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

用　途	適　用　基　準
一般用	浴場用および臨時用の用途以外の用に供するもの
浴場用	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）による許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）に基づき大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の用に供するもの
臨時用	工事施行その他臨時の用に供するもの

（資料提出の請求）

第２５条　用途の適用又は水量の認定等について管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

（共同住宅等の料金の計算及び徴収の特例）

第２６条　条例第 30 条の２の基準は、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当し、その全体の水量を１のメーターにより計量するものをいう。

（１）　公営鉄筋住宅

（２）　生活の本拠として継続的な居住の用に供されている共同住宅

（３）　それぞれが生活の本拠として継続的な居住の用に供されている２棟以上の住宅

２　前項の基準に適合する住宅に係る料金について、管理者が必要と認めるときは、別に定めるところにより、当該住宅の各戸ごとの水量を認定し、それぞれに条例第 25 条第１項の規定を適用して算出した料金の合計額とすることができる。

３　第１項の基準に適合する住宅が次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件を備える場合において、管理者が必要と認めるときは、別に定めるところにより、当該住宅の各戸ごとの水量を認定し、それぞれに条例第 25 条第１項の規定を適用して当該各戸ごとの料金を算定することができる。

（１）　第１項第１号に規定する住宅　各戸ごとにその水量を表示する機器を設置していること。

（２）　第１項第２号又は第３号に規定する住宅　各戸ごとの水量を一括して表示する機器を設置していること。

４　前項の規定により算定した料金は、別に定めるところにより、当該各戸の入居者から徴収する。

５　第３項の規定の適用を受ける住宅について、当該住宅に係るメーターにより計量した水量が当該各戸の水量の合計を超えるときは、別に定めるところにより、当該超えた水量に係る料金を使用者から徴収する。

八尾市例規集参照

6　第２項又は第３項の規定の適用を受けようとする住宅の使用者は、別に定めるところにより、これを管理者に申し込み、料金その他の取扱いに関し契約を締結しなければならない。

（使用の中止の届出のない場合の料金）

第２７条　条例第７条の規定による使用の中止の届出がないときは、水を使用しない場合でも、条例第25条第１項第１号の基本料金に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の合計額を加算して得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を徴収する。

（２月ごとに点検するものの料金の算定及び徴収）

第２８条　条例第21条第２項の 規定により点検するものは、当該点検をする日の属する月（以下「当月」という。）の前々月において同項の規定により点検した日の翌日から当月において同項 の規定により点検した日までの期間（以下この項及び第４項において「点検期間」という。）を２月とし、次の表の左欄に掲げる月の水量に係る料金をそれぞれ 同表の中欄に掲げる月に徴収する。ただし、管理者が別に定めるものについては、それぞれの月の水量に係る料金を当該右欄に掲げる月に徴収することができる。

点検期間のうち前半の１月	当 月 の 翌 月	当　　月
点検期間のうち後半の１月	当月の翌々月	当月の翌月

2　条例第21条第２項ただし書の規定により定例日を変更して点検するものについては、前項の表の左欄に掲げる各月の水量を均等とみなしてそれぞれ料金を算定する。

3　第１項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、同項に規定する料金を徴収する月を変更することがある。

4　条例第21条第２項本 文の規定により２月ごとの定例日に点検するものについて、同条例第30条第１項本文の規定により算定した第１項の表の左欄に掲げる月の水量に１立方メート ル未満の端数が生じた場合は、次の各号に掲げる月の水量をそれぞれ当該各号に定めるところによるものとして料金を算定する。

（１）　点検期間のうち前半の１月　条例第30条第１項本文の規定により算定した点検期間のうち前半の１月の水量から当該端数を切り捨てて得た量

（２）　点検期間のうち後半の１月　前号の規定により算定した点検期間のうち前半の１月の水量に１立方メートルを加えて得た量

5　前項の規定は、条例第21条第２項ただし書の規定により定例日を変更して点検するものについて、第２項の規定により第１項の表の左欄に掲げる各月の水量を均等とみなした場合において、それぞれの月の水量に１立方メートル未満の端数が生じたときの料金の算定について準用する。

6　条例第30条第３項の 規定により毎月徴収する料金については、当該年度の最初に徴収するものを第１―１期分といい、以下順次第１―２期分、第２―１期分、第２―２期分、第 ３―１期分、第３―２期分、第４―１期分、第４―２期分、第５―１期分、第５―２期分、第６―１期分及び第６―２期分という。

（使用中止等の場合の料金の算定方法）

第２８条の２　条例第30条第４項の規定する料金の算定方法は、管理者が別に定める。

（定例日の変更による使用日数15日以内のものの料金計算）

第２９条　条例第21条第２項ただし書の規定により定例日を変更したため、１月の使用日数が15日以内となつたときの料金の計算については、条例第26条第１項の規定を準用する。

（料金概算額の徴収）

第３０条　条例第32条第１項の規定による料金概算額は、おおむね次の各号により徴収する。

（１）　条例第37条の規定により給水を停止された者で、将来も滞納のおそれある者に対しては、２月分以内の料金概算額

（２）　給水装置を工事施行その他臨時用に使用するものに対する料金概算額は、次の基準による。ただし、使用開始後、２月の使用水量が料金概算額を超えると認められる場合は、その超過する額を追徴することができる。

メーターの口径	料金概算額
２０ミリメートル以下	５０，０００円
２５ミリメートル	７０，０００円
４０ミリメートル	１００，０００円
５０ミリメートル以上	１５０，０００円

八尾市例規集参照

（３）　その他管理者が必要と認める者に対しては、２月分以内の料金概算額

第３１条　削除

（料金等の徴収方法）

第３２条　料金その他の納付金は、口座振替又は納入通知書に基づく払込みの方法をもつて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の方法により徴収することができる。

（料金等の領収及び取扱人印）

第３３条　集金の方法で徴収する料金その他の納付金に対する領収書は、企業出納員の領収印及び取扱人の印があるものに限り有効である。

第５章　雑則

（身分を示す証明書）

第３４条　水道法第１７条第２項に規定する身分を示す証明書は、検査員証（別記様式）によるものとする。の規程の細目については、管理者が別に定める。

（細目）

第３５条　この規程の細目については、管理者が別に定める。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　八尾市水道使用条例施行細則（昭和 23 年９月 28 日）は、廃止する。

３　この規程施行の際、改正前の規程により施行された工事は、この規程により施行されたものとみなす。

附　則（昭和 36 年 12 月 25 日水管規程第 19 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 38 年９月 10 日水管規程第 23 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 38 年４月１日から適用する。

附　則（昭和 40 年 12 月１日水管規程第 11 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 41 年３月１日水管規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 41 年３月１日水管規程第２号）

この規程は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

附　則（昭和 41 年３月３日水管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 40 年 12 月１日から適用する。

附　則（昭和 41 年４月１日水管規程第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 42 年３月４日水管規程第８号）

この規程は、昭和 42 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 42 年７月６日水管規程第 14 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 43 年１月 25 日水管規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 43 年１月１日から適用する。

附　則（昭和 43 年５月１日水管規程第５号）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　この規程施行の際、現に局が所持する亜鉛メツキ鋼管および改正前の規程により施行された工事については、なお従前の例による。

附　則（昭和 45 年３月５日水管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 49 年２月 28 日水管規程第２号）

この規程は、昭和 49 年３月１日から施行する。

附　則（昭和 51 年 10 月１日水管規程第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 52 年３月 31 日水管規程第１号）

八尾市例規集参照

この規程は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和53年３月31日水管規程第２号）

この規程は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年11月21日水管規程第３号）

この規程は、昭和56年12月１日から施行する。

附　則（平成５年３月29日水管規程第２号）

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成９年９月30日水管規程第７号）

この規程は、平成９年10月１日から施行する。

附　則（平成10年１月30日水管規程第１号）

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月15日水管規程第９号）

（施行期日）

１　この規程は、平成13年１月１日から施行する。ただし、第11条及び第29条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現にこの規程による改正前の八尾市水道事業給水条例施行規程第26条又は第26条の２の規定の適用を受けている住宅は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてこの規程による改正後の八尾市水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第26条第２項又は第３項の規定の適用を受けている住宅とみなす。

３　前項の規定により新規程第26条第２項又は第３項の規定の適用を受ける住宅に係るその適用の区分については、八尾市水道事業管理者が別に定める。

４　新規程第26条の規定は、施行日以後における同条の規定の適用を受ける住宅の使用に係る料金について適用し、施行日前の当該住宅の使用に係る料金については、なお従前の例による。

５　新規程第27条の規定は、施行日以後の使用に係る中止の届出がない場合の料金の徴収について適用し、施行日前の使用に係る中止の届出がない場合の料金の徴収については、なお従前の例による。

附　則（平成14年２月26日水管規程第２号）

この規程は、平成14年３月１日から施行する。

附　則（平成14年３月27日水管規程第６号）

（施行期日）

１　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の八尾市水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第２８条の規定は、八尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成13年八尾市条例第２７号。以下「一部改正条例」という。）附則第２項の規定により一部改正条例による改正後の八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号）第２１条第２項の規定が適用される水道メーター（以下「メーター」という。）の点検により計量した料金算定の基礎となる水量（以下「水量」という。）に係る料金の算定及び徴収について適用し、一部改正条例附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされるメーターの点検により計量した水量に係る料金の算定及び徴収については、なお従前の例による。

３　一部改正条例附則第２項の規定により一部改正条例による改正後の八尾市水道事業給水条例第21条第２項の規定が次の表の左欄に掲げる日から適用されるものに係る附則第２項の規定により新規程第28条第１項の規定が適用される料金のうち、平成１４年度において最初に徴収するものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

平成１４年４月１日	１－１期分
平成１４年５月１日	１－２期分
平成１４年６月１日	２－１期分
平成１４年７月１日	２－２期分

八尾市例規集参照

附　則（平成15年3月12日水管規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成17年7月1日水管規程第9号）

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の八尾市水道事業給水条例施行規程第16条第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る工事について適用し、施行日前の申込みに係る工事については、なお従前の例による。

附　則（平成26年1月21日水管規程第1号）

（施行期日）

1　この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の八尾市水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第27条の規定は、消費税法に規定する消費税の税率又は地方税法に規定 する地方消費税の税率が改正された日（以下「改正日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、改正日以後最初のメーター点検日が改正日の属する月（以下「当月」という。）中であるもの（改正日以後最初のメーター点検日が当月の翌月であるもの（以下「特定料金」という。）にあっては、次項で定める部分）については、なお従前の例による。

3　前項に規定する特定料金において、新規程第28条に規定する期間のうち、前半の1月分の料金については、なお従前の例による。

２．１５　八尾市水道事業加入金徴収に関する取扱要綱

昭和４９年　3月　1日

局　長　通　達

改正　昭和４９年　9月　1日
昭和５６年１１月３０日
平成１１年１１月２６日

八尾市水道事業加入金徴収に関する取扱要綱

この要綱は、八尾市水道事業給水条例（昭和３３年八尾市条例第１８７号。以下「条例」という。）第３２条の２に規定する加入金の徴収に関し、必要な事項を定める。

1　給水装置メーター口径の決定

設計審査におけるメーター口径の決定は、別に定める給水器具取付個数基準に基づくものとする。

2　加入金の徴収基準

(1) １戸（箇所）に１のメーターを設置するときは、メーター口径により徴収する。

(2) １戸（箇所）に２以上のメーターを新設するときは、各メーター口径ごとに計算した合計額を徴収する。

(3) 既設の共用給水装置から使用者の一部が新設するときは、メーター口径により徴収する。

(4) 既設の共用給水装置を廃止し、使用者の全部が新設するときは、新口径に係る額の合計額と旧口径に係る額との差額を徴収する。

(5) 既設の給水装置を改良工事するときは、当該改良工事を行う給水装置について、新口径に係る額と旧口径に係る額のそれぞれの合計額の差額を徴収する。

(6) メーター口径１２５ミリメートルの給水装置を増径するときは、メーター口径１５０ミリメートルの給水装置とみなし、新口径に係る額との差額を徴収する。

(7) 市内間で住所を移転する場合に、移転先において給水装置の新設をするときは、メーター口径により徴収する。

(8) 給水装置を工事施行その他臨時用に設置するときは、メーター口径により徴収する。

(9) 条例改正に基づく加入金の額の改定時においては、給水装置の新設及び増径工事の申込が、条例の当該改正施行日（以下「改定日」という。）前であつても、改定日以後６月以内にしゅん工検査が完了しないものについては、改定日以後の申込に係る額を徴収する。ただし、管理者が正当な理由がありその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　親メーターと子メーターの取扱

(1) 中高層住宅、マンション、工場等において、貯水槽を設置する場合は、親メーターの口径により徴収する。

(2) アパート、寮等において、各室にメーターを設置する場合においても、親メーターが設置されるときは、親メーターの口径により徴収する。

(3) 同一敷地内で工場および社宅等が混在する場合において、社宅等の各戸にメーターを設置する場合においても、親メーターが設置されるときは、親メーターの口径により徴収する。

4　私設消火せんおよび防火用水槽の取扱

(1) 私有地に設置する私設消火せんは、メーター口径に対応する額を徴収する。

(2) 防火用水槽を設置するときは、メーター口径により徴収する。

(3) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３２条に規定する協議にかかる開発行為について、私設消火せんおよび防火用水槽を設置するときは、前２項に準ずる。

5　区域外給水の取扱

八尾市以外の区域へ給水する場合については、条例第３２条の２およびこの要綱に規定する事項を適用する。

6　加入金の徴収時期の特例

(1) 住宅、団地等の造成により宅地内に先行して工事を施行するときは、先行工事申込の際徴収せず、給水装置工事申込の際徴収する。

(2) 住宅、団地等の造成により道路舗装される場合に、宅地内に止水栓までの取出し工事を先行するときは、先行工事申込の際徴収せず、給水装置工事申込の際徴収する。

7　加入金の免除

(1) 公道および私有道路に私設消火せんを設置するとき。

(2) メーター口径１２５ミリメートルの給水装置をメーター口径１５０ミリメートルの給水装置に増径工事するとき。

(3) 八尾市以外の水道事業から区域外給水を受けていたものが、新たに八尾市から給水を受けることになつたとき。

8　加入金の追徴、還付

(1) 給水装置工事申込後、工事内容の変更によりしゅん工検査前に増径をしたときは、追徴する。

(2) 給水装置工事申込が、改定日前であつても、改定日以後６月以内にしゅん工検査が完了しないものについては、改定日以後の申込に係る額と改定日前の申込に係る額との差額を追徴する。

(3) 給水装置工事申込後、工事内容の変更によりしゅん工検査前に減径または戸数減をしたときは、還付する。

(4) 給水装置工事申込後、しゅん工検査前に工事を中止し取り消したときは、還付する。

(5) 給水装置を工事施行その他臨時用に設置し、後日当該給水装置を分岐箇所から撤去したときは、還付する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、昭和４９年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　工事の申込が条例適用日（以下「適用日」という。）前であっても、工事費概算額の納入が適用日前に行われた場合は、適用日から６月以内に工事に着手しなかつたとき、また、工事費概算額の納入が適用日以後に行われた場合は、納入の翌日から６月以内に工事に着手しなかつたときは、加入金を徴収する。

附　則（昭和４９年９月１日一部改正）

この要綱は、昭和４９年９月１日から施行する。

附　則（昭和５６年１１月３０日一部改正）

この要綱は、昭和５６年１２月１日から施行する。

附　則（平成１１年１１月２６日一部改正）

この要綱は、平成１１年１２月１日から施行する。

平成 11 年 11 月 26 日制定

八尾市水道事業加入金徴収に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

八尾市水道事業加入金徴収に関する取扱要綱（昭和 49 年水道局要綱）の一部を次のように改正する。

第 2 項第 5 号を次のように改める。

（5）既設の給水装置を改良工事するときは、当該改良工事を行う給水装置について、新口径に関わる額と旧口径に関わる額のそれぞれの合計額の差額を徴収する。

附則

この要綱は、平成１１年１２月１日から施行する。

２．１６　八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程

八尾市例規集参照

平成１０年　１月３０日
水道局管理規程第　２号
改正　平成１２年　２月　３日水管規程第　２号
平成１２年１２月１５日水管規程第１２号
平成１４年　３月２７日水管規程第　７号
平成２４年　７月　９日水管規程第　６号
平成２６年１０月２０日水管規程第　９号

八尾市給水工事公認業者に関する規程（昭和 49 年八尾市水道局管理規程第 10 号）の全部を改正する。
八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、八尾市水道事業給水条例（昭和 33 年八尾市条例第 187 号。以下「給水条例」という。）第 13 条第３項の規定に基づき、八尾市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）の適正な施行を確保することを目的とする。

（業務処理の原則）

第２条　指定工事業者は、法、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。）、給水条例、八尾市水道事業給水条例施行規程（昭和 33 年八尾市水道局管理規程第 5 号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第２章　指定工事業者の指定等

（指定の申請）

第３条　給水条例第 13 条第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第１による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

（２）　八尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年八尾市条例第 29 号）第３条第２項に 定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 10 条第１項の規定によりそれぞれの事業所に おいて選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免 状（以下「免状」という。）の交付番号

（３）　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

（４）　事業の範囲

３　前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

（１）　次条第１項第３号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

（２）　法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

４　前項第１号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第２によるものとする。

（指定の基準）

第４条　管理者は、前条第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

（１）　事業所ごとに第 10 条第１項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（２）　次に定める機械器具を有する者であること。

八尾市例規集参照

ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具
イ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
エ　水圧テストポンプ

（３）　次のいずれにも該当しない者であること。
ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
ウ　第７条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定工事業者証書の交付）

第５条　管理者は、第３条第１項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に別記様式による証書（以下「指定工事業者証書」という。）を交付する。

２　指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第７条第１項の規定により指定を取り消されたときは、指定工事業者証書を管理者に返納するものとする。

３　指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第７条第２項の規定により指定を停止されたときは、休止又は停止が終わるまでの間指定工事業者証書を管理者に返納するものとする。

（変更等の届出）

第６条　指定工事業者は、次の各号の１に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

（１）　事業所の名称及び所在地
（２）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（３）　法人にあっては、役員の氏名
（４）　主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に施行規則に定められた様式第 10 による届出書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（１）　前項第２号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
（２）　前項第３号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第２による第３条第３項第１号の誓約する書類及び登記簿の謄本

３　第１項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、施行規則に定められた様式第 11 による届出書を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し又は停止）

第７条　管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第１項の指定を取り消すことができる。

（１）　不正の手段により第３条第１項の指定を受けたとき。
（２）　第４条各号に適合しなくなったとき。
（３）　第６条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
（４）　第 10 条各項の規定に違反したとき。
（５）　第 11 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
（６）　第 14 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
（７）　第 15 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
（８）　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

２　前項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、６月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

八尾市例規集参照

3　前２項の指定の取消し又は停止は、八尾市水道局給水装置にかかる違反行為審査委員会（以下「違反行為審査委員会」という。）の意見を聴取して決定する。

4　　違反行為審査委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

（指定等の告示）

第８条　次の各号に該当するときは、そのつど告示する。

（１）　第３条第１項の指定をしたとき。

（２）　第６条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。

（３）　第７条第１項の指定の取消し又は同条第２項の指定の停止をしたとき。

第３章　主任技術者

（主任技術者の職務等）

第９条　主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

（１）　給水装置工事に関する技術上の管理

（２）　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

（３）　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第４条に定める基準に適合していることの確認

（４）　給水装置工事に関し、市と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ　第 11 条第２号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ　給水装置工事を完了した旨の連絡

2　給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（主任技術者の選任等）

第１０条　指定工事業者は、第３条第１項の指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2　指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3　指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第３による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4　　指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。た だし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第４章　指定工事業者の義務

（事業の運営に関する基準）

第１１条　指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

（１）　給水装置工事ごとに第 10 条第１項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第９条第１項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

（２）　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物 に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実 地に監督させること。

（３）　前項に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

（４）　主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

（５）　次に掲げる行為を行わないこと。

ア　政令第５条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

八尾市例規集参照

イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

（６）　施行した給水装置工事ごとに、第１号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

ア　施主の氏名又は名称

イ　施行の場所

ウ　施行完了年月日

エ　主任技術者の氏名

オ　しゅん工図

カ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ　第９条第１項第３号の確認の方法及びその結果

（給水装置工事の申請）

第１２条　指定工事業者が給水装置工事を施行しようとするときは、次の各号に掲げる書類を管理者に提出して、給水条例第 12 条第２項に規定する設計審査を受けなければならない。ただし、給水条例第 17 条第３項の修繕工事を施行する場合は除くものとする。

（１）　給水装置工事申込書（給水装置工事施行委任状を含む。）

（２）　給水装置工事設計書

（３）　その他工事施行に必要な書類

（しゅん工検査）

第１３条　指定工事業者は、給水条例第 12 条第２項に規定するしゅん工検査を受けるため工事完了後速やかに工事しゅん工届を管理者に提出し、検査を受けなければならない。ただし、給水条例第 17 条第３項の修繕工事を施行する場合は除くものとする。

２　指定工事業者は、前項の検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければならない。

（主任技術者の立会い）

第１４条　管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第 11 条第１号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第１５条　管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（研修の実施）

第１６条　管理者は、給水装置工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者及び主任技術者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする研修を実施し、又は他の者が実施する研修会等についての情報の提供を行うことができる。

２　前項に規定する研修の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

第５章　雑則

（施行細目）

第１７条　この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　八尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成９年八尾市条例第 25 号。以「改正後の給水条例」という。）附則第３項の届出は、民間活動に係る規制 の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第２条第２項の出に関する省令（平成９年厚生省令第 60 号）により定められ た別記様式による届出書提出して行うものとする。

八尾市例規集参照

3　前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

4　第２項の届出を行うものは、届出と同時にこの規程による改正前の八尾市給水工事公認業者に関する規程（以下「旧規程」という。）第１１条に規定する証書を管理者に返納しなければならない。

5　管理者は、第２項の届出の受理後、速やかにこの規程による改正後の八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程（以下「新規程」という。）第５条に定める指定工事業者証書を交付する。

6　第２項の規定により、改正後の給水条例第 13 条第１項の指定を受けた者とみなされる者について、新規程第 11 条を適用する場合においては、平成 11 年３月 31 日までの間、同条第１号、第４号及び第６号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による責任技術者の資格を有する者」とする。

7　平成 10 年３月 31 日において次の各号の１に該当する者は、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成８年厚生省令第 69 号）附則第２条第１項に定める経 過措置の適用並びに前項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による責任技術者の資格を有するものにあたるとみなす。

（１）　旧規程に基づく責任技術者として登録をうけている者

（２）　旧規程に規定する責任技術者として登録資格を有する者

（３）　その他管理者が前項の者に相当すると認める者

附　則（平成 12 年２月３日水管規程第２号）

この規程は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年 12 月 15 日水管規程第 12 号）

この規程は、平成 13 年１月６日から施行する。

附　則（平成 14 年３月 27 日水管規程第７号）

この規程は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 12 月 25 日水管規程第７号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第 16 条の規定は、平成 20 年 11 月 17 日から適用する。

附　則（平成 24 年７月９日水管規程第６号）

この規程は、平成 24 年７月９日から施行する。

（別記様式）

八尾市例規集参照

指　　定　　証

指　定　番　号　　第　　号

指 定 年 月 日　　平成　　年　　月　　日

住所

氏名又は名称

（法人にあっては代表者の氏名）

上記の者は八尾市水道事業給水条例第１３条第１項に定める八尾市指定給水装置工事事業者であることを証する。

平成　　年　　月　　日

八尾市水道事業管理者

印

（大きさＡ４版）

２．１７　八尾市水道局指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第２５条の１１第１項の規定に基づく指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の指定の取消し、又は八尾市水道事業給水条例（昭和３３年八尾市条例１８７号）第１３条第２項に基づく指定工事業者の停止（以下「処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（処分の基準）

第２条　八尾市水道事業管理者（以下「水道事業管理者」という。）は、別表の八尾市水道局指定工事業者の指定取消し・停止基準細目表（以下「細目表」という。）に基づき、指定工事業者に対して処分をすることができる。ただし、細目表に掲げる処分のうち停止については、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情がある場合において、これを適用する。

２　水道事業管理者は、前項の処分に替えて、警告、指導その他指定工事事業者制度の運営上必要な措置（以下「警告等」という。）を講じることができる。

３　前２項の処分又は警告等は、八尾市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴取して行う。

（調査）

第３条　指定工事業者が細目表に掲げる事由のいずれかに該当するときは、違反行為報告書（様式第１号）を作成し、速やかに当該事由の調査（現場の調査、証拠又は資料の収集及び関係者の事情聴取を含む。）を実施しなければならない。

２　前項の調査は、経営総務課総務係長及び施設整備課給水係長（以下「調査員」という。）があたるものとする。

３　調査員は、調査の終了後、違反行為に関する調書（様式第２号）を作成し、第１項の違反行為報告書とともに水道事業管理者に提出しなければならない。

４　前項に規定する提出があったときは、水道事業管理者は、速やかに委員会に諮問しなければならない。

（審議）

第４条　委員会は、前条に規定する諮問に応じて審議し、その結果を水道事業管理者に対して答申するものとする。

（意見陳述）

第５条　水道事業管理者は、処分をしようとする場合は、次の各号の区分に従い、当該処分の名あて人となるべきものについて、当該各号に定める意見陳述のための手続きを執らなければならない。

(1) 指定の取消しをしようとする場合　　聴聞（行政手続法（平成５年法律第８８号）に定めるところによる。）

(2) 指定の停止をしようとする場合　　聴聞又は弁明の機会の付与（八尾市行政手続条例（平成８年八尾市条例第２８号）に定めるところによる。）

２　前項の聴聞は、水道事業管理者が指名する職員が主宰する。

３　緊急に処分をする必要があるときは、第１項の規定は、適用しない。

（通知）

第６条　処分を決定したときは、速やかにその旨を当該指定工事業者に指定取消し（停止）通知書（様式第３号）により通知しなければならない。

２　指定工事業者に対して警告を行うときは、速やかにその旨を当該指定工事業者に警告書（様式第４号）により通知しなければならない。

（告示）

第７条　処分をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（審査請求）

第８条　指定の取消し（第５条第１項第１号の聴聞を経てされた場合を除く。）又は指定の停止に不服がある者は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の定めるところにより、審査請求をすることができる。

（指定の再申請等）

第９条　指定工事業者の指定を取消され、その取消した日から２年を経過しない者は、新たに指定工事業

者の指定を受けることができない。

２　指定工事業者の指定を停止し、その停止した日から当該停止の期間を経過しない者は、市の給水区域内において、新たに給水装置工事（以下「工事」という。）の申請又は施行その他の工事に関する業務をしてはならない。

（施行中の給水装置工事の取扱い等）

第１０条　水道事業管理者は、処分をした時点において、当該処分をされた者がすでに施行している工事については、水道局の指揮監督により速やかにしゅん工させ、必要な検査を受けさせるものとする。

２　水道事業管理者は、処分をした時点において、当該処分をされた者に係る工事が施行していないときは、当該工事の申込者と協議し、他の指定工事業者に施行させるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成１１年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に指定工事業者が細目表に掲げる事由のいずれかに該当する場合の処分については、なお従前の例による。

３　八尾市給水工事公認業者等の違反行為に対する処分基準及び八尾市給水工事公認業者指導基準は、廃止する。

附　則　（平成２８年４月１日一部改正）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

八尾市水道局　指定工事業者の指定取消し・停止基準細目表

事由		細目	処分
1　不正の手段により第３条第１項の指定を受けたとき。			取消し
2　第４条各号に適合しなくなったとき。	（１）　事業所ごとに給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置かないとき。		取消し
	（２）　次に定める機械器具を有しないとき。 ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ　ヤスリ、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ　水圧テストポンプ		取消し
	（３）　次のいずれかに該当するとき。 ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないとき イ　水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しないとき ウ　指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないとき エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるとき		取消し又は停止
3　第６条の規程による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	（１）　下記に掲げる事項に変更があった旨を、３０日以内に水道事業管理者に届け出ないとき、又は虚偽の届出をしたとき。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ウ　法人にあっては、役員の氏名 エ　主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 （２）　事業の廃止、休止の日から３０日以内に所定の届出書を水道事業管理者に提出しないとき、又は虚偽の届出書を提出したとき。 （３）　事業の再開の日から１０日以内に所定の届出書を水道事業管理者に提出しないとき。又は虚偽の届出書を提出したとき。		取消し又は停止
4　第１０条各項の規定に違反したとき。	（１）　指定を受けた日から１４日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、水道事業管理者に届け出ないとき。		取消し
	（２）　選任した主任技術者が欠けたが、１４日以内に新たに主任技術者を選任し、水道事業管理者に届け出ないとき（主任技術者が全くいなくなってしまったとき。）。	・主任技術者が全くいなくなったが、１４日を過ぎても新たな選任届を提出しないとき。	取消し
		・新たな主任技術者の選任届が１４日を過ぎて提出されないとき。	停止
	（３）　主任技術者の選任又は解任を、遅滞なく水道事業管理者に届け出ないとき（複数の主任技術者を選任している場合で、その一部の選任又は解任を行ったとき。）。	・選任又は解任届を、合理的な理由がないのに直ちに届け出ないとき。	取消し又は停止

事	由	細　　目	処　　分
	（４）　主任技術者の兼任により、主任技術者の職務に支障が生じたとき。		取消し又は停止
５　第１１条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。	（１）　給水装置工事ごとに主任技術者を指名しないとき。		取消し又は停止
	（２）　分岐工事（配水管穿孔工事）及び配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させないとき、又は実地に監督させないとき。	・善良なる管理者の注意義務を怠ったり、技能者等の従業員の指揮監督が不十分な結果、地下埋設物等（配水管や他の地下埋設物）を破損（変形・異常が生じる）させたとき。 ・地下埋設物等を破損し、そのまま放置したとき。	取消し又は停止
	（３）　前項に掲げる工事を施行するときに、あらかじめ水道事業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行しないとき。	・水道事業管理者の承認を受けないで水道施設（仕切弁等）を操作したとき。 ・掘削許可等の条件に違反したとき。 ・工事中保安設備を怠ったとき。 ・水道事業管理者の承認を受けないで量水器より内側で給水装置の改良又は増設をしたとき。 ・担当職員の指示に正当な理由もなく従わなかったとき。 ・その他、工事上の条件に違反するとき。	取消し又は停止
		・未検査又は検査不合格にもかかわらず通水したとき。 ・水道事業管理者の承認を受けないで以下の行為を行ったとき。 ア　量水器を取付けしたとき。 イ　休止中の給水装置を開栓したとき。 ウ　量水器外から分岐したとき。 エ　残置管から引込んだとき。 ・その他、水道事業管理者の承認を受けないで配水管への穿孔を伴わない給水装置工事を施行したとき。	取消し又は停止
	（４）　水道法施行令第４条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	・給水装置以外の水管その他事故及び危険の発生する恐れのある設備等に直結する工事を施工したとき。 ・その他、水道法施行令第４条の給水装置の構造及び材質基準に違反したとき。	取消し又は停止
	（５）　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。		取消し又は停止

事	由	細　　目	処　　分
	（６）　給水装置工事ごとに所定の記録を３年間保存しないとき。		取消し又は停止
６　第１４条の規程による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	水道法第１７条に基づく給水装置のしゅん工検査に関し、当該工事に指名された主任技術者（又は、当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者）の立会いの求めに、正当な理由なく応じないとき。	・担当職員の指示に正当な理由もなく従わなかったとき。	取消し又は停止
７　第１５条の規程による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	（１）　給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに、正当な理由なく応じないとき。	・担当職員の指示に正当な理由もなく従わなかったとき。	取消し又は停止
	（２）　給水装置工事に関して虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。		取消し
８　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。		処分理由１から７の細目に該当しないもので、無届けで配水管に穿孔したとき等、その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	取消し又は停止

（注）　（１）　事由欄の条項は、八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程第７条第１項各号の規定
（２）　細目欄は、処分事由の中で例示的に掲げたものである。従って、これ以外の行為であっても、規程第７条第１項の各号に該当するものは、処分の対象となる。
（３）　停止処分の期間は、６月以下である。

様式第1号(違反行為報告書)

受　　付

違 反 行 為 報 告 書

八尾市水道事業管理者

様

平成　　年　　月　　日

報告者	係 長	課長補佐	課 長

違反行為者	

違 反 行 為 の 内 容 等	
記入事項(1)発見の原因、現場の状況 (2)調査対象者及び連絡先等 (3)その他の特記事項	報告者 発見年月日及び場所 発見　平成　　年　　月　　日 場所 見取図

様式第2号(違反行為に関する調書)

違反行為に関する調書

違反行為報告受付番号 (受付年月日)	受付番号　　(受付・平成　　年　　月　　日)
調査年月日	平成　　年　　月　　日
調査担当者	経営総務課総務係長　　印 施設整備課給水係長　　印
調査項目	記入事項は下記のとおり

記入事項

(1)水栓番号

(2)給水装置場所

(3)施主

①施主の名前 ②住所 ③連絡先 ④電話番号

(4)水道使用者の履歴

①使用者名 ②用途 ③開閉栓月日 ④使用水量 ⑤電話番号

(5)水道工事業者(施工者)

①業者の名前 ②住所 ③連絡先 ④電話番号

(6)給水装置の構造

①量水器口径 ②分岐 ③使用材料 ④道路復旧状態 ⑤その他

(7)その他

①違反に至る経緯 ②盗水の有無③その他

記入欄

様式第３号

指定取消し（指定停止）決定通知書

八水第　　号
平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　様

八尾市水道事業管理者

八尾市水道事業給水条例第１３条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

処分の内容	指定取消し　　指定停止
処分日	平成　　年　　月　　日
処分期間（停止）	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日まで
処分の根拠となる条項	八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程第７条第１項 第　号（水道法第２５条の１１第１項第　号）に該当
処分の原因となる事実	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か起算して３か月以内に、八尾市長に対して審査請求をすることができます。

（記入上の注意）　上記の表示については、第８条の審査請求ができる場合にのみ記入してください。

様式第４号

八水第　　号
平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　様

八尾市水道事業管理者

警　　告　　書

八尾市指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱第６条第２項により下記のとおり警告します。

記

警告の原因となる事　実	

（平成25年7月1日水道局要綱第５号）

２．１８　八尾市水道事業給水条例の違反処分に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八尾市水道事業給水条例（昭和３３年八尾市条例第１８７号。以下「条例」という。）第３７条第１号から第４号までの規定に該当する者（以下「該当者」という。）に対する過料処分を行うための基準その他の必要な事項を定めるものとする。

（調査）

第２条　八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、条例第３７条第１号から４号までの規定に該当する行為（以下「違反行為」という。）が行なわれた疑いがあるときは、速やかに当該事実の調査（現場の調査、証拠又は資料の収集及び関係者からの聴取を含む。）を実施するとともに、違反行為報告書（様式第１号）を作成しなければならない。

２　管理者は、調査の結果、過料処分の検討を要すると判断した場合は、違反行為に関する調書（様式第２号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（文書等による指導）

第３条　管理者は、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要であると認めるときは、該当者に対し勧告または指導を行うことができる。

（処分の基準）

第４条　過料処分の基準は、別表１の過料基準細目表（以下「細目表」という。）による。

２　市長は、前項の規定にかかわらず該当者に次に掲げる斟酌すべき特段の事情がある場合において、これを適用しない。

（１）違反行為が故意でなく、かつ悪質でもない場合

（２）その損害が軽微と認められる場合

（３）その他市長が特に認めた場合

（審議）

第５条　市長は、違反行為に対する処分等の決定は、八尾市水道局給水装置にかかる違反行為審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴取して行う。

２　委員会は、違反行為について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（意見陳述）

第６条　市長は、過料処分を行う場合は、あらかじめ該当者に、告知をするとともに、八尾市水道局聴聞等の手続きに関する規程（平成９年水道局管理規程第２号）により弁明の機会を与えなければならない。

（通知）

第７条　市長は、処分を決定したときは、速やかにその旨を該当者に過料処分決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（その他）

第８条　本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。
２　施行日前の違反行為で、施行日以後行う違反行為に係る処分については、この要綱の例による。

附　則　（平成２８年４月１日一部改正）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表１（該当者の過料基準細目表）

事由	細目	過料
条例第３７条第１号に該当		1万円
条例第３７条第２号に該当	管理者の許可を得ないで販売した場合で悪質なとき	1万円
	給水を著しく濫用した場合	５千円
条例第３７条第３号に該当	無届けで配水管に穿孔した場合	1万円
	給水装置以外の管、その他事故及び危険の発生する恐れのある設備等に直結した場合	1万円
	メーター内を無届け工事した場合	８千円
	無届けで水道施設（仕切弁等）を操作した場合	７千円
	未検査又は検査不合格で通水した場合	７千円
	無届け、又は工事許可を受けないで工事施工した場合	６千円
	水道管を破損し、放置した場合	５千円
	規格外の材料を使用した場合	５千円
条例第３７条第４号に該当	消火栓（私設消火栓を含む）を無届けで使用した場合	７千円

様式第1号（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

違 反 行 為 報 告 書

（あて先）
八 尾 市 長

八尾市水道事業管理者

該　　当　　者	
違反行為等の内容等	
記入事項　(1) 発見の原因・現場の状況 (2) 調査対象者及び連絡先等 (3) その他の特記事項	報告者
	発見年月日
	場所
	見取図

報告者	係長	課長補佐	課長

受　付

様式第２号（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

違反行為に関する調書

八尾市長

八尾市水道事業管理者

<table>
<tr><td>(1) 水栓番号</td><td colspan="2"></td><td>(2) 給水装置場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) 違反行為者</td><td colspan="2">①施主の名前</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">(4) 水道使用者の履歴</td><td colspan="2">①水道使用者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②用途</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③使用開始日
（開栓日）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④使用水量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 給水装置構造</td><td>①量水器
口　径</td><td></td><td>②分岐</td><td></td><td>③使用
材　料</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">④道路復旧状態</td><td></td><td>⑤その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(6) その他必要記入事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第３号(第７条関係)

第　　号
年　　月　　日

過料処分決定通知書

氏名	様
住所	

八尾市長　　印

あなたは、次のとおり八尾市水道事業給水条例第３７条の規定に違反しました。
八尾市水道事業給水条例第３７条の規定により、金　　円の過料に処することを決定したので、八尾市水道事業給水条例の違反処分に関する要綱第６条の規定により通知しますので、現金又は納入通知書によりお支払いください。

確認日時	年　月　日　午前・午後　時　分頃
場所	八尾市　　付近
行為の内容	□　料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正行為を行った。 □　給水を濫用し、又は水道事業管理者の許可を得ないで、これを販売した。 □　正規の手続を経ず、給水工事（水道法16条の２第３項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く）を行い、又は給水装置を使用した。 □　消火のためのほか、水道事業管理者に届け出ないで私設消火せんを使用した。 □　八尾市水道局職員の職務の執行を拒み、又は妨害した。

(教示)

1　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、八尾市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、八尾市(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)を被告として大阪地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

２．１９　給水工事諸費用徴収に関する取扱要綱

制定　平成　８年１０月　１日
改正　平成１１年　２月１０日
改正　平成１８年　４月　１日
　　平成２６年　２月２８日

この基準は、八尾市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第１６条第３項、第３３条第１項及び第２項並びに八尾市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第１６条第２項及び第１６条の２に基づく給水装置工事諸費用の徴収に関し、必要な事項を定める。

１　断水費

施行規程第１６条第２項第１号に定める断水費は、次に掲げるとおりとする。

口　　径	単　　価
７５～１２５㎜	２０，０００円
１５０～２００㎜	２９，０００円
２５０～３００㎜	３９，０００円

①　この費用は、消費税額及び地方消費税額の合計額を別途徴収する。
②　給水管及び配水管を切断・撤去等をする際、口径７５ｍｍ以上の配水管を断水する場合について適用する。
③　昼夜間とも同額とする。
④　断水する管の最大口径の金額を適用する。

２　夜間立会費

施行規程第１６条第２項第２号に定める夜間立会費は、次に掲げるとおりとする。

口　　径	単　　価
１３　～　２５㎜	２３，０００円
３０　～　５０㎜	３０，０００円
７５㎜以上	３８，０００円

①　この費用は、消費税額及び地方消費税額の合計額を別途徴収する。
②　午後１０時より翌朝午前５時までの間に施行する工事に職員が現場に立会する場合に適用する。

３　事務費

施行規程第１６条の２の管理者が別に定める費用のうち、事務費については、次に掲げるとおりとする。

口　　径	単　　価
１３㎜	６，５００円
２０㎜	６，５００円
２５㎜	８，３００円

３０㎜	１０，０００円
４０㎜	１３，０００円
５０㎜	１７，０００円
７５㎜	２６，０００円
１００㎜	３６，０００円
１５０㎜	５６，０００円
２００㎜	７３，０００円

① この費用は、消費税額及び地方消費税額の合計額を別途徴収する。
② 布設先行及び給水条例第３３条第１項第１号２号のただし書きに定める改良工事を除く給水装置工事に適用する。
③ 布設先行及び給水条例第３３条第１項第１号２号のただし書きに定める改良工事の事務費は２分の１とする。
④ 工事の取り消しの場合は、既納の事務費の２分の１を還付する。
⑤ 費用は、最大分岐口径の金額を適用する。

4　区域外給水調査費

施行規程第１６条の２の管理者が別に定める費用のうち、区域外給水調査費については、次に掲げるとおりとする。

	単　　価
区域外給水調査費	１４，０００円

①　この費用は、消費税額及び地方消費税額の合計額を別途徴収する。
②　同時期・同現場で申請があった場合は、２カ所以上であっても１カ所として計算する。

5　設計手数料

条例第３３条２項の管理者が別に定める費用のうち、設計手数料については、次に掲げた金額を上限とする。

口　　径	単　　価
２００㎜以下	３３２，０００円

①　この費用は、消費税額及び地方消費税額の合計額を別途徴収する。
②　設計手数料は、次の式により算出する。
設計手数料＝６０．８×作業時間（分）＋６２
③　上記の式により算出された金額が、上限表の金額を越えれば上限表の金額を、上限表の金額以下の場合は、算出した金額を請求する。
④　請求する金額は、百円単位を切捨てする。
⑤　ここに掲げた設計手数料は、給水装置部分の設計する費用で、貯水槽の２次側などを設計する費用は、内容により管理者が別に定める。

附　則

１　この基準は、平成８年１０月１日から施行する。

２　この基準の施行日前に行われた給水装置工事については、なお従前の例による。

附　則　（平成１１年２月１０日）

１　この基準は、平成１１年２月１０日から施行する。

２　この基準の施行日前に行われた給水装置工事については、なお従前の例による。

附　則　（平成１８年４月１日）

１　この基準は、平成１７年７月１日から施行する。

２　この基準の施行日前に行われた給水装置工事については、なお従前の例による。

附　則　（平成２６年２月２８日）

１　この取扱基準の改正後は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この基準の施行日前の給水装置工事の申込に係る給水装置工事諸費用については、なお従前の例による。

手数料・費用算出基準

手数料・費用の徴収は、次の方法により算出する。(但し金額は、平成26年4月1日現在)

1.新設工事

(例－1)

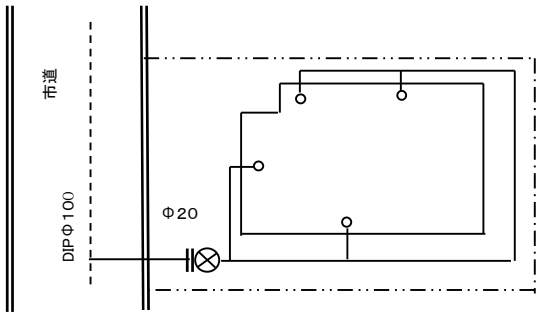

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	1×6,500		520	1×1,500	1×2,000		10,500
金　額	6,500		520	1,500	2,000		10,520

(例－2)

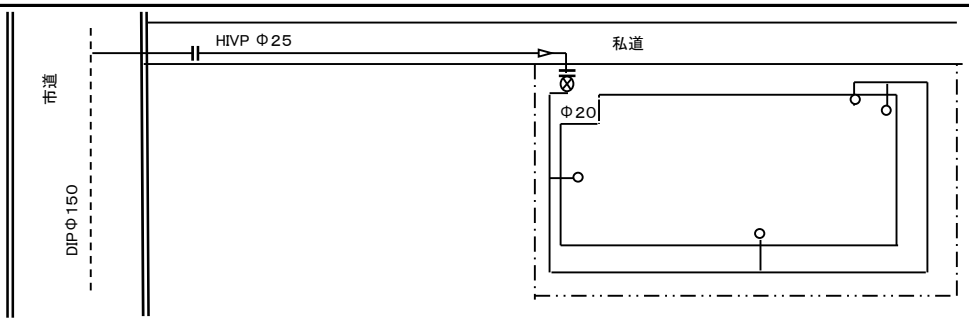

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20							
25	1×8,300		664	1×1,500	1×1,500		12,464
金　額	8,300		664	1,500	2,000		12,464

(例－3)

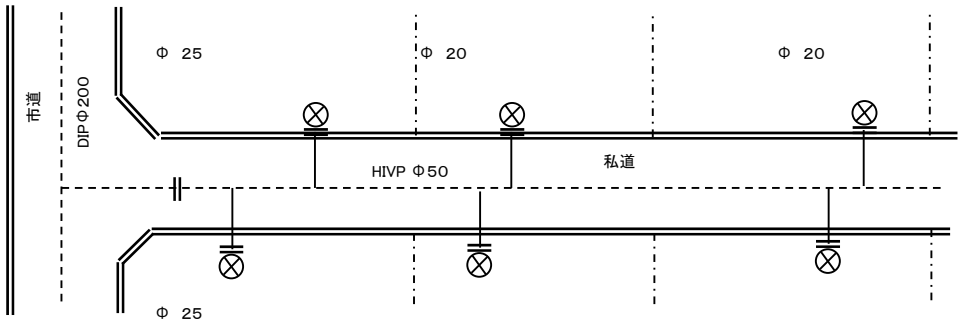

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	4×6,500		2,080	4×1,500	4×2,000		42,080
25	2×8,300		1,328	2×1,500	2×2,000		24,928
金　額	42,600		3,408	9,000	12,000		67,008

(例－4)

臨時 ⟶ 新設

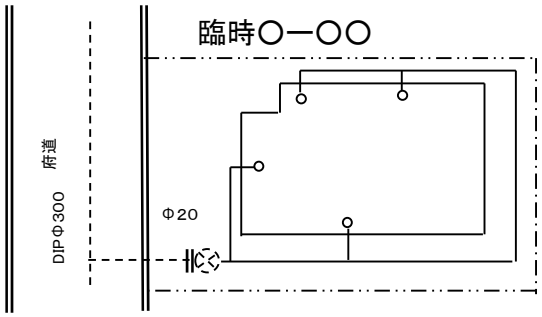

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	1×6,500		520	1×1,500	1×2,000		10,520
金　額	6,500		520	1,500	2,000		10,520

(例－5)

臨時 ⟶ 新設

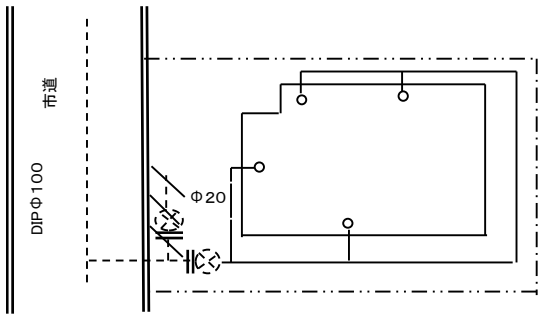

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	1×6,500		520	1×1,500	1×2,000		10,520
金　額	6,500		520	1,500	2,000		10,520

(例－6)

臨時 ⟶ 新設

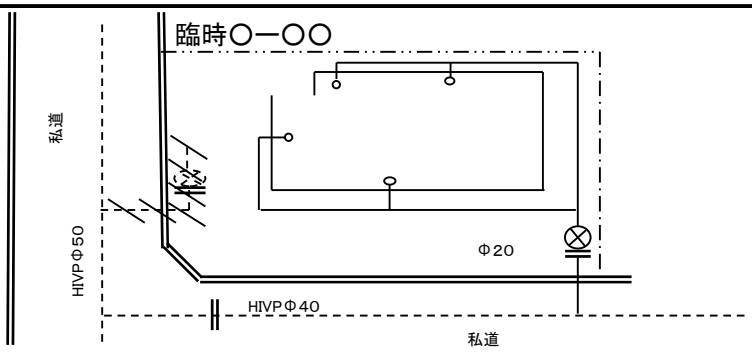

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	2×6,500		1,040	2×1,500	2×2,000		21,040
金　額	13,000		1,040	3,000	4,000		21,040

2.一般改良工事

（例－7）

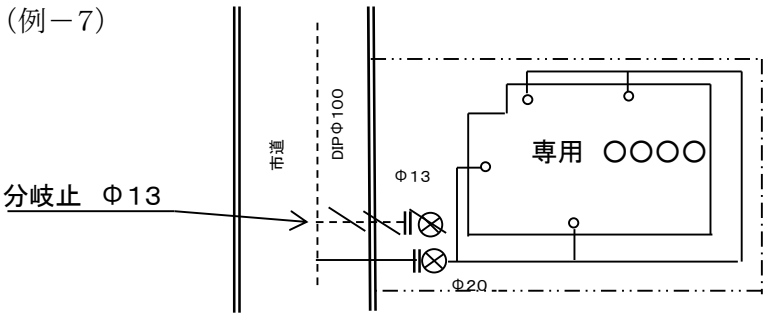

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	1×6,500		520	1×1,500	1×2000		10,520
金　額	6,500		520	1,500	2,000		10,520

（例－8）

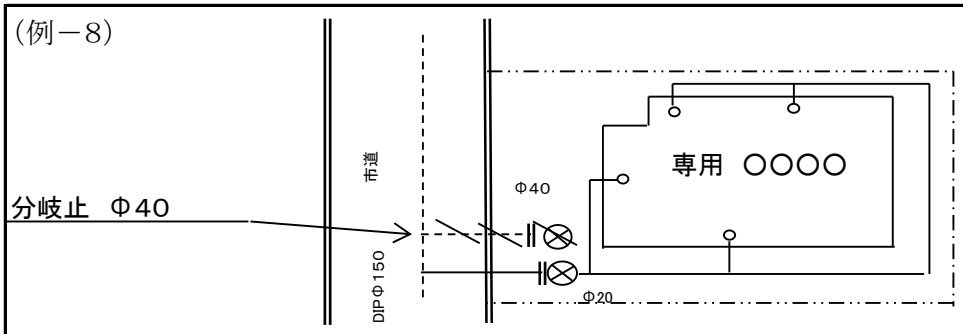

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	1×6,500		520	1×1,500	1×2,000		10,520
金　額	6,500		520	1,500	2,000		10,520

（例－9）

改良工事
に伴う布
設先行

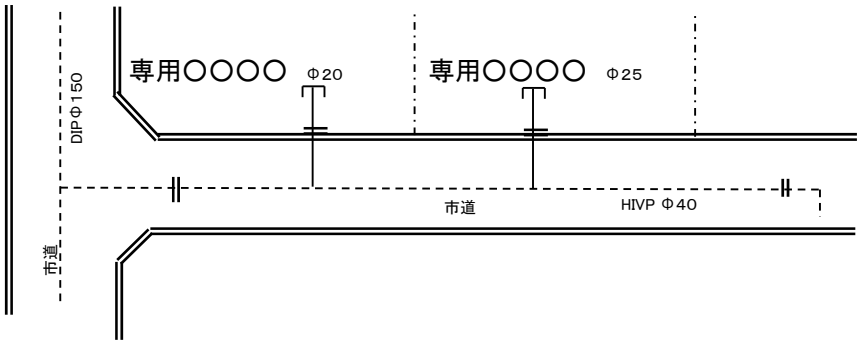

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
20	1×0.5×6,500		260.0	1×1,500	1×1,500		7,010
25	1×0.5×8,300		332.0	1×1,500	1×2,000		7,982
金　額	7,400		592	3,000	4,000		14,992

3.水洗改良工事

(例－10)

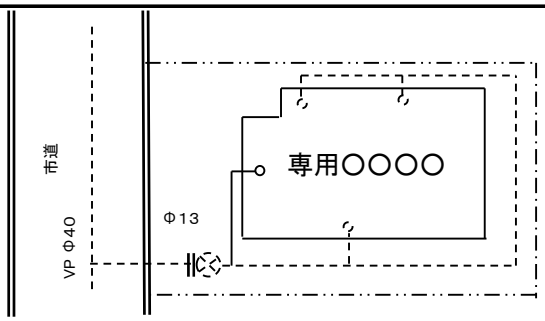

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
13	1×0.5×6,500	－	260	－	－		3,510
金　額	3,250	－	260	－	－		3,510

(例－11)

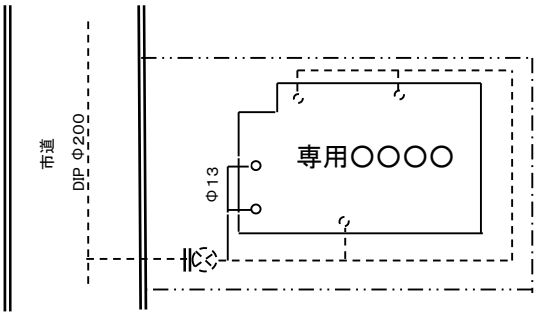

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
13	1×6,500		325	1×1,500	1×2,000		10,325
金　額	6,500		325	1,500	2,000		10,325

4.撤去工事

(例－12)

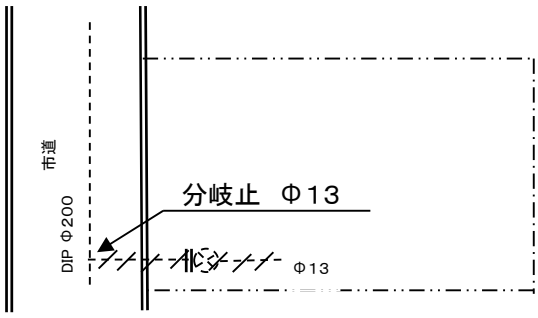

＊給水廃止届提出

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
13	1×6,500		520	1×1,500	1×2,000		10,520
金　額	6,500		520	1,500	2,000		10,520

(例－13)

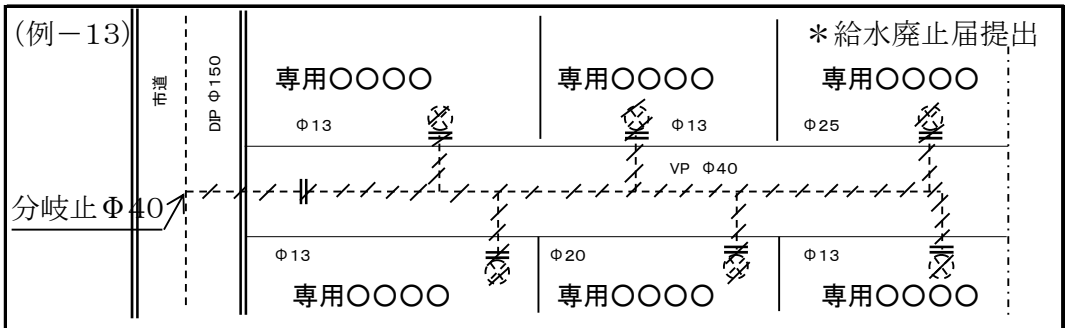

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
40	1×13,000		1,040	1×3,000	1×4,000		21,040
金　額	13,000		1,040	3,000	4,000		21,040

(例－14)

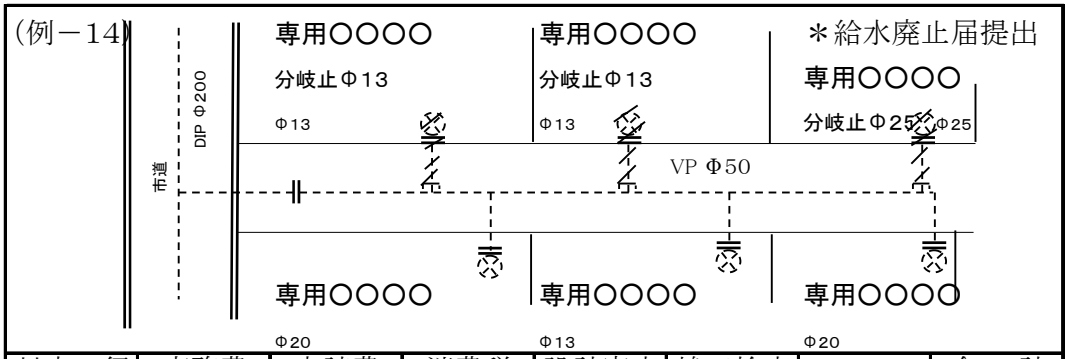

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
13	2×6,500	－	1,040	2×1,500	2×2,000		21,040
25	1×8,300	－	664	1×1,500	1×2,000		12,464
金　額	21,300	－	1,704	4,500	6,000		33,504

5.布設工事

(例－15)

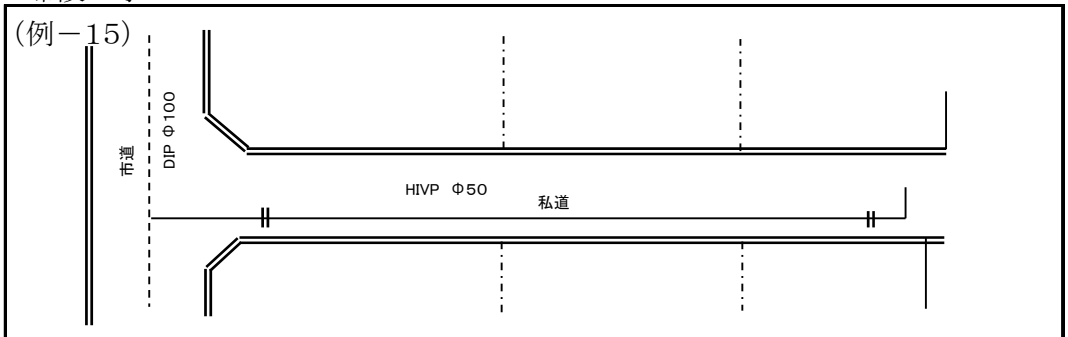

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
50	1×17,000		1,360	1×3,000	1×4,000		25,360
金　額	17,000		1,360	3,000	4,000		25,360

（例－16）

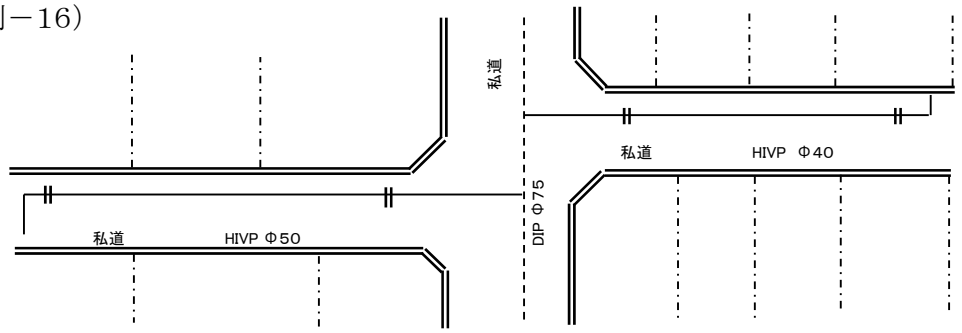

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
40	1×13,000		1,040	1×3,000	1×4,000		21,040
50	1×17,000		1,360	1×3,000	1×4,000		25,360
金　額	30,000		2,400	6,000	8,000		46,400

（例－17）

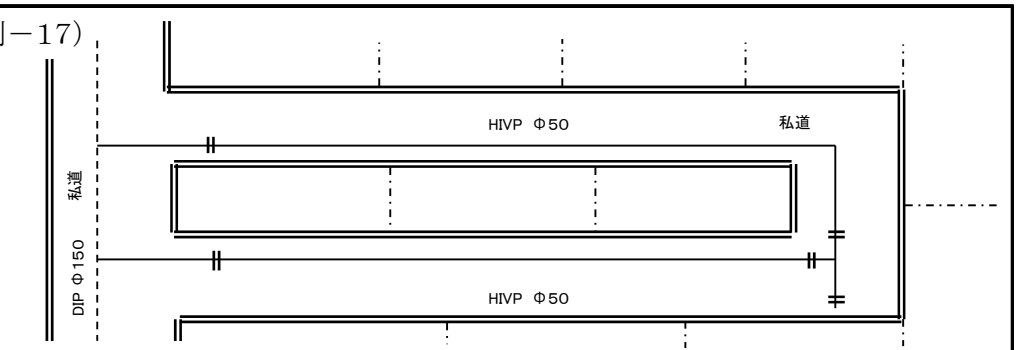

対応口径	事務費	申請費	断水費	消費税	設計審査	竣工検査	合　計
50	1×17,000			1,360	1×3,000	1×4,000	25,360
金　額	17,000			1,360	3,000	4,000	25,360

（例－18）

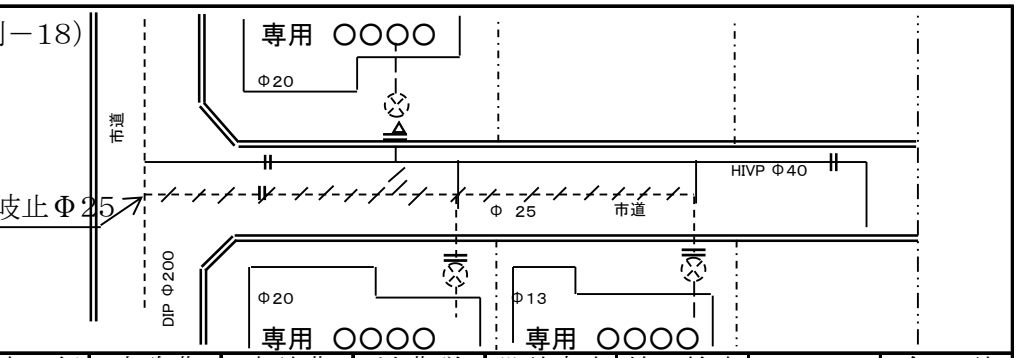

対応口径	事務費	申請費	消費税	設計審査	竣工検査		合　計
40	1×13,000		1,040	1×3,000	1×4,000		21,040
金　額	13,000		1,040	3,000	4,000		21,040

２．２０　八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱

１　趣旨

この要綱は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和３２年法律第１７７号)、水道法施行令（昭和３２年政令３３６号）及び水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

２　簡易専用水道設置者等

この要綱において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者（２人以上の者が共同して簡易専用水道設置者を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者をいう。

３　届出

（１）簡易専用水道設置者等は、当該簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、簡易専用水道給水開始届により市長に届出なければならない。

（２）簡易専用水道設置者等は、前号の届出の内容に変更があったとき、又は当該簡易専用水道の休廃止により簡易専用水道に該当しなくなったときは、市長に届出なければならない。

４　帳簿書類の備え付け

（１）簡易専用水道設置者等は、次に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

（イ）　規則第５６条に規定する定期検査に関する帳簿書類

（ロ）　簡易専用水道の設置の配置及び系統を明らかにした図面

（ハ）　受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図

（ニ）　水槽の清掃の記録

（ホ）その他管理についての記録

（２）前号（イ)、(ニ）及び（ホ）の帳簿書類は、３年間保存しなければならない。

５　報告

簡易専用水道設置者等は、次に該当するときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（イ）　規則第５５条第３号に規定する水質検査を実施したとき

（ロ）　規則第５５条第４号に規定する給水停止の措置を行ったとき

（ハ）　給水の水質に関する事故が発生したとき

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

年　月　日

(あて先)

八 尾 市 長

簡易専用水道設置者

住 所 〒

氏 名　　印

ＴＥＬ

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道給水開始届出書

簡易専用水道管理運営指導要綱第３の規定により、簡易専用水道の給水開始について次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>フリガナ
名　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">八尾市</td><td colspan="2">〒５８１－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">ＴＥＬ
（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">ＴＥＬ
（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物用途</td><td colspan="3">1.共同住宅　2.学校　3.事務所 4.その他（　　）</td><td>階数</td><td>地上［　］階：地下［　］階</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物構造</td><td colspan="3">1.鉄筋　2.鉄骨鉄筋　3.木造　4.その他（　　）</td><td>特定建築物届出</td><td>1. 有　2. 無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受水槽</td><td>場　所</td><td>1.建築物内　2.建築物外</td><td>位　置</td><td>1.地上　2.地下　3.半地下</td><td>総容量</td><td>m³</td></tr>
<tr><td>材　質</td><td colspan="3">1.FRP　2.鋼板　3.コンクリート　4.その他（　　）</td><td>有効容量</td><td>m³</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高置水槽</td><td>位　置</td><td>1.屋上　2.塔屋　3.その他（　　）</td><td>設置数</td><td>基</td><td>総容量</td><td>m³</td></tr>
<tr><td>材　質</td><td colspan="3">1.FRP　2.鋼板　3.コンクリート　4.その他（　　）</td><td>有効容量</td><td>m³</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始日</td><td>平成　年　月　日</td><td>平均利用者数</td><td>人／日</td><td>平均使用水量</td><td>m³／日</td></tr>
<tr><td colspan="2">受水水道名</td><td></td><td colspan="2">消毒設備の有無</td><td colspan="2">1.有　2.無</td></tr>
<tr><td colspan="2">給水方法</td><td colspan="5">1.高置水槽方式　2.圧力水槽方式　3.その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td><td colspan="3"></td><td>水栓番号</td><td></td></tr>
</table>

年　　月　　日

（あて先）
八　尾　市　長

簡易専用水道設置者
住　所　〒

氏　名　　印
ＴＥＬ
（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

簡易専用水道届出事項変更届

簡易専用水道管理運営指導要綱第３の規定により、簡易専用水道給水開始届の記載事項の変更を次のとおり届けます。

簡易専用水道を設置した建　築　物　の　名　称		
同　上　所　在　地		〒５８１－ 八尾市
変更事項	変　更　後	
	変　更　前	
変　更　年　月　日		平成　　年　　月　　日
変　更　の　理　由 （具体的に）		
水　栓　番　号		

年　　月　　日

（あて先）
八　尾　市　長

簡易専用水道設置者
住　所　〒

氏　名　　印
ＴＥＬ
（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

簡易専用水道（休・廃）止届

簡易専用水道管理運営指導要綱第３の規定により、簡易専用水道の（休・廃）止を次のとおり届けます。

簡易専用水道を設置した建　築　物　の　名　称	
同　上　所　在　地	〒５８１－ 八尾市
（休・廃）止年月日	平成　　年　　月　　日
（休・廃）止の理由 （具体的に）	
水　栓　番　号	

注：（休・廃）止は該当しない方を＝で抹消する。

年　　月　　日

（あて先）

八　尾　市　長

簡易専用水道設置者

住　所　〒

氏　名　　印

ＴＥＬ

（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

水　道　事　故　報　告　書

当簡易専用水道において下記の事故が発生したので、八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱第５の規定により、報告します。

建　築　物　の　名　称	
発　　生　　日　　時	
事　故　の　状　況	
応 急 措 置 及 び 対 策	
摘　　要	
水　　栓　　番　　号	

※この欄に書ききれない場合は別紙に記入する。

２．２１　地下水利用型専用水道にかかる指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、水道法(昭和３２年法律第１７７号、以下「法」という。)第１６条の趣旨に則り、地下水利用型専用水道の混合受水槽の吐水口までの給水装置について、改良等の指導を実施し、実態を正確に把握することにより、当該周辺地域の適正な水運用の実施と、利用者から水道局への問い合わせに対して迅速な対応が可能となり、安全・安心な水道水を供給することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　地下水利用型専用水道　地下水を膜ろ過等により浄水処理した水と、市が供給する水道水を混合して給水する構造となっている既設若しくは新設の施設であって、法に規定する専用水道に該当するものをいう。

(2)　利用者　地下水利用型専用水道から水の供給を受ける者をいう。

(3)　混合受水槽　地下水を膜ろ過等により浄水処理した水と、市が供給する水道水を、混合して受水する構造となっている既設若しくは新設の受水槽をいう。

(4)　給水装置　配水管から分岐して設けられた混合受水槽の吐水口までの給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(5)　設置者等　地下水利用型専用水道を所有する者又は所有者以外で管理権限を有する者をいう。

(6)　管理者　八尾市水道事業管理者のことをいう。

（事前協議等）

第３条　地下水利用型専用水道の設置を計画している設置者等は、事前に管理者に事前協議書(様式第１号)を提出し、事前協議するものとする。

２　前項の協議に際して、設置者等は、誓約書（様式第２号）を管理者に提出しなければならない。

３　設置者等は、当該施設を使用して給水を開始したときは、速やかにその旨を管理者に報告するものとする。

４　設置者等は、当該施設を休止及び再開若しくは廃止したときは、速やかにその旨を管理者に報告するものとする。

（指導）

第４条　設置者等に対する指導は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　給水装置における水道水の滞留防止対策を講ずること。

(2)　市が供給する水道水以外の水が給水装置への逆流を防止するための措置を講ずること。

(3)　給水装置における水道水の水質確認ができる措置を講ずること。

(4)　その他管理者が必要と認める事項。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

２．２２　地下水利用型専用水道にかかる指導要綱運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、地下水利用型専用水道にかかる指導要綱（以下「要綱」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

（設置にかかる事前協議）

第３条　要綱第３条第１号に規定する事前協議書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1)　地下水利用型専用水道に係る給水装置の仕様、当該地下水利用型専用水道の配置状況図面及び停滞水防止の為の計算書。

(2)　設置者等が衛生行政に提出する専用水道布設工事確認申請書の中で、管理者が必要と認める書類。

（滞留防止対策）

第４条　要綱第４条第１号の規定による滞留防止対策は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1)　貯水槽水道等から地下水利用型専用水道に変更することに伴い、市が供給する水道水の使用水量が減少し、既設給水管の口径が過大となる場合は、配水管分岐から吐水口までの給水装置に対して、水道水の計画使用水量等を考慮して、適正なメータ及び給水管の口径を決定し、適正口径への縮小等の改良工事措置を講ずること。

(2)　既存の給水装置を現状のまま確保する場合、若しくは給水装置を新設する際に、地下水を含めた全水量を基準として計画使用水量を算定し、メータ及び給水管の口径を決定する場合は、前号に規定する改良措置等の代替として、新たに使用水量に見合ったメータ口径と同径の吐水口を設置し、併せて新旧両吐水口の制御方法を明らかにすること。

また、1 日最小使用水量として、計画１日平均給水量合計の１０分の１以上を使用するものとし、併せて制御方法を明らかにすること。

（逆流防止措置）

第５条　要綱第４条第２号の規定による逆流防止措置は、混合受水槽の吐水口の手前までに、逆止弁を設置するものとする。

（水質確認ができる措置）

第６条　要綱第４条第３号の規定による水質確認ができる措置は、第５条に規定する逆止弁の１次側に、サンプリングが可能な給水栓等を設置するものとする。

（その他）

第７条　この基準により、給水装置の改良工事等を実施する場合は、八尾市水道事業給水条例及び同施行規程に基づき施行するものとする。

２　この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

この基準は、平成 25 年４月１日から施行する。

（様式第１号）

平成　　年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

設置者 住所

氏名　　印

地下水利用型専用水道設置事前協議書

下記仕様の地下水利用型専用水道を設置するにあたり、事前協議を依頼するものです。

記

１．　専用水道名称

２．　専用水道所在地　　八尾市

３．　地下水利用型専用水道による給水開始予定日　　平成　　年　　月　　日

４．　水栓番号・メーター口径

５．　混合受水槽有効容量

６．　施設管理責任者名（緊急連絡先・専用水道を所有する者との続柄）

７．　給水量等　　（㎥）

	計 画 １日 平均給水量	計 画 １日 最大給水量	計画年間 給 水 量
地 下 水 （浄水処理）			
八尾市 水道水			
計			

水 道 局 受　　付

（様式第２号）

平成　　年　　月　　日

誓　約　書

（あて先）
八尾市水道事業管理者

設置者 住所

氏名　　印

地下水を膜ろ過等により浄水処理した水と貴市が供給する水道水を混合して給水するにあたり、下記の事項を遵守し、貴市には一切ご迷惑をおかけしないことを誓約します。

記

１．　地下水利用型専用水道（地下水を膜ろ過等により浄水処理した水と貴市が供給する水道水を混合して給水する構造となっている施設）は、水道法に基づき適切に維持管理を行います。

２．　給水装置（貴市所有の配水管から分岐して設けられた混合受水槽の吐水口までの給水管及びこれに直結する給水用具）の維持管理は、適切に実施します。

３．　万一、地下水利用型専用水道及び付随する給水装置において、水質問題等が生じた場合は、全て当方において適正に対応するとともに、速やかに管理者に報告します。

４．　地下水利用型専用水道を廃止し、貯水槽水道等に転換する場合は、八尾市水道事業給水条例及び同施行規程に基づき、給水装置の改良工事等を実施します。

５．　給水装置における水道水の滞留防止対策として、1日あたり　　㎥以上の八尾市水道水を受水します。

６．　地下水利用型専用水道及び付随する給水装置を第三者に譲渡する場合は、上記の誓約事項を遵守するよう必ず継承するとともに、速やかに管理者に所有者の変更届を提出します。

以上

２．２３　八尾市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

１　目的

この要領は、市内に設置されている小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置について必要な事項を定めることにより、設置者等による自己管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

２　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）小規模貯水槽水道　水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であって、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に規定する専用水道及び簡易専用水道に該当しないものをいう。ただし建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)の適用を受ける施設を除く。

（２）設置者等　小規模貯水槽水道を所有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。

（３）登録検査機関　水道法第 34 条の２第２項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

（４）利用者　小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

３　実施主体

この要領に基づく指導等は、市が水道事業者と連携を図り、関係機関の協力を得て実施するものとする。

４　対象施設

この要領において対象とする施設は、市内に設置される小規模貯水槽水道とする。

５　管理基準

設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めなければならない。

なお、管理状況については登録検査機関による簡易専用水道の管理に係る検査を受けることが望ましい。

（１）清潔の保持

ア　水槽の清掃を１年以内ごとに１回、定期的に行うこと。

イ　有害物、汚水等による水の汚染を防止するため水槽の点検等必要な措置を講ずること。

（２）水質検査の実施

ア　定期の検査

給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査を７日以内ごとに１回行うこと。

なお、これらの検査実施時に残留塩素の有無に関する検査についても行うことが望ましい。

イ　臨時の検査

小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めたときは、水道法第 4 条の規定に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

ウ　水質検査機関

臨時の検査は、次の者に依頼して行うこと。

（ア）保健所等

（イ）水道法第 20 条第３項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

（ウ）建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

（3）汚染が判明した場合の措置

ア　設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市に連絡し、その指導を受けること。

イ　設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える等、汚染が判明した場合、市に連絡し、指導を受けること。

ウ　設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

（4）記録の保存

設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を検査した日から 3 年間保存するものとする。

6　水道事業者の協力

（1）水道事業者は、市内に新たに設置又は撤去された小規模貯水槽水道の場所等について、6 か月ごとに市に報告するものとする。

（2）水道事業者は、小規模貯水槽水道の設置者等に対し、その管理に関して改善措置の指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて市に通報等の情報提供をするものとする。

7　指導･啓発等

市は、設置者等に対し適正な管理について指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

（1）市は、水道事業者と連携し、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者等の住所及び氏名、受水槽の有効容量等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。

（2）市は、設置者等の協力を得て小規模貯水槽水道の管理状況の把握に努めるものとする。

（3）市は、小規模貯水槽水道の汚染を発見した場合、設置者等から５の（3）による連絡を受けた場合又は水道事業者から６の（2）による通報等情報提供があった場合のうち、必要と判断されるものには、次の措置を講ずるものとする。

ア　現地調査等を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及び原因除去に対し指導、助言及び勧告を行う。

なお、現地調査等は、必要に応じ、水道事業者の協力を得て行うものとする。

イ　アの実施に当たっては、必要に応じ、水道事業者に連絡するものとする。

（4）市は、この要領に定める目的を達成するため、関係機関との連絡調整を図るとともに、水道事業者に対し情報の提供及び助言を行うものとする。

附　則

この要領は、平成２５年１１月１日から施行する。

２．２４　中高層住宅の各戸計量等に関する取扱基準

（平成６年１０月１日制定）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この基準は、八尾市水道事業給水条例施行規程（昭和３３年八尾市水道局管理規程第５号。以下「規程」という。）第２６条の規定に基づき、共同住宅等の料金の計算及び徴収に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　各戸検針　規程第２６条第３項に定める料金計算を行うため、共同住宅等において各入居者ごとの使用水量を計量することをいう。

（２）　戸数計算　規程第２６条第２項に規定する共同住宅等における料金の算定方法をいう。

（３）　流末装置　共同住宅等で受水槽方式により給水する装置をいう。

第２章　各戸検針

（各戸検針の申請）

第３条　共同住宅等の所有者又はその代理人は各戸検針の取扱いを受けようとするときは、次の各号に定める書類を八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（１）　中高層住宅の各戸計量申請書　（様式第１号）

（２）　使用者名簿　（様式第２号）

（３）　誓約書　（様式第３号）

（４）　建物の配管図面及び付属設備設置図　（様式自由）

（適用の条件）

第４条　各戸検針の取扱いを受けようとする共同住宅等は、規程第２６条に定めるもののほか、次の各号に定める要件に適合したものでなければならない。

（１）　各戸ごとの給水装置は、それぞれ独立したものであること。

（２）　私設水道メーターは、管理者が必要と認めるものを除き、遠隔指示式水道メーターとし、次の基準に適合したものであること。

ア　型式は、経済産業省の型式承認を得たものとする。

イ　設置場所は、原則として居室外とし、その点検又は機能を妨害するような物件又は工作物が設けられてないこと。

ウ　発信器は、記憶装置内蔵型とする。

エ　集中検針盤は、原則として自動呼出装置型とする。

（３）　前号の私設水道メーター及び当該メーターに必要な一切の付属設備の設置及び維持管理に要する費用は、全て当該設備の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）が負担するものであること。

（届出の義務）

第５条　各戸検針の取扱いの適用を受けている共同住宅等の所有者等に変更があるときは、当該所有者等は遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

２　転出、転入その他の理由により前項の適用を受けている共同住宅等の各戸の入居者に変更があるときは、当該入居者は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、所有者等の届出をもって当該入居者からの届出に代えることができる。

（水道メーターの各戸検針）

第６条　各戸検針において、料金算定の基礎となる水量（以下「使用水量」という。）は、当該住宅に対しては水道局の水道メーター（以下「親メーター」という。）を計量し、各戸に対しては私設水道メーター（以下「子メーター」という。）をもって計量する。

２　子メーターに異常があるとき、又は使用水量が不明の場合は、八尾市水道事業給水条例に基づき使用水量を認定する。

３　親メーター及び子メーターの計量は、管理者が別に定めた日に行う。

（各戸計量に係る料金の算定）

第７条　各戸検針を行う共同住宅等に係る料金の算定は、前条により計量した水量に基づき、次の各号に定めるところにより行う。

（１）　各戸ごとの料金は、それぞれ専用給水装置の料金を適用して算定する。この場合において、料金算定における水道メーターの口径は、２５ミリメートル以下とみなす。

（２）　親メーターによる当該共同住宅等に係る使用水量が子メーターによる各戸ごとの使用水量の総和を超える場合におけるその超えた水量（以下「差水量」という。）に係る料金は、管理者が別に定める方法により算定する。

２　各戸検針を行う共同住宅等の各戸ごとの開せん、閉せん及び料金精算については、専用給水装置に係る開せん、閉せん及び料金精算の例による。

（料金の徴収）

第８条　前条第１項第１号の料金の納入方法は、口座振替によるものとする。ただし、管理者がその他の方法によることが必要と認める場合においては、この限りでない。

２　差水量に係る料金は、所有者等が納入するものとする。

（各戸検針の中止又は取消し）

第９条　管理者は、第３条の所有者又はその代理人が同条第３号の誓約書に掲げる事項を履行しない場合又はこの基準に違反した場合は、各戸検針の取扱いを中止し、又は取り消すことができる。

２　管理者は、前項の規定により各戸検針の取扱いを中止又は取消ししたことによって生じた所有者等及び使用者の損害については、その責を負わない。

第３章　戸数計算

（戸数計算の申込み）

第10条　各戸検針の適用を受けない共同住宅等の所有者又はその代理人は、当該共同住宅について戸数計算の適用を受けようとするときは、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

（１）　共同住宅等の料金計算申請書　　（様式第４号）

（２）　確約書　　（様式第５号）

（戸数計算に係る使用水量の計量）

第11条　戸数計算の適用を受ける共同住宅等に係る使用水量は、当該共同住宅等について水道局が設置した水道メーターをもって計量する。

２　前項に規定する計量は、管理者が別に定めた日に行う。

（戸数計算の方法）

第12条　戸数計算の適用を受ける共同住宅等に係る料金は、前条の規定により計量した使用水量を申請室（戸）数で除して得た水量を各室（戸）ごとの使用水量とみなし、それぞれに専用給水装置に係る水道料金を適用して算出した金額の合計額とする。この場合において、各室（戸）ごとの使用水量に１立方メートル未満の端数が生じるときは、これを切り捨て、かつ、当該切り捨てた水量の合計を１立方メートルで除して得た数の室（戸）分の使用水量についてはそれぞれ１立方メートルを加える。

２　前項の規定により専用給水装置に係る料金を適用して料金を算定する場合においては、各室（戸）それぞれの水道メーターの口径を２５ミリメートル以下とみなす。

（室数の変更等）

第13条　戸数計算の適用を受ける共同住宅等の所有者又はその代理人は、その室（戸）数を変更し、又は戸数計算の適用を取り消そうとするときは、共同住宅等の戸数変更申請書（様式第６号）に所定の事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

２　前項に規定する変更及び取消しは、原則として戸数計算の適用を受けた日（当該適用後に前項に規定する変更をした場合にあっては、その変更した日）から１年を経過しない間においてはすることができないものとする。

第４章　申請処理

（調査）

第14条　管理者は各戸検針又は戸数計算の申請があったときは、検針徴収事務に必要な事項の調査を行い、その結果によって必要な指示を行うことができる。

（処理期間）

第15条　前条の申請の処理期間は、当該申請があった日から起算して１４日以内とする。ただし、適正な申請であっても、審査のため、申請者に必要な資料の提供等を求めたときは、当該補正に要する期間については上記の処理期間に含まないものとする。

第５章　給水設備の維持管理

（給水設備の管理）

第16条　所有者等又は使用者は、善良な管理人の注意をもって流末装置その他の給水設備を管理し、異常があると認めるときは直ちに修繕その他必要な処置を講じなければならない。

２　所有者等又は使用者は、受水槽以下の水質の保持及び流末装置その他の給水設備の維持管理について、その責を負うものとする。

（子メーターの期満取替等）

第17条　各戸検針の適用を受ける所有者等は、管理者から子メーターの期間満了及び故障又は不感について通知を受けたときは、速やかに修理又は取替えをしなければならない。

（給水設備の検査等）

第18条　管理者が計量管理上必要と認めたときは、所有者等は受水槽以下の給水設備の立入り検査を承認しなければならない。

２　管理者が計量管理上必要と認め受水槽以下の給水設備の改善を指示したときは、所有者等はその責任において速やかに給水設備を改善しなければならない。

第６章　雑則

（給水の停止）

第19条　水道料金等の支払いがなされない場合は、督促手続きを経た上で管理者の定める方法により給水の停止を行うことができる。

（苦情処理）

第20条　所有者等は、使用水量及び水道料金等並びに給水設備等について使用者から苦情があれば、その処理にあたらなければならない。

（関係者への通知）

第21条　所有者等は、この基準に定める事項で使用者に直接利害のある事項については、使用者その他関係者に周知徹底を図るものとし、通知を怠ったために問題が生じた場合には責任をもって解決しなければならない。

（条例及び規程の適用）

第22条　各戸計量又は戸数計算については、この基準に定めるもののほか、八尾市水道事業給水条例及び規程の定めるところによる。

（実施細目）

第23条　この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は管理者が定める。

附　則

この基準は、平成６年１０月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成１３年１月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年５月１日から施行する。

(様式第１号)

受付番号　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）八尾市水道事業管理者

(申請者)
住　所
氏　名　　㊞

中 高 層 住 宅 の 各 戸 計 量 申 請 書

下記の場所に私設メーターを設置しましたので、各戸計量してくださるようお願いします。

設置場所	府（県）	市（郡）	町	丁目	番	号
住宅名称			メーター設置数	個		

＊オートロック付き住宅の場合解除番号を記入ください。

所有者住所	〒 府（県）	市（郡）	町	丁目	番	号
所有者氏名	㊞	電話:				

管理者住所	〒 府（県）	市（郡）	町	丁目	番	号
管理責任者	㊞	電話:				

お客さま番号	水栓番号

(様式第１号) 別紙

お客さま番号	水栓番号

N

付近見取図

建物平面図

(様式第２号)

Ｎｏ．

使　用　者　名　簿

平成　　年　　月　　日 現在

棟 ・ 号 室	メーター番号	取付指示数 (m³)	（フリガナ） 氏　　名	備　　考

メーカー名　　口径・個数　　㎜　　個

メーター取付日　平成　　年　　月　　日　検定期満　平成　　年　　月

(様式第３号)

平成　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）八尾市水道事業管理者

申請者（所有者）

住　所　　府（県）　　市（郡）　　町　　丁目　　号

氏　名　　㊞　　電話

今般、私設水道メーター（以下「私設メーター」という。）の各戸計量の申請にあたり、中高層住宅の各戸計量等に関する取扱基準及び下記事項を遵守し、貴局に一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

なお、同取扱基準及び下記誓約事項に違反したときは、私設水道メーターの各戸計量及び計算を解除されても異議はありません。

記

1　水道法及び八尾市水道事業給水条例に規定されている給水装置及び私設メーターを含む貯水槽以下の流末装置等の維持管理については、全て当方が責任をもって実施します。

2　私設メーターについては、計量法及び計量法施行令に基づく検定有効期間が満了となる場合は、速やかに当方の負担において取替えします。

3　私設メーターに異常があると認められる場合又は貴局より指示がある場合は、速やかにその指示に従い、私設メーターの取替又は修理等必要な処置を当方の費用負担で実施します。

4　各戸計量の申請後、使用者又は管理責任者に変更が生じた時は、当方が責任を持って新規の使用者又は管理責任者に誓約事項の遵守を約束させるとともに、速やかに貴局に変更届を提出します。

5　各戸の水道料金等は、預金口座振替制度で納入します。

6　差水量が生じた場合の水道料金等は、当方においてお支払いします。

※以下は水道局記入欄

この確約書は、平成　　年　　月検針（平成　　年　　月分）から適用する。

(様式第４号)

平成　　年　　月　　日

（あて先）八尾市水道事業管理者

共 同 住 宅 等 の 料 金 計 算 申 請 書

申請者（共同住宅等（給水装置）の所有者）

〒

住所　　府（県）　　市（郡）　　町　　丁目　　番　　号

氏名　　㊞　　電話

今般、私所有の下記共同住宅等について、各室（戸）を専用給水装置とみなしたうえで水道料金等を計算していただきたく申請します。

記

１．共同住宅等の名称

２．共同住宅等（給水装置）の所在地

〒

府(県)　　市(郡)　　町　　丁目　　番　　号

３．共同住宅等（給水装置）の管理人

〒

住所　　府(県)　　市(郡)　　町　　丁目　　番　　号

氏名　　㊞　　電話

＊オートロック付き共同住宅の場合は、解除番号を記入ください。

（以下は水道局記入欄）

受付番号

係　員	係　長	課長補佐	課　長

（様式第４号）　別紙

お客さま番号												水　栓　番　号

（申請者記入欄）

1	種　　類	マンション・アパート・社宅・その他
2	建　物　の　内　容	（　　階　　）
3	棟及び室（戸数）	（　　棟）、（　　）室、戸
4	受　水　槽	有　・　無
5	各室（戸）に給水栓	有　・　無
6	水　洗　化	有　・　無
7	私設水道メーター（各部屋の子メーター）	有　・　無
8	私設水道メーター口径	１３㎜　・　２０㎜　・　２５㎜
＊	２世帯住宅のみ記入	台所（　　）風呂（　　）玄関（　　）表札

付近見取図

N

（以下、水道局記入欄）

1	確認戸数	（　　）室、戸数	計算方法	戸数割(D)計算
2	適用開始	平成　　年　　月検針（　　年　　月分）から		
3	調査日	平成　　年　　月　　日		
4	データー入力	平成　　年　　月　　日		
5	調査員	㊞		

(様式第５号)

平成　　年　　月　　日

確　　約　　書

（あて先）八尾市水道事業管理者

共同住宅等（給水装置）の所有者

住　所　　府（県）　　市(郡)　　町　　丁目　　番　　号

氏　名　　㊞　　電話

今般、別紙「共同住宅等の料金計算申請書」のとおり、私所有の共同住宅等について、八尾市水道事業給水条例施行規程第２６条第２項（共同住宅等の料金計算）の適用を受けるにあたり、八尾市水道局が定める下記事項を厳守することを確約します。

記

１　共同住宅等の給水装置所有者（以下「所有者」という。）又は管理責任者に変更があった場合は、直ちに八尾市水道事業管理者に届け出ること。

２　所有者又は管理責任者は、給水装置の維持管理について常に留意すること。また、万一、故障等により漏水した場合であっても、水道局は一切考慮しないものであること。

３　本確約書の提出後に、室（戸）数の変更及び取消しが生じた場合であっても、原則として受付年月日から１年間は、共同住宅の水道料金等（以下「料金等」という。）の計算方法及び戸数を変更できないものであること。

４　料金等の計算の適用は、水道局の現地調査及び審査終了後の初めての検針月に対応する月分からとするものであること。

５　水道局発行の料金等の領収書は１枚とし、各室（戸）には発行しないものであること。

６　各室（戸）の料金等に関する苦情等は、所有者又は管理責任者の責任において解決すること。

７　料金等は納入期限内に支払うこと。万一、納入期限内に支払わない場合は、八尾市水道事業給水条例第３８条の規定により給水を停止されることがあること。なお、給水停止に伴う機器の故障、各室（戸）からの苦情や損害賠償請求等に対し水道局は一切責を負わないので、所有者又は管理責任者の責任において解決すること。

８　料金等の計算は、各室（戸）が均等に水道を使用したものとみなし、各室（戸）の基本料金に、全体の使用水量を室（戸）数で割った使用水量に対応する従量料金を加算した金額の合計に、室（戸）数を乗じて算出するものであること。

なお、百貨店、スーパーマーケット、寄宿舎、会社寮、下宿等は上記対象から除くものとする。

〔八尾市水道事業給水条例（抜粋）〕

第３８条　管理者は、料金、工事費その他この条例の規定によつて納付しなければならない金額を期間内に納付しないときは、完納するまで、給水を停止することができる。

※以下は水道局記入欄

この確約書は、平成　　年　　月検針（平成　　年　　月分）から適用する。

(様式第６号)

平成　　年　　月　　日

共 同 住 宅 等 の 戸 数 変 更 申 請 書

（あて先）八尾市水道事業管理者

共同住宅等の所有者又は管理責任者
〒

住所　　府（県）　　市（郡）　　町　　丁目　　番　　号

氏名　　㊞　　電話

今般、私所有の下記共同住宅の戸（室）数を変更していただきたく申請します。
なお、本申請書提出後、戸（室）数の変更及び取消しが生じた場合であっても、受付日から１年間は変更できないことを承知します。

給水装置所在地情報

設　置　場　所	市　　町　　目　　番　　号
建　物　名　称	
お 客 さ ま 番 号	
水　栓　番　号	

現在適用戸（室）数		申 請 戸 （ 室 ） 数
旧	→	新

※以下は水道局記入欄

受付番号

受　付　日	平成　　年　　月　　日
適　用　開　始	平成　　年　　月分
入　力　日	平成　　年　　月　　日

受　付　者	係　　員	係　　長

要　綱　改　正
令和３年４月１日

２．２５　給水主管の帰属に係る事務処理要綱

制定　昭和６３年　４月　１日
改正　平成　８年１０月　１日

１．目的

この要綱は、八尾市水道事業給水条例第１１条、第１２条の規定に基づく給水装置工事（以下「給水工事」という。）における給水主管の帰属に係る事務取扱いに必要な事項を定め、給水装置の維持管理業務を円滑に行うものです。

２．定義

この要綱において「給水主管」とは、水道事業者の敷設した配水管及び配水枝管（以下「配水管等」という。）から分岐し、複数の引込管を分岐するために需要者が敷設した給水管をいう。

３．適用範囲

この要綱は、次の事項に該当する給水主管に適用する。

（１）給水主管が公道（国道、府道、市道等公共が管理する道路）に敷設されていること。

（２）給水主管が私道（一般に交通の用に供し永久占用を得られる道路）に敷設されている場合でも、土地使用承諾が得られること。

（３）開発事業に係る水道事務処理要綱（昭和４７年１０月１日制定）に基づき、開発事業者が敷設する給水主管で前項（１）、（２）に該当すること。

（４）八尾市水道局（以下「当局」という。）が帰属されることが適当であると認めた場合。

４．費用負担

当該給水工事の施行に係る費用は、給水装置工事申込者（以下「工事申込者」という。）の負担とする。

５．事前協議

給水主管を敷設する給水工事の申込書が提出されたときは、この要綱に基づき工事申込者と当局との間で給水主管の寄付採納に係る協議（様式１）をするものとする。

６．給水主管の帰属

事前協議が合意に達したときは、工事申込者から寄付採納願（様式２）を当局へ提出するものとし、当局は給水工事の竣工検査合格後すみやかに工事申込者に給水主管受納書（様式３）を交付するものとする。

（１）寄付採納願を提出後、給水主管の口径・員数等に変更が生じた場合は、当該給水工事竣工検査合格時の給水主管とする。

（２）寄付採納願を提出された給水主管は、当該給水工事竣工検査合格日をもって当局に帰属するものとする。

要　綱　改　正
令和３年４月１日

７．維持管理

この要綱に基づき帰属された給水主管は、配水管等に準じ当局が維持管理するものとする。

附則

１．この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。

２．この要綱の施行日前に行われた給水主管については、当局が管理上必要と認めた場合この要綱を適用する。

附則

１．この要綱は、平成　８年１０月　１日から施行する。

２．この要綱の施行日前に行われた給水主管については、なお従前の例による。

（様式 1）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

平成　　年　　月　　日

様

八　尾　市　水　道　局

給水主管の寄附採納について（協議）

標記の件は、貴殿から下記内容の給水装置工事の申込みがされている給水主管について、将来的な維持管理を円滑に処理するため当該給水主管の寄附採納について下記のとおり協議するものです。

尚、異議がない場合は別添（「寄附採納願」様式２）に記名捺印のうえ提出していただきたくお願い致します。

記

１．給水装置工事の申込内容

(1) 申込日　　平成　　年　　月　　日　（整理番号　　）

(2) 工事場所　　八尾市　　町　　丁目　　番地　　号

(3) 工事種別　　給水主管の敷設

２．寄附採納協議内容

(1) 給水主管の寄附採納については、八尾市水道局へ無償で帰属する。

(2) 給水主管の寄附採納員数は、別紙「給水装置配管図面」のとおりとする。
ただし、当該給水装置工事が竣工検査合格時点で変更が生じた場合はその変更員数とする。

(3) 給水主管の寄附採納期日は、当該給水装置工事に係る竣工検査合格日とする。

(4) 給水主管の維持管理は、寄附採納後八尾市水道局で行うものとする。
ただし、給水主管の敷設に伴い土地使用承諾を受けている場合については、当該給水装置工事申込者において土地使用承諾の継承手続き（様式４）を行うものとする。

連絡先　八尾市光南町１丁目４番３０号
八尾市水道局　施設整備課　給水係
℡072-923-6308（内線 1155）

（様式 2）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

平成　　年　　月　　日

寄　附　採　納　願

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住所
（寄付採納申込者）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

下記私の所有物件（給水主管）を、八尾市水道局に無償で寄附しますのでご採納下さい。

記

１．物件（給水主管）所在地　　八尾市　　町　　丁目　　番地　　号

２．物件（給水主管）の明細（別紙図面添付）

種　　別	口　径	延　長	摘　　要

その他上記の水道管に付属する物件

３．施工業者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式 3）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

八　水　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

八尾市水道事業管理者　　印

給水主管　（物件）受納書

貴殿より平成　　年　　月　　日付で寄附採納願のありました給水主管(物件)については、
平成　　年　　月　　日付けで給水装置工事の竣工検査に合格しましたので下記の物件を受納致します。

記

１．受納物件（給水主管）所在地　　八尾市　　町　　丁目　　番地　　号

２．受納物件（給水主管）の明細

種　　別	口　径	延　長	摘　　要

その他上記の水道管に付属する物件

（様式 4）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

平成　　年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住所
（土地所有者）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

土　地　使　用　承　諾　書

私所有の土地に水道管を敷設することについては、下記の内容で承諾致します。

記

１．土地使用場所　　八尾市　　町　　丁目　　番地　　号

２．土地使用目的　　上水道配水管敷設のため。

３．土地使用料　　土地の使用料は無償とする。

４．土地使用期間　　上水道配水管が存続する間。

５．土地使用事実の継承　　本件土地を第三者に譲渡する場合は、本承諾書に基づく土地使用事実を当該第三者に継承します。

２．２６　開発事業に係る水道事務処

要　綱　改　正
令和３年４月１日

制定　昭和４７年１０月１日
改正　昭和６０年　８月１日
改正　昭和６１年　８月１日
改正　昭和６３年　６月１日
改正　平成２９年　４月１日
改正　平成３０年　４月１日

１．目的

この要綱は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）等関係法令及び八尾市開発指導要綱（昭和４９年３月１５日制定。以下「指導要綱」という。）第１８条の規定に基づき開発行為等に係る水道施設の協議及び承認の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

２．協議及び承認

開発事業者（以下「事業者」という。）から提出された申請書等により、開発区域内の給水計画、水道施設の設計及び施工、費用負担、帰属等について協議を行い、当該協議がととのえば都市計画法第３２条等の規定に基づく承認書（開発様式第６号）を交付するものとする。

３．事前協議

開発しようとする区域及び土地利用計画等に基づき、次の事項について事前協議する。

（１）配水管の埋設位置、管種、口径、延長
（２）既設管との連絡方法
（３）仕切弁、消火栓、泥吐管取付位置
（４）受水槽その他

４．協議及び承認の申請

事業者は次に掲げる申請書２通を水道事業管理者に提出しなければならない。

（１）都市計画法第３２条等の規定に基づく協議及び承認処理書（開発様式第１号）
（２）都市計画法第３２条等の規定に基づく協議及び承認願（開発様式第２号）
（３）設計説明書
（４）事前協議書（写し。八尾市等）
（５）開発区域位置図
（６）開発区域図
（７）現況図
（８）土地利用計画図
（９）水道施設計画平面図（1/300～1/100）
（10）消防本部の同意書
（11）委任状（代理人が申請する場合。写しでも可）

５．設計及び施工

開発区域外の配水管から分岐し、開発区域内まで公私道及び公有水面上に敷設する水道施設については市が、開発区域内における水道施設については、市又は市の指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が設計及び施工するものとする。

６．費用負担

水道施設の敷設に要する費用の額は、全額事業者の負担とし、市が設計及び施工する場合は、事業者から

要　綱　改　正
令和３年４月１日

の開発行為等に係る水道施設の設計施工依頼書（開発様式第３号）を受理した後、協定書（開発様式第４号）に基づき工事費全額を市に前納させるものとする。ただし、当該費用のうち開発区域周辺における将来の給水需要を勘案して市が付加して整備する必要があると認める水道施設に係る費用の額は、市が負担する。

７．水道施設の帰属

市は、協議に基づいて、市が設計及び施工する水道施設については、協定書（開発様式第４号）の定めるところにより、本市に帰属するものとする。また、指定業者が設計及び施工する水道施設（道路部分に縦断敷設する水道施設）については、給水主管の帰属に係る事務処理要綱（昭和６３年４月１日制定）に基づき、あらかじめ事業者から当該施設の寄付採納願（様式２）を市に提出させ、市は、工事竣工と同時に水道施設受納書（様式３）を事業者に交付して受納することにより、処理するものとする。

附　則

この要綱は、昭和４７年１０月１日から施行する。

附　則

１．この要綱は、昭和６０年８月１日から施行する。
２．この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、昭和６１年８月１日から施行する。
２．この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、昭和６３年６月１日から施行する。
２．この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
２．この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
２．この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

（開発様式第１号）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

係　員	係　長	課長補佐	課　長	受付番号	
				受付年月日	平成　年　月　日
合　議	工事管理課	水道技術管理者		協議承認番号	八水第　号
				回答年月日	平成　年　月　日

都市計画法第３２条等の規定に基づく協議及び承認処理書

申請者住所	
申請者氏名	ＴＥＬ
開発場所	八尾市
開発面積	㎡
備　考	

提出者氏名（設計事務所）	受　領　印
住　所 氏　名 ＴＥＬ　（　）　担当者	日付

（開発様式第２号）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

平成　　年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所

氏　名　　印

都市計画法第３２条の規定に基づく協議及び承認願

下記開発行為を行うについて、都市計画法第３２条又は八尾市開発指導要綱第３１条等の規定に基づく水道施設の協議及び承認が必要ですので関係書類を添えて、協議及び承認を求めます。

記

事業の名称　　：

開発場所　　：　　八尾市

開発面積　　：　　㎡

工事施工者　　：

施工予定期間　　：

交付数　　：　　通

添付書類　　：　　設計説明書、事前協議書（写し。八尾市等）、開発区域位置図、現況図、土地利用計画図、給水施設計画平面図（給水計画図・排水計画図）、消防本部の同意書（写し）、委任状（代理人の場合）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

（開発様式第３号）

承認番号第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

申請者　住　所

氏　名　　印

開発行為等に係る水道施設の設計施工依頼書

１．工事場所　　八尾市

２．施設内容　　別途協議の通り

３．工事予定年月日　　自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

４．工事費支払者　　住　所

氏　名　　印

ＴＥＬ　　（　　）

別途協定書の通り工事金額を前納します。

５．工事中止の場合は、すみやかに貴市水道局へ連絡します。

（開発様式第４号）

要　綱　改　正
令和３年４月１日

協　定　書

八尾市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間で、開発行為等に係る水道施設工事を施工するについて下記の通り協定する。

記

１．工事名称

２．工事場所

３．予定工期　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

４．工事金額

（工事の施行）
第１条　本工事の設計及び施工等に関しては、八尾市水道事業給水条例その他甲が定める関係規則及び仕様書等により、甲が行うものとする。

（工事費の負担）
第２条　本工事に要する費用は、すべて乙の負担とする。これに要した費用は精算しないものとする
２　道路占用許可条件等で設計変更する場合の工事費は還付又は追徴する。

（工事費の納入方法）
第３条　乙は、頭書の工事金額を甲の請求に基づき速やかに甲に納入するものとする。

（協定内容等の変更）
第４条　甲は、必要がある場合には乙と協議のうえ工事内容及び工事金額並びに工期を変更し、又は工事の施行を一時中止することができる。この場合において協定に変更を加える必要が生じたときは、甲乙協議のうえ本協定書を変更することができるものとする。

（損害の負担）
第５条　本工事の施行に伴って生じた損害は、甲に過失がある場合を除き乙の負担とする。

（水道施設の帰属）
第６条　本工事の施行に基づき完成した水道施設の所有権は、工事の竣工と同時に甲に帰属するものとし、

以後の維持管理は甲が行うものとする。

要　綱　改　正
令和３年４月１日

（秘密の保持）
第７条　甲及び乙は、この協定に関して知り得たすべての事項及び本工事の施行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（疑義の処理）
第８条　この協定に定めのない事項又は本工事の施行について疑義が生じたときは、開発事業に係る水道事務処理要綱に定めるもののほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　八尾市本町一丁目１番１号
八尾市
代表者　水道事業管理者　　印

（水道局所在地　八尾市光南町一丁目４番３０号）

乙

印

要　綱　改　正
令和３年４月１日

（開発様式第６号）

八　水　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

八尾市水道事業管理者

印

都市計画法第３２条等の規定に基づく承認書

事業の名称　　：

開 発 場 所　　：

開 発 面 積　　：　　㎡

上記開発行為に関する水道施設については適当と認め承認します。

（本市受付番号　　－　　）

２．２７　給水装置工事記録写真撮影箇所

改正　平成　２年　７月　１日

給水装置工事記録写真は、本管工事記録写真撮影要綱に準ずるが竣工検査において工事の施工過程及び工事完了後では確認困難な箇所を実証し、適正な施工を確認するための重要な判断資料とするため次の事項に対し留意すること。

１．施工前
　道路構造物、白線が確認できること。

２．保安設備
　工事標示看板、保安柵、保安灯、他安全対策が確認できること。

３．分岐箇所（撤去箇所含）
　同一場所、同一視角から分岐箇所、道路と宅地の境界が確認できること。
　防錆スリーブ等の挿入作業が確認できること。

４．管布設
　布設深さの確認、他占用物件との間隔が確認できること。
　縦断延長が長い場合は、２０m間隔ごとに撮影すること。
　管保護、水路越し等の特殊な場所については、個別に撮影すること。

５．宅地内配管（凡例）
　メーターから宅地内配管が確認できること。

６．室工
　据付、砕石基礎工、コンクリート打工、ブロック、鉄蓋据付が確認できること。

７．埋戻し
　中間転圧、砂入替えが確認できること。

８．仮復旧
　給水工事仮復旧跡、水マークが確認できること。

９．明示ピン
　道路構造物、側溝、明示ピンが確認できること。

（凡例）

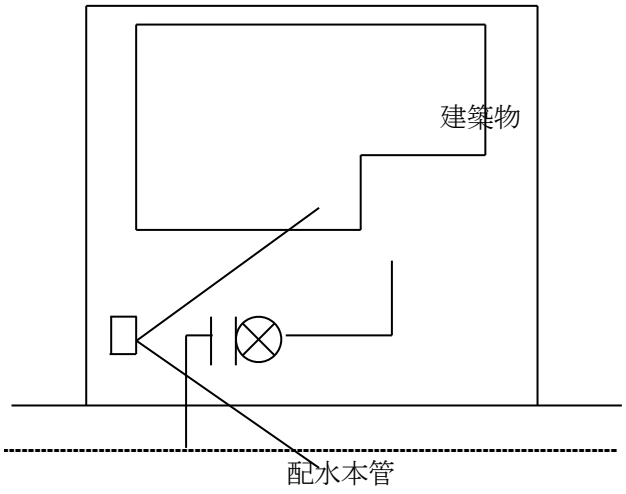

Ⅵ　給水装置工事申請書様式

給　水　装　置　工　事　関　係　書　類

申　請　書	給水装置工事申込書	給水装置工事設計書　概算額	給水装置工事設計書　配管図其の1	給水装置工事設計書　配管図其の2	臨時給水水道料金申込書兼前納金台帳	用途指定誓約書	分岐・土地承諾誓約書	布設先行誓約書	サヤ管ヘッダー式配管誓約書	臨時給水誓約書　不要装置用	臨時給水誓約書　永久装置用	既設管使用承認願	給水装置工事道路掘削申請写真	既設給水装置の加入金権利分配内訳	給水装置工事着手届	給水工事着手日報	給水装置工事竣工届	給水工事竣工検査日報	給水装置工事竣工検査提出写真	給水装置工事申込取消願	是正工事指示書	給水装置所有者変更届	給水装置工事主任技術者自主検査	貯水槽管理人届	貯水槽点検調査表	直結直圧給水協議書	直結増圧給水協議書	既設給水設備調査報告書	新設給水装置竣工登録データ	一般給水開始届	一般給水中止届	臨時給水開始届	臨時給水中止届	口径変更届	給水廃止届	建築確認済証写し	開発協議書	八尾市内位置図
新設工事																																					
・個人専用住宅	◎	◎	◎	○	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	○	◎	×	×	○	×	×	◎	○	×
・3階建以上直結給水	◎	◎	◎	○	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	◎	◎	×	○	◎	×	×	○	×	×	◎	○	×
・受水槽給水	◎	◎	◎	○	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	◎	◎	×	×	×	○	◎	×	×	○	×	×	◎	○	×
・手洗用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	×	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	○	◎	×	×	○	×	×	×	×	×
・洗車用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	×	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	○	◎	×	×	○	×	×	×	×	×
・畑用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	×	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	○	◎	×	×	○	×	×	×	×	×
・植木用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	×	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	○	◎	×	×	○	×	×	×	×	×
改良工事																																					
・個人専用住宅	◎	◎	◎	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	◎	○	×
・3階建以上直結給水	◎	◎	◎	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	◎	◎	◎	×	○	○	×	○	○	○	◎	○	×
・受水槽給水	◎	◎	◎	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	◎	◎	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	◎	○	×
・手洗用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	○	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×
・洗車用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	○	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×
・畑用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	○	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×
・植木用	◎	◎	◎	○	×	◎	○	○	×	×	×	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×
水洗改良工事																																					
・手洗改良	◎	◎	◎	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
臨時工事																																					
・臨時給水	◎	◎	◎	○	◎	×	○	×	×	◎	◎	×	○	×	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	◎	×	×	◎	×	×	×	×	○	×
・用途変更	×	×	×	×	◎	×	×	×	×	◎	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	◎
布設工事																																					
・布設工事	◎	◎	◎	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
布設先行工事																																					
・布設先行工事	◎	◎	◎	○	×	×	○	◎	×	×	×	×	○	×	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
既得先行工事																																					
・既得先行工事	◎	◎	◎	○	×	×	○	◎	×	×	×	×	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
撤去工事																																					
・撤去工事	◎	◎	◎	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	◎	◎	◎	◎	◎	○	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	○	×

◎　・・・ 必要　　○　・・・ 場合により必要　　△　・・・ 指示により必要　　×　・・・ 必要なし

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第1号）

決裁						水栓番号		データ入力	
審査係員	検査係員	係　長	課長補佐	課　長	水道事業管理者				

給水装置工事申込書

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿

（あて先）
八尾市水道事業管理者

年　　月　　日

下記の誓約書の事項を厳守し、八尾市水道事業給水条例の規定に基づき給水装置工事を申し込みます。
工事費概算額を通知された日より30日以内に前納しなかったときは、申込を取り消される事を了承します。

申込者　　住　所
（委任者）
　　氏　名　　印

工事場所
（設置場所）

上記工事場所の給水管及び土地は、私の所有に相違ありません。
上記工事場所は、他人の土地を使用します。

委任状　私は、上記工事場所の給水装置工事の施行並びに工事費その他費用の納付及び還付に関する事務の一切を指定給水装置工事事業者　　に委任します。

備考　当該申込において記入された個人に関する情報について、給水装置工事の施行に伴う事務の他、水道事業の運営に係る事務の目的に利用する事を承認します。

誓約書

上記給水装置工事の施行に際し、次の事項を誓約いたします。

1. 給水装置工事を施行するに際し、貴市の条例、規則等を厳守するとともに責任を持って維持管理をする事は勿論、貴市に損害を与えない事を誓約します。
2. メーターは私が責任を持って管理し、メーターの亡失又はき損した場合は、損害額を弁償します。
3. メーター付近には、検針及び取替に支障をきたすような物品を置いたり、工作物を設けません もし、支障となった場合には、自費でメーターの位置替工事をします。
4. この給水装置を第三者に譲渡する場合は譲受人に対し、一切の権利・義務を必ず継承します。

工種						
	□ 新設	□ 布設	□ 臨時			
	□ 一般改良	□ 布設先行	□ 撤去			
	□ 水洗改良	□ 既得先行				
用途	□ 一般用	□ 臨時用	□ 浴場用			

審査年月日		
許可年月日	給水係	
	市・府・他	
着手年月日		
竣工検査年月日		

承認申請書

上記給水装置工事を別紙設計書のとおり、施行いたしたいので審査のうえ承認願います。

指定工事業者
（委任代理人）　指定第　　号
住所
氏名　　印
主任技術者交付番号　　号
氏名　　印

給水方式	□ 直圧方式 □ タンク方式 □ 併用方式			
給水栓数	栓	メーター口径		ミリ
貯水槽	貯水槽有効容量			㎥
	高架水槽容量			㎥

同意書

上記給水装置工事の施行に際し、私所有又は、管理の
A　土地を所有する
B　給水管から分岐・撤去する（　　）号
C　水路を使用する
D　　ことを承諾しました。

他人の給水管から分岐する場合又は他人の土地を使用する場合は所有者の承諾を受けてください。その他利害関係についても承諾を受けてください。後日利害関係人その他の者から異議が生じても当局はその責任を負いません。

所有者又は管理者
□　住所
　　氏名　　㊞
□　住所
　　氏名　　㊞
□　住所
　　氏名　　㊞

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第2号）

水栓番号	決裁				照合印		市納金	収入印
	審査係員	係長	課長補佐	課長				

給水装置工事設計書（概算額計算書兼調定表）

整理番号 ＿＿＿＿＿＿

申込者氏名	工事場所　　町　　丁目　　番地　　号

	名称	種別	単価	設計 員数	設計 金額	精算 員数	精算 金額
工事諸費	事務費						
	掘削申請費	市私府国					
	消費税						
	計						
手数料	設計審査						
	竣工検査						
合計							

既設水栓番号
専・共・臨
布設先行　　号

摘要

精算金額		
	工事諸費	□追徴金　□還付金 ¥
	加入金	□追徴金　□還付金 ¥

臨時給水	
	使用者
	前納金　¥
	誓約期限　．　．

加入金	旧口径	新口径	員数	単価	金額
合計					

指定工事業者	指定第　　号
復旧業者	

受付	．　．	入力印	財務会計入力
審査	．　．	入力印	
工事費通知	No. ．　．	入力印	
精算	．　．	入力印	
竣工精算通知	．　．	入力印	
還付金返納	支出伺　No. ．　．	入力印	

備考

追徴金	納入印

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第３号）

給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

当該給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第５条及び厚生労働省令で定める技術細目に適合しています。

水栓番号			
給水戸番			
工事場所	町　丁目　番地　号		
施工業者			
主任技術者			
誓約事項			
竣工検査日	・　・	水圧試験	
縮尺	/	図番	/

位置図　N

市内地図番号（　　　）

特記事項

主要使用材料			
	名称	寸法	数量
分岐	サドル分水栓		
	HIチーズ		
弁・栓類	直結止水栓		
	スリースバルブ		
	甲止水栓		
給水管	PP		
	HIVP		
	VLGP		
	メーター		

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第３－１号）

給水装置工事設計書
（配管図及び材料表）

水栓番号			
縮尺	/	図番	/

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第４号）

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　約　書（用途指定）

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約いたします。

記

１．（　　）用以外の用途には、使用致しません。
２．この給水装置と他の給水装置とは、絶対に接続致しません。
３．水道料金は、（　預金口座振替・納付制　）によってお支払いいたします。
４．建物を新築し給水する場合は、八尾市指定給水装置工事事業者を通じ建築確認書を添付し改良工事として速やかに申請致します。
５．この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず承継致します。

上記の誓約事項に違反した場合は、直ちに給水を停止されても一切異議を申しません。なお、撤去、切断等については自費で行います。

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第５号）

臨時給水水道料金支払申込書兼前納金台帳

給水課	
係員	係長

（あて先）
八尾市水道事業管理者　　申込日　　年　　月　　日　整理番号

給水装置所在地	八尾市		水栓番号	指定給水装置工事事業者	指定番号
申込書 住所			納付書発送先	〒	
申込書 氏名	ふりがな		使用者（料金支払者）	ふりがな	
申込書 電話			電話		
臨時給水終了予定日					

1　預金口座振替制度

（1）　申込用紙は別途参照。
（2）　使用中の水道料金等を振替口座から引き落としできなかったときは、八尾市水道事業給水条例に基づき給水を停止されても異議ありません。
（3）　水道料金等は、毎月8日に上記振替口座から引き落とすものとする。ただし、8日が休日の場合は翌営業日とする。

2　納付制度

（1）　臨時給水装置で使用する水道料金は、納入通知書に基づく納付制度により支払致します。
（2）　納入期限は、納付書発行月の翌月8日とする。ただし、8日が休日の場合は翌営業日とする。
（3）　領収印のない納付書を切り離した場合は無効とする。
（4）　納付書を紛失した場合は、水道局に連絡すること。

◎　特記事項

（1）　前納金は、給水装置の工事完了後、最終水道料金に充当します。
（2）　使用期限を更新する場合は、前2ヵ月間の使用料金が前納金を超えるときは、超過額を前納金として、追徴することがあります。
（3）　申込書は、太枠内に記入してください。
（4）　預金口座振替制度又は、納付制度のどちらかを選択してください。

	納金者氏名	前納金額	納入年月日
1			
2			

（様式第６号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

水栓番号	

年　月　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　約　書（臨時給水）

この度、下記場所に臨時用給水装置工事の申し込みをするにあたり、下記の事項を厳守することを誓約致します。

記

１．工事場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．給水目的　(1)特定工事の給水（工事名　　）
　　(2)その他（　　）

３．臨時用給水装置の使用期間（予定）

水道使用期間　開栓日から＿＿＿＿＿＿年　月　日まで

４．工事の関係上、試用期間の延長が生じる場合は事前相談のうえ、水道局の指導により手続きを行い、許可を得ます。

５．水道料金は　（預金口座振替・納付制　）によってお支払い致します。

６．この給水装置は、仮設給水装置であり臨時用以外に使用しません。

７．上記の目的とする工事が終了したときは、速やかに撤去申請書を提出して、この不要給水装置を撤去します。

８．上記の誓約事項に違反した場は、局の指示に従い給水装置の是正工事が生じた場合、第三者に損害が生じた場合も含め私で処理し水道局に一切迷惑をおかけしません、なお、是正工事等については自費で行います。

不要装置用

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第６－１号）

水栓番号	

年　月　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名
印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　約　書（臨時給水）

この度、下記場所に臨時用給水装置工事の申し込みをするにあたり、下記の事項を厳守することを誓約致します。

記

１．工事場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．給水目的　(1)宅地造成及び建築するための工事用
　　(2)その他（　　）

３．建築確認書が許可になり次第、必ず工事着手前に八尾市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事（建築内部の給水装置）の申し込みを致します。
　　［注］建築内部給水装置の工事業者が決定している場合は記入

　八尾市指定給水装置工事事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．臨時用給水装置の試用期間（予定）

　水道使用期間　　開栓日から＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日まで

５．水道料金は、（預金口座振替、納付制）によってお支払い致します。

６．上記の誓約事項に違反した場は、局の指示に従い給水装置の是正工事が生じた場合、第三者に損害が生じた場合も含め私で処理し水道局に一切迷惑をおかけしません、なお、是正工事等については自費で行います。

永久装置用

（様式第７号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住
所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

担当者

直結給水事前協議書

１．工事場所
２．申 請 者
３．工　　種　　□ 新設　　□ 改良（水栓番号　　号）
４．水圧測定
(1)動水圧の測定は申請者の近隣または直近の消火栓より測定すること。
(2)給水栓で水圧を測定する場合は、使用量の最も多い時間帯とすること。
（午前７時～午前９時）
(3)消火栓で水圧を測定する場合は、７２時間連続測定すること

測定位置	測定年月日	測定時間	動　水　圧
給　水　栓	年　　月　　日	：	MPa(kgf/cm^2)
消　火　栓 NO.	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	： ：	最大　　MPa(kgf/ cm^2) 最小　　MPa(kgf/ cm^2)

５．付近配管図（管種・口径・敷設記号）

６．水理計算書は別紙添付のとおり

（様式第８号）

整理番号		水栓番号	

給水装置工事主任技術者が行う自主検査

水道法第２５条の４第３項に規定するとおり給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1．給水装置工事に関する技術上の管理

2．給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

3．給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第１６条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

4．その他厚生労働省令で定める職務

水道法第２５条の４第４項　給水装置工事に従事するものは、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

	検査種別及び項目	検　査　の　内　容　（適合または良いは○）	結果
自主検査項目	共　通　事　項	1．配管の口径、ルート、構造はよいか	
		2．図面には各部分の材料、口径、延長を記入しているか	
		3．給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用しているか	
		4．給水管及び給水用具の位置は図面と整合するか	
		5．工事未竣工、器具の未取付けはないか	
		6．所定の深さが確保されているか	
		7．継手個所において、適切な接合・接続（トルク）がされているか	
		8．水の汚染・破壊・侵食・凍結等の対策はよいか	
		9．各種BOXは適正に設置しているか	
		10．クロスコネクションがされていないか	
		11．給水管及び給水用具は各製造者による設置仕様どおり取付け・設置されているか	
	分岐から メーターまで	1．穿孔部分にはコア等が施されているか	
		2．出水量は適量か	
		3．止水栓・メーター設置場所は市基準書通りか	
		4．止水栓・メーター等は逆付け、傾きがないか	
		5．メーターは検針・取替えが容易にできるか	
		6．メーター等に異物（接着剤等）のつまり等はないか	
	メーター以降	1．配水管の水圧・水量等に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等に直結されていないか	
		2．ウオーターハンマーを発生する恐れのある給水用具を使用していないか	
		3．逆流防止のための給水用具の設置、吐水空間はよいか	
		4．ストレーナー等に異物（砂・接着剤等）による目詰まりがないか	
	機　能　試　験	通水のうえ各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び出水量、動作状態などについて確認	
	水　圧　試　験	1.75MPａ（17.9Kgf/cm2）による水圧テストで漏水・抜け等の確認（新設工事等）	
		1.0MPａ（10.2Kgf/cm2）による水圧テストで漏水・抜け等の確認（布設・布設先行）	
		0.75MPａ（7.6Kgf/cm2）による水圧テストで漏水・抜け等の確認（布設・NS,PE,耐震管）	
		現地水圧による漏水・抜け等の確認（改良工事等）	
	水質の確認	臭気・味・色・濁りが観察により異常でないこと	
	そ　の　他	申込人に対し、給水用具等の取扱説明を行ったか	
		配管ルート、竣工図について説明を行ったか	

特記		指定給水装置工事事業者 給水装置工事主任技術者　　印	
		自主検査及び確認日	年　　月　　日

（様式第９号）

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

１．工事場所

２．申 請 者　　指定給水装置工事事業者　　印

水理計算書

区　間	口径（mm）	流　量（ℓ/min）	動水勾配（‰）	流　速（m/sec）	器具換算延長（m） 実長	止水栓	給水栓	分岐（直）	分岐（分）	逆止弁	フルース弁	メーター	エルボ	異径	小計	小計×1.1	損失水頭（m）
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
～																	
計																	

・設計条件（　　）階建（　　）戸
　設計水圧（　　）MPa（kgf/cm²）
　１戸当り水量（　　）ℓ/min

・計算結果　有効水頭＝ 圧力水頭 －｛(配水管高) ＋（１ 階 高）＋（２ 階 高）＋（３ 階 高)｝
　＝（　　）－｛(　　）＋（　　）＋（　　）＋（　　)｝
　＝（　　）＞損失水頭（　　）m（故に給水可能）

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第１０号）

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　印

誓　　約　　書（出水不良）

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約致します。

記

１．この給水装置が将来出水不良等の問題が生じた場合は、水道局に対して異議申し立てをしないことは勿論、八尾市指定給水装置工事事業者を通じ自費をもって改良工事等適切な処理を致します。

２．この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず継承致します。

上記の誓約事項に違反した場合は、直ちに給水を停止されても一切異議を申しません。

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第１０－３号）

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　約　書（浄水器）

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約致します。

記

１．この給水装置工事で使用した給水用具を起因として、将来水質異常等の問題が生じた場合は、水道局に対して異議を申し立てをしないことは勿論、八尾市指定給水装置工事事業者を通じ、自費をもって撤去等の適切な改良工事を行い処理します。

２．この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず承継致します。

上記の誓約事項に違反したときは、直ちに給水を停止されても何一切異議を申しません。

（様式第１０－５号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　約　書（複式メーターボックスユニット）

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に給水装置工事の許可を受けるにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約致します。

記

１．この給水装置に将来維持管理等の問題が生じた場合は、水道局に対して異議申し立てをしないことは勿論、桝蓋の破損、器具の故障及び漏水は、八尾市指定給水装置工事事業者を通じ自費をもって修繕等の適切な改良工事を行い処理致します。

２．この給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず承継致します。

上記の誓約事項に違反したときは、直ちに給水を停止されても一切異議を申しません。

（様式第１１号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

水栓番号	

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込者）
氏　名　　印

住　所
（給水装置使用者）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

既設管使用承認願

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において、既設管を下記のとおり給水装置に接続することについて、下記条件を誓約しますので、工事を許可していただきますようお願い致します。

記

１．この既設管の維持管理については責任をもって管理し、腐食漏れ、出水不良、その他補修の必要が生じたときは、直ちに自らの責任において施工致しますのは勿論、後日、貴市から当該装置が不適当と指摘を受けたときは、直ちに切断するとともにその他必要な処置を講じ貴局に対し一切迷惑をかけないことを誓約致します。

２．当該装置を含む給水装置を第三者に譲渡する場合は、誓約事項を遵守するよう必ず承継致します。

３．既設水道装置平面図　　別紙図面のとおり

４．既設水道装置明細
①既設水道管　　管種＿＿＿＿＿＿口径＿＿＿＿＿mm　延長＿＿＿＿＿＿m
②既設給水栓　　種別＿＿＿＿＿＿口径＿＿＿＿＿mm　個数＿＿＿＿＿＿個

上拾番号	

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

（給水装置工事申込者）　住　所
氏　名　　印

（指定給水装置工事事業者）　住　所
氏　名　　印

誓　約　書（分岐・撤去・土地掘削）

１．誓約書・提出理由

①　利害関係人の所在不明
利害関係人の住所氏名
調　査　日　　平成　　年　　月　　日
経　過　等

②　その他
利害関係人の住所氏名
面　会　日　　平成　　年　　月　　日
協　議　内　容

以上のような実情をご考慮いただき、下記の条件を誓約致しますので、給水装置工事の許可をいただきますようお願い申し上げます。

記

１．利害関係人その他より、苦情及び紛争等の問題が発生致しましたときには直ちに当方で責任をもって誠意ある処置をし、貴市水道局に対し、一切のご迷惑をおかけ致しませんことを誓約します。
２．この給水装置を第三者に譲渡するときは、誓約事項を遵守するよう必ず承継致します。
３．貴局の指示、誓約事項に違反した場合は、直ちに給水を停止されても一切異議を申しません。

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

（様式第１３号）

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

（主任技術者）氏　名　　印

給水装置工事着手届

下記工事場所の給水装置工事を着手致します。

１．申込日　　年　　月　　日

２．整理番号

３．工事場所

４．申込者

５．栓　種　　□　専用栓　　□　共用栓

６．工　種　　□　新　　設　　□　布　　設
□　一般改良　　□　布設先行
□　水洗改良　　□　撤　　去
□　臨　　時

７．着手日　　年　　月　　日

８．許可日　　年　　月　　日

許可番号

（様式第１３―１号）

様式改定

給水工事着手日報

月　　日（　　曜日）

工種	整理番号	道路種別	工事場所	申込者	口径別着手戸数												指定給水装置工事事業者	備考
					分岐工事							連絡工事						
					13	20	25	30	40	50		50	75	100				
																		夜間工事
																		〃

（様式第１４号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

（主任技術者）氏　名　　印

給水装置工事竣工届

下記工事場所の給水装置工事を竣工しましたのでお届けします。

１．申込日　　年　　月　　日

２．整理番号

３．工事場所

４．申込者

５．栓　種　　□　専用栓　　□　共用栓

６．工　種　　□　新　　設　　□　布　　設
□　一般改良　　□　布設先行
□　水洗改良　　□　撤　　去
□　臨　　時

７．着手日　　年　　月　　日

８．竣工日　　年　　月　　日

（様式１４－１号）

様式改定

給水工事竣工検査日報

月　　日（　　曜日）

工種	整理番号	工事場所	申込者	給水栓数	口径別竣工戸数									検査時間	指定給水装置工事事業者	備考
					13	20	25	30	40	50	75	100				

（様式第１５号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

年　月　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（申請者）
氏　名　印

貯水槽管理人届

この度、下記の場所に貯水槽を設置しますのでお届けします。

設置場所			
竣工日	年　月　日	所有者	氏名
水栓番号		貯水槽管理人	住所
メーター口径			氏名
			電話番号

建物規模及び種類	地上　階	地下　階	戸数　戸
	□共同住宅　□官公庁　□病院　□工場　□その他（　　） □一般家庭　□ホテル　建物名称 □事務所　□店舗　（仮称）		
貯水槽	貯水槽容量　m^3	有効容量　m^3	
加圧方式	□　高置水槽方式　高置水槽容量　m^3　有効容量　m^3 □　圧力タンク方式 □　加圧ポンプ方式　（□　固定速式　□　可変速式）		
給水方式	□　建物内全戸数が貯水槽により給水されている。 □　上記以外の給水方法 具体的に・　階～　階まで　戸貯水槽で給水されている ・　階～　階まで　戸直結給水装置で給水されている		
指定給水装置工事事業者名		備考	

上記設置場所における給水設備のうち貯水槽の給水口までは、給水装置の取り扱いとし、貯水槽以下の設備（流末設備）については、当方で管理人を定め修繕その他一切の維持管理を行います。なお、貯水槽以下の諸問題についても水道局にご迷惑をかけません.

また、管理人に変更があるときは、お届けします。

（様式第１６号）

様　　式　　改　　定
令和３年１月 12 日

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込書）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

給 水 装 置 工 事 申 込 取 消 願

年　　月　　日付、整理番号　　号にて申込を致しました給水装置工事を下記の理由により取消し下さるようお願い致します。

記

１．工事場所

２．申込者　　住　所

氏　名

３．取消理由

（様式第１７号）

様　　式　　改　　定
令和３年１月 12 日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（給水装置工事申込書）
氏　名　　印

住　所
（指定給水装置工事事業者）
氏　名　　印

誓　　約　　書（布設先行）

この度、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿にて道路舗装工事に先行し、布設先行給水装置工事の申し込みをするにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

１．引込給水管の口径は　　㎜管とします。
２．給水管の埋設深度は公道部分に準ずるものとし、また、管の末端は簡易バルブ止めとします。
３．埋設管の位置表示については、貴局の指示する方法で明示致します。
４．給水管の引込み位置がメーター設置位置と横に１m以上変更となる場合及び口径変更が生じた場合は、引込給水管の布設替を行います。
５．引込給水管が不要となった場合は、自費をもって速やかに撤去致します。
６．この装置を使用して給水装置工事を行う場合は、必ず工事着手前に八尾市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事（建築内部の給水装置）の申し込みを致します。
７．この装置は、私が責任をもって維持管理するものとし、出水不良、漏水、盗水等の事故が生じたときは自費をもって行います。
　また、第三者に損害が生じた場合も含め私で処置し、水道局には一切迷惑をおかけしません。

上記の誓約事項に違反した場合は、直ちに給水を停止されても一切異議を申しません。

分岐本管番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
舗装工事予定　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
建築工事予定　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（様式第１８号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所
（届出者）
氏　名　　印

給水装置所有者変更届

下記給水装置の所有者変更がありましたのでお届け致します。
尚、水道使用上に関する一切の権利、義務は新所有者に承継致します。

記

給水装置設置場所	
水栓番号	
旧所有者	住　所 氏　名　　印 電話番号
新所有者	住　所 氏　名　　印 電話番号
所有者変更年月日	年　　月　　日
備考	

受付年月日	年　　月　　日	受付印	

（様式第１９号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

年　月　日

給水装置工事道路掘削申請写真

申　込　番　号	
工　事　場　所	
申　込　者　氏　名	
指定給水装置工事事業者	

写真

写真

（様式第２０号）

様　式　改　定
令和３年１月12日

年　　月　　日

給水装置工事道路掘削施工写真

申　込　番　号	
工　事　場　所	
申　込　者　氏　名	
指定給水装置工事事業者	

☐ 仮復旧後　　☐ 本復旧後

写真

写真

（様式第２１号）

様　　式　　改　　定
令和３年１月 12 日

年　　月　　日

給水装置工事竣工検査提出写真

申　込　番　号		許可番号	
工　事　場　所			
申　込　者　氏　名			
指定給水装置工事事業者			

別紙写真ファイルのとおり

（１）　施工前
（２）保安設備
（３）分岐箇所（撤去箇所）
・コア設置状況
・サドル分水栓設置状況
・ポリエチレンスリーブ設置状況
・サドルキャップ設置状況（撤去時）
（４）給水管布設
・給水管埋設深さが確認できるもの
・明示テープ埋設状況
・圧着箇所の MC ユニオン設置状況（圧着作業実施時）
（５）宅地内配管
・明示ピン設置状況（立会省略時は必須）
・修理止水栓設置状況（布設先行時）
・栓止め前の通水状況（布設先行時）
・既設残置管がある場合の閉塞状況（撤去時）
（６）メーター・止水栓・バルブ室工
（７）埋戻し
（８）仮復旧
・現場の全景写真で管本数が確認できるもの（布設先行時）
・撤去ラインが確認できるもの（撤去時）

＊検査立会省略時の必須写真は太字にて記載しています。

（様式第２２号）

是正指示伺				完了伺			
係員	係長	課長補佐	課長	係員	係長	課長補佐	課長

整理番号　　号
年　　月　　日

是正工事指示書

指定給水装置工事事業者

様

八尾市水道局

課長　　印

下記工事について検査した結果、不適合部分があるので是正を行うように指示します。

記

申込年月日	年　月　日	申込番号	
申込者		工事場所	
是正期間	年　月　日まで	再検査日	年　月　日

是正事項	備考

是正工事期間までに竣工検査の合格ができない場合は、他の着手及び、竣工検査を停止します。

是正工事完了届

(あて先)　　年　月　日

八尾市水道局

課長　　様

指定給水装置工事事業者

住所

氏名　　印

整理番号	

様　式　改　定
令和３年１月12日

（様式第２３号）

既設給水装置の加入金権利配分内訳書

年　　月　　日

（あて先）
八尾市水道事業管理者

住　所

氏　名　　印

工事場所

誓　約　書

この度、上記工事場所において既設給水装置の改良工事を施行したいので、既設給水装置に係る加入金の権利を配分することに関して、下記条件を誓約いたします。

１．後日、区画及び口径等の変更、又は八尾市水道事業給水条例の改正に伴い加入金が変更された場合でも、記載された加入金の権利の配分内で給水装置工事を申込いたします。

２．旧口径と新口径に係る加入金の額に差があるときは、「八尾市水道事業給水条例第３２条の２」の規定により、不足のときは追徴され、余りがあるときは還付されないことを承知いたします。

３．上記工事場所の土地を第三者に譲渡するときは、誓約事項を遵守するよう必ず承継します。

既設給水装置の加入金権利内訳

水栓番号	口径	個数	単価	金額
合計金額				

配分加入金権利内訳

工事種別	口径	個数	単価	金額
合計金額				

剰余加入金権利内訳

種別	金額	備考
□剰余加入金権利を使用する		
□剰余加入金権利を使用しない		□既得権無し

様　式　改　定
令和３年１月12日

新設給水装置竣工

戸数	総容量	有効容量	高置水槽 容量	高置水槽 数	加圧装置	作成者
戸	m3	m3	m3		有・無	

竣工	年月日	メーター口径

水栓番号		
	種別	専用・臨時用・集合住宅
	集合住宅名	
	番号	
所在地	八尾市	

指定給水装置工事事業者	指定番号

付近見取図

備考
家・植木・畑・ガレージ
公園・その他（　　）

自家設備　有・無

メーター位置

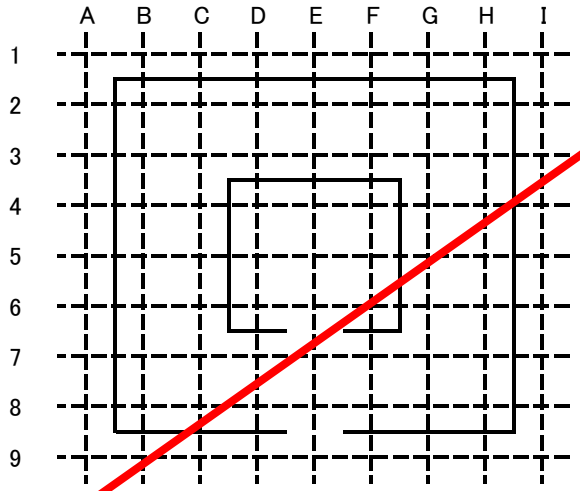

カード区分	検針区分	点検番号 地区	台帳	徴収	水栓番号の下4桁	親	水栓番号 種別	団地	番号	メーター口径	水源	自家設備	メーター位置 横	縦
1	2	4	6	8	11	15	16	17	18	24	27	28	29	30
D				９９９		０								

所在地 町コード	丁目番号	竣工検査年月日 年	月	日	異動コード
31	34	45	47	49	51
					A

開 閉 栓 届

（あて先）

八尾市水道事業管理者

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

・来 局・現 場）　　年　月　日　中込

次のとおりお届けします。

水 栓 番 号	区 分	地 区	台 帳	徴 収	受付者

届出内容	（○で囲む）
・ 一般給水開始（　　）	・ 一般給水中止
・ 臨時給水開始	・ 臨時給水中止
・ 口径変更	・ 給水廃止
・ その他	・ 職権閉栓

水道使用場所		
フリガナ		
使用者		電話
旧使用者		
届出者	住所	
	フリガナ	
	氏名	電話

開始月日	年　月　日
中止月日	年　月　日
精算月日	年　月　日

実施日	年　月　日	取付 ・ 撤去
出庫No	撤去No	

取扱者	

	口径	桁	メーター番号	指示数	検定年月
新					
旧					

付近見取り図

コード

所有ｺｰﾄﾞ	形式ｺｰﾄﾞ	新品ｺｰﾄﾞ	ﾒｰｶｰｺｰﾄﾞ	種類ｺｰﾄﾞ
1局所有	1指針式	1新品	01柏原計器工業	1接線流羽根車（φ13～40）
2局以外所有	2ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式	2修理1回目A	02阪神計器	2ｳｫﾙﾄﾏﾝ（φ50～100）
	3遠隔指針式	3修理2回目B	03アズビル金門	3電磁式
	4遠隔ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式		04アイチ	4電磁式(隔測)
			05リコー	5隔測ﾘﾓｰﾄﾒｰﾀｰ
			06アサヒ	6電子ﾒｰﾀｰ
			07東洋計器	7電子ﾒｰﾀｰ(隔測)
			08前澤給装工業	
			09ニッコク	

集金先

備考		収納状況	年　月分（入金・未収）

給水装置工事業務流図

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

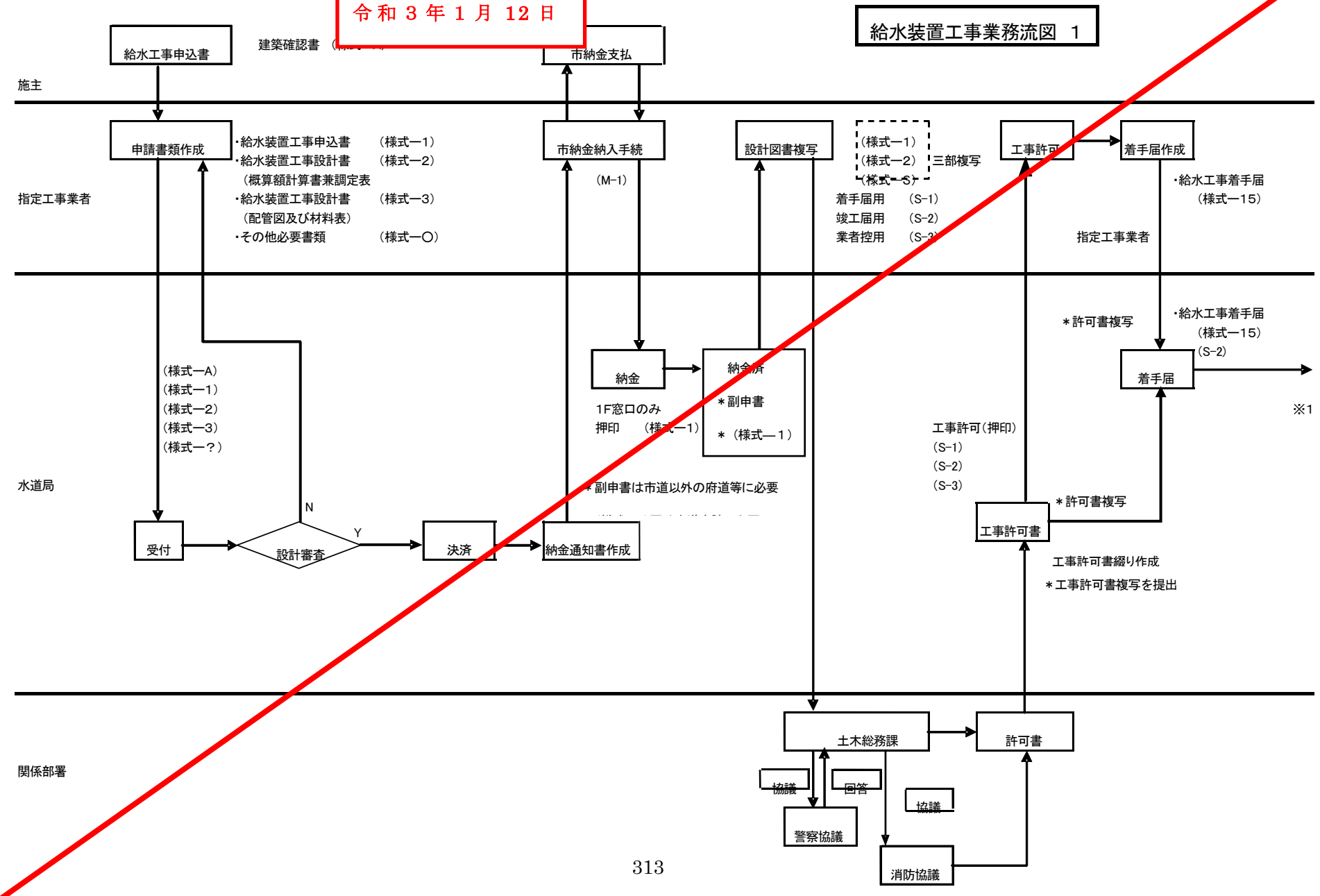

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

給水装置工事業務流図　２

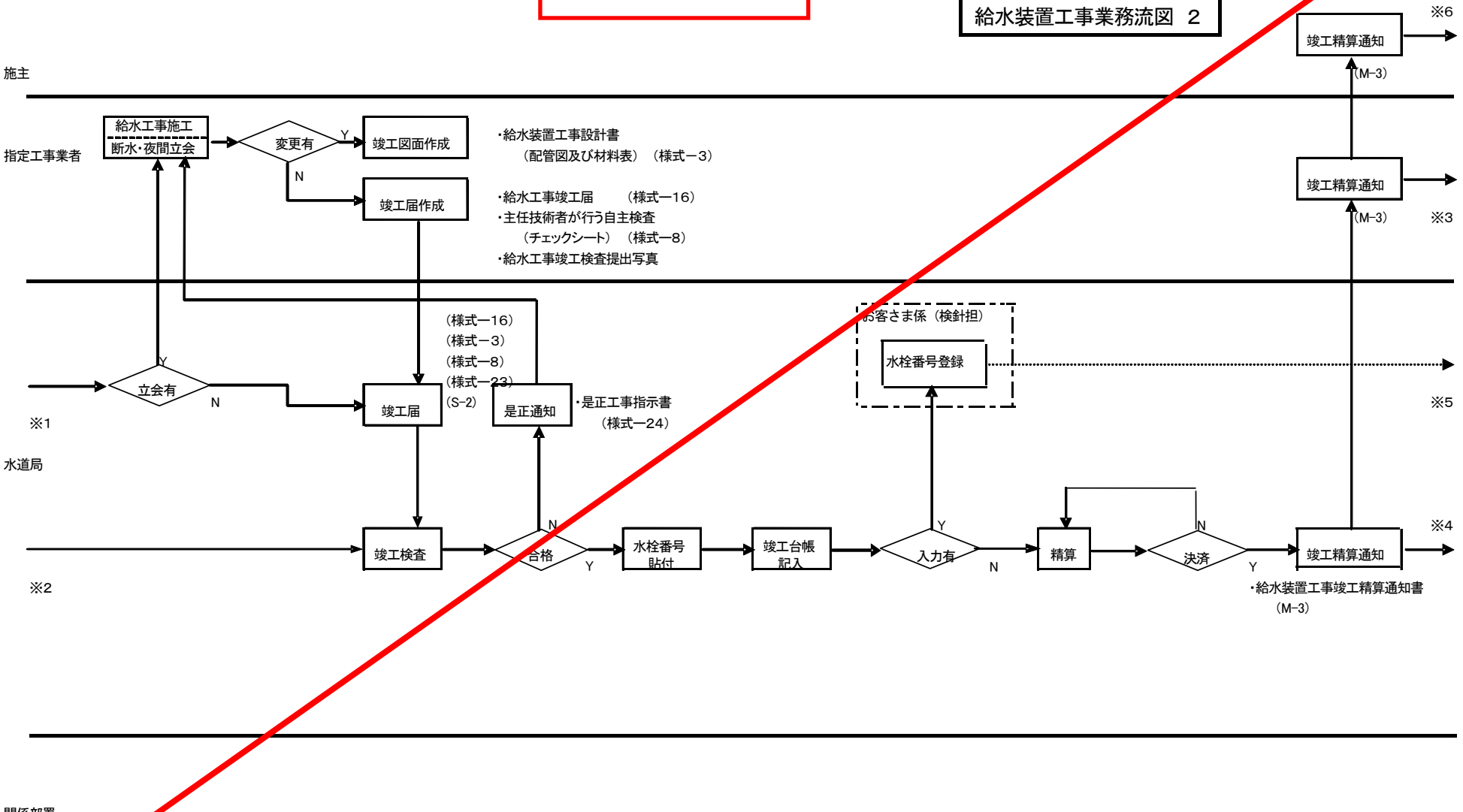

様　式　改　定
令和３年１月 12 日

給水装置工事業務流図　3

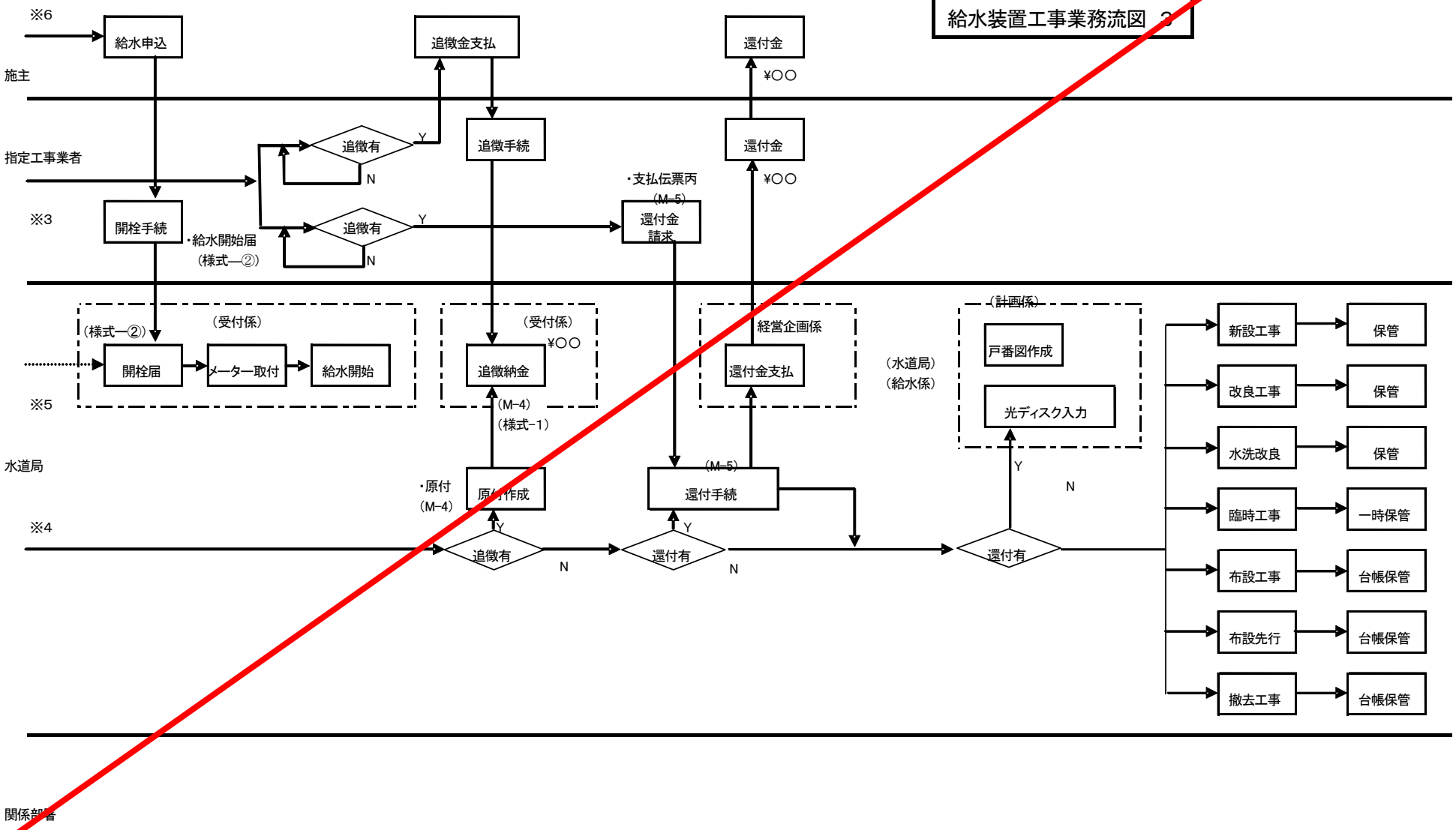

給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規程の細目

昭和４２年　４月　１日制定

昭和４８年　４月　１日改正

昭和５３年　４月　１日改正

昭和６０年　４月　１日改正

平成　１年　４月　１日改正

平成　４年　４月　１日改正

給水装置工事施行基準

平成　８年１０月　１日制定

平成１１年　２月１０日改正

平成１３年１０月　１日改正

平成２０年１１月１１日改正

平成２８年　４月　１日改正

平成２９年　４月　１日改正

平成３０年　４月　１日改正

編集・発行：　八尾市水道局施設整備課

大阪府八尾市光南町一丁目４番３０号

℡　０７２－９２３－６３０８

平成３０年　４月　１日発行